

平成 29 年

塩竈市議会会議録

(第161巻)

第3回定例会 9月11日 開会
9月28日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 29 年 9 月 定例会 日程表

会期 18 日間（9 月 1 日～9 月 28 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9. 11	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任、議会運営委員会の委員の選任、請願第 7 号及び第 8 号、認定第 1 号ないし第 3 号、議案第 50 号ないし第 61 号、議案第 62 号及び第 63 号	1
12	火	休 会		2
13	水	〃	決算特別委員会 10：00～	3
14	木	〃	総務教育常任委員会 10：00～	4
15	金	〃	民生常任委員会 10：00～	5
16	土	〃		6
17	日	〃		7
18	月	〃	敬老の日	8
19	火	〃	産業建設常任委員会 10：00～	9
20	水	〃	決算特別委員会 10：00～	10
21	木	〃	決算特別委員会 10：00～	11
22	金	〃	決算特別委員会 10：00～	12
23	土	〃	秋分の日	13
24	日	〃		14
25	月	本会議	一般質問 13：00～ ①阿部 眞喜 議員 ②小高 洋 議員 ③菅原 善幸 議員 ④鎌田 礼二 議員	15

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
26	火	〃	一般質問 13:00～ ⑤志賀 勝利 議員 ⑥山本 進 議員 ⑦浅野 敏江 議員 ⑧伊勢 由典 議員	1 6
27	水	休 会		1 7
28	木	本会議	委員長報告 13:00～	1 8

塩竈市議会平成29年9月定例会会議録 目次

(9月定例会)

第1日目 平成29年9月11日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
質 疑	5
鎌 田 礼 二 君	5
山 本 進 君	5
志 賀 勝 利 君	8
伊 勢 由 典 君	11
議長辞職の件	22
議長選挙	23
副議長辞職の件	25
副議長選挙	25
総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	27
議会運営委員会の委員の選任	28
請願第7号及び第8号	29
認定第1号ないし第3号	29
提案理由説明	29
総括質疑	36
伊 勢 由 典 君	36
議案第50号ないし第61号	40
提案理由説明	40
総括質疑	51
鎌 田 礼 二 君	52

志賀勝利君	52
小高洋君	54
議案第62号及び第63号	58
提案理由説明	58
採決	59
散会	59

第2日目 平成29年9月25日（月曜日）

議事日程第2号	61
開議	63
会議録署名議員の指名	63
一般質問	63
阿部真喜君（一問一答方式）	
（1）広報戦略委員会について	63
①立ち上げについて	
②現状の取り組みについて	
（2）塩竈市のメンタルケアとストレスチェックについて	67
①塩竈市役所の取り組みについて	
②塩竈市内の企業の取り組み数は	
③今後の市の取り組みについて	
（3）移住政策について	71
①来年度に向けて移住政策を行う予定はあるのか	
（4）塩竈市が定めるプロポーザル方式について	76
①建築に対してのプロポーザル方式の導入は	
②現在までのプロポーザル方式については	
（5）塩竈市中小企業振興条例について	79
①条例に基づいた取り組みは行っているのか	
②条例に基づいた実績はあるのか	
③現在、企業や団体からの要望はあるのか	

小 高 洋 君 (一問一答方式)	
(1) DV被害者支援の取り組みについて	81
①本市の取り組みについて、現状と課題は	
②なりすまし・虚偽申告などによる個人情報漏えい問題の対策について	
(2) 心身障害者医療費助成制度について	82
①対象となる人数の推移並びに財源構成・規模について	
②窓口給付の導入について	
③償還払いの手続きの現状と簡易化について	
(3) 通級指導教室など、学校内の発達支援について	88
①本市における発達支援の現状について	
②通級指導の定数、利用人数、指導教員数について	
③文部科学省の通級指導教員の一部基礎定数化を受けての本市の今後の取り組み・考 方は	
(4) 母子・父子世帯の支援について	92
①寡婦控除・寡夫控除の制度について	
②対象となる人数について	
③みなし寡婦控除・寡夫控除制度の導入について	
(5) 塩竈市内の雇用環境と地元就職の推進について	98
①市内の雇用環境の現状と課題について	
②地元就職の推進の取り組みは	
(6) 塩竈市の経済と産業振興について	98
①震災前からの本市経済についてどうとらえているか	
②これからの本市の産業振興について	
菅 原 善 幸 君 (一問一答方式)	
(1) 子育て支援について	101
①子供の貧困対策について	
・塩竈市の子供の生活の実態調査について	
・早期の段階での支援について	
・ひとり親世帯への支援について	
(2) 特別支援教育について	109

①インクルーシブ教育システムについて	
②福祉施設との連携について	
③発達障がいの疑いのある児童・生徒への支援について	
(3) 市民活動の推進について	114
①町内会の自主的な活動を推進するための行政支援について	
・町内会長の負担軽減について	
・課題とその解消について	
鎌田礼二君(一問一答方式)	
(1) 勝画楼保存に向けて	118
①経過と現在の状況	
②将来の見通し	
(2) 教育関係について	125
①全国学力調査の結果は	
②塩竈市としての対応は	
(3) 市立病院について	133
①現在の収支状況は	
②平成29年度の収支見通しは	
③病院内のトラブルのその後の対応は	
散会	136

第3日目 平成29年9月26日(火曜日)

議事日程第3号	137
開議	139
会議録署名議員の指名	139
一般質問	139
志賀勝利君(一問一答方式)	
(1) 塩釜港区に関して	139
①航路の-9m浚渫の進捗状況は	
②巡視船さおうの係留岸壁の移転の進捗状況は	

③東ふ頭背後地への「全天候型冷凍冷蔵庫建設」のその後の経過について	
(2) 学力の向上について	147
①第5次長期総合計画の中間総括の中での達成度について	
②「生きる力を育む教育の充実 (1)学力の向上」の目標値は	
③全国学力・学習状況調査の正解率の目標値は	
(3) 瓦れき処理問題について	154
①塩釜市災害復旧連絡協議会に「権利能力なき社団」という条件整備をさせるとした発案者は誰か	
②塩釜市災害復旧連絡協議会を元請けとする方針を指示したのは誰か	
③浦戸地区での復旧作業の着手を確認したのは誰か	
④佐藤市長は浦戸での復旧作業の開始を確認していたのか	
山本 進 君 (一問一答方式)	
(1) 自治体病院としての市立病院のあり方	163
①新改革プランと現状について	
②市立病院のミッションと今後のビジョン	
(2) 高齢社会における交通体系	175
①100円バス事業の検証	
②100円バス事業の今後について	
(3) 宮城県市長会会長職務代理者となって	161
①就任の経過について	
②会長職務代理者としての所信	
浅野 敏江 君 (一問一答方式)	
(1) 子育て支援について	179
①新生児聴覚検査について	
・ 2市3町圏域における産婦人科等分娩医療機関での新生児聴覚検査の実施状況は	
・ 聴覚検査費用への公費助成を行う考えは	
(2) 定住促進について	183
①Uターン・Iターン政策について	
・ 3世代同居・近居世帯、子育て世帯への支援	
・ 中古住宅取得・補修補助について	

(3) 観光行政について	187
①本市の観光事業における観光客の現状について	
②「東北観光復興元年」と本市の取り組み	
③広域観光について	
④本市の魅力をアピールするには	
⑤復興ツーリズムで教育旅行を	
伊勢由典君（一問一答方式）	
(1) 災害公営住宅について	196
①家賃値上げはどうか	
②入居者のうち減免を受けている世帯	
③家賃軽減の継続は	
(2) 越の浦漁港地区トイレ設置について	201
①宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所、塩竈市、宮城県の取り組みについて	
(3) 震災集中復興期間後の市の公共事業について	203
(4) 塩竈アフタースクール事業と子供の貧困対策について	205
①アンケートで明らかになった子供と保護者の現状	
②今後の居場所づくりについて	
(5) のびのび塩竈っ子プランの見直しと公立・私立保育所の待機児童と隠れ待機児童に ついて	208
①待機児童と隠れ待機児童の内訳と今後の対応について	
(6) 浦戸災害廃棄物（がれき）撤去業務委託について	212
①訂正前の数値について	
②訂正前の数値の内訳	
③なぜ訂正を行ったのか	
④宮城県と環境省にいつ訂正を行ったのか	
⑤瓦れき処理問題は市長が調査究明する立場に立つべきではないか	
散 会	214

第4日目 平成29年9月28日（木曜日）

議事日程第4号	217
---------------	-----

開 議	219
会議録署名議員の指名	219
議案第50号ないし第61号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	219
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	221
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	222
採 決	224
請願第5号、第7号及び第8号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	224
（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）	225
（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	225
質 疑	225
鎌 田 礼 二 君	225
採 決	227
認定第1号ないし第3号（平成28年度決算特別委員会委員長審査報告）	227
討 論	232
曾 我 ミ ヨ 君	232
浅 野 敏 江 君	236
志 賀 勝 利 君	238
阿 部 かほる 君	242
採 決	244
議員提出議案第6号	244
提案理由説明	244
採 決	246
議員派遣の件	246
議員提出議案第7号	247
提案理由説明	247
採 決	248
閉 会	249

平成29年 9 月定例会 9 月11日 開 会
 9 月28日 閉 会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成28年度決算特別委員会	認定第1号	平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	29.9.28
	認定第2号	平成28年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	29.9.28
	認定第3号	平成28年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	29.9.28
総務教育	議案第51号	塩竈市津波防災センター条例	原案可決	29.9.28
	議案第54号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第60号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	29.9.28
	議案第61号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	29.9.28
民 生	議案第54号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第55号	平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第57号	平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第58号	平成29年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第59号	平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	29.9.28
産業建設	議案第50号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	29.9.28
	議案第52号	塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例	原案可決	29.9.28
	議案第53号	塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例	原案可決	29.9.28
	議案第54号	平成29年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	29.9.28
	議案第56号	平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	29.9.28

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第62号	教育委員会の委員の任命について	同 意	29.9.11
	議案第63号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	29.9.11
	議員提出 議案第6号	北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する、各国と連携した断固たる対応と同時に、平和的解決を日本政府に求める意見書	否 決	29.9.28
	議員提出 議案第7号	塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設整備に係る県有地の払下げを求める意見書	原案可決	29.9.28

塩竈市議会 9 月定例会 請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 5 号	国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願	29.6.9	民 生	継続審査	29.9.28
第 7 号	「学校図書館図書整備等 5 か年計画」による予算拡充の決議を求める請願	29.9.5	総務教育	継続審査	29.9.28
第 8 号	塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願	29.9.5	産業建設	採 択	29.9.28

平成29年6月15日 塩釜市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 5 号
受理年月日	平成29年6月9日
件 名	国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>塩釜市の国保税は、平成24年度・3.88%、平成26年度・3.22%、平成27年度・3.33%、平成28年度・6.05%と5年間で4回の引き下げを行いました。40歳代夫婦と未成年の子ども2人、年間所得200万円のモデル世帯で年間約38万3千円となり、所得に占める割合は19.2%と依然高い状態にあり、近隣自治体と比較しても多賀城市より年間約3万3千円、利府町より年間約8万5千円高い国保税となっています。</p> <p>一方、平成27年度決算では、高額薬剤により薬剤費が増加していても単年度では1億86百万円の黒字であり、基金残高は14億11百万円に増加しています。この基金残高は、塩釜市の年間国保税収に相当し、年間保険給付額の約3割に達しており、宮城県内自治体では2番目に多い基金残高となっています。</p> <p>一方、高すぎる国保税のために国保税支払いができず、平成27年9月末で短期被保険者証となる世帯が757世帯、短期被保険者証のいわゆる「留め置き」世帯が208世帯となり、病院で医療費10割負担となる被保険者資格証明書世帯も47世帯にのぼっています。「留め置き」世帯と合わせて手元に被保険者証がないのと同様の世帯が255世帯となり、国保世帯数の3.1%にもなります。</p> <p>塩釜市議会として、塩釜市に対して、年間国保税収に相当する額でもあり、年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金残高14億円を使って、これまでの引き下げ率を大幅に超える平成30年度国保税の引き下げを実施する決議を採択するよう下記の通り請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 塩釜市議会は、塩釜市に対して、年間保険税収に匹敵し年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金を活用し、平成30年度の国保税について大幅な引き下げを求める決議を採択すること。</p>
提出者住所・氏名	塩釜市錦町16-5 坂総合病院 気付 塩釜市の国保を良くする会 会長 虎川 太郎
紹介議員名	志子田 吉晃、伊勢 由典、曾我 ミヨ
付託委員会	民生常任委員会

平成29年9月11日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 7 号
受 理 年 月 日	平成29年9月5日
件 名	「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議を求める請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>文部科学省によって平成29年度からスタートした「学校図書館図書整備等5か年計画」と「計画の策定に伴う地方財政措置」で「学校図書館整備・学校図書館への新聞配置・学校司書の配置」が予算化されました。</p> <p>「塩竈市教育大綱」（平成28年2月策定）に基づく学校図書館に関する施策を推進するため、塩竈市においても「学校図書館整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配備」拡充整備のため塩竈市議会において予算を実施する決議を採択されますようお願いいたします。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>総務省と文部科学省は、平成29年度からの5年間で「学校図書館整備・学校図書館への新聞配置・学校司書の配備」拡充のため2,350億円、単年度約470億円の地方財政措置を行うこととなりました。地方財政措置は地方交付税が充当されます。これは学校図書館の充実によって子どもの読書活動、探究学習などを促進するとともに、読解力や言語活動の向上をめざすものです。</p> <p>塩竈市内の学校図書館の図書については古い図書が保有されており、社会変化や学問の進展を踏まえた図書整備が急務になっています。児童生徒の探究的学習や読解力の育成、言語活動を支えるためにも図書の更新が必要です。</p> <p>また、学校図書館には複数の新聞が配備されていません。社会の諸課題について考察し、公正に判断する材料として複数の新聞配置が必要です。</p> <p>さらに塩竈市内の小中学校においては専任の学校司書が配置されておらず、図書の整備、貸し出し、選本、統計、広報、図書修繕、図書廃棄等の仕事に手が回っておりません。学校司書を専任で配置し、学校図書館の運営が図られることで塩竈市の児童生徒の学力向上と教育的素養を高めることができます。</p> <p>以上の理由により、「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充を進められるよう塩竈市議会としても塩竈市に対して予算拡充を求める決議を採択されるよう請願いたします。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	宮城県仙台市青葉区柏木一丁目2-45 宮城県教職員組合中央支部塩竈地区 議長 菅野 俊雄
紹 介 議 員 氏 名	伊勢 由典、小高 洋
付 託 委 員 会	総務教育常任委員会

平成29年9月11日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 8 号
受 理 年 月 日	平成29年9月5日
件 名	塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願
要 旨	<p>【請願の要旨】 塩釜漁港地区にある宮城県所有の土地の払い下げについて、宮城県に対して意見書の提出を求めるものです。</p> <p>【請願の理由】 塩竈市議会におかれましては、ますます御清栄の事と御喜び申し上げます。平素は、水産業・水産加工業、魚市場振興に対しまして何かとご尽力を賜わり厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、掲題の件、「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願書」は、既に処理施設の建設に関して、宮城県議会でも取り上げられておりますが、塩釜の基幹産業でもある水産振興の観点からも、必要欠くべからざる施設として、水産業界一同が共に認識しているところであります。</p> <p>平成29年10月、いよいよ塩竈市魚市場が竣工いたします。まさに震災復興のシンボルとして、また塩釜の水産業の新しい扉が開こうとしています。</p> <p>過去には、昭和57年に126,000トン、500億円を超える水揚げがあった塩竈市魚市場も、昭和59年以降は、平成11年まで年々減少し、ついには30,000トンを割るに至りました。</p> <p>水産資源を維持・管理・回復するため、魚種ごとに漁獲できる総量を制限する漁獲可能量（TAC）の漁獲規制、さらに国際的協約（200海里）のもとに制限され、東日本大震災後も20,000トン、100億円を切る水揚げ状況に至っていました。</p> <p>こうした中であって、数年前からも叫ばれていた「青物」の誘致も実を結ばなかったものの、ここ2年前からサバの水揚げが実施され、平成28年は3月末で4,600トン、3億円の水揚げ実績を上げることができました。</p> <p>まさに「まぐろに特化した魚市場」からの脱却の第一歩として、また、新塩竈市魚市場の完成後の課題のひとつだった水揚げ魚種の拡大へつながり、大きな期待が寄せられているところです。</p> <p>現在は1日で200トンの処理能力であり、3社の対応により、2日間350トンの数量をこなす状況であります。</p> <p>今こそ新しい扉が開こうとしているとはいえ、現実には入港船1艘分の処理能力しかありません。</p> <p>そこで水揚げ数量を増やすにはさらなる受入れ施設の新設がどうしても必要になります。</p>

	<p>総数量400トンの凍結施設があれば、入港船2艘で年間10,000トンの水揚げが可能となります。</p> <p>特定第三種漁港としても年間35,000トンが基本の目安となる中、サバを起点としてイワシ、イナダと拡大していけば目標を達成できるものと確信します。</p> <p>他港の凍結施設の能力は、銚子が1日6,000トン、石巻は2,000トン、気仙沼も800トンの設備があり、いかに塩釜港が少ないかをご理解いただけるものと考えます。</p> <p>さらに、水産加工業各社も地元産の加工原料として、塩釜発信の加工・販売ができ、数量の拡大に伴い、需要があり海外への販売も視野に入れることが可能となります。</p> <p>それは、塩釜産の商品開発やブランド化への期待もふくらみます。</p> <p>凍結施設の増設は塩釜市魚市場の卸売機関をはじめ、各組合の総意の基に推進されております。</p> <p>そのためにこそ、この度の新塩釜市魚市場の完成の効果促進には是が非でも設備整備が必要になります。</p> <p>そこで、宮城県が所有する塩釜港岸壁に隣接する県有地である塩釜市新浜町三丁目122番9、同51番74の払い下げについて、塩釜市議会におかれましては、地元水産業界等の現況をご賢察の上、格段のご配慮を賜り、宮城県に対して、別添の意見書の提出をお願いするものであります。</p>
<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>塩釜市新浜町一丁目13番1号 株式会社塩釜魚市場 代表取締役 志賀 直哉</p> <p>塩釜市新浜町一丁目13番1号 塩釜地区機船漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 晴一</p> <p>塩釜市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場問屋協同組合 理事長 玉澤 文男</p> <p>塩釜市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場買受人協同組合 理事長 勝又 實</p> <p>塩釜市新浜町三丁目24番21号 塩釜市団地水産加工業協同組合 代表理事組合長 岸柳 乃布夫</p> <p>塩釜市新浜町三丁目2番15号 塩釜魚市場水産加工業協同組合 代表理事組合長 内海 勝男</p> <p>塩釜市新浜町一丁目17番8号 塩釜地区水産加工業協同組合 代表理事組合長 佐藤 徳雄</p> <p>塩釜市新浜町三丁目11番20号 塩釜水産加工業協同組合 代表理事 岩崎 務</p>
<p>紹介議員 氏名</p>	<p>浅野 敏江、阿部かほる、菊地 進、土見 大介、小高 洋、曾我 ミヨ</p>
<p>付託委員会</p>	<p>産業建設常任委員会</p>

議員提出議案第6号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する、各国と連携した断固たる
対応と同時に、平和的解決を日本政府に求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年9月28日

提出者 塩竈市議会議員

伊 勢 由 典

小 高 洋

曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

「別 紙」

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する、各国と連携した断固たる
対応と同時に、平和的解決を日本政府に求める意見書

北朝鮮は、8月29日午前5時58分ごろ、平壤近郊の順安から弾道ミサイル
一発を北東方向に発射した。

同ミサイルは北海道上空を通過し、襟裳岬東方約1180キロの太平洋上に落
下した。

周辺水域では漁船も操業しており、落下にともなう被害も想定された。

北朝鮮は昨年以降、2回の核実験を行い、複数回にわたり弾道ミサイルを発射
しており、国際社会全体の安全に対する深刻かつ重大な脅威である。

特に今回の我が国上空を通過するミサイル発射は、我が国にとってこれまでに
ない暴挙である。

これは、8月5日の国連安全保障理事会全一致となった2371決議（北朝鮮
への経済制裁と平和・外交政治的解決）を始めとする累次の国際連合連合安全保
障決議や、日朝平壤宣言に違反するとともに、6か国協議共同声明の趣旨にも違反
するものであり、断じて容認できない。

一方で、いま北朝鮮とのかかわりで一番の懸念は、米朝間の軍事衝突であり、
米朝間で軍事的緊張が高まる下で、双方の当事者の意図に関わらず軍事衝突がひ
とたび起きれば、わが国にも甚大な被害が及ぶことも予想される。

こうした情勢のもと、国際社会は、結束した外交を展開し、厳格な対応と同時
に平和的な解決に努めるべきであり、わが国も平和的解決に向けて大いなる努力
を払わなくてはならないと考える。

記

一 政府は、米国、韓国、中国、及びロシアを始めとする関係諸国や国際社会と
の協力・連携をさらに強化し、経済制裁等の厳格な実施を行うとともに、それと
一体に、対話による平和的解決を関係諸国に強く呼びかけること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出します。

平成 年 月 日

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

関係機関あて（内閣総理大臣）

議員提出議案第7号

塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設整備に係る県有地の
払下げを求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成29年9月28日

提出者 塩竈市議会議員

小野幸男	菅原善幸
浅野敏江	西村勝男
阿部眞喜	阿部かほる
山本進	伊藤博章
志賀勝利	今野恭一
菊地進	鎌田礼二
志子田吉晃	土見大介
伊勢由典	小高洋
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設整備に係る県有地の
払下げを求める意見書

新塩竈市魚市場は、東日本大震災からの復旧・復興のシンボルとして、まもなく完成予定であり、まさに塩竈の水産業の新しい扉が開こうとしています。

塩竈市魚市場では、昭和57年には、数量で約12万6,000トン、金額で約500億円を超える水揚げがありましたが、近年の漁獲可能量制度（T A C）や国際的協約のもとに漁獲量が制限され、平成28年度では、数量で約2万2,000トン、金額で約105億円の状況となっています。水産業界では、水揚げ量の増加を図るために「サバ」の水揚げに挑戦し、平成28年度は数量で約4,600トン、金額で約3億円の水揚げ実績を残しました。課題であった「マグロに特化した魚市場」からの脱却の第一歩として、大きな成果を上げたところです。

しかしながら、現状では入港船1艘分の処理能力（1日あたり200トン）しかなく、水揚げ量を増やすには、新たな「青物」処理施設の新設が必要です。

仮に、総数量400トンの凍結施設があれば、入港船2艘で年間1万トンの水揚げが可能となり、さらに、水産加工業においても、塩竈ブランドの原料として加工・販売や海外への販路拡大も可能となります。

このことから、塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設の整備は、本市の基幹産業である水産振興及び新塩竈市魚市場の効果促進に必要不可欠なものとして、塩竈市魚市場の卸売機関をはじめ、水産業界の総意で推進しようとするものです。

よって、宮城県におかれましては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 宮城県が所有する塩釜港岸壁に隣接する塩竈市新浜町三丁目122番9
及び同51番74の土地を本市水産業界に払い下げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて（宮城県知事）

平成29年9月定例会 9月11日 開会
9月28日 閉会

塩竈市議会会議録

平成29年 9 月 11 日（月曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成29年9月11日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任
 - 第5 議会運営委員会の委員の選任
 - 第6 請願第7号及び第8号
 - 第7 認定第1号ないし第3号
 - 第8 議案第50号ないし第61号
 - 第9 議案第62号及び第63号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第9

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長選挙

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小野幸男君 | 2番 | 菅原善幸君 |
| 3番 | 浅野敏江君 | 4番 | 西村勝男君 |
| 5番 | 阿部眞喜君 | 6番 | 阿部かほる君 |
| 7番 | 香取嗣雄君 | 8番 | 山本進君 |
| 9番 | 伊藤博章君 | 10番 | 志賀勝利君 |
| 11番 | 今野恭一君 | 12番 | 菊地進君 |
| 13番 | 鎌田礼二君 | 14番 | 志子田吉晃君 |
| 15番 | 土見大介君 | 16番 | 伊勢由典君 |
| 17番 | 小高洋君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者	伊藤 喜和 君	市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸 君
健康福祉部長	阿部 徳和 君	産業環境部長	佐藤 俊幸 君
建設部長	佐藤 達也 君	震災復興推進局長	熊谷 滋雄 君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井 敏明 君	水道部長	高橋 敏也 君
市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
会計管理者 兼会計課長	菊池 有司 君	市民総務部 政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君	建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	選挙管理委員会 委員長	坂井 盾二 君
選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	菅原 秀一 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	鈴木 康 則 君	事務局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	鈴木 忠 一 君
議 事 調 査 係 主 査	平 山 竜 太 君	議 事 調 査 係 主 事	片 山 太 郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） 去る9月4日、告示招集になりました平成29年第3回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番阿部かほる議員、8番山本 進議員を指名をいたします。



日程第2 会期の決定

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、18日間と決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は、18日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第20号ないし第22号「車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」以上3件は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告第4号「平成28年度健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告第5号「平成28年度資金不足比率について」は、同法第22条第1項の規定により、それぞれ9月4日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告3件、例月出納検査の結

果報告2件並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。

13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） 専決第20号、第21号、第22号について、質疑をさせていただきます。

これについてはいずれも第二小学校の敷地内にある木が倒れて、そして近くにあるワイヤー線が切れて、それが風であおられて車両を損傷したというような事故だと思うのですが、私も第二小学校の役員を随分やらせていただいて、あの部分については焼却炉がもともとあって、第二小学校の敷地ではないかというふうに考えるわけです。あそこに第二小学校の敷地であれば、そこに近くの住人が車を置いて、そういった中での事故であれば、勝手に置いてというようなことになり得るし、責任の内容が違ってくるといふふうに思うわけですが、この敷地はいわゆる第二小学校、塩竈市のものなのか、それからその置かれていた車の持ち主はどうだったのか、そういったことを含めて経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。

まず、敷地につきましては、第二小学校の敷地内となっております。また、駐車していた車ですけれども、県立利府支援学校の塩釜校の設置に係る改修工事が行われておりまして、当時ですね、使用できなくなる教員等の駐車スペースを確保するため、代替の駐車場として東側の学校敷地を使用しておりました。

したがいまして、駐車していた車両につきましては、一般の無断駐車ではなく、第二小学校の職員の車でありましたことをご理解願います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 敷地の持ち主、それから車の関係、わかりました。それであれば納得はするわけですが、なお今後やはり学校敷地内、これは第二小学校にかかわらず、やはり倒木の可能性がある場所もありますので、十分にその辺の管理をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進君） 今の鎌田議員から専決第20号ないし第22号について質疑があつて、基本的なことについては一応理解はしたわけですが、通常、市有物件については保険をかけておりまして、賠償責任を負うわけですけれども、通常、保険の場合、免責事由がありまして、自然

災害、天変地異の場合については、通常は保険はおりないということになっているのですが、これも暴風による倒木により自動車の損傷ということですから、これは保険の適用になったのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。

示談交渉の結果、事故発生当時は暴風警報が発令していたものの、倒木した樹木が複数本ではなかったことから、状況としては天災とみなさないという全国市長会学校災害賠償補償保険事業の運営会社の見解により、保険適用となったものです。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そういうことで、全国市長会としての前例というか、そういった適用がされて保険適用になったわけですが、私も現場を一応確認させていただきましたが、枯れそうな木の枝が電線にかかっていたということで、その場合、枝払いをして電線切断の事態を回避するとか、そういったことで電力会社との話し合いはなかったのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。

電線の所有者は電力会社となっております。しかし、今回倒木した木なので、アケボノスギ、メタセコイアというスギ科の植物で、上に幹が伸びる、真っすぐ伸びる木で、枝はそんなに広がらない木でした。それで、実際現地のほうでも枝のほうはかかかっていなくて、やはり木が9.6メートルと高木であったことから、倒れた際に電線を引っかけてしまったということ。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） この第二小学校の周辺を見ますと、例えば東通用門のところに、かなりの松の老木があります。これはかなり傾いております。倒木した場合、人家の屋根に損傷を与えるような木ですが、そういった学校敷地内にある自然木、立ち木、そういったようなものの管理というものはどのようになっていますか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。

市内小中学校におきましては、今年度、既に10本の高木を伐採しております。注意を払ってまいりましたが、これまで以上の注意を払って、管理のほうは進めてまいりたいと考えており

ます。なお、第二小学校の松ですとか、あと桜の木もなのですから、かなり古い高木となっております。伐採するということも1つの手段なのですから、第二小学校の歴史を感じさせるものであり、千賀の浦から見たとき、景観上も重要な緑であるということから、造園業者と相談しながら、どのように今後管理していったらいいか相談してまいりたいと思います。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 教育委員会さんのほうでは、日ごろ巡回されているのかどうかわかりませんが、さきに開催されたインターハイの前にも、仮設住宅の前にあった松の木、松枯れになったのでしょうか、あれも木の伐採がされたということで、大変丁寧にやっているなど、管理をね、ということで評価したいと思います。

それで、なぜその全国市長会が自然災害というものを極めて小さく解釈しているかという、既に平成15年に東京地裁で奥入瀬川溪流にある自然木、自然に生えている木も台風で倒木して、そして下を歩いていた人にけがを与えた場合でも、国に賠償責任を認めている。これからは、恐らく所有者の無過失責任これは民法第717条にあるわけですから、かなり広く責任を負わなきゃならないということになります。まして小学校の場合、子供だけじゃなくて付近の住民の方々も通るわけですね、裏の道を。

そういうことから、今後ともやはり学校敷地内にある立ち木の管理については、パトロールして十分監視しながら、予算的な制約はあるでしょうけれども、一旦事故が起きれば、それ以上のものがあるわけですから、そのあたりよくやっていただきたいなというふうに思います。

それから、市長部局にお尋ねしますけれども、これは関連するのですけれども、伊保石公園内にある見晴らし台のところに倒木があるのです。これは松の木ですけれども、それが放置されているわけですから、市長部局として公園等、あるいは市有物件等の管理というのは、どのようにされているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 市内の公園とか道路など、立ち木の管理につきましては、日々、市の職員あるいは道路維持管理をしております委託事業者の方にパトロールしていただきながら、状況確認をしております。今ご質問にあった伊保石公園内にある樹木の状況なのですから、伊保石公園につきましても、週末管理をしている事業者の方に回っていただいて確認をいただいているというふうな状況にあります。多分あと、今ご質問にあった分については、こど

もの森のほうにあるような部分かと思いますがけれども、現状、ちょっとこどもの森のほうは、園路のほうがちょっと支障ありまして、立入禁止のエリアのほうにさせていただいております。ちょっと立ち木のほうが倒れているというふうな状況がありますので、あと近く処分したいというふうに思っております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 私もこの倒木による被害につきましては、いろいろこれまでご当局と協議した経過があるわけですが、物損で済んだからいいようなものの、先ほど申し上げましたように、これが歩いている市民の方々に重大なる被害を与えた場合、これは大変なものだと思います。特にこれから、年々歳々、この異常気象の中で、こういった立ち木の倒木というものも大変多くなってくると思います。そういう意味では、日々のパトロールを十分なされて、そして適宜適切な処理をしていただくことを要望して終わります。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） それでは、私のほうからは、監第15号についてちょっとお聞きしたいと思います。市立病院の関係なのですが、まず監第15号のその2ページですね、上の表で、ここに長期前受金戻入3,915万4,000円というものが予算現額ということで載っております、1月31日現在、調定額、収入済額、ゼロ、ゼロということになっているわけですが、この長期前受金戻入というものがどういう性格のものか。そして、この3,900万円がどういうふうに今後変化していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 長期前受金の戻入というのは、たしか補助金等もらった分を前受けという形で、それを年度ごとに割って入れて戻してくるという中身だったと思いますけれども、詳しくはあと病院のほうからもしあればお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 監第15号の長期前受金、今監査委員のほうからもちょっとご説明がございましたけれども、そういった、詳しいことはちょっと今こちらのほうで資料等がございませんので、後ほどまたご説明申し上げさせていただきたいというふうに思いますので、その辺ちょっと一旦ご了承いただければと思います。恐れ入ります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。それから、常にこういった監査報告の中では、収支的な

ものは報告いただいているわけですが、そういえば市立病院内での患者とのトラブルとか、そういうものについては監査では、監査の範疇にあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 例えば病院の、医療関係のトラブルということでしょうか。歳入歳出とかに係るトラブルなのかどうかということ。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 細かく言いますと、例えば私ちょっと3件のトラブルに出くわしまして、1件は2診療科にまたがった患者さんへの投薬、これがその2診療科から投薬されたことによって、その患者さんが意識もうろうという状態がずっと続いていたということで、それ困った、困ったと相談したら、結局は薬の飲み合わせが悪かったというところで、ある薬を、何種類かの薬をやめたと。そうしたら、そういう状態は改善できた。それで、薬は病院に預かってもらった。ところが、その薬を病院のほうで無断で何か処分してしまったというようなことがあったり、あと糖尿病の患者さんに点滴の投与量を間違えてあったとか、あとは病名の違う診断を下してその投薬をして、そのまま患者さんに言われて、カルテからその名前を削除したとかということがあるわけですが、そういうことが例えば病院の中だけで全部とめられているものか、それとも例えば市当局のほうにそういったものが伝わっているのか、監査の中でそういった業務が監査としてのチェックの対象外なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 今お話があったようなトラブルについては、一応監査としては原則的には当局のほうで、病院のほうでやっていただくということがかかわってはおけません。また、報告もありません。ただ、そういったトラブルの後に、例えば公金の支出とか、そういったものが出てきた場合については、その公金の支出については監査の対象になってくるという形になりますけれども、その全体については監査のほうとしてはかかわってはおけません。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。ただ、そういった状況を当局のほうではちゃんと把握されているのか、市当局のほうですね、ちょっとその件についてお聞きしたいと思うのですが。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市立病院、当然のことではありますが、塩竈市が設置しているものでありますし、設置者は私であります。重篤なものにつきましては、その都度病院のほうから報告をいただいております。病院の内部にも、そういったことを議論する委員会を設置しておりますので、基本的には今お話しになった内容が正しいものかどうかということについては、病院のほうからご報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） ささまざまな今の志賀議員からのご質疑の中で、そういった病院のほうの営業活動の中で不都合があったりとかといった場合にはどういうふうになっているかというお尋ねもあったかと思えます。当院のほうでは、まず週1回、リスクマネージャー会議というもので、院内から各看護師を初め、事務も含めて、各医師も含めて、何かトラブル等があった場合には必ず報告するというふうな報告制度がございます。これに基づきまして、その対応方法とか、必ずこの場で対応していくと。これは週1回です。

そのほか月1回、医療安全管理委員会というものを実際に行ってございまして、その中には事故に結びつくような危険性があるもの、いわゆるヒヤリ・ハットと言われるインシデントというものなど、そういった件数の分析、どういった部署でどんなヒヤリがあったのかというものを、研修会を通して全職員のほうに示していくというシステムもございます。

そのほかに、万が一ですが、いわゆる医療事故と言われるような、死亡につながるような事故の場合、当院のほうでも医療事故の調査委員会というものを設置してございますので、その中で詳しく調査をした上で、患者さんとか家族のほうにもご説明していくというふうなシステムにしてございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。ただ、何ていうんですかね、私もこの今言った3件についてちょっとかかわりがあったものですから、それでその後どうなったかというのは、私個人的には、多分患者さんのほうには病院のほうで把握されているのでしょし、私としては何の報告もないので、そういったところもやはり報告していただけたらなというふうに思う次第でございます。その辺もちょっと今後検討していただきたいと思えます。

あと、もう一つ、監第16号について。市営汽船ですね。これについては予算配当額が1億9,330万円として、支出負担行為済額これが3月30日までですかね、これが約1億7,590万円と。それで、残額が約1,740万円という形になっているわけですが、昨年でしたか、一昨年でした

か、市営汽船の経営健全化計画というものが、小冊子で我々議員に配付されました。そのときの何カ年計画でしたか、5カ年計画か、10カ年計画か、計画が我々に提示されたわけですがけれども、その計画に照らし合わせて、今回のこの歳出の部のほうで、さっき言った数字になっているわけですがけれども、その計画どおりにいっているのか、いっていないのか、その辺の進捗状況の管理というものを、監査が一応チェックしているのか、していないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいまの報告については、定期監査の報告ということになりますけれども、原則として定期監査の場合については、経営の結果の計画に基づいてどうなっているかという部分のチェックはしておりません。ただ、決算の段階ではやるという形にしております。それで、浦戸振興課の場合は、3月に監査をしているということも、4月ですか、4月に監査しているということで、ちょうど決算と重なっているという形になりますので、あの計画の範囲内なのかどうかというチェックはしております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） しているのであれば、そうすると予定どおりいっているのか、いっていないのかというのは、回答はできるわけですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 決算の内容ということになってしまいますけれども、現時点では最終的に予定の範囲内での支出ということになっておると、一般会計からの繰り出しということになりますけれども、繰り出しは予定の範囲内に入っているという形になっております。

○議長（香取嗣雄君） 16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 私のほうからは、何点か諸般の報告で質問、確認をさせていただきます。

1つは、お手元に行っている監第19号と、それから監第21号にかかわって、まず最初に確認をさせていただきます。

監第19号のところで、市立病院の現金収支が次のページ、例えば監第19号の2ページ目をめくっていただきますと、収支差引額で現金、預金の残高、これがざっと平成29年1月から2月、3月にかけて2,100万円ほど現金があるというふうに、この中には書かれております。次の監第21号のところの、同じように市立病院の平成29年4月から5月、6月にかけて、直近と申しますか、そういうところでも2,649万円と、現金が下段のほうに、収支差引額ということで示

されております。

そこで、今年度の事業ですので、こういった点も含めながら、この数字は、まず監査委員のほうにご質問しているのです、監査委員として、現金と、それから預金はこのとおりの金額で相違ないというところから、まず確認させていただきます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいまの2つの金額ですけれども、3月末時点で2,100万円という金額については、現金と、あと銀行残高といたしますか、そちらの確認をしております。間違いございません。あと、6月時点でも同様でございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、ちょっと確認をしたいのですけれども、1つは、市立病院の今まで、過去3年間ですね、平成28年度決算のこともありますので、簡単にだけ触れておきますが、例えば平成28年で現金収支で311万円、あるいは平成27年度で余剰金というんですかね、912万円と、こういうふうなことで示されております。

そうしますと、今回の2,000万円を超える現金の預貯金がありますよということになっていて、いわばこれからの推移を見ないとわからないのですけれども、病院事業収益としては2,000万円を超える現金収支がそっくり残るのか、今後の医業収益に影響するのか、これは最終的な2月、来年ね、2月の補正の状況を見ないと何とも判断しがたいのですけれども、そこも含めて、この2,000万円を超える、この預金ですか、預貯金、現金があるということはどう捉えていけばいいのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） あくまでもこの2,000万円なり現金の預金というのは、通帳の残高ということになります。つまり実際のお金が、現金が、医業収入が入る、それから薬剤等の支出があるという、残ったお金という意味合いになりますが、あくまでも現金ですと。ただ、病院事業というふうに見た場合という形になってまいりますと、やはりこれからの事業で運営で大事なことは、入院患者さんをふやしていく、外来患者さんをふやすと、できるだけ経費を抑えていくというような流れの中で、こういった通帳の残高がまずふえていくというのは当然のことだと思います。

問題は、この2,000万円のお金というのはどういうものかということ、まだまだ当院にとっては、こういった2,000万円というお金をもとにして運営をしていくには、まだ少な過ぎるので

はないかなというふうに思っております。今年度、平成29年度の状況を見ましても、4月から6月、中ではちょっと入院患者、それから外来患者の数がちょっと少なかったという現状がございます。これまでの病院の改革プランに基づきます、さまざまな取り組み、そういったものを今展開しているところでございますけれども、おかげさまで7月、あるいは8月、こういったところの入院患者のいわゆる病床利用率、前期のほうは年度のスタートは八十二、三%だったのですが、今86%を超える状況にありますとか、外来の患者さんのほうも、目標にはまだ達成しておりませんが、4月から5月に比べますと、かなり20人から30人、1日当たりですね、患者さんがふえていくというような状況もございまして、少しずつ安定化してきます。

こういったところを根気強くずっと切らさず維持していくということによりまして、昨年度のような2月でまた補正にならないように、そういう形で資金収支、あるいは病院の経営というものをしっかりと見ていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、2,000万円というのは、担当の事務部長のほうのお答えだと少ないと。そうしますと、その本当の意味での現金収支として、これは決算をしてみて最終的に残るものを平成29年度で見なきゃいけないのですが、実際にはどのぐらいの現金を担保していれば、経営としては万全なのかどうか。やはり現金というのは一定の大事な収支の残り、残った余剰金ですので、その辺の考えだけ示していただければと。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 正直、これからの病院事業の決算をかなり見通す話で、難しい点はございますけれども、やはり一番の数値の目標となる所と、これは改革プランでもお示ししてございますように、経常収支の均衡以上というところを目指していこうというものです。この中には現金を伴わない減価償却費なども入ってまいりますけれども、そういったものも含めまして、これを黒字化といいますか、収支均衡以上にしていくということになれば、当然ながら安定した病院経営ができるというふうな大きな目標がございますので、まずはそういったところをきちんと目指していこうというふうに考えてございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、そういう現金と減価償却も含めて黒字化を目指すということで

のお話でしたけれども、たしか水道会計のほうから2億円ぐらいお借りをしている長期の借入れがあったと思うのですが、これは返済はほぼ終了したのでしょうか。まだ残っているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 水道事業からお借りしていました2億円というものは、平成28年度上でこれは返済完了ということになってございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、その長期の借入れが終わったので、それこそ返済は終わったので現金化していく、医業収益を経常収支としてうまく乗せていければいいのかなと思うのですが、その辺の2億円を返済した後のこの実際の、経営上のメリットといいますか、やはり事業として行っていく上でどういうふうに捉えればよろしいのか、確認させてください。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 水道事業からお借りしている返済というのが、年額約1,500万円ずつお支払いしておりました。当然ながら、それが身軽になるという点にはなりますので、支出が少なくなるというのは、当然ながら非常に効果的に大きいと思います。さらに、今年度、さまざまちょっと委託業者のほうの入れかえ等もございまして、支出のほうも削減の努力もしてございます。もちろん今病院にとって一番大事な目標というのは、収益をきちんと上げるということですので、入院患者、それから外来患者、その病床利用率、外来患者の1日当たりの患者数をふやすというところをまず重要視していきながらも、支出のほうでもきちんとそういった削減効果というものが生まれるような、そういった改革を取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ、9月ですか、それから来年の年まで、ぜひ医業収益を好転させていただく努力をしていただいで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、水道会計のほうでちょっと確認をさせていただきたいと思います。水道会計の例月出納検査について、同様に監第19号ですか、それから監第21号、これも同様に、監第19号ですと、監査時期が1月、2月、3月と、こういうふうになっております。監第21号ですと、これも4月から6月期にかけてと。ここで見ますと、水道事業の会計で、例えば現金と収支差引額、現金、預金の残高というのが、例えば水道会計の収支差引額が、現金及び預金の残高は15億

3,200万円と、こういうふうになっております。一方で、先ほどと同様の4月から6月期の監第21号のところで、17億2,900万円、18億円ぐらいの現金、預金があるということで、改めて水道会計としては随分余剰金が残っているなという感じが見受けられます。

そこで、監査のほうも確認はしているので、例えばそれを含めて、これまでじゃあ水道会計でちょっと見ますと、平成28年度が11億7,000万円、平成27年度が10億円、平成26年度が14億円ですから、先ほどその戻ってきたものも含めて、市立病院からですね、戻ってきたものも含めて反映されているのかなというところは見受けられるのですが、それで私ども、よく前々から言われたのは、水道を利用している方々が減っているのですという話なんかはよくされたりして、じゃあこれ、例えば17億円もの現金、今現在、監査を受けた時点で17億円もの現金収支が残っているというのはなぜなのかなと、いろんな経営努力を払うというのはわかるにせよ、その辺の17億円を超える現金収支が残っている経営について、水道経営について、なぜ残っているのか、その辺だけちょっと答弁していただければと思います。

○議長（香取嗣雄君） 高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） 全国的な傾向でございますが、日本の人口が減っておりますので、給水人口は減ってまいります。それから、老朽化が進んでおりますので、今後そういった更新需要が多量に発生するというのが全国的な傾向でございます。

本市におきましても、もう数年前からそういった危機が考えられておりましたので、さまざまな面で経営の効率化を図ってまいりました。収入の確保としましては、国庫補助金の有効活用ということで、老朽管更新事業におきます補助をいただいたり、あるいは梅の宮の浄水場の排水処理施設更新事業をやっておりますけれども、これにつきましても二酸化炭素の排出抑制対策事業の補助金をいただいて、こういった意味では収入の確保に努めていると。一方で、歳出面におきましては、民間活力を有効活用するというので、水道料金の徴収業務の委託ですとか、あと梅の宮の浄水場の運転管理業務の委託等を行っております。

今現在17億円と積み上がっておりますけれども、これは例年の傾向でございますが、この時期は前年度からの未収金が入ってまいります、収入面では。それから、国庫補助金の収入がございまして、一方で支出の面では、企業債の償還がまだ始まっておりません。償還金がまだですし、また建設改良費の工事費の支払いがまだ発生しておりませんので、この時期は大體積み上がる。今後は、私どもとしましては、やはり15億円程度で推移していくのかなと考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。減っているもののいろいろな国庫補助の諸制度での収入を確保しているというところやら、あるいはいろいろ民間委託の関係が、そういう経営上の関係、るる説明があったので、そのとおりだというふうに思います。

そこで、今後、大体その収入の増というのはわかりました。あと、結果を見るしかないわけですから、これは別な次元に移しまして、例えば前回、たしか大倉水系の関係で耐震の工事をしなきゃいけないですよと、やはり震災で大分長期間にわたって水道が出なくなったという、こういう話が6年半前かな、震災直後に起きて、非常に市民生活にも混乱を生じたわけですがけれども、そこら辺は今後どのように捉えていけばいいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） 水道施設はさまざまな施設がございますけれども、浄水場ですとか、配水池ですとか、あるいは市内の給水の配水管とか送水管の管路がございます。また、一方で大倉の導水管がございますけれども、私どもでは優先順位をつけさせていただいております、今現在は梅の宮浄水場の排水処理施設、その後電気計装系を、これはちょっと多額のお金がかかりますので、これをまず進めると。それから、現在計画しております老朽管更新と、第6次配水管整備が平成30年までの計画となっております。それから、災害復旧事業が、これもありますので、今現在これに取り組んでおるところでございます、導水管につきましてはその後の課題と考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。いろいろ財源はある程度担保はされているものの、優先順位をつけてというのは理解するところです。

もう一つ、市民的な素朴な発想ですから、それが妥当かどうかは別にしまして、例えば水道料金を若干なりとももう少し引き下げるとか、市民的な感覚ですよ、財源が17億円あるのだから、次年度は少し下げようかなと、こういう思いや考えなんかはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋水道部長。

○水道部長（高橋敏也君） 繰り返しになりますけれども、老朽化対応が喫緊の課題となっております。現在、管路整備につきましては4億、5億円程度で進めているところがございますけれども、平成30年までの計画のその次の時期には、もうちょっと増額してやっていかないと、

老朽化に追いつかないというふうに私どもでは考えておりますので、できるだけ、私どもの水道料金、県内では市で5番目に安いという水道料金でございますけれども、これを上げないように、下げるといことはちょっとなかなか難しいかと思っておりますけれども、健全な経営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。塩竈市民の皆さんが、上げないんだという話だと、県内の市では5番目というのは、恐らく皆さん多く共通の認識なので、その辺を確認させて、これについては終えさせていただきます。

次に、実質赤字比率について、あるいは健全化の関係でちょっと何点か確認をさせていただきます。

健全化比率の関係は、資料が皆さんの手元に配られて、その健全化判断比率及び資金不足比率の意見書というのがあります。それを中心にちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、これはたしか2015年かな、2015年の時点で、ごめんなさい、失礼しました、2007年、通常国会で財政健全化法というのが成立をしたわけですね。その前の年だったか、前後に当時の夕張の問題があつて、急に法制化の話が出てきたということのをちょっと改めて考えさせられました。

そこで、結論は別にしまして、今回の比率を見ると、例えば資料番号3の2ページのところにその健全化比率云々というところで示されております。実質赤字比率ということで、我が市にとっては下段のほう、その一般会計の実質赤字はありませんというふうに今年度は捉えてよろしいのかなと思います。8億3,000万円。一方で標準財政規模で除するというかな、そういう計算式に基づくと6.87、前年が17.55と。これは数字の動きですので、改めてこういった傾向はどのように捉えていけばいいのか。赤字が生じていないということはここに書かれているのですが、17と6との違い、そこだけちょっと確認を。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

今議員のほうからご指摘のありました、2ページの実質赤字比率でございます。おっしゃいましたとおり、今回本市のほうは黒字ということで、実質赤字比率は発生はしておりません。比率としましてですけれども、平成28年度は決算がマイナス6.87、黒ですからマイナスがついております。平成27年度が17.55ということで、その差11ポイント弱というようなものでござ

います。

これの主な大きな理由でございますけれども、これは、このページは、上の箱枠の中に、実質赤字比率はということで、分数が出ております。標準財政規模分の一般会計等の実質赤字額。この上の分子の部分が今回、前年度よりも減になったために比率としては下がったということになります。具体的に言いますと、表の下から5行目、実質収支額、これが前年度が21億3,000万円、それに対して平成28年度が8億3,000万円というふうなところで、ここの減分が比率のほうに跳ね返ったということになります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうすると、全体として、先ほど言ったように、その減分というのですか、一般会計の実質赤字額、Aというところですかね、そこを見ればいいんですかね、そうですね。そうすると、その前年が21億円、今年が8億3,000万円と、一般会計の実質赤字は、赤字は生じていませんよと、8億円の黒字ですよということで捉えてよろしいのかなと思うのですが、21億円から8億円台にその黒字の幅が減ったというのは、どういうふうに判断すればいいのですか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

数字的には大分大きく減っているように見えます。マイナス12億9,965万9,000円、要するに13億円のマイナスということになります。これは決算のほうでも説明はさせていただきますが、これは実は見かけ上の数字でございます。これまでの決算特別委員会のほうでも何度かお話しさせていただいたのですが、震災後、復旧復興事業が進むにつれまして、繰越事業が非常に膨大になっていると。その繰越事業のほうの、具体的には震災復興特別交付税と、あとは復興交付金の事業の不用額に伴う黒字が含まれることになります。これはもちろん翌年度に精算して返さなきゃいけない黒字ということになります。こういったものが、今回事業が進捗することによってもろに出てきたというのが、今回の決算の真相でございます。

財政のほうで分析しますと、前年と今年度の実質収支については、ほぼほぼ同額というふうにと捉えております。あとは、今お示しはしませんけれども、財政調整基金についても実際に減ってはおりませんし、そういったことで数字的には非常にセンセーショナルな数字になっておりますが、決算としてはきちんと前年と同様、黒字というようなもので捉えていただければと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 翌年度繰り越し、見かけ上というのは私も初めてそういう話を聞いたので、8億3,000万円、21億円、その中には要するに、今年度の繰り越しもあって、そこに膨らんだと、平成27年度で申せばね。そういうことになるのかなというふうに思います。わかりました。その辺の確認をさせて、決算の審査の中でも生かしていただければと思います。

次に、連結の関係、連結の実質赤字比率の関係で、これを見ますと、同様の計算式があつて、これで言うと、全体としては例えば余剰金、私も一般会計黒字分が10億円ですね、ハというところかな、実質黒字額で事業会計で10億円、平成28年度、10億円の黒字。一方で、公営企業会計で言うと、余剰金を生じたということで、市立病院が311万円、先ほど議論したですね、あと水道事業14億円、それから下水道事業1億2,000万円ですか、あと漁業集落の1,000万円ぐらい、こういった連結というのは、一般会計ではないから特別会計も含めて、あるいは企業会計も含めてトータルなのでしょうけれども、そうするとこれは全体としては上のほうも国民健康保険が18億円、介護保険も1,900万円、後期高齢が5,700万円ですか、北浜も2,200万円なのかな、そういうことで改めて余剰金が生じているというのは、これを見ると一括してよくわかるなというふうに思うんですね。そうすると、余剰金を生じてきた、トータルでよるしいのですが、余剰金をつくってきた要因なりについて、概括的にお知らせください。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

概括的にということをお願いします。一般会計等については、先ほど申しました実質収支、収入と支出の差の黒字ということになります。これが赤字になれば大変な話になるのでございますので、黒字でございます。

あと、ここに、ハの部分に書いている国保ですとか、介護ですとか、後期高齢、北浜、北浜はちょっと置いておきます、国保、介護、後期高齢については、基本的には1年間の活動に伴って歳入歳出の差額ということになりますが、個別にはちょっと申し述べさせていただけないのですけれども、例えば翌年度繰り越しの財源としての黒字部分ですとか、もしくは国保、介護ですと、黒字分は基金にあとは積んで、翌年度の事業の財源として使うとか、そういった形で黒字というような表現になっております。

あと、今飛ばして言いました北浜地区の区画整理ですとか、あと下のほうに移って、病院、水道、魚市場、下水、漁業集落排水、これにつきましても、基本的に事業会計については、例

例えば翌年度に繰り越しをするためのその財源としての黒字分ですとか、あとはさっきちょっと触れましたように、前年度に繰り越しをした事業の不用額が一時的にその黒字として今回出てきて、これは一般会計からの繰入金でもって黒字が生じていることになりますので、精算して一般会計のほうにその黒字は引き上げるというような流れになっていくかと思います。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） ささまざまな数字を見ると改めて認識が、わかりました。あとは、決算特別委員会の中でよく検討、議論していただきたいと思うのですが、例えば私たちの問題意識としては、当時の夕張の問題で、財政再建法の提案が当時の2007年の国会に出されて、健全化法がつくられたということですよ。それで、1つは、こういった新たな一定の健全化に伴う4つぐらいの指標は、例えば私たちが一番懸念するのは、例えばこれを国のほうに出すわけですよ。そうすると、国の指導で、例えば自治体に対する統制なり、あるいはリストラなり、削減なりということに結びつくのか、結びつかないのか、その辺の国の指導なり関与なりはどうなっているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

同じ資料、資料No.3の最後のページ、6ページをちょっとごらんいただきたいのですが、横になっていて申しわけございません。各健全化判断比率の推移ということで、グラフを4つほど掲載してございます。それぞれ今お話にあったとおり、実は各比率については、いわゆるイエローゾーンと、いわゆるレッドゾーンというラインが決められております。各グラフの上のほうに1本ないし2本の線が書いてあります。この線を超えることによって、つまり比率が上昇してこの線を超えることによって、国の関与が初めて出てくるということになります。イエローゾーンはもちろん注意ですので、ちょっと気をつけなさいよというふうな注意、レッドに入りますと、まさに夕張の状態になりますが、各種行政サービスを制限したりとか、厳しく、地方債の返済をまず国は最初に求めるのですけれども、そういった厳しい指導が始まるというふうなものになっております。

塩竈市、ごらんのとおり、グラフよりはずっと下のほうにありますので、現状すぐに厳しいと、何か危険だというようなものは一切ございませんので、申し述べさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。大体こういうことを頭に描きながら、あとは決算特別委員会の中で十分に議論していただければよろしいのかと思いますので、これで終わります。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 先ほど志賀議員からご質疑がございました、監第15号定期監査結果報告書の中の市立病院の収入のほうの集計収支の長期前受金戻入と3,915万4,000円の内容について、ご説明申し上げたいと思います。

これはどういうものかといいますと、まずはいわゆる建設改良工事と医療機器、当院でありますと医療機器の購入でありますとか、あるいは施設の改良でありますとか、そういった建設改良、この中に国、県、あるいは一般会計からのそういった補助金繰入金というものがある場合に、減価償却に合わせましてその額を収益化するというものであります。つまり当院の負担ではなくて、もともと一般会計等、あるいは国からの補助金があるわけですから、減価償却をする際にその金額を差し引くために、ここに戻入金というものを計上するという内容になります。当院の負担ではないというふうな計上の仕方になるわけです。

今回、調定、それから収入済額というところにはゼロ計上ということになってございますが、この表にございますように、平成29年1月31日現在という時点でゼロということでございますが、こういった収益化については年度末に必ず収益化するというふうにしてございますために、今調定、それから収入済額がゼロというふうな状況になっているというものでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

この際、本席より申し上げます。

私、香取嗣雄は、慣例により本日をもって議長を辞任いたします。どうぞ許可をいただきますようお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま香取嗣雄議長から議長を辞職する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（伊藤博章君） 議長辞職の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。香取嗣雄議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） ご異議なしと認め、香取嗣雄議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより香取嗣雄議員より退任のご挨拶をいただきます。

○7番（香取嗣雄君） ただいま、ついさっきまで皆様のお世話をいただきながら議長を務めてまいりました香取でございます。本当にこの2年間、皆様には陰に陽にそしてまたご指導、ご鞭撻をいただき、無事務めてまいりましたこと、心から感謝と御礼を申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

なお、私も今後、皆さんともども市政発展のため一生懸命尽くす予定でございますので、よろしく今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤博章君） お諮りいたします。議長が欠員となっておりますので、この際、議長の選挙を日程に追加し、議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） 異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し、議長選挙を行うことに決しました。

追加日程第2 議長選挙

○副議長（伊藤博章君） これより議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（伊藤博章君） ただいまの出席議員の数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（伊藤博章君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（伊藤博章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順に投票を願います。なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（伊藤博章君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（伊藤博章君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（伊藤博章君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番小野幸男議員、18番曾我ミヨ議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開 票〕

○副議長（伊藤博章君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（鈴木康則君） 開票結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 香取嗣雄 議員 11票、

鎌田礼二 議員 4票

曾我ミヨ 議員 3票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 投票の結果はただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました香取嗣雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました香取嗣雄議員に本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

香取嗣雄議員からご挨拶をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） ただいま皆様のご期待を私に対する、その票を投じていただきました。

私も先ほども申し上げましたとおり、残されました2年間を一生懸命頑張ってまいります。そのためには、前期2年間、皆様のご支援、ご指導をまたまたお願いせねばなりません。そして、この2年間を塩竈市の震災からの復興を見定めていきたいと。そして、また市当局と議会一体となりまして、他市に負けない塩竈市の復興をなし得てまいりたいと思っておりますので、旧に倍してよろしく皆様方のご支援を再度お願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（伊藤博章君） この際、本席より申し上げます。

私、伊藤博章は、慣例に従い、本日をもって副議長を辞職いたします。どうぞ許可をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま伊藤博章副議長から、副議長を辞任する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。



追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（香取嗣雄君） 副議長辞職の件を議題といたします。

なお、副議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。伊藤副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、伊藤博章副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより伊藤博章議員より退任のご挨拶をいただきます。

○9番（伊藤博章君） このたびは辞職を許可いただきましてありがとうございます。まずもってこの2年間、香取議長にご指導いただきながら、そして皆様方にご指導とご協力をいただきながら、無事過ごせたかと思っております。

心より感謝と御礼を申し上げまして、辞職に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。副議長が欠員となっておりますので、この際、副議長選挙を日程に追加し、副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し、副議長選挙を行うことに決しました。



追加日程第4 副議長選挙

○議長（香取嗣雄君） これより副議長選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（香取嗣雄君） ただいまの出席議員の数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（香取嗣雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（香取嗣雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順に投票を願います。なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（香取嗣雄君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（香取嗣雄君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（香取嗣雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。2番菅原善幸議員、17番小高洋議員を指名をいたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開票〕

○議長（香取嗣雄君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（鈴木康則君） 開票結果をご報告いたします。

投票総数は18票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち	伊藤博章 議員	10 票
	今野恭一 議員	3 票
	伊勢由典 議員	3 票
	浅野敏江 議員	2 票

なお、この選挙の法定得票数は5票でございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 投票の結果はただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました伊藤博章議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤博章議員に本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、伊藤博章議員からご挨拶をお願いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） このたびは副議長という要職をお与えいただきましてありがとうございます。一言御礼を申し上げたいと思います。

先ほど香取議長が議長就任に当たってお話を申し上げました内容を、私も副議長としてしっかり議長を支えて務めてまいりますので、皆様のご協力、よろしく願いを申し上げまして、当選に当たりましてのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。（拍手）



日程第4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

総務教育教育常任委員には、1番小野幸男議員、7番、私、香取嗣雄でございます、8番山本 進議員、11番今野恭一議員、13番鎌田礼二議員、18番曾我ミヨ議員の6名であります。

次に、民生常任委員には、3番浅野敏江議員、4番西村勝男議員、6番阿部かほる議員、12番菊地 進議員、15番土見大介議員、17番小高 洋議員の6名であります。

次に、産業建設常任委員には、2番菅原善幸議員、5番阿部眞喜議員、9番伊藤博章議員、10番志賀勝利議員、14番志子田吉晃議員、16番伊勢由典議員の6名であります。

以上の方々を各常任委員にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 9 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員長には13番鎌田礼二議員、同じく副委員長には8番山本 進議員。

民生常任委員長には4番西村勝男議員、同じく副委員長には15番土見大介議員。

産業建設常任委員長には10番志賀勝利議員、同じく副委員長には5番阿部眞喜議員。

以上、選出されましたので、ご報告いたします。



日程第5 議会運営委員会の委員の選任

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

議会運営委員には、1番小野幸男議員、5番阿部眞喜議員、8番山本 進議員、10番志賀勝利議員、13番鎌田礼二議員、16番伊勢由典議員の6名であります。

以上6名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任された議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選

を行い、その結果の報告を願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には8番山本 進議員、副委員長には16番伊勢由典議員が選出されましたので、ご報告いたします。

◇

日程第6 請願第7号及び第8号

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、請願第7号及び第8号を議題といたします。

今定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◇

日程第7 認定第1号ないし第3号

○議長（香取嗣雄君） 日程第7、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました認定第1号から認定第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」ですが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は663億1,899万5,248円、歳出は616億5,769万1,494円の決算となっております。

歳入歳出差引額は46億6,130万3,754円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源35億5,518万8,100円を除きますと、実質収支は11億611万5,654円の黒字であります。

次に、会計ごとに概略をご説明を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が400億589万4,553円、歳出が379億5,106万3,455円、差引額が20億5,483万1,098円となっております。

このうち、翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は8億840万5,041円となりましたので、4億440万5,041円を財政調整基金に繰り入れ、残る4億400万円を翌年度に繰越しをいたしております。

次に、特別会計であります。交通事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額1億8,664万7,599円を基金に繰入れをいたしております。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差引額が15万1,000円となっております。このうち、翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は5万8,720円となりましたが、全て翌年度へ繰越しをいたしております。

下水道事業につきましては、歳入歳出差引額が21億6,624万6,816円となっております。このうち、翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は6,901万569円となりましたが、全て翌年度へ繰り越しをいたしております。

漁業集落排水事業につきましては、歳入歳出差引額が2,776万6,000円となっております。このうち、翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は1,202万9,000円となりましたが、全て翌年度へ繰り越しをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額が502万2,905円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は193万7,905円となりましたが、全て基金に繰り入れをいたしております。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額572万5,900円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

北浜地区復興土地区画整理事業につきましては、歳入歳出差引額が1億3,386万4,256円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は2,230万920円となりましたが、全て翌年度へ繰り越しをいたしております。

藤倉地区復興土地区画整理事業につきましては、歳入歳出差引額が8,104万8,180円となりましたが、全て翌年度へ繰り越すべき財源といたしております。

次に、認定第2号「平成28年度塩竈市立病院事業会計決算」につきましてご説明を申し上げます。

ます。

収益的収支では、収入総額が29億3,201万2,759円、支出総額が29億8,776万4,542円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは、5,861万4,740円の純損失が生じております。

また、資本的収支では、収入総額が2億2,039万3,280円、支出総額が2億7,366万2,022円となり、収支差し引きで5,326万8,742円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,394万4,239円及び当該年度損益勘定留保資金3,932万4,503円により補てんをいたしております。

平成28年度病院事業の概要といたしまして、患者数は入院・外来ともに、延べ患者数・1日平均患者数が前年度を下回りました。

収益では、患者数の減少により、入院・外来収益の医業収益が前年度から約2,700万円の減収となるなど厳しい状況でありましたが、2月定例会におきましてお認めをいただきました一般会計からの追加繰入金をもって、収益を整えさせていただいたところであります。

一方、支出におきましては、業務の見直しを行い、費用の削減に取り組んだところではありますが、検査機器の購入やエレベーター更新事業に係る雑損失の増が要因となり、病院事業費用は前年度より増加となりました。

その結果、減価償却費を加えた経常損益では損失計上となり、当該年度純損益におきましても、5,861万4,740円の純損失を生じております。

しかしながら、現金収支においては黒字となりまして、新たな不良債務の発生を防ぐことができております。

次に、認定第3号「平成28年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算」についてご説明を申し上げます。

まず、利益の処分についてであります。平成28年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分をするものでございます。

決算につきましては、収益的収支では収入総額が16億8,707万3,448円、支出総額が13億8,318万2,004円となり、税抜きの損益計算による収支差引では2億6,306万8,367円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は11億7,734万724円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が5億5,739万8,743円、支出総額が11億6,809万6,776円となり、収支差し引きで6億1,069万8,033円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,514万575円、当年度分損益勘定留保資金2億9,863万8,079円、減債積立金1億9,691万9,379円及び建設改良積立金6,000万円により補てんをいたしております。

水道事業におきましては、水道加入金等の減少で、水道事業収益が前年度よりも減収となりましたが、損益計算において純利益が生じております。

水道事業収益のうち給水収益は、大口需要者への水道料金の負担軽減の実施により減収となりましたが、生産用水等で増収となり、前年度よりも微増となりました。

今後、人口減等による水需要の減少が継続して見込まれます中、各種施設・設備の更新など新たな費用が発生することが予想されますため、収支状況が厳しくなるものと懸念をいたしております。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明を申し上げますが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」並びに認定第2号「平成28年度塩竈市立病院事業会計」、同じく認定第3号「水道事業会計の決算」につきまして、その審査の概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書について、計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。また、別に法で定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その決算内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計等を照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も震災復興事業関連で繰り越し額が大きくなっているものの、現在の状況下では

適正に行われ、執行状況も良好なものと判断いたしました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財務状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況の概要を申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長のほうから提出されております決算審査意見書、資料No.6になりますけれども、3ページをごらんいただきたいと思います。財政規模の推移の表をごらんください。

この表は、一般会計と各特別会計を合わせたもので、震災復旧復興事業の進展に伴い、予算ベースでは前年度より101億円減の732億円になっております。一番下の行にあります実質収支は11億611万円の黒字決算となっております。前年度より12億2,600万円ほど悪くなっております。

次に、一般会計の決算状況でございますけれども、ページ5の表1をごらんいただきたいと思っております。

歳入は400億589万円で執行率が90.82%、歳出は379億5,106万円で執行率は86.15%となっております。歳出の執行率が若干低い状態にありますが、震災関連の事業で約44億円の事業が繰り越しとなったことによるものです。執行率は前年度より5.8ポイント上昇し、事業が着実に進捗していることが見てとれます。

収支の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思っております。

3行目のC形式収支、8行目のE実質収支、この2つは黒字決算となっております。10行目のG単年度収支、14行目、下から4行目になりますけれども、Kの欄です。実質単年度収支は赤字決算となっております。これは前年度に比べて災害復旧復興関連事業の繰り越し及び不用額が20億円以上減ったことが原因で、数字ほど大きな心配をする必要はないというふうに見ております。

普通会計における財政状況を見ますと、次のページの表3に示しておりますように、経常収支比率と実質収支比率は前年度より悪くなっておりますが、財政力指数と公債費比率はよくなっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入ですが、12ページの上の表をごらんいただきたいと思っております。

調定額と収入済み額は前年度より4億円以上増加しております。不納欠損額は若干増加した

ものの、収入未済額が大幅に減少しております。今年度の決算の特徴は、歳入で国庫支出金、中でも昨年に引き続き東日本大震災復興交付金が大幅に減少していること、さらに復興関連の基金残高も減少していること、歳出で事業の繰り越しが前年度よりも24億円ほど減少していることから、復旧・復興事業が確実に進展しておりますが、事業の繰越額が依然として44億円として多額であることから、まだ事業の執行が追いついていないという状況にあると言えます。他の自治体から多大な支援を受け組織している現在の執行体制の限度を超えた事業量とまだなっておりますが、市民の生活再建、地域経済の復興に向けた努力を期待するとともに、あわせて住民福祉の向上にも一層の努力をお願いするものです。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。資料は前のほうに戻りますけれども、4ページの表をごらんいただきたいと思えます。

10事業会計の歳入歳出差引額、下から2段目になります、差引額は26億647万円の大幅な黒字決算となっております。また、実質収支では2億9,971万円の黒字、単年度収支では9,518万円、実質単年度収支も2億1,491万円の黒字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては、72ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思えます。

主な会計について申し上げますと、交通事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。事業収入については、輸送人員の減に伴い、昨年度より9.2%減少しています。浦戸島民及び海水浴客の減に伴うものと考えられます。今回の震災により経営環境が大きく変化していますので、第2期の経営健全化計画に基づいた努力をされることを期待しております。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きでは1億8,660万円の黒字となり、実質収支でも同額の黒字となっております。本年度の保険税収入は税の改定に伴い、前年度に比べ10.9%の減となったものの、歳出も保険給付費が3.4%の減となっております。収入未済額も不納欠損額も減となり、これまでの収入確保のための努力が数字にあらわれてきておりますが、今後も事業の根幹となる保険税収入の確保に努め、安定した事業運営ができるよう期待いたします。

魚市場事業会計については、翌年度に繰り越しすべき財源を控除した実質収支で5万円の黒字決算となっております。本年度の水揚げは数量で12.1%、金額で2.7%の増となり、市場使用料の収入も4.6%の増となっております。なお、今年度は会計期間の整理を行い、平成28年3月から平成29年3月分までの13カ月分となっておりますので、その辺にご注意いただきたいと思えます。間もなく新魚市場が完成することから、関係諸団体と一体となり、さらなる水揚げ増に向けた努力をされるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、翌年度に繰り越しすべき財源を控除した実質収支で9,601万円の黒字決算となっております。前年度に比べ災害復旧費と復興事業費の合計の執行額が前年より5億円近く増となったものの、繰越金額が14億円以上の増となっております。さらなる事業の推進に向けた努力を望むものであります。

漁業集落排水事業会計は、実質収支で1,202万円の黒字決算となりましたが、歳入歳出とも執行率がかなり低くなっております。これは災害復旧費において翌年度の繰り越し及び契約にまで至らない工事があり、不用額が生じたことによるものであります。事業の推進に向けた努力を望むものであります。

介護保険事業保険勘定につきましては、実質収支で193万円の黒字決算となっております。要介護認定者数及び介護給付費は横ばいとなりつつあるものの、安定した事業運営ができるよう努力を願うものであります。

また、北浜地区、藤倉地区の復興土地区画整理事業は、実質収支で北浜地区は2,230万円の黒字、藤倉地区は歳入歳出同額で決算されています。両地区の復興のため早期完成に向けた努力を期待いたします。

次に、2つの公営企業会計の決算概要を申し上げます。

まず、病院会計についてですが、資料6の85ページ以降に改めてページ番号を振り直してありますが、後半のほうのページの5ページをごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは、5,861万円の赤字決算となっております。患者数を前年度と比較すると、入院患者数は0.8%、外来患者数は4.7%の減となっております。今年度は新改革プランの初年度になりますが、その数値目標と決算数値との比較を12ページに記載しておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。

数値目標を達成した項目は、入院と外来の1人1日当たりの診療単価の項目で、まだ未達成の項目も多くあります。今後もプランの目標達成に向けたさらなる努力を期待いたします。

次に、水道事業会計ですが、16ページをごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは、2億6,306万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、給水単価を32円97銭下回り、昨年度より販売差益は大幅に増となっております。大口需要者の水道料金負担軽減を継続しながらも、前年度を上回るよい決算内容となっております。今後とも一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査概要でございますが、なお詳細につきましては、ただいまの資料に各会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（香取嗣雄君） これより総括質疑を行います。

16番伊勢由典議員。

○16番（伊勢由典君） 認定第1号について総括質疑を行います。

質疑の第1点は、平成28年度普通会計決算で歳入歳出差し引き20億5,483万円の黒字決算としております。平成28年4月に示された第三次行財政改革推進計画、これは第二次改定版ということですが、その収支見通しは歳入歳出収支差で三角、つまり減の1億4,700万円でした。黒字になった要因と収支見通しで示したものの根拠をお聞きをいたします。

2点目は、塩竈市の財政の根幹であります市税収入について伺います。第三次行財政改革推進計画の収支見通しでは、平成28年度55億1,400万円でしたが、平成28年度は58億821万9,986円でした。東日本大震災前年の平成22年度、58億6,563万6,000円とほぼ同水準となっております。そこで、市税収入の増の主な要因についてお聞きをいたします。

3点目は、第三次行財政推進計画と平成28年度決算についてお聞きをいたします。評価の是非は質疑を通じて明らかにしたいと思いますが、平成28年度決算における第三次塩竈市行財政改革推進計画は、どのように行われてきたのか、お伺いをいたします。

4点目は、塩竈市の財政におけるもう一つの財源である各種基金、一般会計の財政調整基金、これは3月末ということで比較をさせていただきますが、28億5,105万8,000円で、前年度よりも増で10億1,694万6,000円、ふるさとしおがま復興基金が34億6,639万2,000円で、前年より減の2億2,835万円、そして復興交付金基金は138億9,968万4,000円で、前年比で133億661万3,000円の減となっております。また、特別会計でいいますと、塩竈市国民健康保険事業特別会計は、前年比で1億1,611万6,000円増の14億1,143万7,000円となっております。

そこで、質問は、こうした一般会計の財政調整基金、あるいは復興基金、国民健康保険特別事業会計の基金並びにふるさとしおがま復興基金などについて、主に増になった分、あるいは減になった主な確たる理由についてお聞きをいたします。

次に、第5次塩竈市長期計画と塩竈市震災復興計画、これについてお聞きをいたします。両方の計画とも平成27年度で5年目となり、前期5カ年を経過しております。第5次塩竈市長期計画は平成32年度、2020年の将来人口5万5,000人としております。平成27年の人口目標数値は5万5,800人で、実績値は平成27年、5万4,187人でした。これは塩竈市の第5次長期総合計

画の中間総括より公表されたものを踏まえての確認であります。中間総括の人口現況のまとめでは、平成27年における長期総合計画の目標値と国勢調査の実績数を年齢3区分の人口で比較すると、年少人口が目標値を300人上回ったが、生産年齢人口は目標値を1,700人下回ったと、このように中間報告の中では取りまとめをしております。

そこで、平成28年度の決算で、特にこの決算カードでも、平成28年度の人口は、5万5,247人となっております。そうしたことも踏まえて、この平成28年度決算で見えてくる年少人口、生産年齢人口はどうだったのか、お伺いをいたします。

第6点目は、重なりますが、第5次塩竈市長期総合計画のまちづくりの目標として、「だれもが安心して暮らせるまち」、「海・港・歴史を活かすまち」、「夢と誇りを創るまち」を柱としております。定住、交流、連携を横断的戦略としております。したがって、平成28年度決算における、こうした取り組んだ特徴について、重立ったものについてお聞きをいたします。

質問の7点目は、塩竈市震災復興計画、国の復興集中期間終了は平成32年度でございますが、平成28年度決算における震災復興の到達点と課題などをお聞きをいたします。

第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま伊勢議員から認定第1号につきまして、総括のご質疑であったかと思いますが、中身については個別に聞かれておりますので、個別の案件ごとにお答えをさせていただきます。

まず、第三次行財政改革推進計画の収支見通しと平成28年度一般会計決算の違いについてのご質問でありましたが、行財政改革推進計画の収支見通しにつきましては、各種基金や歳出削減などの財源確保策を除いた、いわゆる素の状態の収支を推計することで、今後5カ年間を見通すものでございます。平成27年度に策定をいたしました第二次改定版におきます収支見通しでは、1億4,700万円の収支差に財源確保策を講じることで、安定した見通しとなる算定とさせていただきます。

一方、平成28年度決算におけます実質収支であります、8億840万5,000円の黒字でございます。収支見通しとの違いにつきましては、先ほど申し上げました素の状態でありますので、その後、財政調整基金からの繰入金など財源確保策を講じていることのほか、歳出の不用額の発生などにより、黒字が生じたものと考えておるところであります。

次に、平成28年度決算におきまして、市税収入が前年度から4億7,220万7,000円の増加となった要因についてご質問いただきました。昨年度と比較をいたしますと、市税全体の収入額は58億821万9,986円と、昨年度から8.8%の増となっております。増額の主な要因であります。被災者に対する市民税、固定資産税及び都市計画税の減免終了及び津波被災地区に所在する固定資産税、土地計画税の減免適用範囲の縮小であると思っております。平成27年度と28年度の減免額の差が4億4,317万4,000円でございますので、これが主なる要因であります。

次に、第三次行財政改革推進計画が平成28年度決算においてどのように進められてきたかというご質問であります。

まず、職員定数の管理につきましては、本市の復旧・復興を早急に実現するための人員体制の整備のため、現在、職員定数の削減を凍結をさせていただいております。一方でアウトソーシングの推進につきましては、例えば児童館及び放課後児童クラブについて、本年4月からの指定管理者制度への移行を推進をいたしたところであります。

また、中期財政計画につきましては、財源確保策といたしまして、当初予算編成時におけます経常経費の削減や地方債の借りかえによる公債費の縮減、あるいは市税の収納率の向上対策、市有財産の売り払いなど自主財源の確保に努めたところであります。

次に、基金の5月末日での年度末残高の増減の主なる要因についてご質問いただきました。

まず、財政調整基金につきましては、前年度から277万8,000円増加し、17億8,738万円と、ほぼ横ばいと評価をいたしております。ふるさとしおがま復興基金につきましては、前年度から1億9,955万4,000円減少し、32億6,403万6,000円となっております。平成28年度では、割増商品券事業や海岸通地区震災復興市街地再開発事業におけます本市の単独補助事業など、被災者支援事業の財源として2億732万6,000円を取り崩したところであります。

次に、東日本大震災復興交付金基金につきましては、前年度から100億8,019万5,000円減少し、105億9,286万3,000円と残高が減少いたしております。これは災害公営住宅整備事業や下水道事業等において事業執行が進み、取り崩したことによるものでございます。

次に、国民健康保険財政調整基金につきましてご質問いただきました。前年度から2億2,684万円増加の14億5,198万5,000円となっております。これは年度末にかけまして医療費が急速に減少したことにより、翌年度に国等に返還しなければならない超過交付が1億110万円発生したことや、医療費水準が高どまりにあり、共同安定化事業の交付金が納付金を約1億4,800万円超過したことが主なる要因と考えております。

次に、第5次塩竈市長期総合計画中間報告会で示しました、年少人口と生産年齢人口の推移が平成28年度では実際にどうであったかというご質問であります。平成28年度末現在の住民基本台帳人口では、前年度と比較をいたしまして、14歳以下の年少人口で44人、15歳から64歳までの生産年齢人口で500人、それぞれ減少をいたしております。一方、65歳以上の高齢人口につきましては256人増加をしている現況であります。なお、中間報告会では、平成27年の目標数値と比較し、年少人口で304人の増加、生産年齢人口で1,774人減少している状況につきましてご報告をさせていただいたものであります。

次に、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画につきまして、平成28年度では主にもどのようなことに取り組まれたのかというご質問であります。

初めに、第5次長期総合計画についてご説明をいたします。

第1編「だれもが安心して暮らせるまちづくり」では、特定不妊治療費助成事業や子ども医療費の助成事業の対象拡大等に新たに取り組む、子育て環境等の充実を図らせていただきました。

第2編「海・港・歴史を活かすまちづくり」では、塩竈水産品ICT化事業に取り組み、流通の効率化や輸出等による販路拡大を図ったところであります。

第3編「夢と誇りを創るまちづくり」では、学びの連続性を重視した本市独自の小中一貫教育推進事業の本格的な実施に向け、その取り組みを推進をさせていただきました。

次に、震災復興計画の主な取り組み状況を説明を申し上げますと、住まいと暮らしの再建では、災害公営住宅整備事業において、清水沢、錦町東、北浜地区の住宅を完成させ、全体計画戸数390戸の整備を完了いたしましたところであります。安全な地域づくりでは、津波避難デッキの整備によって防災機能の向上を図り、産業経済の復興では、新魚市場整備事業において高度衛生管理型荷さばき所補完施設中央棟と南棟第1期を完成させ、本年秋のグランドオープンにつなげさせていただいたところであります。

浦戸地区の復興では、漁業施設災害復旧事業や漁業集落防災機能強化事業に鋭意取り組み、浦戸島民の方々の安全な居住環境の確保と生活再建に取り組んだところでございます。

次に、7点目であります。平成28年度における塩竈市震災復興計画の到達点と課題についてというご質問でありました。本計画に掲げた基本理念の実現に向け、災害復旧・復興交付金等各種財源も活用しながら、復興事業を進めているところでありますが、平成28年度末時点の進捗率は発注ベースで約83%となっているところであります。

現在の課題であります、復興需要の高まりによる人材不足等の要因から、残念ながら入札不調が続いていること、並びに復興交付金効果促進事業一括配分のさらなる活用が必要であるということでもあります。本年度を復興実りの年とできますよう、なお一層創意工夫を尽くしながら、一步一步確実に前進ができますよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議会選出の監査委員を除く議員17名をもって構成する平成28年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、本案については、議会選出の監査委員を除く議員17名をもって構成する平成28年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。9月13日午前10時から平成28年度決算特別委員会を開催いたします。開催通知については、口頭をもって通知いたします。



日程第8 議案第50号ないし第61号

○議長（香取嗣雄君） 日程第8、議案第50号ないし第61号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第50号から第61号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」であります、普通市営住宅及び共同施設について、入居者の決定などの管理を宮城県住宅供給公社に代行させることができるようにするとともに、公営住宅法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」であります、港町地区に津波防災セン

ターを設置し、津波等の災害時における災害対策活動及び塩竈市営汽船の運休時における乗客の支援等の拠点とするとともに、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上を図るため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」であります。都市計画に定める地区計画等の案の作成に必要な原案の提示方法等の手続を定めるため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第53号「塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」であります。高度衛生管理型荷さばき所の整備により塩竈市魚市場が全面供用開始となることから、魚市場に入場する車両の手数料を設定するとともに、新たな施設の使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第59号「平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算」につきまして、提案の理由説明を申し上げます。

まず、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」であります。東日本大震災復興関連予算といたしまして、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業や津波防災センター運営事業のほか、被災児童生徒就学援助事業を計上いたしております。

また、通常事業といたしましては、浦戸地区在住の小中学生への市営汽船乗船料助成事業や、小規模保育施設促進事業、ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業、小中学校教育振興援助事業などを計上いたしており、歳入歳出それぞれ9,457万6,000円を追加をいたしまして、総額を287億3,956万8,000円といたすものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災復興関連事業として、

従業員確保のために宿舍整備を行う本市の水産加工業者に対して、補助金を交付する塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業として	377万5,000円
同じく、本年供用開始予定の津波防災センターの管理運営事業費として	424万3,000円
同じく、被災児童生徒に支給する新入学用品等の増額補正として	108万7,000円

次に、通常事業として、

浦戸地区に在住する小中学生を対象に、市営汽船乗船料を助成する浦戸地区小中学生乗船料助成事業として	8万2,000円
--	----------

新たに小規模保育事業を行う事業者に対して、施設の改修費等の補助を行う小規模保育設置促進事業として	1,650万円
--	---------

昨年度に引き続き、ドクターヘリの臨時離着陸場、ランデブーポイントと呼んでおりますが、
として新たに浦戸寒風沢漁船保管用地が登録されたことにより、表示板を設置するための事業
費として 50万円

一本松大橋補修工事の第2期工事として、階段及び照明を整備するための橋梁整備事業とし
て 4,650万円

準要保護児童生徒に支給する新入学用品の増額補正として 344万2,000円

清水沢公園スポーツ施設の整備事業費として 1,000万円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

橋梁整備事業費等に係る国庫支出金として 2,571万7,000円

小規模保育設置促進事業やドクターヘリランデブーポイント環境整備事業、被災児童生徒就
学援助費に係る県支出金として 1,625万3,000円

塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業に係るふるさとしおがま復興基金からの繰入金として
377万5,000円

などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、普通交付税が交付額の確定に伴い1億5,798万2,000円の増額、
また普通交付税の振替わりであります臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴い3,850万円を
減額いたしております。

債務負担行為につきましては、津波防災センター機械警備業務委託のほか、次期指定管理に
向けた体育施設管理運営業務委託を追加する一方で、清掃工場廃棄物運搬車両の更新を購入と
したことに伴い、賃貸借の限度額を変更するものであります。

地方債につきましては、一般廃棄物処理事業や橋梁整備事業、スポーツ施設整備事業、臨時
財政対策債について、事業費等の計上に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります
が、一般被保険者及び退職被保険者等の負担金を平成28年度分の精算に伴い返還するものとして、
歳入歳出それぞれ1億80万5,000円を追加いたしまして、総額を74億6,206万5,000円とするも
のであります。

次に、議案第56号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります
が、本年10月に全面供用開始となります新魚市場の施設使用料と管理経費として。歳入歳出それぞれ231

万6,000円を追加いたしまして、総額を1億8,371万6,000円とするものであります。

次に、議案第57号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきまして、介護給付費等交付金及び地域支援事業支援交付金の平成28年度分の精算に伴い返還するものとして、歳入歳出それぞれ1,718万7,000円を追加し、総額を53億7,587万5,000円とするものであります。

また、債務負担行為の追加といたしまして、次期に向けた地域包括支援センターの業務委託を計上いたしております。

次に、議案第58号「平成29年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。後期高齢者医療広域連合への平成28年度分の納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出それぞれ572万5,000円を追加いたしまして、総額を7億4,462万5,000円といたすものであります。

次に、議案第59号「平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。資本的支出につきまして、病院の空調設備改修のための施設改良費500万円を計上し、総額を1億746万4,000円とするものであります。

また、資本的収入につきましても、企業債500万円を計上し、6,313万1,000円とし、あわせまして、企業債の限度額を増額補正をいたすものであります。

続きまして、議案第60号及び議案第61号につきましては、工事請負契約の一部変更についてであります。

まず、議案第60号であります。内容につきましては、25-復・交 中央第2貯留管築造工事の一部変更でありまして、道路管理者との協議による作業時間の変更や、地盤改良工のためのプラントの設置方法の変更による作業日数の増などにより、工事費が増となりますことから、契約金額22億2,424万2,720円を1億6,204万2,120円増額し、23億8,628万4,840円に増額変更いたすものであります。

次に、議案第61号であります。内容につきましては、27-復・交 港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）の一部変更でありまして、地質調査で確認できなかった岩塊、コンクリート等の支障埋設物の撤去処分及び施工機械が追加となったこと等により、契約金額4億748万4,000円を4,443万1,200円増額し、4億5,191万5,200円に増額変更いたすものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、この後、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、私からは、議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」につきましてご説明をさせていただきます。説明の都合上、資料番号5及び資料番号19をご用意いただきたいと思います。

最初に、資料番号19の7ページ、8ページでご説明をさせていただきたいと存じます。資料番号19の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1の概要でございますが、塩竈市津波防災センターは、津波等の災害時におきます災害対策活動及び市営汽船運休時におきます乗客の支援等の拠点とするとともに、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上を図るために設置をするものでございます。

2の津波防災センターの利用及び運営についてをごらんいただきたいと思います。

(1)の利用形態といたしまして、3つ考えてございます。

1つ目は、災害発生時におきましては、学校などの指定避難所まで避難することが困難な市民及び来街者をマリゲート塩釜とあわせて収容する一時避難場所として利用し、津波により浦戸地区等に被害があった場合におきましては、浦戸地区の復旧・復興の拠点として利用するというものでございます。

②といたしましては、台風や濃霧等で市営汽船が運休となった際に、帰島できなくなった浦戸島民が待機できる場所を提供するというものでございます。

③としましては、通常時におきましては、模型や映像、写真、パネルなどを通して、本市における東日本大震災の被害状況や復興の歩みを将来に向けて伝承し、市民が震災を語り継ぐ場として利用していくものでございます。

(2)の運営形態でございますが、基本的には非常勤職員3名を雇用し、2名体制のローテーションにより直営で運営をしていくものでございます。

次に、3の津波防災センターの概要でございますが、(1)の建物の構造は、施設の延べ床面積1,272平米、2階部分の床面積が640平米の鉄骨造の2階建てとなっております、避難者

の収容や展示施設につきましては2階部分となります。

(2)の開館時間でございますが、午前9時から午後5時までとしております。

(3)の休館日ですが、毎週月曜日を休館日としておりますが、月曜日が祝日に当たる場合につきましては、直後の平日に休館ということにしております。また、年末の12月29日から1月3日も休館日とさせていただいております。

使用料につきましては、(4)に記載しておりますけれども、展示スペースの一般的な見学ですとか、市営汽船運休時の乗客の待機につきましては無料となりますが、研修室の利用につきましては、1時間当たり研修室1が900円、研修室2が880円としております。その他のマイク等の備品等については記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、資料番号5、7ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらが議案第51号の塩竈市津波防災センター条例でございます。順にご説明しますが、重複する部分は避けさせていただきたいと思っております。

第2条におきまして、使用目的を定めております。津波防災センターにつきましては1号からでございますが、災害時における災害対策活動、2号としまして、市営汽船運休時における乗客の支援、3号につきましては、防災に関する知識及び技術の普及向上、4号といたしまして、自主防災組織の育成及び強化に関すること等を使用目的としておるものでございます。

3条以降、休館日、あるいは開館時間、使用の許可等につきまして、手続的なものについて第14条まで定めさせていただいておるものでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

9ページの中ほどに、附則がございます。9ページの中ほどの附則でございますが、第1項の条例の施行期日ですが、規則で定める日から施行するというふうにさせていただいております。また、第3項につきましては、津波防災センターを議会の議決に付すべき重要な公の施設に加えるため、附則におきまして所要の改正を行わせていただいております。

大変簡単でございましたけれども、以上で第51号の塩竈市津波防災センター条例の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） それでは、引き続きまして議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」についてご説明をいたします。資料番号5の11ページをお開き願います。

都市計画法第16条第2項の規定では、都市計画に定める地区計画等の案については条例の定めるところにより、計画区域内の土地所有者等の意見を求めて作成することとなっていることから、その必要な手続を定めるため、新たな条例の制定を行おうとするものでございます。

条文は、4条からなっております。第1条で、前段申し上げました条例の趣旨を、第2条で、地区計画等の原案の提示方法としまして、公告する事項、縦覧場所、第3条で、原案に対する意見の提出方法、第4条では、施行に関し必要な事項の委任について定めております。

なお、資料番号19の11ページでは、地区計画制度や地区計画の決定までの流れについて記載しております。こちらは後ほどご参照いただければと思います。

議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」については以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、引き続きまして議案第54号「平成29年度一般会計補正予算」の概要につきまして、資料No.19の17ページを利用しましてご説明をさせていただきますと思います。17ページをお開きいただきしたいと思います。

こちらの表は、一般会計及び特別会計の9月補正後予算額の総括表となっております。今回補正いたします金額は、補正額の欄にありますように一般会計で9,457万6,000円、国民健康保険事業特別会計で1億80万5,000円、魚市場事業特別会計で231万6,000円、介護保険事業特別会計で1,718万7,000円、後期高齢者医療事業特別会計で572万5,000円、合計では一番下段にありますように2億2,060万9,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側にありますとおり499億7,604万9,000円となりまして、補正前に比べますと0.4%の増となります。

続きまして、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明いたしますので、20ページ、21ページをお開き願います。

ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で費目2の総務費137万4,000円でございますが、右ページ備考欄のほうをごらんいただきますと記載しておりますとおり、自衛官募集事務費につきましては、国委託金を活用し市役所入り口に設置しております自衛官募集看板の修繕に係る事業費でございます。国庫補助金等返還金につきましては、平成28年度被災者支援総合交付金において事業費の確定による精算返還金でございます。浦戸諸島開発総合センター管理費につきましては、浦戸地区に在住する小中学生を対象に市営汽船乗船料を助

成する事業費を計上いたしております。

この後同様に各費目の主な内容を右側の備考欄でご説明をしております。

費目3の民生費1,779万3,000円でございますが、小規模保育設置促進事業につきましては、小規模保育事業を行う事業者に対して施設の改修費等の補助を行う事業を、保育所管理運営事業費につきましては、清水沢保育所の送迎者用駐車スペースの整備費を計上しております。

費目4の衛生費506万7,000円でございますが、ドクターヘリランデブーポイント環境整備費につきましては、ドクターヘリの臨時離発着場として新たに浦戸寒風沢漁船保管用地が登録されたことに伴いまして表示板を設置するための事業費を、清掃工場管理運営事業におきましては、清掃工場の残灰運搬車の更新に係る事業費をそれぞれ計上しております。

費目6の農林水産業費447万円でございますが、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業費につきましては、従業員確保のために宿舍整備を行う本市の水産加工業者に対して補助金を交付する事業費を、魚市場事業特別会計繰出金につきましては、本年10月に全面供用開始となります新魚市場の管理経費に係ります一般会計繰出金を計上いたしております。

費目8の土木費4,650万円ですが、橋梁整備事業費につきましては、一本松大橋補修工事の第2期工事分として階段及び照明を整備するための事業費を計上しております。

費目9の消防費424万3,000円でございますが、津波防災センター運営事業につきましては、本年供用開始予定の津波防災センターの管理運営事業費を計上しております。

費目10の教育費1,512万9,000円でございますが、被災児童生徒就学援助事業につきましては、被災児童生徒の新入学用品援助事業費の増額補正を、小学校及び中学校教育振興援助事業費につきましては、準要保護児童生徒の新入学用品援助事業費の増額補正を、文化財保護費につきましては、国の名勝に指定された籬が島の架橋を修繕する団体に補助を行う事業費を、塩竈市スポーツ施設整備事業につきましては、清水沢公園スポーツ施設の整備事業費を計上いたしております。

次に、歳入の補正内容につきましては、前の18、19ページをお開きいただきたいと思います。

費目10の地方交付税1億5,798万2,000円ですが、平成29年度普通交付税の交付額の確定に伴います増額補正でございます。

費目13の使用料及び手数料17万8,000円ですが、こちらは津波防災センターにおける研修室や附帯設備の利用に係る使用料でございます。

費目14の国庫支出金2,571万7,000円ですが、こちらは一本松大橋補修工事に係る社会資本整

備総合交付金や自衛官募集重点市町村の指定を受けたことによります自衛官募集事務費に係る国の委託金でございます。

費目15の県支出金1,625万3,000円ですが、小規模保育設置促進事業に係る子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業や、ドクターヘリランデブーポイントの表示板設置、あるいは被災児童生徒の新入学用品費援助事業費に係ります県補助金でございます。

費目18の繰入金マイナス9,845万4,000円ですが、本補正に係る所要一般財源としての財政調整基金繰入金の補正のほか、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業に伴うふるさとしおがま復興基金からの繰入金でございます。

費目21の市債マイナス710万円ですが、清掃工場残灰運搬車の更新や一本松大橋補修工事、清水沢スポーツ施設整備事業に係る増額補正のほか、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴います減額補正でございます。

なお、この資料の22、23ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しております、また24ページは投資的経費の内訳書となりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） それでは、引き続きまして議案第60号「25-復・交 中央第2貯留管築造工事の一部変更について」ご説明をいたします。資料番号19の38ページをお開き願います。

左上をごらんいただきたいと思います。平成26年1月16日に契約締結いたしました工事ではありますが、3の金額のところでございますけれども、今回変更前の請負金額に対しまして1億6,204万2,120円増額させていただきまして、変更後の請負金額を23億8,628万4,840円にさせていただくものでございます。率にいたしますと7.3%の増額変更となるものでございます。

5のとおり、道路管理者との協議により作業時間の変更を行うとともに、地盤改良工のプラントを写真（1）の①のような車上式のプラントへ変更したことによる作業日数の増などによるものが主な変更内容となります。

詳細につきましては、6の表で説明をいたします。

まず、（1）の管路・流入工でございますが、①の車上式プラント5,428万384円の変更に関しましては、恐れ入りますが39ページでご説明させていただきます。

39ページの上段の（1）①管路・流入工の地盤改良工の変更内容ですけれども、国道の管理

者との協議によりまして、作業時間の変更と地盤改良工のプラントを定置式から車上式への変更を行っております。下段の参考図は、定置式のプラントの配置図ですけれども、図面左側のJSGプラントと記載された囲みの部分、7メートル掛ける15メートルの広さがプラントの設置に必要となります。このため、国道内にプラントを設置した場合は片側通行もできなくなるため、管理者の了解が得られず、また近接地に借地等の確保もできなかったことから、車上式のプラントに変更をしたものでございます。この車上式への変更により、1日当たりの作業時間は6.7から4.7時間に減少するため、予定しておりました作業日数が36.3日から60日と、23.7日の日数増となっております。

表は、No.1からNo.7までの流入人孔において、車上式への変更に伴う影響等をまとめたものでございます。1の流入人孔ごとの地盤改良工の作業日数増ですが、No.1とNo.7につきましては、公園内にプラントを設置したため、作業日数の増は生じておりません。2が日数増に伴う変更額であり、3はその他の理由による変更額となります。変更額合計、赤の囲みの部分になりますが、38ページの表の(1)の①と一致する内容となります。

なお、No.6の地盤改良工の追加につきましては、恐れ入りますが38ページのほうにページを戻っていただきまして、平面図をごらん願います。右下の地盤改良工の追加箇所、こちらも囲みの部分になりますが、地下埋設等の支障によりNo.6の流入人孔の位置を変更しております。このため、接続部分を含めまして、記載の範囲で地盤改良が増加したため、追加変更が必要となったものでございます。

次に、6の表、3段目のほうにお戻りいただきたいと思っております。②でございますが、シールド工や刃口推進工の施工の際に水質汚濁防止法の基準値を超える排水が確認されたことから、202日分の濁水処理費用としまして1,460万円ほどの増嵩となっております。

③は、シールド工事におけるセグメント、可撓セグメント部分の2次覆工におきまして、収縮、ひび割れの発生しにくい無収縮性の充填モルタルへと材質の変更を行いまして、1,280万円ほどの増嵩となっております。

④は、既設の雨水管から貯留管に接続するため、この際使用するさや管の加工費になります。3カ所の追加費用としまして250万円ほどの増嵩となっております。

なお、39ページには、ただいま説明しました変更に係る施工状況の写真を掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、(2)の中央第2ポンプ場場内整備工ですけれども、左下の写真(2)にありますよ

うに、現場内の舗装が完了しておりますが、ポンプ場内のレイアウトが確定したことによりまして、舗装等の面積が減少しております。このため1,190万円ほどの減嵩となっております。

(3)の立坑工につきましては、平面図右側の破線の囲みの部分になりますが、中の島の雨水枝線との工程調整によりまして、土どめのための鋼材の損料170日分が増加しまして1,600万円ほどの増嵩となっております。

次に、附帯工ですけれども、写真(4)の①や④にありますような今回の工事に伴う管理者の協議によりまして範囲を決めておりますけれども、その協議によりましてそれぞれ増となっております。

(1)から(4)までを合計しました直接工事費としましては1億1,160万円ほどの増嵩となっております。これに(5)の共通仮設費、今回の変更に伴う作業日数の増により交通誘導員の増員の変更でありますとか、それから(6)の諸経費であります共通仮設費、現場仮設費、一般管理費の諸経費の率によりまして算出した額、これらを加えまして、工事価格の増減額の合計額としましては、ちょっと下段のほうになりますけれども、1億8,667万2,000円を積算させていただきます。

この価格に、表の下段にございます請負率80.376%と消費税を乗じました税込み価格、これらを掛け合わせたものが1億6,204万2,120円ということで、契約変更の増額分とさせていただきます。

続きまして、議案第61号「27-復・交 港町津波防災拠点整備工事(建築工事)の一部変更について」ご説明をいたします。40ページをお開き願います。

右上をごらんいただきたいと思います。こちら3の金額のところでございますけれども、変更前の請負金額に対しまして4,443万1,200円を増額させていただきまして、変更後の請負金額を4億5,191万5,200円にさせていただくものでございます。率にいたしますと10.9%の増額変更となるものでございます。

5のとおり、工事発注前に実施いたしましたボーリング調査で確認できなかった岩塊やコンクリートなどの支障埋設物撤去処分及び施工期間が追加となったことなどが主な変更理由となります。

詳細につきましては、6の表で説明をいたします。

①の土工事(埋戻工)でございますけれども、解体撤去工事による現場での土量の減少分をページのちょうど右下の写真①にありますように、山砂で埋め戻しを行ったため、100万円ほ

どの増嵩となっております。

②の山留工につきましては、埋設支障物撤去のため、写真2にありますシートパイルの設置期間を2カ月ほど延長しまして、150万円ほどの増嵩となっております。

③の水替工につきましては、写真③にありますような土工事や基礎工事に支障となる湧き水量、そういったものが発生しましたので、その対策として250万円ほどの増嵩となっております。

④の杭事業工事につきましては、左側平面図に示しておりますが、工事前に実施しました、黄色になりますけれども、4カ所のボーリングでは地下1メートル以上の深さの盛り土層において大きな岩塊の確認がされておりました。しかしながら、既存の撤去及び仮設工事に着手した段階で、写真④の1にありますような30センチを超える岩塊が含まれていたため、杭工事の支障となり、写真④-2にありますようなケーシング併用工法を追加しまして、岩塊等の撤去を行ったため、2,350万円ほどの増嵩となっております。

⑤の解体撤去工事におきましては、写真⑤-1及び2のようなアスファルトやコンクリートガラ撤去費用としまして470万円ほどの増嵩となっております。

また⑥の外構工事におきましては、近接する県事業の防潮堤の工事との取り合いの調整のため、左側の図面にありますけれども、緑の範囲につきまして構内舗装等を減工としたため、230万円ほどの減嵩となっております。

これらを合計しまして、表の中段でございます直接工事費の合計が3,092万3,254円の増嵩となっております。これらに共通費としまして、工事延伸による120日分の増額となりました仮囲いの費用でありますとか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費率により算出しました諸経費の額等を加えまして、工事価格の増減金額の合計としましては4,653万円を積算させていただいております。

さらに、この価格に表の下段でございます請負率と消費税率を乗じました税込み価格4,443万1,200円を契約変更の増額分とさせていただいたものでございます。

以上、これらの変更契約につきましては、道路管理者との協議によるプラントを車上式に変更したことや、地質調査で確認できなかった支障埋設物の撤去処分等によって、必要性が生じたものでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） これより議案第50号ないし第61号の総括質疑に入ります。

13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」についてお聞きをいたします。

塩竈市津波防災センター条例を見ますと、設置理由として、津波災害時における災害対策活動及び塩竈市営汽船の運休時における乗客の支援等の拠点とするとともに、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上を図るとしております。また、この防災センターは、研修室の貸し出し等も行い、開館時間が午前9時から午後5時までとなっております。この防災センターは港町の住民の方々の一時的避難場所となるが、夜間は職員のない運営であります。災害時は鍵を持っていなくても入ることができるシステムとなっているようですが、不安が残ります。

まず、塩竈市の防災に関する基本的な考え方と、そしてそれに基づく津波防災センターの位置づけについてお聞きをいたします。以上、よろしくお願いいたします。（「所管の委員の場合質疑しないというふうはこの前」の声あり）

○議長（香取嗣雄君） この前の議会運営委員会のときなどに、所管の常任委員会の委員はこういった総括質疑は行わないということなものですから、きょう、この原稿をつくる前には所管でなかったから、さっき所管の委員になったばかりだろうけれども、そういうわけだから、ご遠慮していただくということでご協力お願いをいたします。よろしいですか。（「議長、この議案付託表に基づいて各委員会で審議するんだから」の声あり）するんだからね、今からね。それで、ひとつ鎌田議員にはよろしくお願いいたしますしまして、10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） 私のほうから、議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」のことで総括質疑させていただきます。

先ほど鎌田議員とかいろいろ出ましたけれども、中身は全く一緒ですので、一応それについて市長からご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま志賀議員から、塩竈市津波防災センターの運営管理についてのご質問をいただきましたが、前段、鎌田議員のほうからも同様のご質問をいただいておりますので、あわせてご答弁をさせていただければと思います。特に鎌田議員、志賀議員から共通したご質問であります。例えば休館日に災害が発生した場合は、どのような対応を市としては計画しておるのかというご質問趣旨であったかと思っておりますので、そのような趣旨に基づいてお答えをさせていただきます。

休館日及び施設の閉館時間帯に津波避難が必要な状況が発生した場合についてであります、浦戸振興課職員の執務時間、午前6時半から午後6時までであります、につきましては、浦戸振興課職員が施設の鍵をあけて避難者の方々への施設への収容等の対応をとってまいります。また、夜間につきましては、職員が直ちに津波防災センターに急行し、避難者の受け入れ等の対応を行うことといたしております。避難施設として24時間安心して利用いただけますよう、なお誠意を尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。職員が急行するという、夜間は急行することなののですが、その急行する職員というのは、誰が急行するのか。そして、例えばですよ、やはり皆さんうちへ帰っていて、地震が来るのはわかりませんし、津波が来るのもわかりませんので、当然好きな方は一杯やっていることもあるだろうし、そういったときに結局本当にこの体制でちゃんと現場に対応できるのかということもちょっと心配しているわけですが、その辺のところをもうちょっときめ細かに、どう考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志賀議員のほうから、夜間といいながらもというご質問でありましたが、塩竈市には20カ所の一時避難場所が設定をされておりますが、主にその避難所の周辺に所在します職員を中心に、そういった災害が発生した場合は、直ちに避難所開設作業に当たるといことで取り組みをさせていただいております。もちろん3月11日に発生をいたしました東日本大震災発生時にも、職員が直ちに避難所に急行して門扉等をあけたところでありますし、その後も警報等が発令される都度、避難所の開設作業に当たってきているところであります。今ご質問の、もし飲酒等をしてしまった場合というご質問であります、基本的にはそういう状況ではありましても、きちっと駆けつけていただきたいということをお願いをいたしております。ただ、どうしてもという場合も想定しまして、一避難施設に4名から5名の職員を配備をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） わかりました。あと、これはデッキをつくる時の話、周りの住民の方の話なのですけれども、結局津波が来たときにわざわざデッキのほうに向かって逃げないよと

ということもあります。やはり命の危険があります。そういった命の危険をさらして職員の方がその防災センターにまた向かうということも、果たして本当に職員の方の命を守れるのだろうかという心配もありますので、その辺をしっかりと勘案の上、対策を立てていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

それでは、17番小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） 日本共産党市議団を代表して、議案に対する総括質疑を行ってまいります。小高でございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回お伺いをいたしますのは、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」についてと、並びに議案第52号「塩竈市地区計画等の作成手続に関する条例」についてお伺いをしてまいりたいと思います。

初めに、議案第50号についてであります。塩竈市営住宅条例の一部改正ということで、宮城県住宅供給公社に当市市営住宅の管理運営、家賃の徴収・収納の範囲を含めて代行をお願いするための、いわば手続を定める条例というふうにご説明を頂戴いたしました。そこで、この間の説明をいただいた中で、そのメリットとして2点と、管理の効率化、経費の削減、そして入居サービスの向上ということが挙げられていたわけですが、この公営住宅というものを1つの福祉政策の1つというふうに捉えた場合に、これはやはり公的責任というものは非常に重大なものがありますので、そこをどのように担保をしていくのかという点については、やはり大いに議論が必要なのであるというふうに考えているわけがあります。

さて、そういったことを踏まえて、初めにお聞きをしたいのは、実際に入居をされている方、あるいはこれから入居を考える、応募をされる方、こういった方々との間で、さまざまな手続、あるいは修繕等を含めた諸問題発生時の対応、こういった部分で移管をすることで、面倒や不都合が生じはしないかということに懸念があるわけがあります。

今後、公社との協議を行っていく中で、例えば窓口業務を1つとっても、市はどういった役割を担うのか、公社ではどういった形になるのかと、こうしたこと、さまざまな分、留意・配慮をする必要があるのだと思うのですが、そのあたりについて大きな考え方を伺いたいと思います。

以上で1点目の質疑を終わります。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま小高議員から、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」についてご質問をいただきました。管理代行制度についてのご質問でございました。管理代行制度であります、改めて申し上げますと、公営住宅法に基づき、事業主以外の公的団体が公営住宅及びその共同施設について、管理の一部をかわって行うことができるものでございまして、指定管理者制度で実施できる補助的行為や事実行為に加えまして、例えば入居者の決定等、事業主体にかかわって権限を行使する業務を行うことができますので、一貫したサービス提供が可能となるものと考えております。

例えばであります、今塩竈市におきましては、公営住宅の入居募集というのは、基本的には年1回ということになっておりますが、一方、この管理代行を行います宮城県の住宅供給公社では、年4回の募集ということを行っているようであります。一刻も早く安心してお住まいできる住宅を希望される方々の需要には、例えばそういった意味でもお答えができるかと思っておりますが、あるいはご心配をいただいております修繕等につきましても、基本的には住宅供給公社が対応することになりますが、例えば塩竈市の定住促進課のほうでも、そういった方々の相談窓口につきましても、引き続き継続をさせていただきたいと思っておりますので、市民の方々には気軽に足を運んでいただき、さまざまなご相談を引き続きお受けをさせていただくという対応をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） ご説明を頂戴いたしました。以前、ある高齢者の方から、これは県営住宅でありましたが、申し込み、さっぱり手がわからないとご相談を頂戴したことがありました。窓口の場所がまずわからないと。手がわかりにくい、問い合わせ先もちょっとわかりにくいということで、非常にご苦労なさっていたわけですが、そういった部分もありまして、こうした懸念を持ったわけであります。

細かい議論については、委員会等も含めてぜひ今後お願いをしたいと思っておりますが、そのデメリットと申しますか、こうした分もしっかりやらなければいけないということも含めて、そのあり方については議論をしっかりしていただければというふうに思います。

また、その個人情報保護法の観点から見ましても、公営住宅、高齢者の方、障害者の方、あるいは母子世帯と、いわゆる社会的弱者というふうに位置づけられてしまうような方々の入居割合が一定程度あるかと思っておりますが、さまざまな事情があるかと思っておりますので、そのプライ

バシーの保護という点につきましても、今後大いに議論を深めていただきたいというふうに思っています。

そして、少し観点を変えまして、例えば先ほど修繕というお話が出ましたけれども、例えばその修繕等をお願いする業者の選定、地元活性化みたいな、そうした観点から見た場合に、ここは公社への管理移管というものが行われた際にどのようになっていくのか、現時点でもしお考えがあれば、お聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まだ具体的な取り組みについては、当然のことではありますが、この条例改正をお認めいただけないと、住宅供給公社との話ということについてもなかなか入れない状況でありますので、お認めをいただきましたら、早速今ご心配をいただいております個人情報保護といったようなことについて、どのような取り組みをしていくのかといったような問題でありますし、我々も修繕等につきましては、今まで同様に極力塩竈市内の業者の方々をご活用いただきたいという気持ちでありますので、そういったことを住宅供給公社のほうにも伝えてまいりたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） そういったところを含めて今後、議論のほうをよろしくお願いを申し上げます。

さて、議案第52号に移ってまいりたいというふうに思いますが、塩竈市地区計画等の作成手続に係る条例についてということで、こちらも手続条例ということでございましたが、理解を深める観点から、その地区計画というものについて、今後の大枠の進め方、特に一定のフローの中で、どのように住民の方が参加していくのかというところを踏まえて理解を深めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今地区計画の作成手続についてというご質問でありました。地区計画決定までの進め方についてであります。まず地区の方々の意向を十分反映した地区原案というものを策定しなければならないというふうに考えております。したがって、この原案作成の段階から、地域の皆様方に積極的に計画立案に参加をいただくというような枠組みにしてまいりたいと思っておりますし、先ほど担当部長がこの資料No.19の説明の中で、そここのところを省略してしまったわけではありますが、ちょっと細かいこととなりますので、あとは委員会の中

でしっかりとご説明をさせていただきたいと思っております。

それで、条例に基づき、土地所有者等に対しては、地区計画原案の公告、縦覧、意見書の提出の手続きを行い、地区計画案という形にいたしてまいります。

次に、土地計画法の規定に基づき、市民に対しましては、地区計画案の公告、縦覧、意見書の提出の手続きを行い、都市計画審議会、塩竈市の都市計画審議会に諮り、県との協議等も踏まえまして、地区計画案を決定をさせていただくこととなっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ご説明を頂戴いたしました。そこで、こういったイメージということでのご説明を頂戴をしたわけでありますが、この議案の説明の中で、具体的に藤倉二丁目地区、被災市街地復興土地地区画整理事業の中でこうした部分があつて、具体的にこうお話が出てきているというようなお話がございました。そういった意味では、その委員会での議論というものを深める意味でも、例えばその藤倉二丁目で、一定のところまででよろしかったのですが、具体的にこうした話し合いがあつたよというところでお示しいただいて、今後の議論にぜひ生かしていただければと思いますので、その点についてお願いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど土地をお持ちの方々を対象とした個別調査を行わせていただいたというお話をさせていただきました。その際に、地区計画の策定に関するアンケートというものを提出をお願いをしたところでありまして。そのアンケートの中で出された意見の幾つかをまずお話をさせていただければと思います。例えば建築物の用途制限の話であります。また、壁面の位置の制限、あるいは建物の高さの制限等、あるいは壁の色をある程度統一していったらいいのではないのかといったようなお話でありますとか、ご案内のとおり、藤倉地区、大半が住居系の土地利用計画であります。できればそういった環境をこれからも末永く確保いただけるような、そういった地区計画にしてもらえないかといったようなご意見等々をいただいたという報告を受けているところでありまして。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◇

日程第9 議案第62号及び第63号

○議長（香取嗣雄君） 日程第9、議案第62号及び第63号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程いただきました議案第62号及び議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第62号は、「教育委員会の委員の任命について」でございます。現委員4名中1名の委員が本年10月6日をもって任期満了を迎え退任をされますことから、その後任の委員を任命しようとするものでございます。

後任には、塩竈市本町にお住まいの佐浦弘一氏、昭和37年10月1日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

次に、議案第63号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中2名の委員が本年10月6日をもって任期満了となり、また1名の委員が本年6月30日にご逝去されましたことから、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市西町にお住まいの阿部勘九郎氏、昭和22年8月3日生まれ、また塩竈市浦戸野々島字河岸にお住まいの西川信男氏、昭和21年11月20日生まれ、以上2名の方は現在委員としてご活躍いただいております、再任をさせていただきたいとするものでございます。

また、塩竈市北浜一丁目にお住まいの水野暢大氏、昭和31年9月18日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第62号「教育委員会の委員の任命について」、採決いたします。

議案第62号については、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第62号については、同意を与えることに決しました。

次に、議案第63号「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」、採決いたします。

議案第63号については、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第63号については、同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明12日から24日までを平成28年度決算特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明12日から24日までを平成28年度決算特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月11日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 山 本 進

平成29年 9 月 25 日（月曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成29年9月25日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（18名）

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君

市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
会計管理者長 兼会計課長	菊池 有司 君	市民総務部 市政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 康則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番志賀勝利議員、11番今野恭一議員を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

5番阿部眞喜議員。5番。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） それでは、9月定例会一般質問をさせていただきますオール塩竈の会、阿部眞喜でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の一般質問は大きく分けて5つでございます。

1つ目としまして、広報戦略課の立ち上げについて質問をさせていただきます。

平成28年9月定例会にも質問をさせていただきました広報戦略課を立ち上げてはどうかという質問をさせていただきました。塩竈市を戦略的に広報するためにも、待ちの広報から発信する広報にしなければいけません。塩竈市内に住む市民の皆様には情報提供するのはもちろんですが、全国の皆様にもいかに塩竈を知ってもらうかが大切であるということをお聞きさせていただきました。塩竈市で多く行っている事業は多数ございますが、シャッターオープン・プラス事業、ふるさと納税、水産品ICT化事業など、多くの事業をより市外の皆様へ戦略的に伝えることが重要と言えます。その際の当局の担当者のご答弁において、広報戦略委員会を立ち上げするというご答弁をいただきましたが、その後の経過をお伝え願います。

後の4つの質問でございますが、塩竈市のメンタルケアとストレスチェックについて、移住政策について、塩竈市が定めるプロポーザル方式について、塩竈市中小企業振興条例につい

て、以上4点においては自席にてご答弁をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部眞喜議員から広報戦略委員会についてのご質問をいただきました。平成28年9月定例会で阿部眞喜議員から、広報の普及啓発のためには、やはり戦略的な取り組みではないかと。したがいまして、広報委員会から広報戦略委員会に衣がえをしてはいかがかというご質問をいただきました。

まず、現在設置をいたしております広報委員会の機能拡大に早速取り組みをさせていただいたところであります。昨年度までは広報しおがまの編集に限定をいたしておりました広報編集委員会について、その役割の拡大を図ったところであります。具体的には、広報活動を行うための調査やさまざまな広報媒体に対する評価、検討といったような取り組みを行ってまいりました。広報委員会の役割に加え、戦略的、効果的な市政情報の発信について、今年度から委員会を活用し、新たな取り組みを早速スタートさせていただいたところでございます。以上、ご答弁を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君） 市長、ありがとうございます。

私も市のホームページを拝見しておりましたところ、私個人としてはとても見やすくなりましたして、項目が選びやすくなったのかなと思いました。まだちょっと以前の形になれている方からすれば、以前のほうが見やすかったという方もいるかもしれませんが、項目を大きく分けて、3つぐらいですか、分けながらトップページの上にはSNSの発信だったり、または昨日私も質問させていただきました市でつくった動画などが見られるようになっておりまして、非常に見やすくなったのかなと思っております。

その中で、今市長ご答弁にありました調査、評価、検討というものをされたということでございますけれども、そちらの調査というものはどのような調査を行ったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ホームページをお褒めいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず、現状の取り組みについてであります。本年の5月から6月の間に、市民の皆様の市政情報を得る手段でありますとか、広報しおがまの購読状況、あるいはホームページやフェ

イスブックの利用状況などについて、2,000人の方々を対象とした塩竈市の広報委員に関する市民アンケートを実施をさせていただきました。この結果を受けまして、広報編集委員会においてこのアンケート調査内容の課題、問題の共有を行いますとともに、議論を深め、今後の戦略的、効果的な市政情報の発信に反映をさせてまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 2,000人の方たちにアンケートをとられたということでございますが、もちろん市の広報紙を私は毎月読ませていただいておりますけれども、やはり若い方たちというのは、どちらかというともうインターネットでお調べする時代なのかなと思いますので、そういう方たち、市民の若い世代の皆様がどのように見て情報を得るかというところでは、広報紙を見ているかどうかは私も何とも言えないところなんですけれども、ぜひいろいろな形の情報発信を伝えることで、一人でも多くの方たちに市で行っている多くの事業や取り組みをお伝えされるように努めていただきたいと思いますと思っております。

その中で、私、毎回お話しさせていただきますけれども、やはりキャッチーでストーリー性のあるところの広報がもう一つ上にあると非常に皆様にも親しみやすく、広報を常にこちらから発信をすることをプラスした上に、それになれてくれば、あとは自分たちでホームページにやってくるという形になるのかなと思いますので、まずはどのようにしてホームページにたどり着かせるかということが大切だと思います。私、広島で「おいしい！広島県」は非常に面白いということをも読ませていただいた中で、やはり目標人数を決めて、何人の方たちにホームページを訪れてもらえるようにするのか、またはSNS媒体をどのように活用して何人のフォロワー数をつくるのかということがポイントだということがありまして、塩竈市の広報委員会ではそのような話は今後進められていくのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前後いたしまして恐縮でありました。

アンケート結果について若干ご披露させていただきたいと思えます。

市政情報の入手手段、方法といたしましては、やはり約9割の市民の皆様が広報しおがまから情報を得ているという回答をいただきました。また、広報を毎月読む、ほとんど読むとご回答いただいた方々が約7割でありました。ホームページについてであります、約8割の

方々が、各種手続等の確認のためにホームページを活用させていただいておりますというご回答をいただきました。また、先ほど議員からも触れていただきましたが、当市にもフェイスブックを掲載しておりますが、残念ながらフェイスブックを利用したことがあると回答した方は約1割程度でありまして、まだまだ周知不足でありますことを認識をいたしたところでもあります。

こういった広報媒体に一定程度ストーリー性を持たせるべきではないのかというご質問でありました。

市民の方々の約6割から8割の皆様が、なぜ広報紙、あるいはホームページを見るかという問いに対しまして、各種手続という方々が相当多かったことは事実であります。一方ではやはり観光、文化、あるいは催しの把握等にホームページを利用されているという方々も多数いらっしゃったところであります。こういった方々がホームページ、あるいは広報紙をごらんいただく上で、やはり塩竈市として、こういった広報媒体を活用して市民の方々に何をお知らせをするのかといったようなところが一番肝要なところではないかなと思っております。ぜひそういった広報媒体の発信をストーリー性というものを持たせた形で市民の方々に対応してまいりたいと思っております。

目標人数というご質問をいただきました。

現在ホームページの利用者数であります。第1四半期で約13万件のアクセスをいただいております。実は前年度比7%の減少となっております。一方、閲覧ページ数であります。62万ページ、前年度比6%の増ということであります。やはり62万ページもごらんいただいたということについては、中身についてご評価をいただいたものかなと思っております。よりストーリー性、あるいは市民の方々が欲しい情報をこういった広報媒体を活用して提供させていただきますよう、なお一層努力をいたしてまいります。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

広報紙の活用が9割ほどで、ホームページが8割ということで、市内に住む皆様たちは、やはり塩竈市の情報を得るために、もちろん自分たちが住んでいる地域でございますので、ホームページ等を活用されているのかなということで非常に安心しました。この後は市外の皆様にはいかに情報を提供していくかという部分になってくると思うので、そこが観光、文化、催し物というものになってくるのかなと思っておりますので、ありますよと、この日に例えば事業、

イベントがありますよというのは告知できると思います。例えば広報の戦略の一つとしまして、あすオープンします、あすありますとか、雨天決行ですよとか、今こういうふうに準備されていますよとか、あすもしよければこういうイベントがありまして、きょう本日何時からですよというのを随時やはり配信をすることで、ああ、きょう予定がなかったら行ってみようかなとかということをするれば、やはり通常の来場者数よりもふえる見込みにもなるのかなと思います。随時生の声を配信できるホームページにさせていただくことで、例えば水産品ICT化事業ですか、ああいうところでもホームページにやはりストーリー性を持ってくっつけることで、例えば水産の物を何々買いたいというところをクリックすれば、例えばかまぼこが出てきて、その後かまぼこをクリックすればかまぼこの業者さんたちがいっぱい出てきて閲覧件数もふえますし、どのかまぼこにしようかなということで塩竈市が購入媒体の一つになれば業者さんたちも喜ぶのかなと思います。そのようにみんなで協力し合う広報をぜひともしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、塩竈市のメンタルケアとストレスチェックについてでございますが、国がメンタルケアとストレスチェックを2020年までに100%にしたいということを考えております。企業側としても働く皆様が働きやすい環境づくりにご尽力されているとは存じておりますけれども、現在の塩竈市のメンタルケア、ストレスチェックなどの導入企業はどれほどぐらいあるのかということと、まずは塩竈市役所には導入をしているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、塩竈市役所自体のメンタルケア、あるいはストレスチェックということでございますので、人事部門を持っております私から答弁させていただきますと存じます。

まず、塩竈市のメンタルヘルス対策についてでございますけれども、震災やそれに伴う復旧、復興業務など、行政環境が大きく変貌しておりまして、職員の心の健康の保持、増進は組織力を高めていくために非常に重要な課題であると認識しているところでございます。

本市のメンタルヘルス対策といたしましては、まずは管理監督職による職場環境の改善やメンタル面が不調となった職員への組織的対応を行う、いわゆるラインケアの充実に取り組んでいるところでございます。あわせて職員自身がストレスや心の健康を理解し、メンタル不調を予防するセルフケア、この充実にも取り組んでおりまして、双方向から対応していると

ところでございます。これらにつきましては宮城県市町村職員共済組合主催のラインケア向上のためのメンタルヘルス講座でありますとか、セルフケアに有効な心と体の健康セミナーなどの研修を活用して、職場のメンタルヘルスに対する理解を深めているところでございます。

また、ストレスチェックでございますけれども、労働安全衛生法の改正に伴いまして、平成28年11月までに実施が義務化されているところでございますが、本市といたしましては平成24年11月から毎年実施をしているところでございます。具体的には職員がみずから記入するマークシート方式の57項目からなる調査票で、仕事のストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポート、この3領域にまたがる項目について点数化し、数値評価する方法でストレスの程度を把握しているところでございます。平成28年度からは法制度を踏まえまして、臨時的任用職員や非常勤職員までその対象を拡大しているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

ストレスチェックのマークシート57項目ということでございますけれども、例えばストレスを抱えている方というのが出た場合には、どのような対応を行っているのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 実際の平成28年度のストレスチェックの状況でございますけれども、受験者数は798名で、回答率が89.7%でございました。このうち高ストレス者という方の割合が17%と比較的高い数字でございました。当然この制度に基づきまして、必要に応じて、あるいは希望に応じて医師による面談を希望される方については、5名面談を実施しているところでございます。また、市の労働安全衛生の安全衛生委員会というところがございますけれども、こういったところでこういった素材をもとに職場のメンタルヘルス、さらに改善するような取り組みを進めているという状況でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

17%ということで、この17%の方たちの主な高ストレスの原因というのは教えていただくことというのは可能でしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 川村市民総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（川村 淳君） 主な原因というご質問でございます。

このストレスチェックの内容につきましては人事部門が実施するのではなく、本市では保健師、安全衛生管理者というものを設置してございまして、その方のもとで実施をしているというところがございます。その個別の内容につきましては、その安全衛生管理者のもとで管理をされてございます。全体的な数値の傾向ですとか、そういうところは人事部門で把握をさせていただきながら組織的な対応をいたしているところがございます。

また、職員から個別に人事部門に対しまして相談等ももちろんございます。そういう場合には、私ども、職員に寄り添いながら対応いたしているところがございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

全国的なランキング、このストレスチェックを見ますと、残業が多いとか、そういうところよりも人間関係という部分が一番多いのかなと思いますので、働く現場の職員の皆様あつての塩竈市政であるのかなと思いますので、ぜひともケアをしていただいて、少しでもよい働く環境づくりに努めていただきたいなと思います。

そして、企業側なんですけれども、また企業側としての導入がどれぐらいの割合なのかということも教えていただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） ストレスチェックの市内の企業についての導入状況というご質問でございます。

ストレスチェックの導入につきましては、現在のところ従業員が50人以上の事業所に実施が義務づけられているということになってございます。企業におけるストレスチェックの実施報告については、所轄の労働基準監督署への提出ということになっておりまして、市への提出、あるいは報告というのは義務がないということで、直接の把握というのはしていない状況にあるということはずご理解いただきたいと思います。そこで、労働基準監督署をとりまとめをいたしております宮城労働局さんに県内の状況を確認しましたところ、市町村ごとの数値もちょっとこれは公表していないということでありましたので、きょうは県全体での数値ということでご報告させていただきます。平成27年12月の法律施行以降、平成29年6月末現在までに報告書の提出のあった事業所は全体の82.6%、50人以上の事業所のうち、82.6%ということでした。ちなみに全国で見ましても82.9%ということで、県内と

ほぼ同数値という状況にあるかと思えます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

塩竈市内では50人以上いる企業様というのはどれぐらいの企業数あるか教えていただけますか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えいたします。

平成26年の経済センサスの調査によりますと、従業員50人以上の本市の事業所というのは53事業所ということになってございます。そこらか先ほどの数値で推察いたしますと、44事業所ぐらいが報告なされているのではないかという推察はできるところかと思えます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 大体44社ほどじゃないかということでございますが、こちらは受けなくても罰則は今あるわけではないので、やはり企業側がどうしていくのかという自己判断になるのかなと思えますが、50人以上の従業員数がある企業と定められておりますけれども、塩竈市内に50人以上というのはなかなかやはり企業数はそうそうあるとは言えないのかなと思えます。なので、私としては50人以上いようと、例えば10人、20人いようと、従業員の皆様が働くという意味ではかわらないのかなと思えますので、ぜひとも市の独自政策を策定して、50人以下の企業向けにストレスチェックを行うための助成制度があつてはいかがかなと思えますけれども、そちらの考えはいかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えをさせていただきます。

ただいまありましたように、50人以上の事業所につきましては現在ストレスチェックは義務ということになっておりますが、50人未満のほうにつきましては努力義務ということで、皆さんそれぞれ取り組んでいただいているという状況でございます。事業所数を大体申し上げますと、先ほどの平成26年度の経済センサスということですと2,700弱の事業所ということになっているかと思えます。これに対しての市独自の支援ということでございますが、我々が調べさせていただきましたところ、こういった事業所に対する支援ということで独立行政法人労働者健康安全機構というところがございまして、こちらが厚生労働省の予算をもって委

託を受けましてストレスチェックの実施推進ということで、質問の50人未満の事業所に対しまして1人当たり500円を上限にその実費相当額を助成しているという制度があるようでございます。先ほど申しましたように、ストレスチェックにつきまして今法的に自治体の加入義務というのはございませんので、まずはこのような制度というものの活用を推進し、促進しながら、皆さんにそういった努力義務を果たしていただけるように要請をしてまいりたいなど考えているところでございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ストレスチェックは大体500円前後ほどの料金でできるのかなと思いますので、例えば20人の企業であれば1万円程度というところだとは思いますが、先ほどあった厚生労働省の委託でのそういう取り組みがあるということでしたら、やはり市のネットワークですか、やはりこういうところも広報になってくると思います。例えば銀行の待合室にあるテレビを使うとか、そういうところで企業側、または総務部さんとかですか、よくいる場面に、こういう制度があるよというのを市からやはり連携をして、少しでも情報を伝えるということがもちろん必要で、もちろん商工会議所等もあるとは思いますが、そういうところからぜひこういう形をして、従業員さんたちのやはりストレスの軽減、またチェックをして、働きやすい環境をつくっていきましょうということを市でぜひとも応援をしていただくといいかなと思います。

私は、全国的にもそういう補助金がないというか制度がないというのを調べたらわかったので、市独自でつくってもおもしろいかなと。例えば上限100万円までにして、受け付けがあって100万円上限を満たすまでというところでもすごくおもしろいかなと思っておりました。まずはそういう機構があるということでしたので、少しでもそういう情報提供を市で行って、働きやすい環境をつくることで、今の従業員不足等を抱えている企業側にしても、うちは従業員のそういうところまで見ていますよというのも一つの強みになると思いますので、ぜひとも声がけをして伝えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて項目の3つ目、移住政策についてご質問させていただきます。

2月の施政方針に対する質問でもこちらもしたんですけれども、塩竈市には定住政策があっても移住政策がないのではないかと質問させていただきました。人口がふえればもちろんいいと思いますが、市長のご答弁でもありましたが、ニュータウンの開発などというの

は土地がないのでなかなか厳しいと。私もそれは重々承知しておりますけれども、やはり少し人口が減れば固定的にかかってくる資金を払うのも大変になってくるのではないかと思います。例えば先日お話いただいた水道もですけれども、契約の料金もありますし、例えば体育館やいろいろな施設を運営する固定費などもかかってくると今後大変になってくるのではないかと思いますので、ぜひ来年度に向けて移住政策を検討していただきたいんですけれども、もし市長のお考えがあればお伝えお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま、阿部議員から移住政策についてどのように取り組むのかというご質問でありました。

ご案内のとおり、第5次長期総合計画のキーワードを定住・連携・交流ということにさせていただいておりますが、これらの相互の連携を図りながら、このまちの活性化、人口減少に歯どめをとということで取り組みをさせていただいております。行政といたしましては、今議員からご質問いただきました移住ということにつきましても広義的には定住の中に含まれるのではないのかなと考えておりますので、この定住促進という中身で対応をさせていただきたいと考えているところであります。

移住政策の推進について、特に子育て世代でありますとか、若い方々を対象とする場合には大きくは2つのケースがあるのではないのかなと考えております。

第1点目でありますが、やはり居住環境の向上を期待し、本市に移住いただく場合についてであります。海のまちにぜひ住みたいという方々についても、こういった中に入るものと思っておりますし、またコンパクトシティとして、居住性といいますか、そういったものが高いということもこの範疇に含まれるのではないのかなと思っております。主に職場への通勤、あるいは通学が可能でありますことや、前段申し上げましたコンパクトシティとして公共交通機関の利便性の向上、あるいはしおナビ100円バス等々の利便性といったようなものについても、この中に評価が含まれるものではないのかなと思っております。

2点目でありますが、やっぱり生計の基本となる職場環境であります。この塩竈市内に自分の働きたいと思えるような職場があるということが非常に大きな要素になるものと判断をいたしております。例えばIターン、Jターンなど、本市がふるさとではない方々を呼び込む場合はしかりであります。また一度塩竈を離れた方にUターンで戻っていただく場合なども同様のケースではないのかなと思っております。この場合には居住環境はもとより、何より

も市内あるいは近隣に希望する職種が整っているということが不可欠ではないのかなと思っております。移住先を選ぶ上ではこれらの職場環境や居住環境が2つの大きな柱になるものと考え、今さまざまな施策体系に取り組みをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 移住、もちろん定住の中にといいことでございますけれども、例えば子育ての医療無料だったり、それは実は私も移住政策の一つなのかなとも思っています。ただ、その移住政策という項目をつくって、例えば市外の人たちに、塩竈に来ればこういう制度がこれだけある、こういうメリットがある、ほかのまちからすればこういうところは手厚いところを伝えることが、塩竈市を移住環境に選んでもらうという何かが必要なのかなと思っております。市長のご答弁にありましたUターン、Iターン、Jターンですか、どういうところで、塩竈に職場で働きたい環境がありましたと。その場合に塩竈、利府、多賀城、松島、七ヶ浜と近郊の町と比べたときに、車で通勤するとなればもちろんさほど距離があるわけでもないと思うので、ちょっと利府に住もうかなと思われてはやはり意味がないのかなと思うので、やはりその中で、例えば20代、30代、40代の方たちが働く環境も塩竈にある。では塩竈に住もうとなったときに、やはりそこで移住政策が一つ大切になってくると思っておりますけれども、市長、ぜひとも、私のお願いとしてはなかなかこれは課を飛び越えて行うものが多数あると思います。例えば教育に関してもですけれども、やはり塩竈で教育を受けようというのも定住であり移住の政策の一つでもあると思いますし、制度がもちろん手厚い福祉、子育てをぜひ塩竈でしたいというのがあれば、それまた一つ移住の政策になると思いますので、ぜひとも塩竈市の移住プロジェクトチームをまず立ち上げていただいて、1年間かけて塩竈にどういう制度があれば魅力的なまちに思ってもらえるのか、移住の選択肢に選んでもらえるのかというところのプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょう。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ありがとうございます。

私は2点を申し上げましたが、実は3点目の支援制度といったようなものも大変重要な課題ではないのかなと。特に働く世代の方々につきましては、やはり移住をいただくためにはこの3番目の移住政策といったようなものがかなり大きな評価に結びつくものと思っております。

す。今申し上げました2段階の取り組みと3番目の移住政策という3要素が重層的に積み重なってきて、住みたいという希望につながっていくのかなと思慮いたしております。しからばそういったことを進める上で、庁内にプロジェクトチームを設置して移住推進を進められてはというご質問でありました。

実は本市で、平成25年度でありましたが、定住人口戦略プランというものを策定をさせていただきました。その際にプロジェクトチームを設置して、さまざまな角度から定住、移住に関する課題、問題について検討した経過がございます。現在全国では、住まい、子育て、仕事、保健医療など、移住を支援するさまざまな制度がさまざまな角度から展開をされております。本市におきましても定住人口戦略プランを策定した際のプロジェクトチームを活用して、移住を促進する上での本市の課題、問題を的確に把握をし、先進事例を参考にして、今後どのような取り組みの展開が移住者の方々に期待されるものになるかといったような視点を大切にいたしてまいりたいと思っております。特に若年層の方々が希望される事務的な職種でありますとか、先端技術産業の集積が課題であると認識をいたしておりますので、これらの課題解決に向け、議員の皆様方からもご指導いただきながら、さまざまな視点から定住、移住という問題に取り組みを強めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 平成25年に定住人口戦略ということを行ったということでございますけれども、住まい、子育て、いろいろとということでございます。例えば県内でいいますと、登米市でおむつを無料提供するとか、大河原町では例えばこういうところに警察があつたりとか、消防署があつてということで安全なまちだということをマップづくりをして、住みよい環境づくりを整えていますよということをやっていますという話を聞かせていただきました。私、子供が産まれる際にも、例えば産婦人科さんで塩竈市としても40万円ほど補助が出るので、50万円ぐらいかかるので10万円ぐらいの手出しになるのかなと思いますけれども、その際にほかにも、やはり入院するためにも1万円、例えば2,000円ほど払って入院セットを買うとか、そういう形でいろんなお金がかかってきて、やはり子供1人産むにもすごくお金がかかってきているのかなと思います。例えばそういうところの入院セットを塩竈市でご提供するとか、やはり市長も子供たちに優しいまちにしたいことで目指していると思いますので、やはりこれからの子供たち、20、30代の若い世代にも先行投資をするような政策をぜひとも打ち出していただいて、もちろん塩竈に住んで、塩竈に育った皆様がUターンで戻って

きて塩竈がふるさとだよということが一番だとはもちろん思いますけれども、その絶対値が減ってくればやはり人口が減っていくという流れになると思います。ふるさととは塩竈ですという子供たちをふやすためにも、やはり移住先に塩竈を選んでいただくことで人口の減を減らしていくということが必要だと私は考えるので、もう一度お聞きします。プロジェクトチームを立ち上げていただけないのか、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 結論から申し上げますと、この定住人口戦略プラン策定時の検討チームはまだ存続をいたしておりますので、そういった方々を中心に、今議員から特に子育て世代の方々のご支援というのをもっとあってもいいのではないのかという意味でのご質問でありました。そういった業務に常日頃かかわる職員なども補充をしながら、ぜひ中身のあるプランを策定をいたしてまいりたいと思っております。

一言だけお話をさせていただければと思いますが、例えば子育てについても、それぞれの市町村がさまざまな角度で支援策というものを講じていると思っております。例えば本市におきましても、今保育所に入る子供さんたちも非常に大変な状況であります。国におきましては、保育所の金額については7段階で保育料を算定するというようになっておりますが、塩竈では実は11段階ぐらいに刻ませていただいて、塩竈市の負担を数億円ぐらいふやさせていただきながら、できる限り子育て世代のお父さん、お母さんの負担を縮小しようという取り組みをさせていただいております。ただ、なかなかそういった取り組みを塩竈市が行っているということが周知できていないのも事実でありますので、そういった情報をもっともっと積極的に発信しながら、塩竈はこういったことをやっていますよということを特に子育て世代のお父さん、お母さんにしっかりと把握をしていただきますような取り組みに一層努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 千歳市では、「みんなで97,000プロジェクト」ということで、これは会派で視察に行かせていただいたときの資料なんですけれども、9万7,000人プロジェクトということで9万7,000人の人口を出しましょうという形で、やはりその数字も具体化させていて、かつこれが移住政策だよということで、もちろん塩竈市でも移住政策につながる事業というのを先ほど市長のご答弁もありましたけれども、子育てに手厚く11段階ということもございましたが、そういうところを、これは移住する人たちにとってメリットだというも

のをやはりわかるように示していただいて、塩竈市として、住めばこのように支援も手厚く行っているということをまず知ってもらおうということが大切なのかなと。我々議員も18人いて、どれが定住政策でこれは移住政策になるんじゃないかというところも多分わからないのかなと思いますので、今ある支援策をまずまとめて、かつ足りないものがどういうものがあるのかということ、平成25年度立ち上げたプロジェクトチームがまだ生きているということでございますので、より具体的に、塩竈市として今あるものはどこよりどれぐらい手厚いのか、また、どれぐらい今ここが足りないのこういう支援策を行ってみてはどうかというものを、ぜひともそういう話し合いができるプロジェクトチームがあるといいのかなと思いますので、今あるチームをより活性化できるように市長からも後押しをしていただけるようにぜひともお願いいたします。

前段でお話ししましたけれども、やはり人口が減ると水道や市内の施設などの維持コストというものがやはりかかっているのもあると思いますので、人口が減ってしまって税収をどうするのかとなつては後の祭りになってしまうのかなと。そうするとやはり我々議員や職員の減給などにメスを入れざるを得ないのかなと思いますので、そうなる前にぜひとも塩竈市の人口の目標に向けた移住のプロジェクトをより活発的にしていただけるようお願い申し上げます。

続いて、移ります。

塩竈市の定めるプロポーザル方式についてでございますけれども、ことしの市長の施政方針にもありましたが、ハード面からソフト面に復興事業も移行しているということで、9割ほどハード面も完成に向けて進んでいるのかなと思っております。

そこで、やはり地元の企業で塩竈市のために汗をかいていただいて復旧・復興作業工事にご尽力していただいている皆様の仕事がどんどんなくなってきてしまうのかなというのが懸念されるのかなと思っております。2017年、今後塩竈市の震災復興にご尽力いただいた地元企業の皆様を守るためにも、私としては建築工事の発注においてでも地元業者の皆様の受注が取りやすくなりようにプロポーザル方式や土木にも取り入れていただいている総合評価落札方式の導入を検討していただきたいですけれども、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） それでは、最初に契約の制度の内容でございます

ので、私から答弁させていただきたいと思います。

今議員からは建築工事へのプロポーザル方式、あるいは総合評価落札方式の導入についてということのご質問だったかと思います。それぞれ制度的に内容が異なりますので、1つずつ順に説明をさせていただきたいと思います。

初めにプロポーザル方式でございますけれども、これは提案の内容ですとか、実施体制など、事業者の能力を重視して選定する方式でございます。専門的な技術力や企画力が求められる、現在ですと建築の設計業務等に多く導入をされているものでございます。公共施設の建築の設計業務の発注につきましては、公平性、透明性の確保を第一とした仕様書に基づく競争入札方式が基本ではありますけれども、プロポーザル方式が最も優れた成果を期待できるという場合も多くございますので、そういった制度も活用しているところでございます。

一方で、総合評価落札方式でございますけれども、公共工事等の品質確保を目的とした発注方式でございます。単に入札価格だけではなく事業者の施工実績や技術者の能力、地域貢献度などを総合的に評価し、落札者を決定するものであります。本市におきましてもこの総合評価落札方式によりまして平成28年度は15件発注しておりますが、地域貢献度のポイントなどによりまして、うち12件を地元業者が受注しているような状況にございます。本市ではこの総合評価落札方式については試行で取り組んでおりまして、今のところ対象を土木工事に限定しているところでございますけれども、他の市町村の例等を見ましても、今後は建築工事など、他の工事への拡大というものも視野に入れてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） 15件中12件が地元の企業だということで安心しました。ぜひとも土木工事に取り入れている総合評価落札方式なんですか、こちらを建築にも取り入れていただいて、少しでも地元企業を、やはり地元で働いてくれている皆様に少しでも有利になるように、有利というとあれですけれども、地元の皆様にご提供できるように進めていただければなと思います。

2問目、現在までのプロポーザル方式についてということですが、私としても、例えば現在受注している既存の会社さんが一番有利になる部分というのはやっぱり多くあるのかなと思います。例えばその既存の1つの大きな発注の中でここをかえたいと。そのほかにひもづいてほかのものもかえていこうというときに、その既存の業者さんが行っているこの

ひもづいたところを全部一括してしまうと既存の会社さんしかとれないのかなと思いますので、例えば分けられる部分は分けて地元企業様に発注できる件数を少しふやしてあげることも大切なのかなと思いますけれども、そういうお考えはどうか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど市民総務部長からご答弁させていただいた中で、若干補足をさせていただきます。

我々はできる限り地元の企業を活用させていただきたいというのはまず基本であります。ただ、今定例会でもいろいろご説明させていただいておりますが、国におきましては1,000万円以上については一般競争入札ということであります。宮城県は既に1,000万円を超えるものについては一般競争入札という状況であります。本市におきましては3,000万円までは指名競争入札という制度にさせていただいております。できる限りそこまではもう塩竈市内の業者の皆様方という思いであります。ただし3,000万円を超えて一般競争入札についても私どもではできる限り地域限定了見といいますか、この地域の方々だけという形の枠をはめさせていただいております。公正取引委員会などではこれは行政側が本来付すべき内容ではないのではないのかといったような批判もいただいているところではあります。我々は、やはりご苦労いただいている地元の企業の皆様方という思いであります。

ご質問の発注ロットといいますか、1つの工事を幾つかに分けることはということですが、基本的にいろいろなものが集まって一つの形を成すものについては、原則1つで発注をさせていただいております。と申し上げますのは、それぞれの責任分解点といいますか、例えば1つの建物の中身を3つ4つに分けちゃいますと、この工場の責任はどこにあるのかということの出来形に対する責任の分解点というものが不明確になってしまう場合がございます。結果として両方、あるいは2社3社の方々にご迷惑をおかけするということが今までもままあったことも事実であります。当然分けられるものについては、例えば建物の中で電気工事、機械工事ということで分けられるものについては分割をしながら、できる限り地元の方々の参画の機会をふやしてまいりたいと思っております。今後もできる限りの努力をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） いろいろとお話しいただいてありがとうございました。

ぜひとも今後とも地元の企業の皆様に少しでも利益が落ちるといふか、仕事が行くようによろしくお願ひ申し上げます。これは例へば建築の総合評価落札方式が導入について、前向きに検討していただくという認識でよろしいんでしょいか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 市長が今ご答弁申し上げましたとおり、極力地元優先という形で地元を活用したいという視点に立って公共事業の発注をしてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

続いて5番目、最後に入ります。

中小企業振興条例ということでございますけれども、塩竈市では大分早い段階で条例を定めていただいているのかなと思ひますが、こちらは理念条例ではございますけれども、その条例に基づく取り組みは何か行っているのか。もしくは行った経緯があるのかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 塩竈市中小企業振興条例についてのご質問をいただきました。

初めに、条例に基づいた取り組みについてであります。

本市では、平成13年12月、塩竈市中小企業振興条例を制定をさせていただいております。これは今議員からご質問いただいたとおり、基本的には理念条例的なものであります。条例では中小企業の振興の目標を、1つは、塩竈の特性と地域資源を生かした活気あるまちとし、中小企業者みずからの創意工夫を尊重しながら国や県、関係機関との連携協力により、市民、企業、環境団体等と市が一体となって推進することを基本といたしております。

具体的に取組んだ事例があるのかということのご質問でありました。

具体的な取り組みといたしましては、中小企業振興資金融資制度などを伴う預託や信用保証料の補給を行うとともに、地域密着の経営支援により、本市中小企業支援施策の補完的役割を担い、地域の中小企業の活性化に寄与していただいております商工会議所の活動に対して財政的な支援を行っております。また、特に中小企業が総合物流及び販路拡大事業、また人に優しいまちづくり事業、そして中心市街地活性化事業、従業員福利厚生事業、IT関連の整備促進に関する事業などに該当する場合は重点化し、関係機関と連携を図りながら、施策

の充実のための支援を行うことといたしているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。ちょっと難しい部分も多数あったなということで、ごめんなさい。

私、宮城県内では白石市さんや南三陸町さんですか、少し読ませていただいていたんですけども、もちろん震災以降にできたということもあって、例えば復興をどうしていくのかというのを、企業側としてもどのようにまちと連携してどのようにしていくのかという条例も中に入れているので、もしご活用が余りされていないのであれば、ぜひとも例えば復興に対しての文言を入れるとか、または改めてちょっと見直しをしていただいで定める部分を、直すところを直していただくことが必要なのかなと思いますけれども、市長としてのお考えがあればお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明させていただきましたこの条例につきましては、平成13年12月に本市では制定をさせていただいております。ちょっと回りくどい説明で恐縮でありました。条例に基づいた実績を二、三紹介させていただきます。

重点的に支援を行うことといたしております総合物流及び販路拡大事業及びI T関連の整備促進に関する事業といたしましては、まさに今、水産品の販路拡大のための塩竈水産品I C T化事業を実施をさせていただいているところであります。また、中心市街地活性化事業といたしましては、空き店舗を活用したシャッターオープン・プラス事業を実施をしているところでありますし、今後も条例に基づいてさまざまな事業を展開をいたしてまいります。今申し上げましたのはほんの一部かなと思っていますところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（香取嗣雄君） 阿部議員。

○5番（阿部眞喜君） ありがとうございます。

ぜひともちょっとこれはもし見直しが必要だなと感じた際には、やはり今地元の企業の皆様も含めて、また改めていい方向に結びつけるように話し合いの場をつくって、あくまでも理念でございますので、今いる、今働き盛りの、また、皆様が十何年経っておりますので、また時代は流れも速くなっていると思います。なので、そこに対応していくためにも少し見直す場があってもよろしいのかなと思いますので、こういう場の中で、実際にそのシャッター

オープン事業を使った方たちがどのように今、市で何%の人たちがまだ継続して働いているのかとか、そういった形でやはりその制度の部分も見られるような形の、達成率ではないですけれども、そういう形でどのように、空き店舗はここにあるからみんなに紹介しようかということにもなると思いますので、見直せるようなチームが新しくできてもおもしろいのかなと思います。その中を含めて、私、きょう一般質問を5つさせていただきましたけれども、やはりいかに市民の皆様にお伝えをするのか、また、市外の皆様にどのように情報をお伝えするのかということがやはり大切なのかなとは思っています。そこでやはりしっかりと少しでも多くの、一人でも多くの人に伝えられるような広報戦略を考えていただいて、広報紙はもちろんでございますけれども、やはりシャッターオープンもふるさと納税もですけれども、やはり塩竈市から発信をするのはもちろんですけれども、それを住んでいる我々がともに発信できるような方法が必要なのかなと思います。例えば私も同級生で遠方に住んでいる皆様が多くいらっしゃいますけれども、例えばふるさと納税が始まりましたとなれば、それをみんなでお伝えすることで、全国の皆様に塩竈で教育を受けて学んできて今この地に住んでいるんだなということをしかりとお伝えをして、塩竈市に納税をしようという方を少しでもふやしていくことが大切なのかなと思います。そういう遠方に住んでいる皆様に協力し合っただけに伝えていくかというところで、塩竈方式ともいわれるような形ぐらいの広報戦略をしていくことが大切だと思いますので、多くの制度を、ない財税の中で一生懸命皆様に考えていただいてやっているものを無駄にせず、しっかりと意味のある事業の一つでもなるように広報戦略という部分を強化していただけることを私からお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、阿部眞喜議員の一般質問は終了いたしました。

17番小高 洋議員。17番。

○17番（小高 洋君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行ってまいります小高洋でございます。

まず初めに、議会に送っていただいてから2年が経ちました。折り返し地点を過ぎ、3度目の9月定例会となりました。住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方公共団体、地方自治のあり方の大原則に改めて立ち返りまして大きく6点について質疑を行ってまいります。よろしくお願いを申し上げます。

6問のうち、1問目の質問についてであります、質疑における持ち時間等を勘案をし、1

点目については事前に当局に通告したとおり取り下げを行い、2問目について壇上より質疑を行い、3問目以降、自席にて質疑を行ってまいります。

それでは、初めの質問であります、心身障害者医療費助成制度についてでございます。

制度の内容であります、本市のホームページを拝見をさせていただいたところ、本制度は、対象となる方が医療機関で受診をされた際に医療費の自己負担額、保険適用分を市が助成をする制度ですと、このように記載がございました。そこで、初めにこの制度の基本となる部分、または対象となる方、その人数と推移並びに財源構成、その規模などについてお伺いをいたします。以上で1問目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小高議員から心身障害者医療費助成制度についてのご質問をいただきました。

心身障害者医療費助成制度につきましては、身体障害者手帳1、2級の方、身体障害者手帳の部位等級が内部障害3級の方、療養手帳Aの方、特別児童扶養手当1級の支給対象の方に監護されている方を対象に登録申請を受けて、所得審査等を行った結果、認定された方が受給者となり、病院等で診療を受けた際に、医療機関に支払った医療費一部負担金を助成をする制度でございます。

対象となる人数の推移及び財源構成規模についてご質問いただきました。

過去3カ年間の受給者数の推移について申し上げます。平成26年度は1,311人、平成27年度は1,310人、平成28年度は1,290人となっており、ほぼ横ばいで推移をいたしております。

また、助成金額についてのご質問でありました。

平成26年度は1億1,644万円、平成27年度は1億1,320万9,000円、平成28年度は1億1,460万8,000円となっており、うち2分の1が県補助金として交付され、残る2分の1が市の一般財源の負担でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

制度の概要等については理解をいたしました。さきの決算特別委員会の資料にもございましたおおよそ1,300の方が助成を受けられていると。助成件数がおおよそ2万9,400件と記載もありました。助成金額が1億1,460万円ということでございました。それで、この制度は、健常者に比べて医療を必要とする方の多い障がい者の方の適正な受診機会の確保及び経済的負担

の軽減を図るものと、この趣旨で1973年に始まったそうであります。先ほど市長おっしゃったとおり、県が助成分の2分の1を間接補助すると、こうした事業であります、果たしてこれが障がい者の置かれている状況に寄り添ったものになっているかどうか、その実態に即した検証、あるいは改善というところが必要と考えているわけであります。

こういったお声がございました。月に何度も医療機関を受診しなくてはならず、助成は本当にありがたいと思っている。しかしながら、一旦窓口で支払いを行い、医療費助成の申請書を出し、自分の口座に助成金が振り込まれるまで3カ月かかる。毎月の受診額も高額であり、非常に大変だ。そして申請書を書くのも障がいを持っている自分にとっては大きな負担で困っていると、こういった声をお聞きをしたわけであります。障がいを持っていらっしゃる方、どうしても医療を必要とする事の多いこういった状況にある方が、一旦窓口で、病院で払うことに大きな負担が発生しているというこの実態。医療機関ごとに月に1枚、院外処方がある場合は薬局ごとにまた月に1枚。同じ医療機関に入院と外来がある場合はそれぞれ別々に1枚。県外で医療機関を受診した場合は領収書、印鑑、受給者証を持参して保険年金課の窓口で申請をしなくてはならない。毎月毎月何枚も書類を書かなくてはならないと、本当に大変だと、こうした実態があったわけであります。

そこで、お伺いいたしますが、そもそもなぜこういった仕組みなのでしょう。本当にご苦労なさっているという認識は当然お持ちなのではないかと思うわけですが、この制度の趣旨から考えてもこのやり方は矛盾をしたやり方になってはいないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま小高議員から、この制度は償還払いということになっていて、利用者の方々に大変ご不便、ご不安をおかけしているのではないのかというご質問でありました。

心障者医療費助成につきましては、受給者が現在医療機関で支払った医療費一部負担金に対して助成をさせていただくものでございますことから、この制度は現物給付ではなくて償還払いとさせていただきます。

償還払いの手続についてのご質問もいただきました。若干現状の手続についてご説明をさせていただきます。

心身障害者医療費助成における受給者への医療費の助成までの流れといたしましては、受給

者は受診の都度ではなく、受診した医療機関や薬局等1医療機関に対しまして月1枚、心身障害者医療費助成申請書を提出をしていただきます。提出を受けた医療機関、薬局等は助成申請書に受診者がお支払いをされた一部負担金額を記入いただき、宮城県国保連合会へ提出、同会がとりまとめ、各市町村へ助成申請書が送付をされます。市町村では提出された助成申請書の内容を審査をさせていただき、受給者の一部負担金額を受給者の口座へ振り込むのが現状でございます。

償還払いの簡素化というご質問でありましたが、さきに述べましたとおり、受診の都度ではなくて月に1枚の申請にまとめて宮城県国保連合会へ提出いただくことで、医療機関や市町村の事務処理簡素化とさせているところでございます。よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 都度と申し上げたつもりはなかったんですが、少なくとも機関ごとに約1枚と、あるいは薬局があればそこで1枚と複数枚記入をされている方もいらっしゃるということで、その作業が障がいを持っていらっしゃる方にはなかなかご苦労があるという点については当局も一定そういった認識はお持ちなのではないかと考えております。そこで一つの提案といいますか、子ども医療費助成を考えると、現物給付化、受給者証を医療機関に見せれば簡単に助成が受けられると、こうした制度となっているわけでございます。そういった制度にこの制度を改めていくということが、いわゆるこの助成の制度の趣旨、実態を考えると必要なことではないかと思うわけではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） お手数をおかけしていることについては心からおわびを申し上げるところではありますが、子ども医療費助成と違う点についてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、子ども医療費助成では現物給付を行っております。これは宮城県が宮城県国保連合会と現物給付に関する契約を結んでおりまして、市町村は受給者の医療費一部負担金助成額を宮城県国保連合会からの一括請求に基づき支払い、宮城県国保連合会から各医療機関、薬局等へ支払う方式を採用しているため、このようなことができるものであります。心身障害者医療費助成におきましては、このような契約を県と国保団体連合会では結んでいないということでもあります。したがって、先ほど来ご説明をさせていただいているような手数をお

かけをすることになっているところあります。また、医療費助成額はレセプト情報から算出されるものであり、現状では国保や後期高齢者以外のレセプトデータは市では残念ながら保有、照会はできません。したがって、現物給付化を仮に実施する場合でも、国保と後期高齢者に限定をされ、それ以外の医療保険は従来どおりやはり償還払いの制度が残ることとなり、事務処理系統が結果として2系統に増大をしてしまい、結果としては医療費助成が行政サービスも滞ることになるのではないのかということが現状でございます。よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高 洋議員。

○17番（小高 洋君） ただいまその仕組みと申しますか、その障がいとなる部分についてさまざまご説明を頂戴いたしました。この関係に関しましては、実は平成27年12月に県から、この制度についてどういったあり方が望ましいかということで意向調査があったように思います。塩竈市としてそういった調査に対してこの制度についての給付のあり方はどういった意向であるとお答えになったのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） ただいまのご質問に関する照会につきましては、ただいま調査をさせていただきまして、後ほど答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） よろしくお聞きいたします。

県議会の中でも同様の質疑が6月にごございました。その中で、35自治体あった中で18市町村が現在の制度でいいとお答えになったということも聞いております。そこに塩竈がどういった答えをしたかというところまではちょっとわかりませんでした。そういったことごとございました。その中でもさまざま議論になりましたその仕組みの部分のほかに、新たな自治体負担と、例えば窓口給付化、現物給付化に伴う国からのペナルティーと、こういった側面もあるということでもさまざまあったと思っております。ここにも一つの大きな問題と申しますか、この制度を阻むものがあるんだろうと思っております。

そこでちょっとお聞きをしたかったんですが、本市を含む塩釜地区広域行政連絡協議会、ここでは現物給付化とその財政措置を県に対して求めたとお聞きをしたのですが、それは正確なことなのか。あるとすればどういった回答を受けられたのか。もしおわかりになればお聞

きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 塩釜地区広域行政連絡協議会での要望につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど調べさせていただきまして答弁させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） わかりました。事前にもっと細かく通告しておけばよかったなと思っておりますが、後ほどご回答をよろしくお聞きしたいと思います。

それで、国からのペナルティーというところがやはり一定議論にもなったようであります。財源問題、国からのペナルティー、医療費抑制につなげるべく窓口で一旦払ってくださいと、そう言えば病院に行く機会も減るだろうと、一言で言えばそういったことになるわけですが、この制度に関して言えば、定期的な通院を必要とすることの多い障がいを持った方が対象となる制度だということを鑑みますと、ちょっとこれは改善をしなければいけないことではないのかなと思います。国に対してもしっかりとこのペナルティーを廃止をしていただく。また、財源措置を強く求めた上で現物給付というところが果たしてこの先可能なのかどうか、一刻も早くご検討いただけますように強く求めたいと思います。

そして、それならばせめて当面の間、大変な労力のかかる償還に関する申請手続、この点をこれを自動償還払いとできないものか、その点をお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） まず事務処理の流れにつきましては、先ほど市長から答弁させていただいたとおりになっております。仮に本市で技術的にはもちろん国民健康保険、あと後期高齢につきましては後期高齢に照会すればレセプトデータとともにセットで助成はできるかもしれませんが、先ほどのとおり、ほかの健康保険との兼ね合いという部分もございます。ほかの健康保険はいずれにしてもその部分、窓口で払わなくてもいいという制度はできないこととなりますので、したがって、系統としては補助系統は2種類存在することになりまして、事務処理が増大するということとなります。いわゆる現物と償還の2種類が平行して実施せざるを得ないという状況となります。現在この事務の事業につきましては心身障害者はもちろんでございますが、子ども医療費、母子父子、3事業を1名の職員と1名の非常勤で対応しているという本市の状況がございます。これに加えて

新たに助成のやり方として1系統設けるといのは現段階ではですけれども、実施については大変困難を伴うものではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 済みません。課長、先ほど窓口での支払いがなくなる系統とおっしゃいましたが、そうではなくて窓口での支払いは一旦あるにせよ、その申請書の記入、ここに関してこれを簡略するような、なくすような手続ができないかということだったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） ご質問の趣旨につきましては、子ども医療費助成と同じようにという考え方ということになりますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 現物給付に関してはその制度上のさまざまな障がいがあるということについては一定理解をいたしました。そこに関しては今後の検討がしたいということではありますが、いわゆる自動償還払い、窓口で一旦払って、それが一回返ってくるということがございますが、その手続に際してさまざまな書類を記入することのないように一定の書類を窓口で見せれば、それが数カ月後に自動で返ってくるという制度はできないかどうかということでもあります。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） 大変失礼しました。

この制度につきましては助成申請ですので、本来からいえば1回ごとということもございますけれども、この点大変お手数をとらせているという形にはなりますけれども、月1回でまとめるというのが現状ですので、これ以上のところについてはまだ検討のところに至っていないという状況になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 6月に県議会で日本共産党の角野議員が県知事に対して質疑をいたしました。この自動償還払いの導入についてという内容でございましたが、その際答弁の中で県知事から、この助成申請書についてはなくす方向で検討できないかということで指示をしたというような答弁があったわけでありまして。そういった意味では今後全県的にこうした流れとなってくるのではないかと考えておりますが、近隣自治体を見ても、例えば二市三

町の関係、多賀城市では国保と後期高齢で既に実施をしております。七ヶ浜町と利府町についても国保について既に実施ということになっているわけでありまして。子ども医療費助成、先ほどお話に上がりましたとおり、現物給付をやっておりますが、自動償還であればこれはペナルティーはかからないシステム、仕組みとしての対応、これはできないということはないと私は考えております。市長、ぜひ早期にこの自動償還払いというところの検討、それを解消していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 答えの趣旨をもう一回行政で確認をさせていただきながら、どういったことが可能かということについて検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ぜひとも早期の検討というところを強く求めたいと思っております。

続きまして、ちょっと時間もあれですので、次に移ってまいります。いわゆる発達障害等の関係で、2問目に移ってまいりたいと思っております。

この発達障害、発達支援、今まさに大きくクローズアップをされてきております。本市においてもさまざまな分野で重視している取り組みかと考えております。私も今後の子供たちの未来、これを考えるに当たって大変重要なテーマの一つであろうと取り組んでいるわけですが、今回お伺いをしたいのは子供たちが日常の多くを過ごす場所、いわゆる学校、この中での発達支援の取り組みについてであります。本市におけるこの発達支援の現状についてはどのようになっておりますでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ただいま本市の小中学校で行われている発達支援の現状についてご質問を頂戴いたしました。

本市では浦戸を除く全ての小中学校に障がい種に応じた特別支援学級を設置し、障がいを持つ児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導を行っております。また、普通学級に在籍する、いわゆる発達障がいの疑いのある児童生徒への対応については、主として浦戸を除く各小中学校に特別支援教育支援員を2名ずつ配置し、普通学級の中で個別の支援を行っております。さらに特に普通学級から抜き出して個別の指導を行う必要がある発達障がい等の児童に対しては、浦戸を除く全ての小学校に設置している通級指導教室で指導を行っているところでございます。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

先ほど教育長述べられましたとおり、さまざまな取り組みが行われているわけでありまして。

この間、市内の小学校を幾つか見させていただきました。そこでさまざまお話を頂戴してきたわけでありまして、私が強く感じたのは、このようなさまざまな取り組みの中で、本当にそれぞれ学校の置かれた状況と申しますか、現状と申しますか、そういったところにあわせて人的にも、そして施設、設備的にも若干リソースが足りていないのではないかと。そういった中で、先生方は本当にご苦労なさって対応に当たっていらっしゃるなということを痛感をしたわけでありまして。発達障害と思われる、あるいは診断を受けている児童生徒の人数や状況に合わせて、これらの仕組みをどうにかこうにか活用しながらどうにか対応をされているという印象を持ったと感じました。その中で、先ほど述べられた通級教室にちょっとフォーカスしてお聞きをしたいと思っております。この通級指導の、ちょっと定数という呼び方でいいのでしょうか。その受け入れ能力、また内容、利用人数、県からの加配かと思っておりますが、指導教員数についてお伺いをいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ただいま通級指導教室の現状についてご質問をいただきました。

通級指導教室というのは、普通学級に在籍する児童生徒のうち、発達障害等の理由から週に1回程度、自分の学級とは別の教室で担当教員と1対1の個別の指導を受けるものでございます。本市におきましては、浦戸小学校を除く全ての小学校にLD等、発達障害の通級指導教室を開設し、県から加配教員を1名ずつ配置しております。8月末段階で91名の児童が個別の指導を受けているところでございます。また、第三小学校には、言語の通級指導教室もあわせて設置しております。県から加配教諭1名が8月末現在で23名の児童の個別の指導に当たっているところでございます。以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

その実態を見ますと、先ほど教育長、LDというお言葉をお使いになりましたが、いわゆる学習障害、LD等を通級指導教室というふうに授業の名前と申しますか、そういったものがついておりますが、先ほど述べられたように、実態としてはこの発達障害全般、例えばP

DD、LD、またADHD、知的のおくれのあるなし、さまざまな状況に合わせ、あるいは特徴に合わせて、これは日々の利用がなされているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） そのように捉えてございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） この通級指導教室は、私は本当に大きな役割を担っていると認識をしております。特にこの発達という部分に関しては、その診断のあるなし、保護者の理解、その特性を把握することの困難さ、まさに風邪のときはこの薬といったような処方箋がないといったようなことで思っております。そうした中で、この学校内というところで一人一人にどういった適切なケアをしてあげられるか、通級指導教室、マンツーマンで専門的なスキル、知見を持った教員が特性に合わせて支援ができる場なんだと認識をしております。またはこういった使い方もあるそうです。普段クラスの中で気を張って勉強に励んでいるが、だんだん感情のコントロールがきかなくなってくる、ストレスがたまってくる。そういった中でうまく自分でガス抜きができない児童が、先ほどおっしゃったように月に数回、あるいは週に1回という形でその通級に行って、1対1の中でケアを受ける。そしてまた教室に戻る。すると、またスムーズに日常の学校生活に戻っていけるということもあると聞いております。

そして、保護者の方々に目を向けますと、そうした我が子のこれからの大きな不安を抱える中で、教室での様子、あるいは通級で1対1での様子を見たその状態、こういったものも含めて詳しくお聞きをして、それをまた家庭内での支援といいますか、教育といいますか、そういった部分にフィードバックをしていける。そういったところを見ますと、この通級というものは本当に大きな役割があると思っております。

そういった点では、先ほど教育長、91名ということでおっしゃいましたけれども、どうにかこうにか91名ということをやっているんだと私、捉えております。そういった点では、その場所でありますとか、教員数でありますとか、県からの加配ということはあると思いますが、ぜひこれはもっと広げて使えるようにするべきではないか。さらに申し上げますと、社会に出るまでの切れ目のない支援と考えた場合に、小学校で通級を利用していた児童が中学校に上がればそこがすばっとなくなってしまうわけであります。これも一つの中1ギャップではないでしょうか。仮にもし中学校に通級があればどういったことができるかという研究、あるいは導入に向けての検討というところもあわせてしていただきたいと思うのですが、そのあた

りについて、お考えはいかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 現在本市においては小学校のみの通級指導教室の配置ということでございまして、仙台市も含めた県内で、小学校が89校開設しているのに対しまして、中学校は13校の設置ということで、非常に少ない現状になっております。これは手挙げ方式でありまして、各学校の校長がその現状を踏まえて県に要望を出すということでございますので、今のところ塩竈市内ではそういう希望が上がっていないという状況であります。ただ、今後議員ご指摘のとおり、発達障害の子供たちはどんどんふえてきておりますので、そういった状況に応じて今後対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ぜひとも、もうお手上げということになる前にその検討を深めまして、ぜひとも拡充というところを進めていただきたいと思います。

実は本年7月27日に各省庁にさまざまな要望、交渉等を行ってまいりました。その中で文科省の担当の方にもご出席をいただいた。そこでこの通級指導教室の拡充というところについてもお願いをしてまいりました。その中で平成29年度予算、従前の加配定数の一部の基礎定数化を目的として義務標準法が改正をされる。教職員の定数は基礎加配で分かれてくるわけですが、国もこれを喫緊の課題と捉えまして、通級指導については一定基礎定数化をするという形で、指導が必要な子が13人いれば1人というところを目指していく。全国平均で見ても、今は16.5人に1人という形であるそうですが、今後13人に1人という形で、10年間というのがちょっとひっかかるんですが、10年間かけて改善をさせていく。今の加配定数6万4,000人の約3割を基礎定数に入れるということで、各自治体は年度ごとに変動の可能性がある加配に頼る余地が少なくなって、正規雇用の職員を配置しやすくなると。共産党さんには大変お力をお貸しいただいたということでお話を聞いてまいりました。10年間ということで、できればもっとスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますということもあわせてお願いをしましたが、国でも一定危機感を持って取り組むということでございますので、ぜひ本市といたしましても先駆的にこれは取り組んでいただきたいと思います。改めてお考えをお伺いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 制度が変わるというところでございますので、国、県から

直接の話はまだ来ておりませんので、今後そういったものに対応して進めてまいりたいと考えておりますし、当然今の現状があるわけですので、それを何とかよい方向にということで要求、要望は出してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ぜひともというところで強く求めたいと思います。

続いて、次に移ってまいりたいと思います。

母子父子世帯の支援についてということでございますが、いわゆる所得税法上の寡婦控除、こうやって発言をすると寡婦控除という一言になるわけなんですけれども、この寡婦の婦、夫の夫、婦人の婦、なぜ分かれているかということでは、その要件において父子世帯と母子世帯等でその要件が違う。この平等性というものについてはさまざま議論が交わされておりますが、今回は特に母子世帯の収入というものが一般的に他世帯より低いという現状もございまして、この母子世帯における支援の取り組みの一つとしてのこの寡婦控除というものについて考えてまいりたいと思います。

それで、この寡婦控除、所得税法上の寡婦控除並びにこの控除を受けて保育所、あるいは公営住宅といったところの料金、家賃の算定に係る部分等はあるかと思いますが、この制度について簡単にまず初めにご説明をお願いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 武田税務課長。

○市民総務部税務課長（武田光由君） 寡婦控除・寡夫控除制度についてですが、どちらも「かふ」と同じ読みでございますので、混同を避けるため女性の場合を寡婦（かふ）、男性の場合を寡夫（かおつと）という読み方で今回区別させていただきます。

まず税法上の寡婦・寡夫控除ですけれども、配偶者と離別または死別した後、婚姻をしていない方、あるいは配偶者の生死が明らかでない方の中で、扶養や所得、性別等の要件により、特別寡婦控除、それから寡婦控除、寡夫控除の3種類に区別されます。この条件に合致される方々は、所得税、住民税の算定の際に所得から区分に応じた金額が控除されます。ただ、男女ともに婚姻歴がない場合は対象外となりますし、男性は子供がいない、それから所得が500万円以上となると対象外となります。

なお、その控除につきましては、市民税額をもとに算定されます、先ほど議員おっしゃいました保育料等の算定にも影響いたしますし、税法上の控除以外にも市営住宅入居者選定の際の優先度合いに影響します。また、家賃算定の際に税に準じた控除が受けられるといった制

度がございます。それに加えて、子ども医療費助成ですとか、そういった給付の要件に所得制限がある場合に税と同様の控除が受けられるといった制度がございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 先ほどそのご説明の中にございました特にひとり親として子供を養育する母親への支援という部分でちょっと取り上げてまいりたいと思うわけではありますが、この所得税法上の寡婦控除制度を見ますと、先ほどこれもおっしゃったわけですが、配偶者と死別あるいは離婚した後、再度婚姻していない女性ということで一定の所得控除が適用される。所得税法の関係でこういうことになっております。一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子供を産んでも寡婦控除は適用される。ただしかし、さまざまなご事情、あるいは多様な価値観といった中で、当初から未婚のまま子供を産み育てている世帯、これに対しては適用されていないという現状があるわけでありまして、このため、未婚の母子世帯は、この寡婦控除が適用される母子世帯と同じ収入であっても課税される所得金額が高く、その分所得税は高くなる。また、保育料、公営住宅の家賃等の算定の基準とされておりますので、未婚の母子世帯はさらに大きな不利益をかぶるということで、他の母子世帯との経済格差の拡大というものもここでも一つあらわれるわけでありまして、ここに大きな問題がある。そもそものその成り立ちといいますのが、戦後に出生し、働き手を戦争で失った方を対象に始まった制度ということもお聞きをしております、ちょっと今の時代にこれはなじむものではないのかなと考えております。その一方で、父母の婚姻関係の有無により、子供の相続分に差をつけていたこの民法の規定については、憲法における法の下での平等に違反をすると最高裁判所の判断を受けまして、この相続分を同等とする改正は行われたわけでありまして、こうしたことを考えますと、この寡婦控除の制度についても同様に所得税法を初めとした法律改正が必要ではないかと、このように考えられるわけでありまして、どうもなかなか国の中ではその議論が進んでこない。この法の下での平等という観点に照らしたときに、この現状の制度は果たしてどうなっているかと。その市長の見解といいますか、妥当なものなのか、それとも制度改正が必要なものなのか、その見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、小高議員、まさに言われていましたが、法律があるわけですね。だから、法のもとでのこの制度の取り扱いでありますので、私どもが行政として対応させて

いただきますのは、根拠法令に基づいた対応をとることがまずは大前提になるということ
はご理解いただきたいと思います。逆に法に基づかない対応をしたときに、なぜそういう対
応をしたのかということで追求された場合に、我々は答弁に窮することになってしまうわけ
でありますので、その原則はご理解をいただければと思いますが、なお、今申し上げまし
た寡婦・寡夫制度で受けられる支援と、それから例えば小高議員からご質問いただきました
さまざまな事情で寡婦である方々に対して、しからば塩竈で全く支援を受けられないのかと
いうことになりますと、実は若干違いがあるということを説明させていただきたいと思いま
す。

控除以外の母子父子家庭支援についてであります。未婚、既婚を分けることなく支援を行
わせていただいている制度もあります。例えば経済的な支援として、18歳以下の子供を養育
するひとり親に対しまして、例えば所得税や扶養親族等の数に応じて児童扶養手当を支給を
させていただいております。また、ひとり親家庭の父母及び子供に係る医療費のうち、一定
額以上の自己負担分を助成する母子父子家庭医療費助成を行わせていただいております。さ
らにパソコンや語学、社会福祉保健衛生関係講座を受講するための自立支援教育訓練給付費
についても差別なく取り扱わせていただいております。このほか、看護師、保育士、調理師
等の資格を取得するための高等職業訓練促進給付金制度など、ひとり親家庭の生活の自立を
支援する制度を用意をさせていただいております。そのほか、児童扶養手当受給世帯を対象
としたJR定期券の割引、あるいはひとり親家庭などの日常生活支援のためのホームヘルパ
ー派遣事業など、さまざまな制度をご活用いただき、ひとり親の子育てを支援させていた
だいているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） さまざま今その制度についてご説明を頂戴いたしました。

所得税法の関係の中での見解ということで、私、かなり答えにくい質問をしたかなと思っ
ておりますが、先ほど市長述べられました、自治体では何ができるかということをお伺い
をしましてまいりたいと思っております。

先ほど述べられたそれぞれの制度に関しましては、当然未婚、既婚、婚姻のあるなし、そう
いった部分にかかわらず、当然受けられてしかるべきものであるだろうと思うわけであり
ますが、やはり法の下での平等の中で、未婚の方が一定抜け落ちているという現状、これに
ついてやはりちょっと問題として考えたいと思っております。そういった点では、まず本市にお

いて寡婦控除を受けられている人数といたしますか、そういった人数の部分把握されていれば、そしてまた、離婚、死別、未婚の母というところの人数に関して、もしおわかりになるのであればお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 平成29年度で寡婦控除の適用者数でございますけれども、特別寡婦として732人、寡婦として523人、寡夫としては78人、平成29年9月7日時点では1,333人の方が対象となっております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 市として離婚、死別、未婚というところでの分け方といたしますか、そういったところでデータとしてつかんでいるというのはなかなか難しいことでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） これは申告の際に申告される方から言っていただくというものになっておりまして、それに疑義があったときに職権で市で内容を調べるということになります。あくまでもその申告に基づいておりますので、今申し上げた数字ということになってございます。以上です。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） 市で単独調査を行ってつかんでいくということがなかなか難しいのかなと思っておりますが、厚生労働省で2015年に発表いたしましたひとり親家庭等の現状について、これをもとにいたしますと、1988年、母子世帯数がおおよそ85万、父子世帯数が17.3万であったのが、2011年にはそれぞれ123.8万、22.3万ということで増加をした。そして、これは当然ご承知のことかと思いますが、この増加しつつあるひとり親世帯の方々は、相対的にやはりどうしても収入が低くなる傾向にある。母子世帯の平均年間就労収入181万円、父子世帯では360万円となっております。生活保護受給率を見ますと、母子世帯で14.4%、父子世帯で8.0%。全世帯の3.22%を大きく上回っているという現状がございます。また、母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯の子供の大学進学率、23.9%ということで、これは全世帯で見ますと53.7%を大きく下回っているわけでありまして。そして、それらの中で、この25年間母子世帯の中でひとり親になった理由、離婚、死別、未婚、この割合では死別が22%減少した。離婚を理由としたものが18.5%ふえる中で、未婚を理由とするものも、その未婚という状況にあったものも4%という数字がふえてきているということになっております。この未

婚という部分だけが法律の中で支援の手から抜け落ちている。平成29年度施政方針の中でも重点戦略、先ほど市長述べられました定住、交流、連携、この定住の中で、子育て支援というものを太く打ち出されていますけれども、母子世帯への支援を考えるに当たって、数としては少ないかもしれない。しかしながら、この未婚の母への支援についてもぜひこれは検討すべきだと思うわけであります。

そこで、所得税法の改正というところは一定時間かかっておりますが、自治体としては何ができるか。宮城県議会では、平成28年3月に税法を初め、法改正を求めた意見書を提出をしております。こうした国の施策を求める動きに加えて、この間、未婚であっても税法上の寡婦と見なし、さまざまな部分で、例えば保育所の料金算定、放課後児童クラブの料金等についても控除後の所得で算定を行う、いわゆる見なし寡婦控除の制度の導入が少しずつ各自治体で進んできております。近隣の大きいところでは仙台市さんでも導入をしたそうでありますが、市営住宅の家賃や保育所、保育園、児童クラブ、児童入所施設、助産施設、病児病後児保育、子育て支援の大変多岐にわたる部分でこの見なしというものを導入をしている。そこで、お聞きをいたしますが、本市における、まず公営住宅の家賃算定に係る部分でございまして。この点については本市ではこの見なしというもので計算がされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 公営住宅法の施行令の改正が平成28年10月にございまして、今のお話にありました見なし寡婦の控除について制度化がされております。本市では平成29年度の家賃算定からこの取り扱いを実施してございまして、具体的には個別に収入申告や入居の際に面談を行いまして、状況を確認させていただいて、対応させていただいているという状況になります。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） それを聞いて安心をいたしました。

先ほど、公営住宅法施行令の一部改正ということでおっしゃられましたけれども、それが施行されたのが平成28年10月1日ということで、当然これは当市においてもそのようになっていだろうと思ったわけでありまして、従前いただきましたこの平成29年度申し込みのしおり、この中の控除要件を見ますと、いまだに夫と死別または離婚した後、婚姻していない方、または夫の生死が不明な方ということで、ちょっとその文言がかわっていないのかなと思

ましたが、その点について今後改善等の考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） ちょっと文言等で不適切な部分については、早急に直していきたいなと思います。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） といいますのも、とある方からご相談いただいたときに、ぜひ自立をしたいと。未婚の母の方であります。自立をしたいという大変強い思いをお持ちでありましたが、しかしながら公営住宅に入る際にもこうした部分で大変なんだよねというお話もありまして、そうした方々が今後自立をしていくに当たって、公営住宅を申し込んでしっかりと働いてしっかりと自立をしていこうとなったときに、要件がこれではちょっと諦めてしまうということも考えられるかと思いますが、その点についてはぜひしっかりとやっていただきと思います。

そして、保育料などのいわゆる子育て支援施策の料金算定に係る部分であります、この辺についてはまだやられていないと思っておりますけれども、8月22日に、つい最近のことです。この点に関して報道がございました。厚生労働省、死別や離別によるひとり親だけではなくて未婚のひとり親の保育料も軽減することを検討しているということの報道でありました。同省の試算によりますと、今回の見直しによって、新たに約3,000人が負担軽減の対象となるということでもあります。担当者の方は、試算をただで決定はしていないよとおっしゃっているわけですが、実際にこれが実施をされれば、状況改善の一助になるという可能性は高いとおっしゃっていたわけですが。ぜひ市長、これは全国的にも広がってきておりますが、先駆的にやりませんか。実施する自治体がふえれば、自治体が後押しをして国もやりやすくなるということもあるかと思いますが。ぜひこの塩竈市を子育て支援先進自治体として、先ほどおっしゃいました定住促進等につなげるためにも、ぜひ先駆けてのご検討、導入というところをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来、るるご説明をさせていただいておりますが、1つは、やはり我々限られた財源をもとにさまざまな施策に取り組みをさせていただいているわけでありまして。効率的な行政運営を行うためには使える制度は最大限に活用させていただくというのは我々の基本かと思っております。そういったことを踏まえながら今日までさまざまな取り組みをさ

せていただいてまいったところであります。先ほど来、小高議員のご質問にお答えさせていただいておりますが、まず1つは、国におきましてその法律改正ということをしかりと取り組んでいただくということについて、我々市長会からも声を上げていくということが最優先される課題ではないのかなと理解をいたしております。その後ということであれば、塩竈市も率先してそういったことに取り組むということになるものと思っております。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ぜひ先進事例といいますか、ほかでもうやり始めていることなので、ぜひご検討いただきたいと思うわけでありまして。数としてそれほど多いわけではないだろうということもあるわけですが、やはり法の下での平等というところから抜け落ちているということが、当然これはわかることでもありますので、その点についてはぜひご検討を強く求めて、次に移りたいと思います。

ちょっと時間の関係がありますので、次の設問、市内の雇用環境、地元就職の推進については、また後ほど別の機会でお伺いすることにいたしまして、最後の、塩竈市の経済と産業振興についてというところでお伺いをしたいと思います。

そこで、まず初めに震災で大きな打撃を受けた本市の経済状況であります。その以前からはどうだったんであろうかというところに思いをいたしております。そこで、震災前からの本市経済についてどう捉えていたか。そして、これからの本市の産業振興についてどのように捉えているか。この2点、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 塩竈市の経済と産業振興についてというご質問でございました。特に震災前からの本市の経済状況についてのご質問でありました。

6月定例会でも引用させていただきました宮城県が公表いたしております本市の経済活動別市長村内総生産をもとに主な項目についてご説明をさせていただきます。

初めに、平成13年度から震災前の平成22年度のこのセンサスの推移であります。総生産額は平成13年の1,923億円から平成22年度の1,475億円となり、23%震災前は減少している状況にあります。特に本市の主要産業であります水産業は45%、水産加工業を含む製造業は24%減少しており、資源の減少や輸入減等の価格高騰などにより、落ち込んでいる状況と認識をいたしております。また、建設産業につきましても、この時期は需要の落ち込み等により

45%減少いたしました状況でありました。

次に、震災後から平成26年度までの推移についてであります。平成26年度の総生産額につきましては1,609億円であります。平成13年から震災前の平成22年度までは漸減をしており、10カ年の平均総生産額が1,674億円であります。両者を比較しますと、ほぼ同水準の生産額との認識をいたしているところでございます。

これらを踏まえて、本市の産業振興の課題についてというご質問でありました。

現在本市では地域産業や中小企業の振興のためにさまざまな施策を展開をさせていただいております。本市の基幹産業であります水産業、水産加工業は、地域経済を分析し、グラフ化した地域の産業、雇用創造チャートにおきましても稼ぐ力と雇用力を有し、本市の地域経済を牽引する産業として関連産業への波及効果が極めて大きいことが明らかとなっております。今後も10月の新魚市場のオープンでありますとか、先ほど来触れさせていただいております水産品ICT化事業などにより、水揚げの確保や販路拡大、さらには高付加価値の商品展開を支援し、生産性を高めて産業基盤の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 小高議員。

○17番（小高 洋君） ありがとうございます。

この間、私も平成26年度宮城県市町村民経済計算のデータを眺めながらさまざま塩竈市の経済について思いをめぐらせてきたわけでありまして。その中に私も計算をいたしました。先ほど市長おっしゃいましたとおり、ざっと計算しただけでも総生産、2001年から2010年、震災の前年まで総生産としては450億円落ち込んだ。伸び率にして77%へという水準で落ち込んだ。順位という観点が適切かどうかわかりませんが、県平均でも90%前後ということで、全体的に落ち込んでいくトレンドではあったわけですが、県内35市町村中、どこに位置するかということを見ますと、実はこれは最下位ということになっていたわけでありまして。そして大震災があって大きな打撃を受けると、必死に立ち上がろうと業界の皆さん、今懸命の努力を重ねていますが、そういった中で2014年、消費税の増税が中小企業のまち塩竈を直撃をするということで、ここでまた一つ経済活動が鈍化をするということがあったわけでありまして。そして、先ほど市長からも述べられましたが、震災後ではどうであったかと。2010年から2014年、109%ということで、震災の前年からは一定回復しているように見えたわけでありまして、ただ、一方で復興需要のある建設業の伸びを除いてしまうと、実は震災前年の水準

が95%という水準に戻るということで、実はまだ震災前の水準には戻っていないということも明らかになったわけであります。さらに言うのであれば、平成26年の経済センサス、従業員数、平成21年からの5年間で塩竈市は1,020人従業員が減っている。事業所は492も減っているということ、二市三町で1,021事業所減でありますから、その半分近くが塩竈で減ってしまったということになります。復興需要も終われば、そして建設業についても震災前に戻るとますます厳しくなるということが指摘をされております。

さて、ならばどうするんだということ、時間もなくなってまいりましたけれども、6月定例会の中でも曾我議員が当局に対し、地域経済の現状認識を正しながら、業者の実態、要望把握を行って、具体的な支援策を講じるように求めたわけであります。例えば、1つに住宅リフォーム助成制度、住宅リフォームに関しては空き家の活用につなげられるようなものと同時に今ある耐震リフォーム助成では、耐震診断を受けて耐震化を進めようかと思っても進められない。耐震化に着手をする方の割合が半分もないということでありますので、例えばこの助成を引き上げながら活性化につなげていく。秋田は県として6年間で90億円補助をして、経済には2,186億円、波及した。宮城は5年間で2億1,000万円の補助、経済に波及したのがたった67億円だそうであります。これはぜひ研究をしていただきたいと思っております。

そして、最後に申し上げますが、新しく参入する事業所には固定資産税の減免等を進めておりますけれども、今求められていることは、今頑張っている産業、事業所にいかに寄り添うか、具体的な支援策に取り組むことが重要だと考えております。具体的な中身についてはまた別の機会で考えたいと思っております。以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 済みません。先ほど小高議員の質問に答弁漏れがございましたので、補足させていただきたいと思っております。

先ほど塩釜地区広域行政連絡協議会において、宮城県に対して心身障害者医療費助成制度について要望しているのではないかとというご質問がございました。昨年の10月24日に現物給付に変更するよう県全体を調整してほしいという要望をしたところでございます。それに対しまして宮城県からは昨年の12月15日付で、県としては現段階では県全体としての現物給付方式への変更は難しいということとあわせまして、国に対しましては全国一律の制度設計をすることについて要望してしてまいりたいという回答をいただいているところでございます。大変失礼いたしました。

○議長（香取嗣雄君） 志野保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（志野英朗君） それと、もう一点、ご質問が先ほどありました宮城県からの照会、現物給付関係の照会に関する回答につきましてご回答させていただきます。

本市といたしましては、現物給付について県の助成があれば希望するというところで回答はさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番菅原善幸議員。2番。

○2番（菅原善幸君）（登壇） 平成29年9月定例会におきまして、公明党を代表し、質問させていただきます菅原善幸です。

私の質問は大きく3点、子育て支援について、特別支援教育について、市民活動の推進についての質問をいたします。佐藤市長を初め、当局の誠意あるご答弁をよろしく申し上げます。それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、子供の貧困についてお伺いいたします。

厚生労働省の調査によりますと、我が国の子供の貧困率は全国において1990年半ばごろから上昇傾向にあり、2012年には16.3%という状況になっており、子供の貧困はその子供の将来に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会全体にとっても大きな損失をもたらすとも言われています。

日本財団では、15歳の子供のうち、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親家族家庭の子供に教育支援などが行われなかった場合、社会が被る経済的損失は2.9兆円に上がり、政府の財政負担は1.1兆円にふえると試算されております。この試算は1学年のみが対象となっており、全ての年齢や、これから貧困家族に生まれてくる子供たちを考慮すれば、社会への影響は甚大です。

また、国では、子供がどのような環境で生まれ育ったとしても左右されることのないよう教

育の機会均等を図り、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年6月に公布いたしました。それに基づき、政府は解決に取り組んでいくための基本方針を示す、子供の貧困対策に関する大綱を同年8月に閣議決定いたしました。それを受け、宮城県は「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定いたしました。その中の基本的な方針として、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進するとあります。本市において子供の貧困に対する実態調査を実施されているのか、また、本市においても要保護、準要保護世帯の子供たちが年々とふえておりますが、子供たちの実態と対策はどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

なお、早期の段階での支援について、ひとり親世帯の支援についての質問は、自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菅原議員から、子育て支援についてご質問いただきました。初めに、子供の貧困対策についての私の考え方と塩竈市の子供の生活の実態調査についてのご質問をいただきました。

子供の貧困対策につきましては、塩竈の将来を担う子供さんたちが経済格差に左右されることなく、健やかに成長できることが大変重要であり、貧困の世代間連鎖を断ち切る環境づくりは市が率先して取り組むべき課題であると考えております。このため、新のびのび塩竈っ子プランにおきましては、基本理念「生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま」とし、子供さんたちの親に対する教育の支援、経済的支援、生活の支援などに関する施策に取り組んでいるところであります。

なお、子供さんたちの生活の実態調査であります。塩竈アフタースクール事業において、子供の放課後の現状や課題、ニーズに関する基礎調査を行い、小学生の家庭の収入や就労状況等についての把握をいたしているところであります。

次に、子供たちの貧困に早期に対応するための、例えば相談場所、支援策についてのご質問でございました。

日常的な生活や経済的な困窮に関する相談は、生活福祉課や子育て支援課、健康推進課において相談を受け付け、生活保護や児童扶養手当等の経済的支援につなげているところであります。また、生活困窮者に対して早期かつ包括的に応じる窓口として、生活福祉課におきま

して児童支援相談事業を行っております。これは生活困窮者の抱えている課題について詳細に分析を行い、その課題を踏まえた計画書を作成するなどの支援を行おうとするもので、専門の相談員3名を配置するなどして対策を図っております。この結果、自立した生活を送ることができる世帯が増加しつつあるものと判断をいたしております。また、教育の支援対策として、今年度より新たに貧困の連鎖を防止することを目的として、生活困窮世帯の生徒を対象とした学習支援事業を開始いたします。利用する生徒が安心して生活に、あるいは学習に取り組むことができる環境を整備し、生活習慣の形成や社会性の育成、進路や進学に関する相談、高校進学者の中退防止に関する支援等を行うことを考えております。また、保護者に対して養育や進学についての情報提供、生徒への食事の提供も行ってまいり所存でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 大変ありがとうございました。本当に詳しく子供の貧困についての説明をいただきました。

やはり子供から親までがこの塩竈市に住んでよかったということが上げられております。さまざまな事業でこの施策が取り込まれているわけでございますけれども、今回国の施策によりまして、やはり実態調査などを踏まえながら大綱が進められているわけでございます。その中で、実態調査につきましては先ほど市長からアフタースクールの調査等も行っているというご答弁もいただきました。やはりこの実態調査で見逃せないのは、保護者が実際に受けられる支援制度がわからないというのがやはり親ではないかなと思います。貧困家庭に行政の支援が必ずしも行き届いているのかといいますと、なかなかそこまでいっていないのが現状だと思います。そこで、支援が必要な家庭にどのように支援の情報を伝えていくのか、また、貧困家庭をどう把握していくのがこれからの課題だと思っておりますので、その辺のお考えをお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 塩竈市では、今市長がご説明申し上げましたように、自立支援相談員の相談を受け付けております。これらについては、もちろん広報などの毎月各種相談窓口のところに電話番号などを記載させていただいております。それから、塩竈市におきましては、保健センターで実施している各種検診の来所の際に個別面談、問診の場で相談業務を通して経済的困窮の把握に努めておりまして、具体的には母子健康手帳を発行すると

きの妊婦さんの面接であるとか、それから乳幼児健診の間診、指導のときに相談の受け付けなどをしております。そのほかの把握方法といたしましては、妊産婦さんが行かれる病院からの連絡をいただいたり、それから幼稚園、保育所などから連絡をいただいたり、相談があったり、ほかの機関からの紹介や、または民生指導員さんからのご紹介などもございまして、適宜相談を受け付けて、さまざまな支援に結びつけているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

そうしますと病院からの出産時の連絡とか、それからさまざま、民生委員からの連絡とか、そういった中で手厚い支援をしていく体制というお話がありました。

そこで、支援の対象となり得るには、やはり保護者が担当窓口にかかわっていかなければ支援することがなかなか厳しいかなと思います。そういった中で、窓口に行かない家庭について、やはり先ほどありましたけれども、民生委員からとか、さまざまな出産時の手帳なんかから連絡が来るということでございました。そういったものを踏まえると、やはりなかなかその窓口に行かれるまでに貧困の対策ができないんじゃないかなと思いますけれども、そういった窓口でどのように来られるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 小林健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） ただいま生活困窮者の自立支援事業のことについてご質問があったと思います。

具体的にどのような手法で行っているのかということだと思いますが、そういったいろんな民生委員さん、あるいは保育所の先生に相談されたりとか、あるいは保健センターで相談した場合、うちの福祉事務所に、生活福祉課なんですけど、来ていただくということで基本的に相談をいただくという形になります。相談に来ていただいた場合、まず基本的に生活の状況をまず本人から聞き取らなければいけませんので、基本的に2名体制で新規の方は受け付けると。具体的にいいますと、ケースワーカーの方1名と、こういった生活支援員の方が1名という形でお聞きするような形になると思います。その後、その方の、実際これは生活保護だといった部分になるのか、それとも就労支援でサポートできるんだなといった場合とか、そういった部分の中身の話聞きまして分けるような形になりまして、その後、その方が就労支援できやすいように、それぞれ面接の相談、あるいはその方の性格、これまで就職した内

容とか、そういったのを把握して、ハローワークと密接に連絡し合っていますので、その方の就労できるような支援体制を行っているといったような状況となります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

これはほかの県の事例なんですけれども、例えば東京の足立区では母子健康手帳を配付する際、アンケート調査を行っています。そのアンケートの項目の中に、パートナーとの関係で生活などで困っていないのかとかを記入する欄がございまして、例えばパートナーとの関係が悪いと答えた人がいれば、ひとり親世帯になるリスクがあるという考え方と見て、孤立しないように必要な支援を考えていっているそうでございます。さらに小学1年生の全世帯に協力を求めて、貧困の実態調査を行っているということもあります。保護者の所得や、それから公共料金の支払い状況や、それから子供の虫歯の有無など、子供の健康状況や食生活などを調べて明らかになった課題に重点的に取り組んでいる。子供の貧困は虐待や不登校、それから非行など、さまざまな問題につながる恐れがあるということで、子供の将来に大きな影響を与えることから、深刻化する前に支援の手を差し伸べようと、足立区で取り組んでいるその個人情報の取り扱いに関しては細心の注意を払いながら、個人のプライバシーに踏み込んだ情報を集めているということでございます。そこでちょっとお尋ねしますけれども、貧困の早期発見には必要だと思われませんが、このような取り組みはまずは貧困の早期発見が必要であると思いますが、市長のお考えをよろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今まさに菅原議員からご提案があった内容というのは、子供の幸せのために貧困というものを未然に防ぐというか、予防の視点での施策の取り組みだと思います。今まで私ども答弁させていただいたものは、やはりひとり親になって貧困になって、その後どうするかという対処療法の施策というものを私ども展開してきておりまして、そこについては充実しているものがございます。ただ、平成28年2月から3月にかけて、アフタースクール事業ということのニーズ調査のために世帯の収入とそれから子育てとの関係で、小学校の約2,300世帯を対象にアンケート調査をさせていただいたところでございます。その結果を踏まえて、私どもといたしましては平成29年度、今年度から生活困窮世帯の生徒を対象とした学習支援事業というものに取り組んでまいります。そのほかアフタースクール事業といたしまして女性のK P I、キーパフォーマンスインジケーターとしては市内在住女

性の就業者数と市内在住女性の1人当たりの年収入額を上げていこうということ、一つの大きい目標といたしまして、子供の放課後の居場所を、教育的な居場所、それから福祉的な居場所ということで2カ所設けて取り組んでいくということで、初めて今年度から貧困の世帯を生まない予防的な事業に着手したところでございます。そういったことで計画そのものは、法に基づく計画は努力義務ということでまだつくってはおりませんが、たまたま地方創生加速化交付金というものを使って塩竈アフタースクール事業に取り組んでおまして、子供の貧困に資するような事業展開が端緒についたところでございますことをご理解いただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） 今予防的な取り組みがあるということです。この話はいつごろまで続くわけなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 財源として担保されておりますのは3年間でございますので、塩竈アフタースクール事業については平成31年度までということになっております。ただ、我々も成果を見ながら、形を変えながら、効果が上がっているところ、上がっていないところ、そういうところを見きわめながら継続実施については鋭意努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

この予防的な取り組みがやはり重要だと私も思っております。また、本市においては出産期にやはり保健師さんというのが必ず多分つくと思っておりますけれども、その保健師さんがやはり出産からずっと今寄り添っていくわけですけれども、やはり途中でさまざまなトラブルなんかもあると思っております。そういったトラブルの解消に保健師さんがずっと寄り添っていかれるのか。その辺の保健師さんの動きなんかちょっとお話ししていただきたいなと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 本市の健康推進課、保健センターに保健師がおりまして、大きい特徴といたしまして、本市では母子保健担当とか、地域福祉の担当とかがおりますけれども、それとは別に地域担当という保健師をそれぞれの地域に置いているというところがございます。非常にほかのまちにはない大きい特徴だと思っております、そういった方々が各

ライフステージにおける妊婦さんのときから子供さんを産まれて育児に悩んだりとか、さまざまな何か健康的な問題があったりとか、そういったこともあわせて地区担当、それから母子保健担当がちゃんと密接な打ち合わせのもとでご相談、支援体制をとっております。そういったことで本市の健康推進課では取り組んでいるところでございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

次に、ひとり親世帯の支援についてちょっとお伺いしたいと思います。

国では、実態調査でも明らかになっていますが母子世帯等の6割以上が非正規職員ということでございます。半数以上が年間収入の200万円未満で、母子世帯で約15%が年間収入の200万円未満という非常に厳しい経済状況であります。また、本市におきましてもこの調査から見ても、もう大変厳しい深刻な状況であると思いますが、ひとり親家庭の収入が低くなってしまふ理由は、やはり男女間の賃金格差を初め、複合的ではありますが、育児、家事、仕事、全てを1人でやらなければならないために労働時間が短くなり、その結果低収入になっていると考えられます。このため経済的な支援が重要となりますが、具体的には児童扶養手当の拡充、母子加算の存続、養育費用の取得への支援や子供の医療費の支援、拡充などが考えられます。また、経済的な支援だけではなくて安定した就業先を得ることができるようひとり親家族への総合的な支援が必要不可欠であると思われませんが、本市で総合支援的な相談窓口についてどのように行われているのか、ちょっとお伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 総合的な相談窓口というのは、現在ここに来れば全てをとっているのではないんですけれども、ご相談いただければ、それぞれの担当が健康福祉部内が大体担当でございますので、そこに担当者が来て、それぞれご相談を申し受けるということになっております。児童扶養手当中心に今菅原議員からいろいろ制度をお話しいただきましたけれども、高等職業訓練促進給付金というものがございまして、これは安定した職業、言ってみれば看護師、准看護師、保育士、理容師、歯科衛生士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、その訓練促進の給付金を給付をいたす制度などもそのほかにとつてございます。そういったもろもろ、ひとり親家庭の医療費の助成であるとか、今申し上げた高等職業訓練であるとか、児童扶養手当、それから日常生活支援、そういったものをあわせて総合的に支援していく。メニューについては都度担当者が窓口でご説明をさせていた

だくという体制をとらせていただいております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） そうしますと、やはり総合的な窓口がないということでございますけれども、やはりひとり親になったり、そういった貧困に陥ってしまったりした場合には、まずやはり子供がいた場合には子育て支援課に多分行かれるのかなど。その場合、手続等ではやはりそこに行かれますけれども、その後の段階で仕事がなかなか厳しい、仕事がなかなかないという場合も中にはあると思います。そういった場合、窓口はかわってしまうのか、そこで総合的に指導していかれるのか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 菅原議員のご心配の意図というのは大変よくわかります。今国でも平成32年を目途に各地方自治体におきまして子育て世代の包括支援センターをつくりなさいという動きが今出てきておりまして、本市でもそういった設立に向けて準備を進めております。きょうはご質問の内容がひとり親世帯の貧困に関してのご質問でございますけれども、子育て世代の包括支援ということで、例えば産後の鬱であるとか、または婚姻関係にない中でシングルマザーの方であるとか、いろんな子育ての多様性というのは広がってきておりますので、いろんな悩み、いろんな状況を包括的に1つのところで地域が支えていくという組織を、介護のように今包括支援センターなんかがありますけれども、そのように子育て版もつくりなさいという向きになってきております。そういった中で準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

やはりひとり親世帯となった経緯にはさまざまあると思います。死別とか離別、離婚などさまざま、経済的にも精神的にも余裕がない中で多くの困難を一度に抱える傾向にあると言われております。中には離婚等の環境の急激な変化に心身の状態が整わず、すぐに就労可能な状況ではないという人もいると思います。生計を維持するためにやはり昼夜ダブルワークの仕事もしなくてははいけません。夜間就労をせざるを得なくなったり、それから先ほど部長がお話しされました精神的なケアも含めて生活全体の支援が必要とされるわけでございますが、そういうことを考えますとやはり窓口をワンストップでできないものかというご提案なんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 健康福祉部3課が壱番館の1階におりまして、そのほかに保険年金課が本庁に、それから健康推進課が保健センターにございます。保険年金課も児童手当の関係であるとか、そういったことの手続で訪れる必要がございますし、保健センターについては妊娠、それから妊娠中の検診であるとか、それから産まれてからの検診、予防接種、そういったことで訪れる機会が多くございます。それから、壱番館の3階につきましても子育て支援課、それから障がいなんかをお持ちのお子さんであれば生活福祉課ということで、本当であれば健康福祉部5課と一緒にのところにあって、今菅原議員おっしゃるような、対象の方を動かすことなく職員を動かして相談に乗るという体制が望ましいとは思っております。なるべくそういった方に、子育て世代だけじゃなくて障がいを持っている方々もそうなんですけれども、なるべく職員のほうが動くようにして、煩わしさとか、もっと気軽に相談できるような総合窓口というのは非常に概念としてはわかるんですけども、現在の物理的な執務スペースの状況などから今の体制をとらざるを得ないのかなと考えているところでございます。ただ、先ほど申し上げた子育て世代の包括支援センターについては、また民間との活力なども活用しながらきめ細かな体制づくり等をぜひ検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ぜひとも包括的な支援を強化していただきたいなと思います。

次に行かせていただきます。次の特別支援教育についてお聞きしたいと思います。

先月、多賀城市市民活動サポートセンターにおきまして、大阪大学大学院の連合小児発達学研究所の教授であり、子どもの発達科学研究所理事長の片山泰一教授をお招きしまして公明党の宮城県本部主催の講演を行いました。講演内容は、我が国における発達障害の現状と課題と題して、発達障がいの概要、支援のあり方、早期の気づきの大切さなど、わかりやすい内容で、参加いただいた多くの皆様から好評の声をいただきました。本市からも副市長初め、教育長、各専門部の皆様にもご参加いただきました。改めて御礼申し上げます。年々ふえ続けている発達障害児の支援は国を挙げて取り組んでおりますが、平成28年度には障害基本法が改正され、特別支援教育の推進が求められました。さらに平成24年の中央教育審査会初等中等教育分科会において、共生社会の成形性においたインクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育の推進が取りまとめられましたとありますが、それは障がいのある子、

障がいのない子どもとともに学ぶシステム構築とすることと認識しておりますが、具体的にはどのようなシステムで、本市の発達障害の子供たちにとってどのような支援をされているのかお伺いします。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まずインクルーシブ教育システムについてのご質問でございました。

国ではインクルーシブ教育システムということで、ただいま議員からもありましたとおり、障がいのある者とない者は同じ場でともに学ぶことを目指すとともに、幼児、児童、生徒の個別の教育的ニーズに的確に応えるために連続性のある多様な学びの場を用意することが必要であるとしております。本市におきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、通常の学級だけではなくて特別支援学級、通級指導教室といった多様な学びの場を用意するとともにこれらの教育活動を充実、支援するために、浦戸を除く各小中学校に特別支援教育支援員を各2名ずつ配置し、通常学級の中で個別支援を行うなど、インクルーシブ教育の理念に基づいた教育に努めているところでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

やはり子供たちは授業や行事や修学旅行などを通し、お互いに理解を示し、助け合う関係を築き、ともに成長を図る機会があります。そこでお尋ねしますが、さらに障がいに対する理解を深め、より濃厚な支援、交流を深めるためにも、子供同士だけではなく普通の学級の父兄や地域の方も一緒に参加できるような行事等を開催してはいかがかなと思ひまして、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まさに本年から本格実施しました小中一貫教育の中核の中にあります活躍と交流の交流の部分というのはそういったことを示唆しております。第三の大人、教員それから親を除くほかの大人の方との交流も考えておりますし、また小学校における異年齢集団の交流、それから小中の交流、そして、未就学児童との交流も含めて、さまざまな交流の中で子供はやっぱり育っていくんだろうなと思っておりますので、そういったことをもとに、これは特別支援の子供、それから発達障害の疑いのある子供であってもさまざまな交流の中で育つわけでありまして、そういったことを意図的に組み入れることで育

てていきたいということで今進めているところでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） やはり交流といいますと大事なことだと私も思って、質問させていただきました。

次に福祉施設との連携についてちょっとお聞きしたいと思います。

小学校に通っている発達障害の子供たちの中には、放課後児童クラブやデイサービス施設を利用している子供たちも少なくない状況にあると聞いております。そこでお尋ねしますが、それからそれぞれの施設や学校との連携はどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 市内の各小中学校では、校内の特別支援教育コーディネーターというのがおります。こういった職員を中心に個別支援教育の組織体制をつくって、管理職を含めた全校体制で児童生徒の指導に当たっております。さまざまな施設、それから外部機関とも連携をしながら交流をしているところでありますが、特に本年度は学びの支援センターコラソンの中に特別支援教育スーパーバイザーを1名配置させていただきました。各学校、それから市内の幼稚園、保育所を訪問して指導、助言を行っておりまして、未就学児童から、そして小学校、そして中学校とつなげる意味で、一貫して指導ができるということで今回らせていただいております。

それから2つ目として、特別支援教育巡回相談員制度というのを立ち上げました。このメンバーの中には大学の先生、それから利府支援学校のコーディネーターなどにも入っていただきまして、専門的なお立場から特別支援、それから発達障害の子供たちの指導のご意見をいただくとともに直接子供の指導にも当たっていただいております。そういった外部機関のご支援もいただきながら、今さまざまな連携を構築しながら進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

例えば定期的に連絡協議会等を設けたり、父兄のご意見を取りまとめて報告、交換など、子供たちの障がいの特性を共有しながら療育支援が効果をもたらすと思われませんが、その辺なんかはいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 特別支援学級においては、ここは非常に大事なところでありまして、特別支援学級の担任が保護者と綿密に連絡をとり合って個別のカリキュラムをつくったり、それから発達の状況を知らせる、そして家庭でもこういったことの取り組みをお願いするとか、そういった中で進められると聞いております。ほかの発達障害の疑いのある子供についてもそういったことを今試行してはいるんですが、まずその前段階にお子さんが発達障害があるんだということが認知されないと、なかなかそういったことが進まないという現状にあるのも一方ではございます。大分そういった意味で、保護者全体としての発達障害への認識が出てきているなど今思っているところではありますが、今後とも推進をしてまいりたいと思っているところであります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、先ほど教育長からもちょっと出ましたけれども、次の発達障害の疑いのある児童生徒に対する具体的な支援についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

一口に発達障害といっても自閉症やアスペルガー症候群、それから学習障害、ADHD等のさまざまな障がいがありまして、また、それらの障がい混在している場合も数多くあります。国は、これから特性やライフステージに合わせた支援を国及び地方自治体で国民の責務として定めております。しかし問題は、はっきりと発達障害と診断されない、いわゆるグレーゾーンと言われる子供たちが年々増加を続けているということでございます。彼らは発達障害児としての障害手帳を持っていません。行政の支援を受けることもできず、教育委員会における専門家チームの設置及び巡回の相談、校内における体制整備等、必要な支援を行い、独りで悩んでいる子供に寄り添い、子供たちが速やかに相談できる環境が形成できるように配慮が必要と思われまますが、その辺のお考えをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 発達障害ということについて、本市では発達障害早期支援事業というところの対象モデル地区に指定をされております。そしてこのモデル地区の主な事業内容ということで4つございます。1つは、連絡会議を実施すると組織をつくるということです。2つ目は、個別の支援計画、個々の子供たちに対して個別の支援計画を立てていきたいと思いますというのが2つ目。3つ目は、指導者側の研修会の実施であります。そして4つ

目が、皆さんもご存じのすこやかファイル、未就学児童から連続してずっと累積していきましよう。この4つがこの発達障害早期支援事業のモデル地区ということになっておりまして、進めてきているところがございます。先ほども申しましたそういう中で、特別支援教育巡回相談員制度というのをことし立ち上げまして、個別の「困り感」のある親御さん、そして子供さんのところに専門家を派遣するという事業をことし立ち上げまして進めているところでもありますし、こういったものの成果をこういった組織の中で共有しながら、そして先生方の教育力を高めることで対応していきたいということで今進めているところであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

モデル地区になっているということで発達障害に関する支援は手厚いのではないかなと私も思います。ただ、やはり発達障害の場合は、多分早期発見が重要になってくると思いますので、早期の発見が親御さんもなかなかわからないという部分がたくさんあると思いますけれども、それはいろんな教育の場面でそういう支援をぜひともお願いしたいと思います。

時間もございませんので次に移らせていただきます。（「済みません」の声あり）

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 聞いていただいたので。

そういった早期発見の意味から2つございます。1つは、小学校就学に係る情報交換会を3年前から健康福祉部と合同で行っております。その結果、本市が他に比べて発達障害の疑いのある子供が非常に多いということがわかってまいりまして、その対応について今年度から幼保小の連携事業ということで新たにスーパーバイザーを1人お認めいただきました。その方が今各学校、保育所、幼稚園を回って、そういった子供を見て早期に発見をし、対応についてその先生とやりとりをしている。そしてその子供たちの入学前の指導ということでアプローチスタートカリキュラムというのを今つくって、入学時にきちんと座ってられる、人の話を聞けるというようなことを推し進めようということで今進めているところであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行かせていただきます。

3の、町内会が生き生きと自主的活動をするために、喜ばれる行政の支援のあり方についてお尋ねいたします。

町内会長への負担軽減について質問させていただきます。

本市の町内会のあり方については、地域の住民が相互に連携、協力、自分たちの手で安全・安心、楽しく快適な住みよいまちづくりを目指して活動する任意の団体と位置づけられています。その町内会の基本的役割には生活防衛、地縁的なつながりによる共同的な活動、それから親睦と連帯分担、それから行政に対する対応など、その活動の中心となる町内会長に、幅広い住人参加の工夫、自由で伸び伸びとした雰囲気づくり、個性を生かした役割分担、子供たちをまちづくりの担い手として、女性参加、後継者づくりとして類するポイントをアドバイスしております。そのため自主的活動を行うゆとりはなく、活動の妨げになっているのが行政からの伝達、広報業務であり、これらの軽減負担が求められるのではないかと考えられますが、市長の町内会への負担軽減についての状況等を踏まえてお考えをお伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菅原議員から今ご質問いただきましたが、町内会活動こそが我が町のまちづくりの原点ではないのかなと思っております。それぞれ160近い町内会がございますが、さまざまな知恵と工夫で地域の皆様方の活動をご支援をいただいております。そういった中で、ご質問の趣旨は、町内会長が大変負担が大きい。そういった方々に対する負担軽減策については何か知恵と工夫がないのかというようなご質問でありました。

ご案内のとおり、町内会長さん方の平均年齢が年々1歳ぐらいつつ上がっていくと言われるぐらい、本当に会長さん方には大変長期間町内会活動をご支援をいただいております。改めまして私からも心よりの感謝を申し上げるところであります。

今ご質問の町内会長様方の活動の負担を軽減できないかということではありますが、本市といたしましてはこれまでも協働推進室を町内会の担当窓口といたしまして、例えば町内会の総会資料の作成でありますとか、広報等の印刷、あるいは各種補助金等の紹介でありますとか、申請資料の作成、加えまして町内会要望の取りまとめ等、町内会活動の負担軽減が図られますようさまざまな取り組みをこの協働推進室を中心に行っているところであります。今後もさらにきめ細やかな支援が行われますよう連絡協議会や町内会長の皆様にご意見やご要望等をつぶさにお伺いをさせていただきながら、一つ一つ問題、課題の解決に誠意を持って取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。

例えば市政だよりの配付、また回覧板の手配、ポスター等の張り出し等、国勢調査、各種調査、アンケートなど、最近ではこれらに加え、市民協働のまちづくりとして防災教育の構築や環境美化、どれも必要不可欠と思われながらも、地域にとっては大変負担になっている部分も多少あるのではないかと思います。特に東日本大震災後に、災害のときに求められている自主防災組織など、そのかなめはまさしく町内会長であり、地域で活躍する小団体との連携がその備えをより強固にして確かなものとしているのではないのでしょうか。

そこで、気になるのがこれらの役割を遂行をする上で、ある程度の報酬があるのか、ないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま菅原議員から、例えば広報紙にあわせて配る各種チラシ類等の配付についても大変な作業であるということは重々認識をいたしております。この町内会に配付する各種チラシ等につきましても、市政情報係で庁内の塩竈市の各種組織にあらかじめ連絡をさせていただきまして、広報紙の刷り上りのときに一緒にチラシ類もあわせて配付できるような取り組みをさせていただいているところであります。また、町内会によりましては各班編成をなされまして、班単位でこの広報紙をお配りいただいていると認識はいたしておりますが、なお、費用弁償等についてのご質問でありましたが、担当からその部分についてはご説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 議員からご質問がございました広報の配付の謝金という報酬でございます。

塩竈市といたしましては、年間でございますが1世帯当たりまずは270円という金額で報酬を支給させていただいております。またそれとは別に町内会の規模の加算ということで、大きい町内会、世帯数が少ない町内会がございますので幅がございますが、少ないところで5,000円、多いところで2万1,000円というのを年額としてそれぞれの町内会さんに報酬としてお支払いさせていただいているということでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） ありがとうございます。報酬は確かにあるかなと思います。わかりまし

た。

それで、町内会の課題と解消についてということでお伺いしたいと思います。

地域コミュニティーの中核として町内会、自治会の存在は大きく、地域ならではの行き届いた目線で見守り活動や要支援者の把握、生きがいつくりの活動や防災、防犯、環境対策などの具体的な活動がなされていますが、町内会の活動は地域の暮らしやすさや住民間の付き合い、交流、住民の社会参加など、よりよいもので住民の方の地域社会の実現に貢献することが大きいと考えられます。一方で住民の転入転出、ライフスタイルの多様化が進む中で、生活に関する価値観の多様化などで地域のコミュニティーにおける人のつながりがなく、町内会の活動に参画する意義を見出しにくいなど、従来の町内会の活動だけでは地域の課題全てに対応するのが難しくなっているのが事実でございます。本市の町内会の課題について、どのように把握されているのかお伺いたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明の中で触れさせていただきましたが、1つは、やはり町内会長さんのなり手がなかなかいない。結果としてはお1人の町内会長さんが長期間にわたりまして町内会長をお引き受けいただいているという現実であります。2つ目といたしましては、町内会長さんを支える各役員の方々についてもなかなか手がいないということについては、私もお話をお伺いをいたしております。東西南北の町内会の連絡協議会等にも私も足を運ばせていただいておりますが、やはりこういった担い手不足が、結果的にじわじわと町内会活動に大きな負担をかけてきているということは重々認識をいたしております。ただ、一方で、前段申し上げましたように塩竈市のまちづくりの原点はやっぱり町内会活動ではないのかなと思っております。やはりこれからも我々も町内会活動というものに重点を置きながら、そういった活動がどうやったら今のような問題、課題を解決できるかということについては、我々も議論に参画をさせていただきながら問題解決に当たってまいりたいと思っております。

一例を申し上げますと、やはり活発な町内会活動を展開させているところもございます。大勢の方々も参画をされまして、例えば町内会単位で運動会を開催をされたり、あるいは夏祭り、秋祭り、芋煮会等々の年間行事を大勢の方々の参画の中で取り組んでいらっしゃる町内会もございます。一方でなかなか少人数の町内会が発生してきている。100人を切るような町内会も出てきている。そういった町内会で、今言ったような活動を支えていくことの困難

さということについてもお伺いをいたしております。そういった個別個々のお話を先ほどの協働推進室を中心にお伺いをしながら、やっぱり次につなぐ町内会活動というものを今こそしっかりと確立をしていかなければならないのではないのかなと考えているところであります。抽象的な話で恐縮でありましたが、そういったことで努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 2番菅原議員。

○2番（菅原善幸君） わかりました。市長の答弁で、やはり担い手不足というのは課題になっているかなと私も思っております。

それで、他の事例を見ますと、行政区長制度というものを設けている自治体もあるということでもあります。大崎市では行政区長制度の条例に基づきまして規則を定めており、区長は行政区の推薦によって市長が委嘱し、任期を3年として、市民と市の連携に関する事、市から市民に対する通知、連絡及び周知に関する事、広報紙等の配付に関する事、各種調査等に関する事、市民から市への要望等に関する事、その他市長が必要と認める事項に関する事、以上6項目の業務を示されております。報酬は、金額として年間22万8,000円に1世帯当たり2,400円、1事業当たり1,200円を乗じて得た額と地域割額を加えて得た額となっております。また、本市に隣接する多賀城市でも2年を任期としまして報酬を付与し、区域内住民への市政情報等の送達と伝達、意向調査、意見集約、市主催の事業等への協力、住民との連絡協調の4点を任務として掲げております。この取り組みは、区ごとに住民一人一人にあまねく自治体の情報が行き渡るために地区ごとにルートを定めて情報を伝達する仕組みで、いわば行政の仕事をお願いするたびに委嘱しているもので、代償としての報酬になっております。本市におきましても町内会は任意の団体であり、報酬はないが、先ほどの答弁にもありましたけれども、市政だよりの配付の謝礼金なども出ております。しかし、これに対して他の自治体の事例を見ますと、町内会を中心に市政や区政の協力員として委嘱することで、行政が委託することで報酬等を与える事例もあります。本市に町内会のご負担に報いるために報酬や報奨に対しての検証をすべきと思われませんが、そのお考えをお伺いしまして、私の質問とさせていただきます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私も平成15年に市長に就任いたしました。その際にこの制度について勉強させていただいた経過がございました。塩竈市の町内会制度であります。昭和61年9月

までは地区行政委員というものを置いていたそうであります。その後に廃止をしたという経過がございます。理由であります、例えば同一地区内に町内会長と地区行政委員という2人の方が存在すると、結果として混乱を来たしてしまった経過があったということで廃止をされたということをお伺いをいたしました。市長に就任した際に各町内会長様方のところを回っていろいろお話をさせていただきました。町内会長さん方の反応でありましたが、地区行政委員という立場に依存するよりも町内会の自主的な活動を基盤としたコミュニティーづくりこそがまちづくりの原点ではないのかと。我々はそういった形で町内会活動を継続していきますというお話をいただきまして、私も感銘を受けて帰ってまいったことを記憶をいたしております。そういったことを踏まえまして、今現在塩竈市ではそのような活動をさせていただいております。

なお、今後につきましては、また改めて検証させていただきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、菅原善幸議員の一般質問は終了いたしました。

13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。本日は質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問してまいります。

まず、市民の関心の高い勝画楼についてお聞きいたします。

私は勝画楼に関し、一般質問や市長の施政方針に対する質問等でたびたび取り上げ、保存を呼びかけてきました。しかし遅々として進みませんでした。昨年12月の定例会において勝画楼の保存に向けての決議を議決いたしました。あれから9カ月が経過し、今月初め、鹽竈神社より勝画楼が塩竈市に譲渡されることが決まりました。昨年までは解体すると言っておりましたが、ことし2月定例会では「ほぐす」という表現に変わりました。この解体から「ほぐす」、そして譲渡までの経過と現状についてお聞かせください。

また、勝画楼の将来の見通しについてと、大きな項目の2番目、3番目の教育関係、市立病院に関しては、自席にて質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から勝画楼の保存に向けての私の答弁について、ご質問いただきました。若干経過についてやはりご説明をさせていただきたいと思いま

す。勝画楼の保存に向けたこれまでの取り組み経過についてであります。

昨年9月、勝画楼を所有されている志波彦神社、鹽竈神社から、老朽化した建物であり、周辺の住民の方々にご不安をおかけするというところを最大理由に解体をしたいというお話をいただきました。その際、私からは、勝画楼につきましては多くの方々がさまざまなご意見、思いをお持ちでありますことから、解体についてはお待ちをいただけないかとお話をさせていただきました。ただし、その際には、もう総代会等で決まったことでもありますので解体をというお話でありました。そういった中、12月には市議会における勝画楼の保存に向けての決議の全会一致による可決の後押しをいただきました。改めて心から感謝を申し上げるところでありますし、そのような結果を受けまして、再度神社当局との協議を重ねさせていただきました。この協議の中で、今議員からもお話をいただきました。神社当局からは初めは解体というお話でありましたが、今後勝画楼の部材を歴史的遺産として再活用できますように単なる解体ではなくて、今おっしゃったいわゆる「ほぐす」という手法で解体材を再活用できるような取り組みをしまいたいというお話で、若干内容が変わってまいりました。さらに神社当局におきましては、老朽化等の状況から、なるべく早い段階での解体着手を望まれておりましたが、建物が現存する状況のままで、ぜひ勝画楼の学術的価値を適切に判断するための調査をさせていただきたいという本市からの要望を神社から受け入れていただき、東北歴史博物館のご指導のもと、本年3月から文化財調査に実績のある専門機関による調査を開始をしたところであります。5月の中間調査の段階におきまして、勝画楼の玄関部分にある広間は、仙台藩主が塩竈を訪れた際に逗留したりお休みをしたり、あるいは着がえをされた御成え間を改修したものであり、それら建物そのものが大変歴史的貴重な建造物であるということが判明をいたしました。この中間報告を受け、本市といたしましては十二分に文化財的価値がある勝画楼の復元考察、または当面の修繕について、現状のままでさらなる調査の必要がありますことから、当面勝画楼を現存のままで保存すべきという結論に至りました。このようなことから6月に神社当局に対しましてぜひ勝画楼を現状のままで帰属いただけないかというご相談を申し上げましたところ、本年7月の時点でその内諾をいただきましたことから、初めて保存の方向性が明確になったところであります。その後、8月28日から今月7日にかけて神社当局におきまして帰属に必要となる勝画楼の無償譲渡に関する報告が行われました。結果的に異議申し立てがなかったことを踏まえ、9月8日に本市に無償譲渡をいただき、現在所有権移転登記など、必要な事務手続について神社当局と最終調整を進

めさせていただいているところであります。鎌田議員には大変本当に申しわけないご答弁をいたしましたこと、心からお詫びを申し上げます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 経過についてお聞きをいたしました。

この今回の一般質問で、勝画楼についての通告はこのニュースの前でして、ちょっと若干腰を折られたといえますか、そんな状況でいるわけですが、譲渡が決まったということで喜ばしいことだなと思います。

ことし2月の市長の施政方針の中で、私が質問をさせていただきました。このときはいわゆる「ほぐす」という形で何か部材を使ってほかに移築してという話であったかと思いますが、あの中で私がお話しさせてもらった内容としては、やはりこの物については、やっぱり市で譲渡を受けて買い入れて、市でやはり国からの助成なども受けて修復をすべきだということを述べさせていただきました。あのときも議会だよりにこういった形で掲載されているわけですが、宗教団体が建物の保存や維持のための助成を受けるのは困難であることから、市が所有者から譲り受けて修復するという形で一応提案をさせていただきました。結果としましてはその形に今回の回答としては近づいたのかなと思います。ただ、ちょっとあの時点ではまだ「ほぐす」という回答であったんですが、もしかしてタイミング的にはもう調査が入っていたのかなと。ある程度調査をしないと踏み切れないところがあるので、もう入っていたのかなと私は解釈をしたりするんですが、そのタイミング、東北歴史資料館でいわゆる再調査をされていますよね。これはどういったタイミングにまずなるんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁の際に触れさせていただきましたが、本年3月から文化財調査に入ったということは事実であります。調査費も議会にはお願いをいたしておりませんでしたので、議長団には既存の予算を活用してぜひこういったことの調査をさせていただきますということについてはお話をさせていただいたと思っておりますが、間違いなく3月から入りまして、6月ぐらいに成果がまとまったということは事実としてご理解をいただければと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

そこで、今後の方向、見通しについて話は入るわけですが、やはりどういった形で修

復していくのか、それから活用等も含めて考えていく必要があるかと思えます。まずは現状はあいつた形にありますけれども、修復をどういった形でやるのか。方向性、それがわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段申し上げましたとおりでありまして、非常に貴重な文化財であります。ぜひこれを我々は、まずは塩竈市の文化財の指定を受けたいという思いであります。次には県の文化財登録をお願いをしまいたいと思っておりますし、最終的には国の文化財登録まで目指してまいりたいと思っております。どこまでできるかということについては、あくまでも今見通しとしてお話をさせていただいているところであります。当然のことながら、そういった文化財指定を受けるためには、まずは現状でその文化財指定を受けるということになるものと思っております。したがって、今の状況で即文化財指定というのはなかなか難しい環境にあるということについては、議員の皆様方も中に入ってもらっているのでおわかりいただけるかと思えます。若干修繕的なことはやっていかなければならないと思っております。ただ、文化財調査をお願いいたしましたところからは、もう余り逆に手を加えるべきではないんじゃないのかというご相談もいただいております。できる限り原状で文化財指定を受けていくべきではないのかというお話もありまして、こういったところについては今後東北歴史博物館等のご指導もいただきながら、少なくとも手順を間違えることなく進めさせていただきたいと思っております。したがって、将来の保存のために今どれぐらいの費用がかかるかということについては全く白紙であります。ただ、相当の金額がかかるであろうと思っておりますが、そういったものを、例えば全て塩竈市の単独費で賄うというのはこれはかなり困難だと思っております。したがって、できるだけ、例えば歴史的風致維持向上計画をつくりまして、国の社会資本整備総合交付金等を受けながら、そういった国、県の補助金も活用しながら今後修復作業というものを進めてまいりたいと思っております。繰り返しになりますが、その第一歩がまずは文化財指定ということではないのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今いわゆる修復ですか。後に文化財指定という話が出ました。私がちょっと聞くところによると、市の指定をする、それから県の指定をする、それから国の指定を受けるというのが普通の形なのかもしれませんが、直接もう国の支援を受けるのも、これは

いいんだよという話を私はちょっとある方からお聞きしたんです。いわゆる市の指定、それから県の指定を受けても、いや、お金にはならないよと。修復にも金もかかるし大変だよと。どうせならもう国の指定を受ければ、すぐお金などはどんどん出るんですよという話を聞かせてくれる方がいました。ですから、それはそれで、そういった手法もあるのだろうと私は聞いておりましたし、地道にそういった市の指定、それから県の指定、その前に修理という言葉があれば、かなり時間を要することではないかと思えます。あの現状を見ますと、結構ガラスが割れていたり雨が浸入したりと。ほかに傷んでいる場所もありますし、やはり早急なそういった対応を、簡単な修理といいますか、そういったところが必要になるのかなと思うので、その手法についても市、県指定、国指定というその順番もさることながら、いろいろそういった話もあることですから、調べてみることに金もかからないと思えますので、そういった手法でいけばもっとスピーディーに済むのではないかと。そうすれば塩竈の観光やらなんやらで大きく寄与するものと思えますが、その指定に関して、修理に関してどう思われるでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今年が伊達政宗公生誕450年であります。また、たしか来年が塩竈の大恩人であります4代藩主綱村公、肯山公の生誕300年であります。そういったことを踏まえまして、私も過日宮城県知事と教育長にこのお話をぜひさせていただきたいということでご訪問させていただきました。こういうすばらしい文化財が塩竈にありますと。これは藩祖伊達政宗公と非常にゆかりが深いものでありますので、宮城県でもぜひ考えていただきたいと。早速宮城県の文化財登録をお願いできないでしょうかということも申し上げました。そうしたところ、いや、塩竈市の文化財にも登録していないものを宮城県の文化財には、市長、それは指定できないですよというお話をいただきまして、そうですかという話をさせていただきましたが、ただ帰ってくるのも非常に不本意でありましたので、ぜひそういうことについて宮城県からもしかるべき補助をお願いできないでしょうかというお話をさせていただきましたところ、国の補助にはしっかりつなぐけれども、宮城県はできないよという大変厳しい話でありましたが、これは今後も機会がある都度、今鎌田議員からお話いただきましたような趣旨のことについては、宮城県にもまたお願いをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今市長からはいい話を受けました。これは伊達政宗の関連がありますので、いわゆる県のかかわり合いもあるので大きく捉えていただけて進めていただければと思います。

順序の話も先ほどちょっとまたされましたけれども、両方一緒に、市も県も国も一緒に取り組めばいい、もう同時スタートで進めばいいんじゃないかなと思います。そして、今回の調査、それから勝画楼に関してだけだとは思いますが、あそこに貴重な灯台をつくれればもう日本初の洋式灯台に近いような、本当に価値ある灯台ができたのかもしれませんが、台座についての調査も含んでいたのか、今後についてはその台座に関してはどう捉えていくのか。その辺の方向性についても、今わかる範囲であればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） お答えいたします。

灯台とおっしゃった部分、実は灯明代というもので、いろいろ調べたんですけども、いわゆる明治時代になってだんだんつくられる洋式灯台ではないと。やっぱり伝統的な常夜灯というか、そういったものであるということまではわかっています。ただ、この辺、教育委員会としてもきっちり調査しておりませんので、今後勝画楼の調査をする中で、今は予算をとっておりませんが、周辺のいろんな遺跡についても調査をしていきたいと思っています。特に皆さん、勝画楼をご見学されたときに入り口の部分、通路が広く平らになっていますけれども、あそこはもともと入り口ではなくて、そこに本堂がもともとあったんです。そして、神社の社宅になっていて今度解体すると言われているその建物の背後にもちょっと伽藍があった。そして丘の上にも護摩堂とか、いろいろあったものですから、そういった周辺全体の遺構もできれば今後調査して、あの地区は山寺というんですけども、全体を調査した中で勝画楼の位置づけとか、そういったものを明らかにしていければと考えております。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうですね。そういうことで全体を含めて捉えて整備をしていかればと思います。

それから、原状というか、あのままでという話もありましたが、下の住まわれている方の不安もあるようですから、私としては本来だったらあのままではなくて、西側に若干移動して修復する形が私はいいのではないかなと考えたりもするわけですけども、一応は原状がや

はり基本なんではないでしょうか。下の住民の方の不安もあるし、あそこは土どめをちゃんとやるとなると、やはり削り込んでそういった工事をやらないといけない手法になるのかなと思いますし、なかなか難しい。そんな点ではやはり若干の移設といたしますか、ずらすことも必要なのかと考えたりもします。この辺についてもちょっとどう思われているのか、全然考えていられませんか、その辺についてもちょっとお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私からご説明させていただいた修復というのは、1つは、現状のものを現存のまま直すという考え方と、前段申し上げました鹽竈神社様で考えていた解体をした後に修復するという2通りの取り組み方があるんだと思います。ただ、その辺が、文化的な価値を損なわない形で勝面楼を保存するのはどの形がいいのかということについては、我々まだ判断基準を持っていないわけでありますので、そういったところも踏まえて、なお詳細の調査を行った上で、最終的な保存の方法についてはいずれ議会の皆様方にもご報告をさせていただきながら進めてまいるということになるものと思っております。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） その件についてはわかりました。

もう一つ、修復するにも、それから今後の活用についてもやはりあそこは歩いて入るしかないという状況もありますし、ある程度の道路の整備が必要だろうと考えるわけですが、入り方としては、そういったことがあれば南側から今通路として歩ける場所を整備する形と、それからもしかして今の車で上る、神社に上る場合、宮町から上っていきますけれども、あの途中から左側に入る道路を新設するとか、そういう手法があるかと思いますが、そういったことはもちろん今全然何もないという状態ですよ。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、無償譲渡を受けたというのは建物だけであります。土地については全く無償譲渡の対象になっておりませんので、これから先は神社が所有されている土地を塩竈市に使わせていただくということについて、また別な協議が必要になってくるものと思っております。ご心配の出入り口等についても、我々もどういった形であるべきかということについては今後議論をさせていただきたいと思っております。藩政時代にも外側を回って建物を建てたのではないのかという話も、これは阿部教育部長が一番詳しいかと思いま

すが、そういったことだと思いますし、ただ、バスで上がる山道からの上り口というのは相当急勾配ですよね。なかなか車が上がりおりできるような道路というのは難しいかと思いますが、そういったこともいろいろ検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） いいですか。答弁もらいますか。（「お願いします」の声あり）

阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩君） ご心配されているのは、勝画楼の入り口の階段のところだと思います。実は昔の図面を見ますと、昔はあの階段は使っていなくて裏坂から東のほうに真っすぐ進んで、崖に沿ってなだらかな道でちょうど灯台の跡があるあの部分に来て、そして法蓮寺に上がるようなルートでした。ですから、今回いろいろこれから草刈りとかを行うんですけども、そういった中で昔の道筋とか、そういうのを再現して、どのぐらいの勾配であったかとか、そういったことを調べながら、そういった調査の中で今後そういったルートなんかも検討していきたいと思います。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

いずれにせよ整備が終わり、そういった指定を受けて修復がなされればかなりのものだなと私は思いますし、将来的にはいわゆる塩竈の観光スポットに、いろいろ動線がありますけれども、その一つになるんじゃないかと。それから、塩竈の迎賓館に使えるのではないかなと思ったりします。

これについて、もうかなり時間を要しましたので、次の2番目の教育関係について移らせていただきます。

この間実施されました全国の学力調査の結果、宮城県や塩竈市の結果はどんな状況だったのかについて、まずはお聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。

市内の小学校全体では知識に関するA問題において、国語では2ポイント、算数では4ポイント全国平均を下回り、活用に関するB問題では国語では4ポイント、算数では4ポイント全国平均を下回っております。一方、中学校全体でも知識に関するA問題において、国語で

は4ポイント、数学では6ポイント全国平均を下回り、活用に関するB問題では、国語では4ポイント、数学では5ポイント全国平均を下回る結果となっております。

この全国学力調査は、平成19年度からスタートしております。平成19年度当時及び第5次長期総合計画がスタートした翌年の平成24年度との比較を見ますと、小学校においては全国平均との差は2から3ポイントほど改善しておりますが、中学校における同様の比較においては、後退は見られないものの年度ごとの上がり下がりがあり、全国との差を埋めることができておらず、小中学校ともに第5次長期総合計画で設定した目標を達成できない現状となっております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 冒頭の報告で2ポイントから4ポイント、5ポイント少ないとか、下がっているという結果でちょっとがっかりしているわけですがけれども、新聞によると、ちょっと新聞をうちでは3種類とっているんですけども、うちでとっている新聞では全部やっぱりトップで学力調査について載りました。そんな中で、私がちょっと見てびっくりしたのはこういう記事なんです。仙台の中学、政令指定都市でトップという見出しで出ました。他地域では、一方他地域ですから仙台市以外の宮城県、それは全教科で平均以下だという結果が出たんですが、そういう新聞だったんですが、これを見てびっくりしました。ですから、宮城県の平均自体もそう高いわけじゃないんですが、裏を返せばいわゆる宮城県の平均を上げていたのは仙台市なんだろうなということになるわけです。そんなわけで、ちょっと宮城県の平均としてはかなり低い。それが仙台市を抜くともっと低いということで、もう本当がっかりしちゃうわけですがけれども、この中で、ちょっと新聞にこういうことが書いてあったんです。やはりいろんな、仙台市としてとっていることがいろいろあるんです。こういうこともちょっと見出しとして載ってきたやつがありました。政令市、これは仙台市やらほかのことも取り上げているわけですがけれども、手厚い学習環境だということで、これは仙台市の場合には早い段階でつまずきの芽を見つける方法が実を結んだと。仙台市の教育委員会の担当者は見るというところも載っていましたし、各市でいろんな対策をとっているんです。伸びている部分はそのままだにやっているわけですがけれども、指導を要してくるものについては、教員向けにモデル授業を公開したり、それからさいたま市あたりではベテランの指導主事が教職員の授業を視察して改善点をアドバイスしているとか、授業の進め方や黒板の板書の仕方などのポイントをまとめた手引書を作成しているとか、大阪市では中学校に引き続き、今

年度まで小学校で順次夏休みを1週間短くしてきたと。こういうさまざまな対応をほかではやっているんです。

そこで、こういった結果が毎回出ているわけですがけれども、塩竈市ではどういった対策をとってきたのか。この結果をどう反映されてきたのか。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 本市においても学力調査の結果からその分析を行い、足りないところについて新しい学力向上プランを立てながら進めてまいりました。例えば、去年まで6年間行ってまいりました少人数指導で各学校に指導員を置いてやってまいりました。その結果、一部の学校では全国平均を9ポイント上回るような成果をおさめた学校もございました。ただ、これが全体のものにはなり得なかったということで、単に少人数にただけでは全体的な底上げにならないということから、この取り組みについてはやめました。新たな取り組みということで今年度小中一貫と、本市の課題であります小中のギャップというところを何とかしたいということと、もう一つは、今議員がおっしゃった何といても学力向上のかなめは授業づくりでありますので、そういった授業の中で全然わからない状況で45分、もしくは50分過ごす子供が多く割合いるという現実がございますので、そういったところをまず解消していきましょと。つまり授業の根本的なところを改善することで何とか学力向上につなげたいということで考えたのが今回の第4次学力向上プランということでございます。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 少人数制から今度一貫教育へ移るといいますか、少人数はそのままのかもしれませんが、違う対策でそういった回答でもあったわけですがけれども、ちょっときのうちよとした会合といえますか、場で、その教育の話がちょっと話題になりまして、今塩竈市では少人数制をとっているけれども、昔はいっぱいたよねという、クラスで50人以上ぐらいいて、学校でも人が多すぎてそれで2部制といえますか、分けて授業もしたものだねという。それでもその当初は塩竈は教育レベルが高くて、七ヶ浜やらほかからも、利府からとか、みんな塩竈に学びに来たといえますか、そういった状況もあったようですがけれども、そのころは私は高かったとは思いますが。人数も多かったんです。そういった過去の状況を踏まえてどう考えられるのかなと。ですから、少人数制は必ずしもいいことではないので

はないかと思ったりしたりもするわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 非常に人数の多い時代の塩竈の子供たちの様子というのは、私は記録を見ていないのでよくわからないんですけども、確かに意欲に満ちて頑張っていたということは先輩諸氏から聞いているところであります。今やっぱり子供たちの様子を見たときに、自尊感情といいますか、非常に自信のない、そういう子供たち、集団がある。それから、これは日本全国の子供たちの中にもあるわけですが、さまざまなやはり愛着障害であるとか、スマホに対する依存であるとか、そういったものからなかなか一つの学習なら学習に向かう自主的なそういう精神というのは非常に育ちにくい体質にあるのかなど。特に塩竈の子供たちにおいては、調査の結果を見ますとテレビとかスマホとかそういったものに対する依存が強くて、それからやっぱり愛着障害、二次障害から自主が非常にない。そして、授業の中でついていけない子供たち、下位の集団がやはり他の地区よりも調査の結果は多いように思います。そういったところから、もう既に学習に対する意欲を失っている子供たちが現にいるというのが現状であります。そういった子供たちを再度学習に向けていくという、そういう授業づくりが今求められているんだろうなということで、今年度から学力向上プランで行っておりますのは学びの共同体ということで、子供集団の中で対話的に、そして自主的に、そして深い学びをするという、そういう授業づくりを今まさに進めているところであります。根幹からやっぱり変えていかなければ塩竈の子供たちの学力向上にはなかなか向かないだろうということで、それを根幹としながら小中一貫教育を進めてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今いろいろ説明があったわけですけども、先ほど私がここでいろんな取り組みをやっているんですよということを紹介といいますか、読ませていただきました。こういったいわゆる簡単にできそうな、目先ではちょっと表現がよくないんですけど、いわゆる例えば塩竈の子は何々が得意でないのかこういったことに重点的にやるとか、それからその指導する先生方のいわゆる手法として、やっぱり効率的に教えるような手法を学ぶとか、それから先ほど言った中では、そういった板書の仕方のいわゆるマニュアルといいますか、手引書をつくって、要領をみんなでも共有する。指導の技術力というんですか。こういうことをやられている他市町村があるわけですけども、こういったことは皆さん、教育のプロで

すからやられていると思いますけれども、いかがですか。やられているんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 当然試験ですので、試験を受けるというやっぱりテクニックもあるかと思えます。そういったことで過去問をやったり各学校ではやっていただいております。年間2回、年度末と年度初めに指導主事と私が各学校を回っておりまして、学力調査に対する各学校の取り組みについてということで説明を受けております。学校によってはいいですか、どこの学校でも取り組んではいるんですけれども、特に今年度その成果が見られたなという学校においては年間のカリキュラムの中に活用問題であるとか、そういったものを授業の中に折り込みながらやってきている。それから年間、特に年度末から年度初めにかけて過去問を1回通しでやらせてみる。そしてそれを解説し、難関な問題というのは非常に良問だと言われておりますので、そういったものを解かせながら、解説をしながら説明をしていくということを通年を通してやっている学校についてはその成果があらわれております。それから先ほど申しました全国を9ポイントも上回った学校というその取り組みについては、各学校にそのやり方について示しながら、先ほどまさにおっしゃった、授業のときにはまずは本日の目標を書くとか、週末にはその点検をするための小テストをするとか、そういったことが宮城県の教育委員会から5項目ということで出ていますので、それは授業の中で取り組みましょうということでやってきております。ただ、そういった目先のことだけではなかなか根本的には変わっていかないだろうということがありましたものですから、先ほど申しました、まずは大方の子供たちの時間を費やす授業そのものを根幹から変えましょう。もちろんそれと平行で試験を受けるためのそういったものについても今後も進めてまいりたいと思っております。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） やはり授業ができるといいですか、学力がつく、授業がおもしろいということになればやはり不登校なども減るんだろうし、ないしは自分に対する将来の自信もある程度出てくるんだろうし。ですから教育は物すごく大切だと思います。そんなわけで、今やっていることで十分だではなくて、いろいろ開拓してやっていくべきだと私は思います。そして何より、先ほど言いましたけれども、政令指定都市で仙台市がトップだという記事なんですよね。もう、すぐ近くに見本といいますか、そういったものがあるわけですから、仙台市教育委員会との交流やらなんやらは、そういった学業の学力だけのことではないんで

すが、そういった交流はもちろんあるとは思いますが、あるのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 本市においてはこの学びの共同体というのは茨城県牛久市と提携を組んでその流れのもとで今進めております。また、宮城教育大学の先生もそういったご指導をなさる先生がいます、今その先生の指導のもとに進めているところであります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） そうすると仙台市教育委員会とはこんなに近いにもかかわらず、こういった、いわゆる学力的には全国トップと仙台市があるのに、それは何ら参考にもしていない、何ら交流もないということではよろしいですか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 仙台市とは交流はしておりません。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 私は、どこかに特化するのではなくていろいろなそれぞれの地域による特質があると思うので、研究材料として交流を持って、いいものは取り入れていくという形、ないしは茨城県牛久市に特化せずに、それもいいと、それにプラスして仙台市のこれをすればもっと2倍3倍いいんじゃないかということもできるのかもしれないよ。それは調べないとわかりませんが。交流なしというのはちょっと残念な話であって、こんなに近くにそういった題材といいますか、いいモデルがあるのにとおもいますがけれども、今後もそういった姿勢なのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まずはこちらのモデルとして選んだところとの交流を深めて、進めてまいりたいと考えております。一切仙台市と交流をしないということではなくて、仙台市の中でも当然モデルとなる場所があれば、それは勉強してまいりたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） ぜひ仙台のモデルとなる場所を抽出していただいて、取り入れていただければなと思います。

それから、いろいろこういったことをやるにも人が必要であろうし、時間も必要だろうと。

そうすると、それイコールお金、資金になるわけですがけれども、教育委員会でそういったことをやろうとする中で、十分にお金、予算があるのかどうか。ないのであれば市長に強く要望して、少しでも塩竈市のレベルアップにつなげて塩竈市に住んでいただく。子供を教育するなら塩竈市だよという、そういう全国に知れ渡るような市にできればと私は思うわけですがけれども、予算は十分なんでしょうか。そういったことは十分にやれるんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今度予算をお認めいただきまして、十分なる予算をとっていただきました。ありがとうございました。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 予算は十分にあると。あとは皆さんのお手並み拝見というところになると思いますが、子供将来はもちろんのこと、やはり塩竈の将来がかかっていますので、よろしく願いしたいなと思います。

あと9分しかなくなったので、もう一つの病院関係に……。これもあったんだ。この間、ちょっと質問し忘れて、時間もなくなったんだけど、教育委員会の点検票、評価報告書、これについてこの間、ちょっと質問しようかなと思いましたが、時間もなくなったし、この教育関連で同じだなということで、この中で、ちょっとここで気になった点がありました。これについては教職員の研修をやっているんですけども、それについてのいわゆる学識経験者の意見がここで最後に掲載されているんです。これを見ますと、これからの各教員の実践の改善につなげるためには単なる情報の伝達、共有で終わらせられないような工夫が必要であると。情報交換だけではだめですよ。教員一人一人がみずからの実践について省察し、課題を見つけて改善に取り組むことができるようなプロセスを設けるよう、改善に進むまでのプロセスを設けるよう、市教委及び各学校における取り組みに期待したいという項目があるんです。やはりいわゆる知らせるだけではなくて、やっぱりそういった、次にステップとして進むようなことが私は必要と思います。こういうことも学校の指導する先生の資質アップといえますか、これもやっぱり先ほどの話につながることで、ぜひお願いしたいなと考えています。

それから、最後の最後にまとめの部分で、もう一人の方がおっしゃっていますが、点検評価に当たってまず当該年度の実態を把握することが重要であるのは当然であるが、その年度のことを把握するのは当然だと、必要だと。同時に前年度との比較、またそれ以上長い期間の

中での変化を踏まえた次年度の取り組みの充実、改善策が重要であると。改善が重要であると。ここにしばしばP D C A、いわゆるプランをつくって、行動をとっていただいて、チェックをしてアクション、それを行って補正をすると。方向を変えると。こういったP D C Aがちゃんと回っているのかなとちょっと心配をしているんですが、いわゆる学校の先生方、それから、この点検票は出すが、これを次の年に生かしているのか。その辺をちょっとお聞きして次に移りたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まさにご指摘のとおりでありまして、ただ伝えただけでは進みませんので、特に牛久に行ってきた先生にはその授業を自分で提供してもらおう。そしてそれをみんなで見合う。そして今度は、その見た方が各学校に回って自分たちでまた授業をするということで、それぞれの授業力をアップするというやり方をしております。当然P D C Aを回していかないことには発展はありませんので、そういったものも確認をしているところであります。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） よろしくお願ひしたいと思います。

教育に関してはもう一点ありました。もう一つ、新聞をいろいろ読んだところによると、こんな記事がありました。私がちょっと前にも一般質問の中で言ったと思いますが、中3に平日1日当たり部活の時間を聞き、教科の平均正答率とを比べたと。いわゆるクラブの活動時間と平均正答率を調べたと。すると、部活が1時間以上2時間より少ない、1時間から2時間の範囲内ですと答えた生徒の正答率が最も高く、3時間以上の生徒は低い傾向があったと。いわゆる1時間から2時間の範囲。やればよいという話じゃないんですよ。今答えられるかどうかかわからないんですが、塩竈はそんな点でどのぐらいの平均で部活動に時間をかけているのか。私は1時間もやればよいと思います。そんなそんなならだらとやるんじゃないかと、短時間のうちに集中してぱっとやってさっさと帰るという体制が私は好ましいと思いますが、塩竈の実態はいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 少々お待ちください。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

答弁をお願いいたします。高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） その記事の前には、余りやらないという子供も学力が低い

というのがあったと思いますが、本市においては3時間、4時間という形で、やり過ぎだという状況であります。それで、今そういったことから業務改善の方向もありまして、部活動の時間の短縮ということについての取り組みを始めたところであります。以上であります。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） やらないほうも悪いということで、そうすると1時間から2時間ということで、1時間ちょっとぐらいのあれで、いろいろ方向性的にやっていただければなと思います。

もう5分ぐらいになってしまいました。今度は市立病院についてお聞きいたします。

市立病院については何度も毎回質問をさせていただいているのであれなんです。平成28年度の決算も聞きました。それから、今年度の状況はどうなのか。今後の方向性としては、見通しとしてはどうなのか、本当に簡単にまずお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市立病院についていろいろご心配をいただいております。感謝申し上げます。平成29年度の現在の収支状況について、まず私からご答弁申し上げます。

6月末までの第1四半期における医業収益であります。残念ながら目標から5,200万円下回る状況という大変厳しい出だしたと認識をいたしております。早速病院には、早急な対策が必要ではないのかという指示をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 厳しい状況ということは聞きました。毎回言っているんですが、やはりこの病院に関しては繰り出しなしでいわゆる均衡を図るとか、繰り出しがあっても大きな黒字、繰り出しをやって大きな黒字ということはあり得ない話ですけれども、とにかくある程度の黒字経営でずっとくるような状況でなければ私はいけないと思います。そんなわけでいろいろ工夫はされているけれども、やはり限界で、やはり次の段階に入るべきなのかなと考えています。

そんな中、6月定例会でも質問させていただいたんですが、市民からクレームがありました。それについていろいろと対応していただいて、6月定例会でもこういった手法でいろいろやられているよという回答もいただきました。そんな中、またそれ以降にいわゆる市民からクレームの電話が私に入りました。そんなわけで、クレーム処理がきちんと回っているのかなという不安があります。こういったことが続けば、今市長から報告がありましたけれども、

やはり医業収益も上がる方向にはいかないのではないかと思いますので、このクレーム処理、その後進展はどうか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） それでは、当院のいわゆるクレーム処理と申しますか、苦情処理のまずは進め方と申しますか、大きくお話をまずさせていただきます。

まず当院というのは、当然ながら多くの患者さん、あるいはご家族の皆様が訪れるという現場でございますので、医療スタッフ、それから事務職員あたりまでさまざまなお話しとご相談、ご要望、そして苦情というのが寄せられているというところでもあります。当院では一昨年になりますけれども、平成27年度から、こちらは患者相談窓口という新しいセクションを設置してございます。それに伴って当然ながら専任の職員も配置しているという状況でありまして、寄せられました個々のケースというものがそれぞれの部署で、あるいはこの窓口を中心にして対応をさせていただいております。また、院内におきましては皆様の声といういわゆる投書箱と申しますか、そういったものも設置させていただいております。それからさらに看護部では、入院患者さんが退院される際にアンケート調査というのを実施しております。大体1カ月あたり200件を超える退院者、延べ人数にしますとたくさんの数字になってしまうんですけれども、そういった皆様にアンケート調査、回収は大体22%ぐらいですので、200件のうち大体50件ぐらいの回答という形でお声もいただいております。寄せられましたご意見に関しては関係部署から、それから事業管理者にまで必ず供覧すると。いわゆる情報共有というものを必ずするようにさせていただいております。また、そういった対応につきましては、回答とあわせて院内にも掲示をさせていただくという取り組みをあわせて行って、対応を行っております。

なお、業務改善と申しますか、こういった分が必要とされるというケース、例えば職員の対応でありますとか、そういったクレームが当然ございますので、こういったケースに関しましては事業管理者、あるいは院長、その職員に改善の指導を行う。直接指導を行うというケースもありますし、看護部であれば看護部長が直接指導を行うということも行っております。また、患者様とか、それからご家族の方が、面談でいろいろご意見を伺いたいと、直接お伺いしたいというケースもございますので、そういったものについては管理者、あるいは院長がとにかく丁寧にご納得いただけるまでと申しますか、そのようなご説明を行う。お話を伺って説明をする。できるだけ誠実に対応させていただいているという現状です。

なお、それでも患者様、ご家族の皆様はなかなかご理解いただけないケースもございます。恐らくそういった後処理というのは、そういうお話かなと伺っています。懇切丁寧にご説明しても結局はなかなかご理解いただけない、わかったというお話まで至らないというケースもございます。私どもにつきましては、まず看護部とか、そういった看護職員とか、外来のスタッフの職員に関しましては、とにかく入院患者さんのご家族であれば毎回当院にお越しただいてございますので、お会いした際にでもまたそういったお話をさせていただくとか、機会をつくるようにしております。それから、もう既に治療を完治されましてご自宅にいらっしゃる患者さんにつきましては、なるべくこちらから、ちょっともう時間が経っていますけれども、2カ月ほど前にもご連絡をさせていただきまして、その後の近況とか、そういったことをお話をさせていただくとか、そういったできるだけ意思の交流とお互いの交流をさせていただく中で、できるだけ信頼というものを回復していきたいという行動をとってございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） わかりました。

クレームがないというか、なくなるということはまずないのかもしれませんが、ないというのも変なのかなと考えたりもするんです。いわゆるもう本当にあれであれば、もう病院に最初から来ない、次から来ないとなりますので、ですから、クレームの扱いについてはちょっと難しいところがあるのかなと思いますけれども、その数的にはどうなんですか。いわゆることし、去年、前の年とちょっと頭に入っている範囲でいいんですけれども、数を言っているのではなくて、大体ふえてきているのか、横ばいなのか、減っていると思うのか、その辺の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 苦情件数、今回の決算特別委員会でも資料を提出をさせていただきました。先ほどお話ししましたように、平成27年度に相談窓口を設置したということで、ちょっと苦情の件数が年度に差がございますが、平成25年度では3件、平成26年度でも3件、そして平成27年度、患者様窓口を設置したときには19件、これが平成27年度です。平成28年度では13件という結果になっております。現時点ですが、月に大体1件ほどというところがございますので、ちょっと確認はまだしていませんでしたが、きょうまでの現在ではたしか六、七件ぐらいだと記憶してございます。以上です。

○副議長（伊藤博章君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） やはりこういった機会を捉えて、その方にご理解をいただくという一つの機会になるわけですし、十分に配慮していただいて、若干なりとも減るように努力を願いたいと思います。そんなわけで、私の一般質問はこれで終わりにいたします。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、鎌田礼二議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月25日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

平成29年 9 月 26 日（火曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成29年9月26日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君

市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
会計管理者長 兼会計課長	菊池 有司 君	市民総務部 市政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

事務局出席職員氏名

事務局 局長	鈴木 康則 君	事務局 次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係 主査	平山 竜太 君	議事調査係 主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番菊地 進議員、13番鎌田礼二議員を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

10番志賀勝利議員。10番。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

一般質問2日目のトップバッターとして質問をさせていただきます。

最初の質問は、仙台塩釜港の塩釜港区についてであります。

たしか4年ほど前に宮城県は塩釜港区をばら積み貨物の指定港とする方針を発表したと思えます。さらに、海外まき網誘致の障害解消のための航路の9メートルまでのしゅんせつ、そして東ふ頭の改良工事と東ふ頭の背後地への超低温冷蔵庫の建設といった話題が持ち上がったと記憶しております。ところが、東ふ頭の改良工事は始まりましたが、それ以外の話が全く聞こえてこなくなりました。

そこで、お伺いいたします。

1つ、航路の9メートルのしゅんせつの進捗状況についてお伺いいたします。

2つ目として、東ふ頭の改良工事の開始と完成時期、それに伴う巡視船ぞおうの係留岸壁の移転についてをお伺いいたします。

3つ目として、東日本大震災により塩釜港区は日本一安全な港湾であることが証明されました。東南海地震の危機が迫りくる中で、東日本の食料品の物流供給基地としてますますその

重要性は高まってきていると確信しております。その重責を担うためにも、東ふ頭の背後地に全天候型超低温冷蔵庫建設が水産業界の声として上がったことは、市当局として認識されていると思いますが、その後、塩釜市の対応についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。後の質問は自席にて行います。よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、志賀議員から塩釜港区の整備についてのご質問をいただきました。ご質問の中で、東ふ頭という名称を使っていたいただいておりますが、現在整備しておりますのは貞山ふ頭のマイナス9メートル岸壁ではないのかと思いますので、ご答弁はそういった名称でご答弁をさせていただきます。

塩釜港区の貞山ふ頭マイナス9メートルの現在岸壁を整備中であります。平成25年6月に策定をいたしました仙台塩釜港港湾計画におきましては、塩釜港区へのマイナス9メートル船舶の入港に対応するため、貞山ふ頭1号岸壁の整備とマイナス9メートル航路の整備が港湾計画に位置づけられております。

貞山ふ頭1号岸壁につきましては、平成26年度から着手をし、現在平成32年度から33年度の完成を目途に国の直轄事業で工事が進められているところであります。

ご質問のマイナス9メートル航路につきましては、今までは暫定マイナス7.5メートルの水深で平成18年度から11年間をかけて取り組み、平成28年度に暫定しゅんせつ工事が終了いたしております。港湾管理者の見解をお伺いをいたしました。が、マイナス9メートルの航路線につきましては、港湾管理者であります宮城県がこの大型岸壁の整備の後に事業化を検討してまいりますという考えをお示しをいただきました。

次に、巡視船ざおうが係留されている場所の移転の進捗状況についてというご質問でありました。貞山ふ頭1号岸壁につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成32年から33年に完成するという予定でありますので、現在ざおうが係留をされております棧橋といたたらよろしいのでしょうか、係留施設の撤去やざおうの移転先につきましては、港湾管理者であります宮城県と宮城海上保安部で現在協議が進められているというふうにお伺いをいたしております。

次に、貞山1号岸壁の整備に伴い、日本一安全な物流拠点港湾であります塩釜港区の多面的な利活用を図るために貞山1号岸壁に船舶の係留とあわせて冷凍施設の整備を行ってはどう

かというご質問でありました。実は、平成24年当時、私も県の仙台塩釜港湾事務所のほうに足を運ばさせていただきました。当時、ぜひ塩釜港区に大型のカツオ船を入港させたい。ただし、水深がマイナス9メートルでは、かいまき船と呼ぶそうではありますが、そういった船舶の入港がなかなか難しいので、航路のマイナス10メートルのしゅんせつができないかどうかというお話をいただきました。私もお申し出をいただいた方とともに仙台塩釜港湾事務所に足を運ばさせていただきました。塩釜港区の本航路のマイナス10メートル化につきまして、可能性についてお話をさせていただきました。その際に同行された方から、水深マイナス10メートルの整備とあわせて貞山地区に冷凍冷蔵庫の整備ができないかというようなお話もその際賜ったところであります。

仙台塩釜港湾事務所におきましては、まず航路のマイナス10メートルにつきましては、現港湾計画にまだ位置づけられていない。なおかつ塩釜港の地形的なものを考えましたときに、マイナス10メートルに深さを掘り下げるといことはなかなか難しい。はっきり言えば困難でありますというような答弁でありました。同行された方は、かいまき船の入港とあわせて冷凍冷蔵庫というようなお話をいただきましたので、そのことにつきましても、あわせてご相談をさせていただきました。そのことについては、港湾事務所のほうではなかなか見解を申し上げにくいという話でありましたので、その後、私が宮城県土木部の港湾課のほうに足を運ばさせていただきました。先ほど申し上げました上屋、保税上屋とか冷凍上屋につきましては、港湾計画に位置づけられているものでありますので、今貞山地区についてはそういった計画がないというようなお話でありました。なおかつ今現在流通港湾として活用しております塩釜港区につきましては、凍結施設については今のところそういった貨物がないというようなお話でありましたので、その時点では貞山1号ふ頭に冷凍庫を整備するというについては、今後の課題としてまずは受けとめさせていただきたいというお話をいただいて帰ってまいったところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

一応7メートルのしゅんせつが平成28年度で終了するというをお聞きしました。それで、またその後に9メートルというお話でした。それで、例えば、これは市長ご専門のあれでお聞きするんですが、マイナス9メートルが実現できると、例えばばら積み貨物船ですと何ト

ンぐらいのトン数のものが入港可能になるのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私の知り得ている範囲で申し上げさせていただきますが、まさにマイナス9メートルにつきましては、かつては1万トン岸壁と申しておりました。ただ、今現在、船の表示についてはそういう言い方はなかなかしなくなっているんですが、一般的に考えれば七、八千トンから1万トンぐらいの船はマイナス9メートルであれば入港が可能であるというふうにご判断されてよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

そうすると、一般的に仙台港区等にこういった冷凍水産品が入ってくるかと思うんですけれども、そういったものの船は9メートルが実現できれば塩釜港区にも入港が可能になるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 志賀議員のご質問にお答えをいたします。

今仙台港区のほうには例のクサカリツボダイの船等については、マイナス10メートル岸壁に係留をされているようであります。マイナス9メートルですと、やっぱり今申し上げましたようないわゆる天皇海山等でクサカリツボダイ、アカウオ等を漁をされる船については、恐らくはぎりぎりという状況ではないのかなと推察をいたしております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） クサカリツボダイはそういうことなのでしょうけれども、そのほかにもいろんな冷凍水産、加工原料の、入っているかと思うんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。やっぱり今おっしゃった、大体ばら積み船についてはマイナス10メートルというところ限定されているんですか、現状としては、もしおわかりだったらお答え願います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私も船関係の方々にお伺いした話でありますので、それをそのままお話しさせていただきますが、最近省エネ船というんですかね、できるだけ少ない燃料で長距離

が走れるようにということで、船の形がかなり下に深い船が多いそうであります。したがいまして、そういった船舶でありますと、先ほど申し上げましたようにマイナス9メートルでも若干窮屈ではないのかなというふうに理解をいたしているところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 先ほどのかいまき船についても同じことが言えるかと思います。省エネタイプということで、プロペラが大きくなって回転が少なくて同じものが、そういった形で省エネを図っているというふうな形で、本来9.9メートルあれば間に合ったものが今度は10メートルになってこないと入港ができないと。あとは、満潮、干潮があつて、満潮時期は入れるけれども干潮時は入れないというようなところがあるかかと思ひます。ただ、塩釜港区として、これから生きていくためには、生かすためには、やっぱり何らかの対策がこれ必要だと思ひます。それから9メートル、そして10メートルは技術的に無理だというお話でした。それで、その1メートルの差というのは、どういうところで無理なという判断をされているのか、もし市長ご存じでしたら、お聞かせいただきます。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 港湾管理者であります宮城県におきましても、やはり今海上物流については船舶がどんどん大型化をしております。そういった中で、かつて宮城県におきましても、塩釜港区の航路について9メートルからさらに掘り下げることが可能かどうかということの調査を行ったことがございます。その際に大きな課題となりましたのが、ご案内のとおり、地蔵島と向かいの代ヶ崎の間が今の塩釜港区の本航路が一番狭い部分であります。実は、マイナス9メートルの船舶でも、往復航路、すれ違いというのができないというのが今塩釜港区の現状であります。したがいまして、地蔵島にある信号所で船が、出船がある場合は沖合で待つと。反対に入ってくる船があれば岸壁で係留して待つていただくということで、塩釜港区の航路は残念ながらマイナス9メートルは片道航路であります。さらに、10メートルまで1メートル掘り下げるとすると、当然船の横幅も広がります。道路でご理解いただいても同様かと思ひますが、やはり大型のものが走るとすれば、幅がないと安全に走れないということでもあります。かつては若干湾内の島をとという話もあったことは事実であります、特別名勝松島の大変貴重な資産でありますので、そういったことについては文化財保護の観点からはなかなか難しいという、同じ県庁内でもそういう話がありまして、結果的にはマイナス10メートルというような可能性が否定されたということがかつてございました。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということで、そうすると、判断いたしますと、現行の船舶の形態等からいうと、塩釜港区というものはそういった時代に取り残されていかにざるを得ないのか、それともまだどこかで今後生かせる道があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、私、貞山1号岸壁の整備が今直轄事業で行われている、同様に航路のマイナス7.5メートルです、暫定マイナス7.5メートルにつきましても直轄航路、要するに国の事業として取り組んでいただいているという説明をさせていただきました。本来、国と県のすみ分けというのがされているわけでありまして。港の中で水深がマイナス11メートル以上の施設整備については国の直轄事業で、それ以下については県の事業でやるというのが基本的な約束事になっております。ただし、輸送革新船というんですかね、例えば自動車を運搬する船でありますとか、ロールオン・ロールオフ船、大変恐縮であります、そういった船については、もう定時的な形で車のシャーシをそのまま積み込んで積みおろしするという、そういった船を一般的には輸送革新船と呼んでおります。これらの船については、決して大型ではなくて、ただ定時性、定期性を持って運航する船であります。

なぜ貞山1号岸壁を直轄事業で整備しているかということですが、宮城県におきましては、貞山ふ頭をそういった新たな輸送革新に対応できるようなふ頭の利用をしていこうということでありまして、したがって、今整備している岸壁も前のほうに出しております。後ろのほうに輸送革新のための荷さばきがないと輸送革新の貨物は取り扱えませんので、そういったことをセットでやってくれております。したがって、これから先塩釜港区におきましては、先ほど議員のほうから、バルクカーゴ、ばら荷物という話もいただきましたが、あわせて、コンテナまではいかなくても、20フィートのシャーシをそのまま積み込んで運ぶというようなことの輸送形態を今後模索させていただくものというふうに港湾管理者のほうでは判断されていると思います。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 今の市長の言葉の中で、輸送革新という言葉があったわけです。これは具体的にどういう内容のものなのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 例えば、一番端的にご理解いただきやすいのが自動車輸送船であります。

もう製品をそのまま積み込むと。あるいは、フェリーターミナルでよくお見かけしていただけたと思いますが、かなり長いボディーのトラックがあります。それにヘッドをくっつけて、そのまま船の中に入れていけるわけであります。それをセットしたら、あとはヘッドだけおろしてくる。次に着いた港で船の中にヘッドが入って行って、必要な貨物をそのヘッドで運搬をするというような形で、全く今までのばら貨物の輸送形態とは違う。言いかえれば、荷おろし、荷物の積みおろしが非常に時間が短縮できる。したがって定時性が確保できるということで、これからこういった貨物がコンテナ貨物を補完する貨物としてほかの港でも取り扱っていくようになるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

ただ、かつて牛生にモータープールが存在しました。あのころは多分塩釜港区に自動車運搬船が出入りしたのかなと。以後、もう既に20年近く、もっと前ですかね、なくなって、全部今仙台港区のほうに集約されているわけですが、仙台港区の岸壁の背後地なんかはかなり広いスペースがあいていて、そこにモータープールという形になっていますけれども、ただ、今の貞山ふ頭のバックヤードを見た場合に、それほど広いスペースが確保できるのかなとちょっとふと今疑問に感じたわけですね。ということは、なかなかそうは言うものの、現実的にその運用がちょっと困難のかなというふうな感じがいたします。

それと、先ほどの冷蔵庫と言いましたけれども、あれは冷凍庫ですね。冷凍庫。どこまでも保管冷凍庫。ですから、できれば超低温の冷凍庫ということであのとき話あったわけです。マイナス50度以下と。それで、かいまき船が入ってくると、そのまま来た場合に全天候型の冷凍庫、全天候型というのは何かというと、大体冷凍貨物というのは雨が降ったときは冷凍ファン同士がくっついちゃうので、晴れた日にしか作業ができないということで、雨が降られると作業ができないので、大きな船をそこにまた一時的にとめなきゃいけないというところで大きな損失が発生するというところから、全天候型にすればそういった作業がスムーズに雨の日でもできるだろうというところでの塩釜港区として幾らかでも優位性が出てくるんじゃないかなというふうなことで、先ほど市長がある方とお話が出ましたけれども、その方

以外にも港湾関係の方々もやはりそういう全天候型の冷凍庫、これを塩釜港区に置くことによって、ばら積み貨物が塩釜港区に入る動機づけになるんじゃないかと。それと、そういうものが可能になれば、今度は輸入原料も直接塩釜港区に持ってこれるのではないだろうかというような観測もあるわけで、それで私も県のほうにいろいろ質問書とか送って回答もいただいているわけですが、ほかの冷凍庫に関しては結局地元からのそういう要望がないので検討しておりませんという答えをいただいているわけです。ですから、やはり地元としてそういうものが必要なんだよという声を出していかないと多分だめなのかなと今感じたわけですが、市長ご自身の考えとしては、そういった方向性というのは無理だよと思われるのか、いや、やっぱりやったほうがいいんじゃないのと思われるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、私、上屋というふうにご説明させていただきました。港湾管理者が一時的に物を保管するものが上屋でありまして、倉庫ということについて、機能はほとんど一緒なんですけど、倉庫というものは港湾の場合は民間事業者が整備をされるということでもあります。先ほど来ご説明をさせていただいております凍結、冷凍、そういったものについては、港湾管理者のほうにお話しをいたしましたところ、港湾管理者が整備するということが、今は計画がないと。ただし、背後地に民間敷地を活用して凍結施設をつくるということについては、それは民間活力の中で対応することについては可でありますというようなお話をいただいて帰ってまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ということは、じゃ全く可能性がないことではないという認識でよろしいわけですね。あとは、業界の方々が、というのは、あの話が出たときに、大体2万トンの超低温冷蔵庫をつくと大体20億円かかるという概算の話が出たわけです。そのときに、いや、組合方式でやって、そうするとみんなじゃ金出すよというような力強い言葉もあったわけですので、もう一度、その辺、業界の方々とちょっと話をしてみて、とりあえず水産業界の方がそういう意思を持たないと、この話も先には多分進まないと思いますので、その辺のちょっとまた意見調整をこれからしていきたいと思います。どうぞ、答弁。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 基本的には、全く議員おっしゃったとおりだと思います。ただ、繰り返しになりますが、今港湾区域とそれから後ろのほうの陸地についても、臨港地区という網をかぶせております。これは、港湾の荷役と関連して必要な土地、面積を臨港地区という形で網をかぶせております。臨港地区については、基本的には港湾のほうから揚がった貨物を保管するなり、冷凍するなりという機能であります。したがいまして、基本的には港湾を使って揚げる貨物というものを中心に臨港地区では議論されると思います。さらに、その背後の一般地であれば、これは特に問題がないと思います。同じ港湾に隣接する区域でも、臨港地区という網をかぶせている部分とその他の土地利用の部分がありますので、その辺の使い分けをしていけば、今議員のほうからご質問いただいているようなことについては対応が可能ではないかなと考えているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ありがとうございます。

地方分権改革法案というものがあまして、これが地域地域によって特区制度を設けて、今まで法律でできなかったことが可能になるというようなところもあるようですので、その辺の検討も含めてちょっとやってみたいなというふうに思いますので、そのときまたよろしくお願ひしたいと思います。

2番目として、学力向上についてちょっとお聞きしたいと思います。

きのう鎌田議員がかなり詳しく質問しておりまして、聞いていると学校も本当に大変だなというふうには感じております。ただ、そのことも踏まえて、重複するところもあるかと思ひますけれども、教育委員会のほうにちょっと質問させていただきたいと思ひます。

それで、まず、例えばきのうも県平均のポイントからマイナス何ポイントだったというようなお話もありましたけれども、教育委員会としては、例えばこういった全国学力テスト、県平均を何ポイント上回るんだとか、何ポイント下回って、マイナス何ポイントまで底上げするんだとかというような目標値みたいなものはお持ちなんですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） お答えいたします。

第5次長期総合計画に挙げております全国学力・学習状況調査の正答率を代表的な指標の一つとして、目標値を全国平均、県平均を5ポイント以上上回るようにすると掲げておりますので、今もそういった方向で努力をしているところであります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） ちょっと、じゃ私の認識不足でしたかね、5ポイントというのはあったということで。まあいいです。5ポイントがありました。それで5年たちました。だけれども、まだ残念ながら平均まで行っていないという現実があるわけですがけれども、そのところで、例えば出題された問題なんかで、私もちょっと昔のことを思い出したんですけれども、私ら小学校6年のときは、何か全国テストというのがあったんですよ。ところが、その問題の中に私らが習っていない問題がいっぱい出てくるんですよ。そうすると、そこはもう全くわからない世界になってきて、そうするとその部分は完全に点をとれないというようなちょっと記憶があったものですから、今試験というのは、そういう意味では全て適正な学習を受けていれば塩竈市内の小中学生でも全て解ける問題なんではないでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 当然学習指導要領にのっとって授業が全国行われておりますので、それをきちんと理解していればとれるというふうには考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） いれば、ですね。というのは、そうすると、学習要綱の中でちゃんとそれは確認されているわけですか。ちゃんとこれ理解していきや、これはできるよなということ。これはちょっと塩竈の小中学校ではやっていないからできないの当たり前だよなというような問題というのはなかったわけですか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 問題については、過去問を各学校の教員も実際に解いております。その上で、その年の問題をさせて、またそれを教員が解くというようなことをしておりますので、特に不適切、それから教えていなかったから解けないという問題はないというふうに捉えております。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） そうすると、生徒さんたちの結局学習習熟度がそこまで行っていないというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 過去、今までも学力調査をやってきておりますが、その中でさまざまな手だてを講じてやっておりまして、中には1つの教科で全国平均を上回るとこ

るも学校によっては出てきております。そういったことで、成果がないということではないんですが、小中全体を通しては全国平均、県平均をまだ上回っていないということは事実でありますので、さまざまな取り組み、さまざまなやり方を今後とも試行していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 今の、きのうもお聞きしました。1校については全国平均を9ポイント上回ったと。すばらしい結果が出たと思います。それで、その上回った学校と結局旧来の上回っていない学校との差は何だったのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 一概にこれというものはないかと思いますが、取り組みの差ということなんだろうとは思っております。当然試験ですので、繰り返し取り組んだ学校、それからカリキュラムの中に、きのうも申し上げましたが、過去問の活用問題、これは非常に難しい問題もございますので、そういったものに小まめに取り組んでやっていた学校はやっぱりそういった結果も出ておりますので、全ての学校で事前に過去問なども取り組んでやっちはいるものの、そういった取り組みの差もあると。子供の集団はそれぞれ学校によって特色もございますので、昨日も申し上げたように、クラスによっては発達障害の子供たちが非常に多いということで、なかなか授業に集中できないというクラスもあるやに聞いておりますので、そういったさまざまな条件のもとでの結果というふうに考えておるところでございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） その辺の原因分析がきちっとできないと、対処方法がなかなか定まっていこないと思うんですね。ですから、やっぱり、きのうも茨城県の牛久の小学校と提携していてそういったことを習っているというか、学習しているというか、取り入れているとかというようなお話がありましたけれども、身近でそういう9ポイントも上回るのが、成績が上がったのであれば、やっぱりそのやり方をもうちょっときちんと分析して、そのやり方を他校に取り入れていくと。それで、来年度、果たして結果が出るのか出ないのかというところをやっぴり検証していく作業をしていかないと、なかなか学力アップというのが難しいのかなと。結局もう10カ年計画で5年たっているわけですね。それ以前のときもそういった話で頑張っていたんですけども、なかなか到達できなかったということもありますの

で、いいところがあったら、それを検証して、それを全校に広げて、やっぱり塩竈方式、それこそ塩竈方式でトライしてみるということがやっぱり必要なんじゃないでしょうか。1年ではなかなかし得ないかと思います。2年、3年、10カ年計画で5年が過ぎて、まだ途中までも行っていないわけですから、それをやっぱり思い切って変革していかないと、従来どおりの踏襲をしていたんでは、結局結果としては同じ結果しか生まれてこないのかなというふうを感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） それでは、これからの取り組みを含めてちょっとお答えしたいと思います。

平成19年からこの試験は始まっております。そして今現在、さまざまな分析等も進めておりますけれども、同じ授業をしていても、どうしても子供たちの中では上位群、中位群、下位群というふうに学力の差が広がってしまいます。これは学年が上がるにつれて、小学校高学年、中学校と上がるにつれて差はますます広がっていきます。そして、今回も分析した結果ですけれども、子供たちの中、上位、中位と見た場合に、下位群の児童生徒が塩竈市の場合、ちょっと多目かなというふうに考えております。そこで、昨年度からプロジェクトチームをつくってどうなっているんだということを検証しましたところ、早期に、つまり小学校の中学年とか、中学校1年生とか、その辺で学習を諦めてしまっている子供たちがたくさんいるということがわかりました。具体的な数字で言いますと、小学校の低学年ですと4割未満の理解が5%、しかしそれが中学年、高学年になると10%、中学校になると何と25%から30%の子供たちは、授業は受けているんだけど4割未満の理解しかしていないと、そういう現状もあります。そこで、今回、何度も繰り返しお話しさせていただいておりますけれども、アクティブ・ラーニングという視点での授業改善をやろうとしておりますけれども、何かといいますと、先生が一方向的に教えるんじゃなくて、本来子供たちは学ぶ力というのを持っています。そして、お互いに学び合いながら力を伸ばすという力を持っているので、そこに着眼をしながら今取り組みを進めておりまして、特にもう授業に参加意欲の低い子供もいますけれども、そういう子もしっかりと巻き込むと。また、上位の子供でも、単純にドリルなんかだけやっていてしっかり理解していない子供もたくさんおりますので、そういう子もしっかりと自分の言葉で説明できる力と、その辺もつけながら、確かな力を、今議員おっしゃったように確かにこれは授業改善というのは時間がかかるんですけれども、1年、2年ではな

かなかできない部分もありますけれども、後半の5カ年を通してしっかりと学力向上、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 生徒さんがいっぱいいて、いっぱいというか、いっぱいではないですね。

1学年せいぜい70人前後ですよ。それで、少人数学級取り入れても結局結果としてなかなかあらわれてこない。というのは、別に塩竈だけが少人数学級ではなくて、ほかの学校も少人数になっているものですから、そういった形では地域差がないので、なかなか同じようなことをやったのでは、結局は全国平均というかそういった平均に追いついてこないということだと思います。

それで、学習がわからない、低学年の学習がわからないから、結局学習におもしろみがなくなってくると、それは当然であります。私も、自分の子供の勉強を見たときにそう感じました、もう三十何年前ですけども。ただ、そのときに感じたのは、算数や国語については、1年生から4年生までの漢字、それから引き算、足し算、掛け算、割り算、これを集中的にやらせると、学力は上がります。私は1カ月で上げました。そのかわり毎日6時間、7時間やりましたけれどもね。だから、そういうことをやっぱりどこかでやっていかないと、結局学年ごとのその何年生とか、文科省で決められたとおりのカリキュラムでどんどん進んでいけば、高学年に行けば行くほどもう落ちこぼれ、落ちこぼれという言葉は悪いですけども、結局落ちこぼれが出てきて、もうどうしようもなくなってしまうと。だけれども、その人たちをボトムアップしないと、これは平均って絶対上がらないわけですよ。そうすると、文科省のカリキュラムはカリキュラムとして、それこそ塩竈市独自でボトムアップの勉強を必死になってやっていくと。せめて社会に出て、読み書きできて、足し算、引き算、割り算、掛け算ぐらいはできる子供をやっぱり小学校6年間の間に育てていくということが必要なんではないのかなと思うんですね。ですから、やり方としては、習熟度別に、2クラスしかないんでしょうけれども、それぞれ分けて勉強を教えるということも、これまた一つの方法だろうと思いますけれども、これは差別化ということになると非常に難しい面はあろうかと思っておりますけれども、ただ、現実問題、じゃ差別化、平等だといってずっと同じことをやっていて、結局習熟度の低い生徒がそのまま習熟度低いままに小学校卒業して、中学校へ行って、中学校卒業してということになった場合、非常にこう私としては大切な人材の

損失になってくるんじゃないかなというふうを感じるわけです。ですから、その辺、それをトライする勇気がおありなのか、いやちょっとというのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） 議員おっしゃるとおりで、子供たちが社会を生きていくに当たっては、本当に読み書きそろばんというより基礎学力、本当に大事なところだと考えております。そしてまた、ことしから始まった小中一貫教育の中では、学力もですけれども、社会性であるとか、豊かな心であるとか、総合的に伸ばそうと。そして、予測不能なこの社会の中で、子供たちが社会できちんとたくましく生きる力を身につけさせようと考えているところであります。

基礎学力の部分につきましては、先ほどのアクティブ・ラーニングも当然ですけれども、それ以外の本当に必要なドリル、本当に簡単な算数とか、本当に簡単な漢字とか、その辺もしっかりと学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私の話をしますとあれですけれども、私は、1年生から4年生までの漢字、800熟語をつくりました。800熟語を息子に毎日書かせました。それで習得しました。あとは、割り算、掛け算、引き算、全部それぞれ10問ずつ出して、毎日やらせました。そういうことで繰り返していかないと、結局言葉でアップアップと言っても、なかなか皆さん平等に扱っていると、やっぱりわからない子はわからないままで過ぎてしまうんですよね。ですから、そのところをもうちょっと考えてやっていただければなど。手間はかかるかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。

それと、小中一貫教育というところで、学力向上にどういうところが結びつくのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（香取嗣雄君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） それでは、小中一貫教育と学力向上の関係についてお話ししたいと思います。

平成28年度、昨年度から小中一貫教育の準備を進めてまいりました。そこで、枠組みのほうは大体でき上がっています。そして実際に、時間割の中に小学校の教員が中学校に行ったり、中学校の教員が小学校に行って授業をすると、そういう枠組みはできております。そして、

また、小中一貫教育は実は3本の柱でできています。1番の中核が学力向上プランと、これが真ん中の柱です。そして、そのほかに幼・保・小連携事業、中学校区の交流活動と、この3つの柱になっております。そして、ことしから本格実施をするというのが、学力をつける。授業活動をしっかりやると。そこが中心的な柱となっております。つまり学力向上は小中一貫の中核をなす部分、中心の柱となっております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） それは確かに学力向上プランというのはいいんですけども、今までだって学力向上プランはあったわけでしょう。今まで、小中別々でやっても。それがなぜ小中一貫にすると、そこに、向上に結びつくのか、その差が何なんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（香取嗣雄君） 遠山学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（遠山勝治君） 塩竈市学力向上プランにつきましては、今回で第4次となっております。そして第3次は平成28年度で終了しておりますけれども、そこでもさまざまな取り組みを実際やってきております。そして、それぞれの検証もやっております。そこで、なかなか成果が上がらなかった部分、例えば先ほどありましたけれども、少人数指導教育とか、その辺についても、一定の効果は上がったとしても、何が問題だったのかと、その辺も検証しているところでございます。それは総合的に、今回学力だけではなくて、先ほども申し上げましたように、学力だけではなくて社会性、または情緒的な問題とか、複数の物差しの中で子供たちを育てると。塩竈市の大切な子供を育てるというところで、学力向上は中心的な柱になっているけれども、それだけではなくてもっと幅広く育てるというふうに考えて、今回小中一貫教育としてまとめさせていただきました。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 小中一貫教育と学力の関係ということでございました。

本市におきまして、中一ギャップが学力を阻害する大きな要因になっていると。現象的には不登校が中学校になって非常にふえるということがございました。そういったことから、まず中一ギャップを何とかしましょうということが小中一貫教育の出発でございました。9年間を見通していったときに、やっぱり小学校3年生あたりでも1回つまずきがあると。そし

て、その後の大きなつまずきが中学校1年生であるということが見えてきたものですから、その段差を滑らかにしていこうということで、まず小中一貫ということを進めたところがございます。そういう中に、先ほど課長が説明したように、じゃそのシステムだけつくれば、じゃ学力は上がるのかというと、それだけでは上がりませんので、先ほど議員ご指摘のとおり、さまざまな工夫が、少人数学級も含めてさまざまな手だてを講じなければやはり上がらないだろうと。その学力向上の一つの手だてが先ほどの申しました学びの共同体づくりという形でやるんですが、授業改善というところに着手していこうというところがございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） いずれにしても、大変な作業だと思いますけれども、殻を破って、みずから先生方も改革していただいて、学力向上、それから子供たちの人材育成に努めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは続いて、今度、瓦れき処理の問題についてお伺いいたします。

まず初めに、塩竈市災害復旧連絡協議会に「権利能力なき社団」という資格取得を提案したのはどなたなのか、お教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えをいたします。

塩竈市災害復旧連絡協議会に権利能力なき社団という条件整備をさせるという発案者ということでございました。若干ちょっと経過を確認させていただきますが、これまでの瓦れき処理の一連の経過につきましては、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中でもご説明をいたしているところがございますが、平成20年2月19日に塩竈市災害防止協力会、そして塩釜建設協議会と本市との間で大規模災害時における応急対策業務に関する協定書、これを締結させていただいておりました。それで、東日本大震災発災の翌日、3月12日には、電気、水道、通信などのライフラインが閉ざされて情報が混乱する中で、まずは緊急車両や応急対応車両の通行を確保するために、道路上に山積みになっておりました瓦れきを撤去しなければならぬという状況にありましたので、先ほど申しました20年2月に締結いたしました協定書に基づいて、両団体の各事業者さんに口頭ないしは直接出向きまして瓦れきの処理をお願いしたところがございます。

そして、同時期に災害防止協力会さんとそれから塩釜建設協議会さんから、未曾有の大災害

であるということで、大変な状況でありますので、それら2つの団体が1つになってできるだけ速やかに被災を受けられました市民の方々の支援活動に入りたいという申し出をいただいたところでございます。こうしたところから、2つの団体が1つになりました塩竈市災害復旧連絡協議会に業務をお願いするということにいたしました。この団体との契約の可否などについては、当時の建設部を中心に検討を行いまして、最終的に権利能力なき社団ということで契約は可能という判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） この権利能力なき社団の資格というのは、連絡協議会を元請にするための手段ですよ。それで、2つの組合があって一元化するというのは、それはそれで連絡網の一元化であって、そして本土の家屋解体については、その連絡網で元請も何も関係なく仕事を、確かに協議会が割り振りしましたけれども、契約は市とやった業者と直接取引をして支払いをしているという構図なわけです。それがなぜ浦戸だけが連絡協議会が元請になることになったのか。多分この権利能力なき社団というのは、それを目的にこの規約を整えたと思うんです。そのところを、それで、だから誰が発案したのかということをお聞きしているわけです。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） ただいまのご質問の中にありました本土分については各事業所さん、浦戸については災害復旧連絡協議会というふうに分けていたということですが、我々としては本土のほうも含めて連絡協議会さんをお願いをしているという状態だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） いや、だから私が言っているのは、何で浦戸だけ元請になったんですかと。解体から、一時仮置き場からね。ということをお話ししているわけで、本土の家屋解体と同じように、協議会が窓口になって割り振りすれば、それでそれぞれの業者が契約していけば済んだことなわけです。だってそういうふうに現実に本土のほうはやっているわけですよ。だったら、浦戸だったら結局野々島と桂島が東華建設さん、それから寒風沢と朴島が東北重機さん、この2社でやっているわけですから、要するにこの2社と直接契約すれば済むことだと私は単純に考えるわけです。それがなぜ連絡協議会という元請を通してやったの

かというところが非常に不思議なわけです。それで、結局100条委員会、あと東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中でわかったことは、協議会に対する下請さんの作業日報も何もない。それで、ただ協議会から上がってきた請求書だけで、そして協議会がまとめた日報だけで全てが支払いをされているというところがあるものですから、やはり誰かがその協議会に権利能力なき社団という資格を得させて、その部分を元請にさせて、それでやったのではないかなと思ったものですから、誰が提案したんですかと。それでまた、権利能力なき社団という資格が、これは一般的ではないと思うんです。私も初めて聞いて、ネットで調べてどういうものかというのはわかったわけですが、そうするとよほど精通した人でない限り、この発案というのは出てこないで、よっぽど頭のいい人なんだなと思ってどなたかお聞きしたかったわけですが、どうですか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） ちょっと繰り返しになりますが、これ瓦れき処理部分につきましては、我々としては災害復旧連絡協議会さん一本で窓口に発注をさせていただいているということでございます。それから、もう一つ、権利能力なき社団ということは、確かに言葉としては難しいんですが、我々としましては、例えばこの権利能力なき社団というのがどういって成り立つのかなということになりますと、例えば規約がちゃんと定まっている、あるいは意思の決定が多数決でなされる、そういったところの要件というのがあるかと思えます。つまり法人登記はしていなくても、例えば町内会さんを含め、そういったところというのは権利能力なき社団ということで、我々はこの事項にかかわらず、さまざまな面をお願いするものもあつたり、そういったことがありました。ですから、特殊にこのときだけ初めてこういう権利能力なき社団というようなことが出てきているということではなく、この災害復旧連絡協議会のもとになっております建設協議会さん、それから災害防止協力会さん、これもそれぞれ先ほども言いました規約を定め、そして多数決の論理で意思が決定されると。そこには、従前から我々は災害が発生時にはさまざまな業務というのをご相談をお願い申し上げてきたところがございますので、その2つが一緒になった団体ということで、おのずとそれぞれの構成員のこれまでの市との工事発注に対する実績とかそういったものも含めて判断させていただきまして、適切な団体だということでお願いをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私の問いに対して説明になっていませんね。規約を整える。あります。

それで、年に1回総会をすると、必ず、延長の場合は。だけれども、協議会はそれを守っていないわけです。総会を開いていません。開いていないにもかかわらず、その後も同じように塩竈市が契約を継続していると。それで、ましてやこの契約は前の土木課長がつくったということまで、ここで、この議場で回答があるわけですから、そうすると、自然発生的に権利能力なき社団というものができたわけでは絶対ないと思うんですよ。誰かが知っていてそういうものがないんじゃないのということで、多分発案したと思うんですよ。だから、それを誰が考えてなされたと聞いているわけです。その経緯はどうでもいいんです。そこなんです。お願いします。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず、塩竈市災害復旧連絡協議会にこの仕事を、瓦れき撤去、あるいは家屋解体等についてお願いしたということにつきましては、今担当部長が説明したとおり、まず発災当初、私も、それぞれ一人一人の企業に、いわゆる建設事業者のほうに歩きました。何とかこの道路、瓦れきの撤去をお願いしたいと、いろいろ歩きました。中にはすぐ出てきてくれたところもありますし、あるところはお金がもらえるかどうかわからないような事業にちょっと今出られる状況ではないというようなことも言われたところもございます。しかし、これは東日本大震災災害対策本部議事録並びに災害対策本部ニュース、これのつづりがございます。これは誰でもごらんになれます。この中に日々の展開が記載されております。もう日々、例えば発災3日ぐらいで多くの業者の方々が来て、今瓦れきの撤去をしていただいていると。実際に仕事が動いていたということで、一方では国のそういったような災害復旧の部分でどのくらいの補助金が出るかわからない中で、我々はもうとにかく市民のため、市のためにこの瓦れき撤去をしていこうということで、仕事を実際動かしていたところがあります。そういう中で、今担当部長も説明したとおり、この団体と、今実際仕事をしているその連絡協議会に仕事が契約できないかという部分でいろいろと検討いたしました。そういう中で出てきたのが契約等が可能だと。いわゆる法人格がなくても、任意団体の中でも権利なき社団というような、そういったような判断の中で、市としてのいわゆる公共的な仕事の契約ができるということを我々確認した上で契約させていただいております。ですから、誰がやったかというよりは、少なくとも我々災害対策本部、すぐに設置しました。災害対策本

部ではもう確認しながら仕事をしていただいたということでありました。ですから、誰がというのではなくて、災害対策本部としてその仕事をしていただいたということでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、災害対策本部の中で権利能力なき社団というのがあるよという発言をした人がいるわけでしょう。誰かが発言しなければ成り立たないわけでしょう。それをただ聞いているだけですよ。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 重ねてのご答弁です。それぞれの担当部、例えば建設部、あるいは市民安全課とか、いろいろ実際に瓦れき処理とか担当している部門のほうから、その本部会議のたびにそういったような報告はなされまして、その中で、じゃこの仕事を継続的にさせるためにはどうあるべきなんだということで、建設部でまずは中心となって検討を行って、本部のほうに報告いただいて、それで契約を継続的にしていただくというようなことで判断させていただいたところであります。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 何も別に継続してやるためには東北重機さんと東華建設にお願いして継続して作業してもらえばいいだけじゃないですか。別に連絡協議会にわざわざ権利能力なき社団という資格を与えて元請にする必要はさらさらないわけですよ。違いますか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 先ほど説明させていただきました。本土も浦戸も同じような形態で仕事を継続させるということでございます。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、本土は個々に契約したわけでしょう。だから、個々に払ったわけでしょう。だったら、その浦戸に対してだって東華さんと東北重機さんが主体的にやっているわけですから、そこと契約してそこに払えばよかったんじゃないですかとただ私は聞いているんです。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 志賀議員にお答え申し上げます。

これは平成25年6月10日の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の当局が出した資料でございます。この中の32ページを後ほどごらんになっていただきたいと思います。ほとんどの仕事が全て災害復旧連絡協議会のほうに発注させていただいておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） だから、契約はそうであっても、支払いは直接やったんでしょうと聞いているんです。それで、各業者からもらってやったんでしょうということ。それが何でこの浦戸だけが協議会に全部支払ったんですかということ。そこだけです。というのは、いいですか。というのは、結局100条委員会の調査の結果で、連絡協議会が営利行為をしているわけですよ。何度も言います。前から言っていますよね。利幅を稼いでいるわけ。だから、その利幅を稼いだものがあつたために、結局4億ぐらい多分あつたと思います。それを、結局ああいう騒ぎになった結果、消化するために架空請求が出てきたり、そういうことがしていたんじゃないかなというふうに、ないじゃないです、架空請求があつたわけですよ。人を使っていないのに請求書上がっているということもあります。だから、この前お話ししましたよね。重機と重機のオペレーターだけで作業可能なんですかと言ったら、それは見ていないからわからない、答えられないと言う。答えられるわけないでしょう。一時仮置き場の仕事が重機だけでできるのか、できないのかと、ただ判断するだけですもん。

それと、もっと言うと、私と菊地議員で7月7日に環境課に行つてまいりました。これは何かというと、新たな事実がわかつたからです。だから、何かといいますと、東北重機工事さんは真面目に作業日報をつくっておられました。そのことを私精査しました。そうしたところ、東北重機さんは7月7日に世話人1人、重機運転手1人、それから女子事務員1人を浦戸に送っています。その後、作業員として行つたのは7月19日に重機運転手が2名追加されます。それとその後、そのほかの普通作業員は7月14日に1名、22日に1名、25日に1名と。ただ、この方、普通作業員の方は、トータル9日しか稼働していません。それで、先ほど言いましたように、それで重機は7月16日に浦戸にリース会社から運ばれています。それで、連絡協議会の請求書を見ますと、一時仮置き場については7月1日からきちんと請求されています。重機もない、人もいないときに、なぜ請求が発生するんだろうかと。不思議な

ことなんですよね。2週間。それで、100条委員会の証人喚問のときでも、担当者が、いや私は週2回は見に行っていますという証言をされていました。2回見に行っているんだったら、人がいないのは確認できるわけですよね。だって、東北重機さんは人出していないんです。人がいないのが確認できて、にもかかわらず、1日からの請求をそのまま認めて回していると、支払いまで。これって不自然じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 志賀議員の先ほどの質問についてお答えします。

少なくとも、浦戸で仕事をしていただいた具体的なお名前があった企業については、直接市のほうではお支払いいたしておりません。協議会を通してお支払いしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。なお、100条委員会のやりとり等につきましては、我々全然そういったのを見ておりませんので、今ここでお答えすることはございませんので、ご理解をお願いします。

○議長（香取嗣雄君） 志賀議員。

○10番（志賀勝利君） 私が言っているのは、見てない、見ている、関係ないでしょう。連絡協議会の請求書には1日から上がっているんだよと。それは見ているわけですよね。だけれども、市の職員が現場に確認に行っていますと発言しているわけです。人がいないのを確認していたら、16日以降しか重機が行っていないのわかっているんだったら、その間の請求書はその担当者がストップかけなきゃいけないでしょうと言っているんです。違いますか。確認しているんですよ、市の職員が行って、担当者が。そう証言しているんですからね。ということは、担当者がそういう行っていないのを確認しながらも、そういう架空の請求書を通さざるを得なかったという事実が私はどこかに存在するんだと思うんですよ。だから、この問題については、だからこれはもうこれ以上ここで言っても同じ回答しか来ないでしょうから、ただ言っておきます。この7月1日から7月15日までの連絡協議会の一時仮置き場の請求については、これは架空請求です。だから、これについては、一応警察のほうに私資料つくって出しておりますので、あとはこれはもう結果を待ちたいと思いますので。幾ら市のほうにこれを質問しても、先ほど副市長がお話しになったように、資料見ていないからわかんない、わかんない。だから、私はいつも言いますよね。協議会の資料はパソコンに全部入っているんですよ。そのパソコンから出してもらったらどうですかとお話ししているわけですがけれども、そういう作業すらやろうとしない。まあ、いいです。あとはお答えいただかなくても、

現実としてこういうことだよということを私はこの場を通じて市民の皆さんにお伝えしたかっただけです。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進君）（登壇） つなぐ会の山本 進であります。通告に従い、一般質問をいたします。

順不同となりますが、まず8月28日、塩竈市で開催されました宮城県市長会総会におきまして、会長である仙台の前市長が任期満了により退任され、その後任として新しく仙台市長となられた方ではなく佐藤 昭塩竈市長が会長職務代理者となられたとのマスコミ報道がなされました。その後、多数の読者からの賛否、あるいは疑問の投稿が寄せられたと話題となっております。歴史ある宮城県市長会の会長職務代理者に就任されましたことは、ご同慶の至りでありまして、心よりお喜び申し上げます。このことは塩竈市民の関心事でもありますので、当事者であります佐藤市長から、その経緯と所信につきましてお尋ねさせていただきます。

ほか通告しております2件につきましては、自席よりさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま山本議員から、私が宮城県市長会会長職務代理者に就任したことにつきまして、その経緯についてのご質問をいただきました。

確認ではありますが、宮城県市長会の会則では、会長等の役員につきましては、会員の互選とすることに定められております。しかしながら、これまで慣習により会長は仙台市長が就任をしてきたというのは事実であります。

今回は、たまたまマスコミがこのことについて報道されました。私も市長に就任以来、当時は仙台市長、藤井さんでありました。その後に梅原さん、奥山さん、今回の郡さんという4代の仙台市長さんといろいろ仕事を一緒にさせていただきました。実は、今回、こういった議論があったというのは、実は初めてではありませんでした。過去におきまして、やはり宮城県市長会、当時は13でありましたが、その後に加わってまいりまして今現在14でありま

すが、大は100万都市仙台でありますし、小は数え上げますれば3万に満たないような市があることも事実であります。そういった会員全てに共有する課題と。小さいがゆえに、大きい
がゆえにという課題があることも事実でありました。したがって、そういったことをあ
まねくご審議をいただくためには、果たして政令指定都市の会長が宮城県市長会の会長であ
ってはいいのかというような議論がその都度されてきたことは事実であります。

このたび奥山仙台市長が8月21日に退任をされました。その後、8月28日に本市で開催され
ました秋の宮城県市長会におきまして、改めて宮城県の市長会のあり方について議論がされ
たところでもあります。特に、震災からの復旧・復興や、あるいは全ての市が地方分権という
ものを目指す中で、これまでの会長の選任方法でありますとか、事務局のあり方などについ
て、改めて議論を深めるべきではないかという意見が数多く出されたところでもあります。

このような経過を踏まえまして、前会長の残任期間となる平成30年春の市長解任まで会長職
を置かず、会長職務代理者を設置をし、その間に今後の市長会のあり方などについて積極的
に検討していったらどうかというご提案がありました。結果として、県内14市長総意のもと
で、全会一致でこの内容を採択をいただき、私が会長職務代理者に選任をされたというのが
このたびの経過でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 確かに全国的に見ても、政令市の市長が会長になっているのは広島県広
島市だけでございます。ですから、広く議論して、広くそういう会長職を経験させようとい
うのも一つの大事な決め事かと思いますが、今市長おっしゃいました会則によりますと、こ
れは会長が事故あるときには副会長がその職務を代行する。会長が欠けた場合、いない場合
について、その互選でやるということですから、いわゆる慣例として、これまで慣例と
して仙台市の市長が会長職を務めてきたというわけですから、そういう検討がされているの
であるならば、引き続き新しい市長のもとに検討委員会なるものを組織するなりなんなり、
あるいは県内各地構成市の事務職から成るワーキンググループをつくって検討するなりの検
討する期間があつてよかつたのではないのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このことにつきましては、宮城県市長会の問題でありますので、この議
場で私が取り上げさせていただくのは、やはりそれぞれの構成市にこういった問題・課題が

どう及ぶのかということの説明をさせていただければと思います。

繰り返しになりますが、やはり政令指定都市仙台が抱える課題・問題と塩竈も含めて人口5万、10万規模の市が抱える課題・問題というのは、これは微妙に違いがあるということはお理解いただけるかと思いますが。そういった中で、やはりきめ細かな市長会の活動を展開していくということは、今こそ大切な時期ではないのかなと思っております。この定例会でもご質問いただきましたが、まずは地方分権社会の構築であります。それから、例えばこれは塩竈に限らず、今回の東日本大震災で一旦復旧・復興が完了した先のそれぞれの市のまちづくりでありますとか財政運営というものは、相当にハードルが高くなっていくのではないのかということについては、再三今定例会でも申し上げさせていただきました。恐らく14人の首長は、この危機感は共有をされていると思います。したがって、今までの市長会の運営でいいのかというような意見が数多く出されたところであります。したがって、今山本議員からのご提案の趣旨は、そういったことから今回会長ということではなくて会長職務代理者を選定し、その中でご提案いただきましたような課題・問題、特に中小の市が抱える課題・問題等について、さまざまな議論をさせていただく中で、今後の宮城県市長会がどうあるべきかと。それが、結果的にそれぞれの市の市民の方々の社会福祉の向上に直結するわけありますので、そういった視点で今回このような扱いをされたものと思っております。言いかえれば、私にしっかり汗を流せということで、職務代理者という形で選定をいただいたものと思っています。そういった趣旨で、しっかりと課題・問題の解決に対応し、全ての市の市民の方々の福利向上のためになお頑張っていく覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 私は、今回市長が市長会の職務代理になられたことに対しては、極めて時宜を得たものだ。今市長答弁でおっしゃいましたように、これから地方分権、そして地方創生の時代において、やはり国に対して各自治体が物を申すということが非常に大事なことだというふうに思います。その一つの組織が私は市長会であるというふうに考えています。そういう意味におきまして、これを一つの奇貨として今後やっぱり国に対して物の言える市長会、物を言う市長会になっていただきたい。何か新聞の報道によりますと、選挙の意趣返しではないかなというような表現もありましたけれども、私は、やはりそれは国の政党間の争いとまた地方自治体はやっぱり二元代表制ということから全く内容を異にするというふ

うに考えますので、たとえ首長がいわゆる今までの体制と違う体制であったにしても、やはりそれは県内の各市の持っている、抱えている問題をきちんと国に伝える責務があるわけですから、その選挙にはどうのこうのということに私は当たらないというふうに信じております。そうでないと、新しい市長を選んだ仙台市民に対して極めて失礼なことだというようなことになりますので、私はそういうことはないものと信じております。そして、今、市長のご決意にありましたように、各市の実態、特に震災の復興・創生に入っております。しかし、まだ、なかなか完成のめどが立たない中で今苦しんでいる自治体もございますので、その声をぜひ国に届けていただければなというように考えております。

以上で市長会の質問は終わります。

次に、自治体病院としての市立病院のあり方についてですけれども、まず市立病院についてお尋ねします。さきの平成28年度、それから平成29年度の第1・四半期の実績が報告されましたけれども、まず医業収益構造から見た新改革プランに基づく病院経営の現状をどのようにお考えでしょうか。まず総体的にですけれども。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃ、私のほうからお答えいたします。

昨年から新しい改革プランを作成しまして実行しております。当院は急性期から回復期、それから慢性期、在宅と、幅広く診療を行っております。実際、この中で見てみますと、慢性期病棟、これはやはり診療単価は実際半分ぐらいの価格に、診療単価は半分ぐらいになります。それから、包括に関しましても、急性期と比べると安い設定。それから、在宅医療、これもなかなか民間病院も手を出していかない。あるいは、個人の先生方もなかなか手が回らないということで、我々もこれに多くの人員を割いて運営をしております。それからあと、内科、外科とか大きい科以外の、小児科も含めましてそういう専門性の高い科も住民の方が利用しやすいように大学から人も派遣していただきながらやっております。そういうこともありまして、なかなか実際公立病院で多くのことを抱えてやっていますので、役割としては非常にあるんですが、収益的には非常にそういう面では厳しいところがあります。公立病院のベッドの稼働率を見てみますと、100床から200床の間というのは、大体70%ぐらいのベッド稼働とは言われていますが、うちは収支均衡を目指すという立場から93.9%という非常に高い目標値を掲げて今やっております。そういうことで、みんなでそういう目的に向かって収益を何とか確保をして、いい医療を住民に提供できるようにというのが今回の改革プ

ランの趣旨でありますし、目指すところであります。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 私は、病院の新改革プラン評価委員会を何度か傍聴させていただきました。本郷会長からも診療報酬改定がどうなるのか、あるいは地域包括ケア病棟及び病床に、動いている病院にとって非常に病院経営が難しくなってくると。それから、今県で策定中の地域医療構想についても、大変厳しい内容が出るのではないかなという中で、やはり今後の病院経営そのものは大変な状況に置かれているのかなと。実は、私、きょう午前10時40分に市立病院に行ってまいりました。駐車場は満杯で、結局裏の山のほうにとめさせていただきましたが、その日は多分大学から先生が来た日なのかなと。ですから、ドクターがいれば、やはり患者さんも集まってくるわけですね。

そこでお尋ねしますが、ドクターの定数は現在は何名でしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） お答えいたします。

新改革プランの中で計画したときは、ドクター総数16名ということになっています。現在、私を含めて今15ということで運営しております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そういう中で、今後、医療費抑制として、抑制策として、厚生労働省は診療報酬も下げる、また医師数も削減していく。仙台の東北医科薬科大学、100名定員ということになりますけれども、今後の見通しについては順次下げていくという中で、やはりどの病院にとってもドクターの招聘というのが大きな課題になってくると思うんですけれども、市立病院としての招聘策、招聘するためにこういうことを考えているんですよということがあれば、お聞かせください。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 私どもの病院は、仙台近郊ということもございまして。そういうことでもありますので、そういうことも含めて勤務していた方、いろんな方面に手を尽くしております。一番大きいところは大学の医局でございまして、消化器内科、第三内科とあと第一外科等を通しまして教授のほうに積極的に働きかけて人も補充してもらって、今までもそういうことで欠員があれば補充してもらってきているという状況でございまして。それ

からあと、県のほうのドクターバンクも含めてのから招聘、それからあといろいろ個人的な関係からも、先生方、来ていただくような、そういう取り組みを行っております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 恐らく伊藤管理者を初め、ドクターの招聘については大変ご苦勞されているというのは推察しておるところでありますけれども、やはり2004年の研修医制度を導入されてからは、大学が、あるいは医局がドクターを派遣じゃなくて、もうドクター、先生そのものが病院を選ぶというふうな時代になってきております。そして、若いドクターにすれば、どれだけの医療環境で、どれだけの臨床経験ができるか、どれだけのスタッフがいるのかということがやはり大きな自分の勤務地を決める一つのファクターになるのかなというふうに考えています。そういう点、病院として、ほかの病院とは違ってうちの塩竈市立病院はこういうところなんだと、これが一つのセールスポイントなんだということがあれば、教えてください。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 議員おっしゃるとおり、確かに若い先生方はいろんな医療機械があつて、いろんな自分の力を発揮できる、そういうところに勤務したいというそういう方も実際多いところがございます。大学にも戻らない先生も、もう大きい病院に張りついたらまとい方もいらっしゃいます。うちの病院としては、うちの特色は、やはり急性期も含めてそれから在宅までと、非常に幅広くやっております。やはりそれぞれの先生が総合的に患者さんを全体的に見ていくと。各科、個別にこうじゃなくて全体的に見る。そういうのを中心にして医療を行っておりますので、そういうのにやはり興味を持って来てくださる方がいます。医師もそうですけれども、職員の方もそういうことにかかわっていきたいという方もおりますので、そういうことを病院としては自分の病院としての売りというか、もちろんそれだけじゃなくて我々それぞれの専門の先生が力を発揮できる、特に内科と外科なんです、やはりそういう体制も医療機器も十分整えて、そういうできる体制も我々もつくって来ていただくという、そういう心構えでおります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

前回の改革プランの中でも、ドクターの報酬の見直し、改善、つまり報酬を上げる。それま

では県内でもかなり下のほうにランクされていたのが、かなり報酬は上げてもらったということの一つの経営努力。それから、業務につきましても、評価方式を導入されまして、そして一定程度の実績に応じて、そして報酬を支払うというようなことで、待遇改善に努めておられたということも私は評価されるのかなというふうに感じております。

私は、決算書をちょっとまた見たんですけれども、研究研修費460万円ですけれども、この内容はどういう内容なんですか。決算とは違いますけれども、済みません。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） これは主に学会とかに行く費用だと思います。これは先生方だけじゃなくて看護師さんとかコメディカルの方も含めて勉強に行くと。あるいは専門医の単位を更新するために学会へ行って勉強してきて、それをまた病院に還元すると、そういうシステムであります。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 確かに病院の財政問題もあろうかと思いますが、やっぱり県内の、名前はあえて伏せますけれども、病院では、その先生方の研究費というものを、もうとにかく望めば幾らでも出すというような感じで、もう書籍は買ってもらう、あるいは海外に行って研修はしてもらう、そういうのは、海外研修まではいかないまでも、やはりその辺のところを、やっぱり若いドクターが研修できるような予算措置というものも私は必要なのではないかと。後ほど一般会計からの繰り入れのところでもまた議論させていただきますけれども。

それで、先ほど管理者が言われました急性期から在宅までというようなことですが、急性期の場合は、救急搬送、私は消防本部の統計、今年度の第1・四半期だけですけれども、塩竈市立病院は24.6%の減少、前年度比ですね、344件。一方、同じ救急告示病院であります仙台オープン病院、それから仙台厚生病院、それから東北医科薬科大学病院がそれぞれ37.5%、45.2%、20.7%増加傾向にある。特に、東北医科薬科大学は1,000件増加していると。これはもう伊藤管理者が前回の評価委員会で述べられていましたけれども、これはどのように分析されますでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） そうですね、仙台市内、仙台市立病院の院長ともよく話すんですが、やはり今診療報酬の改定によりまして、重症患者を15だったのが25%ぐらい入れなきゃいけないと、そういうのがありまして、やはり各病院が救急患者を奪い合っている

状況になっています。現在、仙台でも非常に市立病院のシェアが逆に減ってきてほかのところがふえているという現状がありまして、一番は改定によって重症患者をベッドにある数入れておかないと7対1が維持できないと。7対1、そういうものが大きな、なっているんじゃないかと思っています。ですから、我々はやはりそこはなかなか同じように救急の体制はできませんけれども、そういう7対1の病院というのは在院日数が大体10日から14日ぐらいでもう出さなきゃいけないんですね。だから、その後はやはりうちでしっかり受けていく、もう断らないで全て受けていくというその体制、もちろん我々、最初から救急を受けるのはもちろんなんですけど、それ以外にもその体制を今整えております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 大変ご苦労されているというのはわかります。何かそういうことで救急患者の奪い合いとかそういったことがされているということですが、奪い合いというのは言葉は悪いですが、それだけ適宜適切に患者さんを搬送しているということだと思いますけれども、ぜひそういったような救急患者を受け入れられるような体制もひとつ今後さらに考えていただきたいというように思います。

それから、一般会計からの繰り入れの問題ですが、基本的な考え。基準内繰り入れについて、これは地方公営企業法第17条で一般会計の1号経費と、これは一般会計で当然負担すべきもの。それから2号経費、これは不採算、それからの繰入金をとということで、問題は、今後の繰り入れ基準とその限度というんですけれども、平成28年度は4億9,900万円の繰り入れの中で、基準内が2億9,900万円、基準外1億9,900万円で、その中で、交付税算定されたのが1億9,700万円ですが、今後のこの繰り入れについての考え方と、それから限度額というのは設定されるのでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（香取嗣雄君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） では私のほうからお答えいたします。

まず、今議員おっしゃいましたとおり、一般会計側のほうから基本的にまず法に基づきまして基準内繰り出しのほうを出させていただいております。かつ、さらに病院事業をまず塩竈市として経営するというような一つの責任のもとに、基準外というジャンルにはなりませんけれども、主に不採算営業部門ですとかそういった部分に対する繰り出しも実際にはしております。

今後につきましては、やはり病院の経営状況、ちょっと話はずれるかもしれませんが、前回の改革プランでは特例償還分、地方債の特例債を、起債を病院のほうで発行しまして、それに対する償還分等について一般会計からの繰り出しをしっかりとしてきました。それが平成27年度まで。数値の全体としては、そこから平成28年、29年と金額は下がったんですけども、その特例償還分相当分が下がっただけであって、きちっと見るべきもの、一般会計として出すべきものはきちんと出しているというのが現状でございます。

今後の繰り出しにつきましては、やはり一般会計も全くもって厳しい状況であるのは全く変わらない状況ではございますけれども、病院を塩竈市が継続してやっていくというふうなものであれば、それに対応する一般会計が出すべき繰出金についてはきちんと財源を確保して出していきたいというのが私たちの考えでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そこで、次に開設者である市長にお尋ねしますが、病院経営そのものは病院管理者を中心として公営企業全適、全部適用されて、財務から人事、全て権限持っていますけれども、やっぱり病院経営全体の病院経営というものを考えた場合については、市の当局、行政との緊密な連携と、単に一般会計から繰り出しするだけのこののではなくて、例えば市長部局の中に地域医療とか医療全体を考えるようなセクション、その中で一緒に病院を考えていくというふうなことも必要ではないかなと。それは財政のほうからは、いや、金がないから出せません、経費を削ってくださいと。それから、定数管理のほうからは、いや、職員多いから減らしてくださいと。経費を減らせ、人を減らせという議論では私はないと思う。一緒になって、一緒になってやっぱり市当局も、この地域医療における市立病院のあるべき姿、あり方というものを、やっぱりきちんと考えた、その中で財政的に、じゃ今年度の繰り入れはこれだけですと、これだけです、これは政策的な繰り入れとしてこれだけ出しますよというふうになってくるんじゃないでしょうか。その辺のところをやっぱりじゃ病院でというと、これはなかなか難しい話だと思うんですよ。事務部長にしたって、結局それは職員の人事異動でもってローテーションでいくわけですから、やっぱりそれは事務部長は病院経営に全くもう埋没とは言わないないけれども、没頭できるような環境をつくってあげるべきだと思うし、市長はどう思いますか。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 端的に言えば、今のような環境をつくっているつもりであります。はい。これは、人事について私どものほうからとやかくという話は全くございませんし、今職員の採用についても病院の判断でやっていただいているところであります。

それから、先ほど来お話をいただいておりますが、一般会計からの繰り出しにつきましても、結果として4億9,000万円ぐらいでしたかね。もともとは4億2,000万円がベースでありましたが、議会の皆様方に変心苦しいお願いをさせていただきまして、7,000万円余を追加して何としても病院が赤字を出すようなことがあってはならないという思いで、そういうお願いをさせていただいてまいったつもりであります。

ただ、再三皆様方からも公立病院のあり方についてということで、本当に親身になっていろいろご提案いただいております。我々も市民にとってどういう病院が一番望まれるのかということについては、病院関係者だけではなくて私自身も関係する職員が全て市立病院、自治体病院として今後どうあるべきかということについては、庁議の場でありますとか、長期総合計画の意見交換の場でありますとか、さまざまな場面で話をさせていただいているところであります。

ただ、誤解を恐れず申し上げれば、総じて申し上げれば、今宮城県は二次医療圏が4つであります。県南、仙台、石巻、大崎ですかね。でも、実は今申し上げました地方の3つの医療圏が東になっても残念ながら仙台医療圏の足元にも及ばないという状況であります。そういった中で、塩竈市立病院が自治体病院としていかに独自色を出していけるかということがやっぱり病院が生き残れるかどうかの判断の材料に市民の方々にしていただくという大変厳しい環境だと思っております。これからも一緒になって頑張ってまいります。よろしく願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 市長も毎週月曜日、ボランティアで朝お立ちになって病院に来られる患者さんに対してご挨拶されているようでございますけれども、そういった意味で一丸となってこの病院経営に取り組んでいるということについては、理解はします。

ただ、市立病院のミッションと今後のビジョンに移りますけれども、改革プランにも示されておりますように、急性期からそして最近では在宅医療ということで、急性期については先ほど言ったようにどうも仙台圏のほうに患者さんが搬送される傾向があると。病院に来られるのはどちらかということ慢性期、回復期、そして在宅診療ということで、どちらかというと、

表現は余りよくないですけれども、医療点数の低い不採算な部門と。経営的には大変厳しい。ただ、それが公立病院としての使命であると。課せられた使命であるというふうに捉えれば、それはそれで理解しますし、二市三町圏域の唯一の公立病院としての果たすべき私は使命だとは思いますが、一つの経営体として考えた場合、これからもこのような形でいられるのでしょうかということが一つ私は確認したいし、逆に私は懸念するところではありませんけれども、そこで1点お答え願います。

○議長（香取嗣雄君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 先ほどもお話し申し上げたとおりでございます。

やはり医療というのはいろんな役割がありまして、やはり高度急性期というのはあくまで宮城県全体を見てもほとんど仙台市内。高度急性期。この地域だと急性期、それから回復期、慢性期、それからその下の在宅になります。そういうことで、我々の取り組みは、外科の先生ともよく話しますが、外科の場合、やはりこれは急性期なんです、本当にもう。急性期医療が中心で、かなり高度なこともやっております。だから、これは今後も続けていかなければいけないと思います。内科、外科、連携して消化器系統の急性期。非常に従来からうちは肝臓の患者さんもおりますし、それから消化器で緊急手術も結構ありますので、そういうところ、もちろん大学から先生が来ていただくには、やっぱりそれをやらないとなかなかこれはいけないと。ここはもうその旗はきちっと掲げて、それと同時に、やはり今後地域包括ケアシステムがこれから構築されていきますので、そういう中で我々はやっぱり中心になってできるような役割はしたいと思っております。そういうことで、包括ケア病棟、それから慢性期、在宅と、それらも含めての医療を今後も続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、県で現在進めております地域医療構想、これが間もなくまとまると思うんですけれども、その中で仙台医療圏としての市立病院の位置づけというものは明らかになりますし、今後の医師の派遣というものも課題になるかと思えます。今、管理者が言われたような地域包括ケアですね。単に医療じゃなくて、医療、それから保健、予防、そして介護福祉というふうな形で、先ほど市長がおっしゃられた塩竈らしい病院というのは、私はそこだと思うんです。これはやっぱり積極的に、現在ももう部分的にやっていますので、

これを積極的にやることによって、塩竈市立病院に行けば介護は大丈夫だと。あるいは、地域包括ケア、この中で見てもらえるからというふうなことになるれば、やっぱり新たな患者さんなり、そういう方々が市立病院に来られると。私は、公立病院の使命というのは、市内にある、確かにそれは診療所なり病院もそれはもちろん大事ですけども、最後には精神的なよりどころというのは、私はこの公立病院だと思うんです。だから、我がまちに市立病院があるというのは、これは市民にとって大きな私は自慢の種だと思うんです。だから、そういう意味でやっぱり期待に応えるような市立病院になってほしいなというふうに考えているわけです。そういう意味で、先ほど言いましたように、やはり自治体病院、単に病院の経営として考えるんじゃなくて、塩竈というまちづくりの中でこの病院をどう位置づけるかということを考える必要が私は大事ではないかなというふうに考えるわけです。

今38回の公開セミナーも開催予定されております。38回です。38回も先生方が市民の方々に集まっていたいで公開講座をされているわけです。その中で保健というものをやっているわけです。そういった地道な努力というのがもっともっと広がって、やっぱり我がまちに市立病院があるというようなことを理解していただけるようにしていただければいいのかなと。残念ながら二市三町で見ますと、53%ぐらいが市民で、ほかは市外の方ということですけども、100円バスも通っておりますし、もっともっとやっぱりPRして、塩竈市立病院というのをPRして、だから部長、駅頭に立ってパンフレットを配るとか、本当そのぐらい、ティッシュあげるとか、そのぐらいしていただければいいのかなというふうに考えていますけれども、そこで、それから地域包括ケアで1つ、福祉です。

重症障害児者の医療型短期入所、いわゆるレスパイト事業です。これは栗原の若柳病院が10月から県の補助を受けてスタートします。仙台市を除く対象が2,000人以上いるそうです。これは、実際は、例えば糖尿病を患っているとインシュリンを打たなきゃならないと。ところが家族が何か用事でもって出かけてしまうと。その場合に一時病院にお預かりして、そしてインシュリンを打つとかそういったのがレスパイト事業ですけども、昨年は登米市の米谷病院、これが始まりました。現在、塩竈市では第7次障がい者プランが新しく来年度からスタートすると思うんですが、現在このレスパイト事業の取り組みがどうなっているのかということをお尋ねします。これは実は手をつなぐ親の会の切実な要望であります。県のほうでは、ぜひこれを拡大したいと。要望があれば手を挙げてくれというのが県の障害福祉課の担当の声でありますので、その辺を踏まえてご回答をお願いいたします。

○議長（香取嗣雄君） 小林健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（小林正人君） ただいま障がい者の医療ケアに対する取り組みについてのご質問がありました。

まず、これまでの経過の前に現状をちょっとお話しさせていただきます。障がい者の医療ケア、例えばたんの吸引、あるいは経管栄養などが必要な障がい者の方が短期入所を行いたいといった場合につきましては、ご家族の方が相談支援事業所に連絡しまして、相談支援事業所が対応できる入所施設を調整しましてご家族に連絡しまして施設に入所していただくことが基本というふうになっております。そこで、これまでの経過ということになると思うんですが、平成27年度に二市三町で構成します東部地区地域の自立支援協議会という協議会があるんですけども、こちらのほうで議論していきまして、二市三町で障がい者の医療的ケアが必要な方の短期入所をするための施設がこの圏域内にも必要であるといった共通認識をしまして、これまで意見交換をしましてまいりました。また、市立病院に対しまして、意見交換等を行いながら、その中で市立病院、あるいは東部自立協の中で、二市三町、お互いさまざまな課題があり、これまでそれぞれ整理してきたところでございます。

今後の対応ということになると思うんですが、その自立協の地域生活支援拠点整備が、自立協で行っていきまして拠点整備、利府に、行われていた整備が終わりましたので、医療ケアの連携に向けた取り組みを推進するための協議を今年度当初にお互い協議会の中で確認し合っ、今年度以降、課題整理し、事業推進を行ってまいりたいと。また、先ほどご質問あったとおり、平成30年度に開始する障がい者プランにおきましても、これについて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ご丁寧な答弁をありがとうございました。

命にかかわることですので、これは検討もいいんですけども、早急に実施できるようにしていただきたいというふうに考えておりますし、病院のほうの受け入れとしては、これは十分対応可能ということによろしいのでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 荒井市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（荒井敏明君） 先ほど小林次長がお話しされたように昨年からこういったご相談は受けておりました。当院としても、やっぱり先ほどからお話しされてい

るように公立病院という役割の中では、医療だけじゃなくてやっぱり福祉も、高齢者、あるいはこの障がい者というものに貢献すべきという考えもありますので、当然協力するという方向では考えております。ただ、実際どういう患者さんかと。今回の場合は重症障害者ということもありますので、当院として受け入れが本当にできるかどうか、そういった実例とかどういった症例があるか、そういったところを福祉事務所さんのほうにいろいろお尋ねして対応と。こちらの体制などもきちんと整理したいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ぜひ一日も早く事業がスタートされるように要望いたします。

そこで、病院について、最後に市長にお尋ねします。これは開設者として市長にお尋ねします。先ほど言いましたように、きょうも病院に行ってみましたが、当然駐車場は狭い、施設は老朽化しているという中で、これまでの議会でも、直近では志子田議員ですかね、病院どうするんでしょうかと、新しくするんですかというような質問あったんですけども、市長のお考えを改めてお聞きいたします。

○議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私も切実に建てかえしたいという思いではありますが、残念ながら一方では単年度黒字すら計上ができないという厳しい環境であります。少なくとも単年度収支はしっかりと整えられるような環境がないと、この問題を議論するのは難しいと思っております。病院の皆様方と我々が力を合わせて、まずはその底上げをやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） 確かに財源問題はあるし、それから前回の答弁でも収支が好転してからというようなことですが、私は全国の自治体病院の例を見ていますと、石巻の某事務組合の病院、千葉県の漁港のある病院、ある日突然なんですね。ある日突然極めて危険な状態に置かれるというのが事例であります。そういう意味におきまして、やはり今後の病院をどうするかというのは、構想段階でもいいので、ある程度期限を設定しながらやっていく。正直申し上げて今後の病院経営というのは、私は数字的には極めて厳しいものだ。今現在、全国の各都道府県には医療費を削減するための計画を出させているんですよ、厚生労働省は。

それをベースに医療費を削減し、それを基礎に診療報酬も下げると。そうすると下げるわけです。そしてベッド数は減らすという中で、いわゆる右肩上がりに経営が改善するということは、なかなかこれは難しいのかなど。今同じ病床ですと、総事業費は大体100億円ぐらいです。100億円ぐらいかかります。今、全国の中でも、ただ滋賀県の野洲市というのがあるそうですけれども、これは駅前再開発とあわせて市当局が101億円の病院、出しましたが、議会で大変混乱して否決されて市長が再議出すとかいうようなこともあります。私は、市立病院の果たすべき役割、ミッション、それは十分理解しますし、また現在運営されている実態も十分理解しております。もちろんそれは次世代に塩竈市立病院というものは残すべきだし、これからも市民の健康を守っていくべきだと思います。そういう意味におきまして、なかなか財政を語った場合、もちろん財政を語らなければどうしようもないんですけれども、決算でも話しましたように、いわゆる公共施設の更新費が今後単年度34億5,000万円もかかるという中で、じゃ、どこから一般会計でその市立病院に、また2分の1は持たなきゃいけませんので、交付税で見ても、3割が交付税で見られますかね、多分。そういったような、また将来の起債償還とか減価償却とかと考えると大変なことはありますけれども、ぜひその筋道というか、市長の中で出していただければなというふうに考えております。これは一つの意見です。

最後になりますが、高齢社会における交通体系ということで、いわゆる100円バスとNEWしおナビです。私は、塩竈のいろんな施策の中で、私はこれが最大のヒットした施策だというふうに評価しております。これは全国的にも私は誇れる事業だというふうに考えております。そこで、現在運行されておりますミヤコーによるしおナビ100円バス、そしていわゆるNEWしおナビ、今現状についてどのようにまず総括評価されているかお聞きします。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） ただいま100円バスにつきましてご質問頂戴いたしました。高齢化社会における交通体系の100円バス事業の評価、検証ということでございますけれども、当然でございますけれども、各路線ごとの毎月の実績報告により乗車人員というものを把握をしておるところでございます。平成28年度の利用者数につきましては、しおナビ100円バスについては前年度より約1万6,000人減少したものの、NEWしおナビ100円バスにつきましては、新ルート便の試験運行を行ったことから、前年度より約1万9,000人の増となりまして、全体では約3,000人の利用者増となっております。

また、1日1便当たりの平均乗車率でありますけれども、しおナビ100円バスについては57.5%、NEWしおナビ100円バスについては45.9%となっております。

その評価・事業の検証でございますけれども、停留所ごとの乗降客者数につきましては、本塩釜駅や塩釜駅での乗降が多く、駅の利用、あるいは中心市街地での買い物などに利用されているものと考えております。そのほか災害公営住宅や市立病院、体育館での乗降も多い傾向となっております、市民の方々の日常生活の外出支援に大きな成果があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そのように大変利用客がふえておるということは、それだけ市民の方々の要望に応じておるということであると。

それで、大体しおナビバスは1時間の循環を基本としておるわけですがけれども、ただ朝夕の時間帯での通勤通学、遅延とかあるいは乗り越しがちょっとあるそうなので、それが問題となっておりますわけですがけれども、それからもう一つは、しおナビの効率的な運行のために相互連絡とか、あるいは逆回りとか、そういったような考え方は持っていませんか。見直しという。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 今個別に乗り越しの問題、あるいは逆回りについてということでのご質問でございました。

実は、今年度につきましては、新ルート便のほうをお認めいただいて運行しておることを踏まえまして、復興交付金の効果促進事業を活用しまして、とりわけNEWしおナビ100円バスの新ルート便につきまして公共交通の需要や問題・課題の整理を行いまして、効率的で持続可能な地域公共交通を実現させることを目的としました運行調査というものを行うことにしております。

内容としましては、利用の需要予測、あるいは効率的なルート、適切な運行体制の検証等を行いまして、今後よりよい運行につなげるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。その中でいろいろと考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ぜひ現在課題となっている点について、早急に対応していただきたいと。

まして復興の効果促進事業として認められているのであれば、まず財源的なものも当然担保されているわけですから、ぜひ実現していただければというふうに思います。

それで、いろいろ取材してみますと、やはり高齢者の方が多いということで、乗りおりの時の安全確認というのが非常に大変神経を使うというようなことをされておりました。特に、NEWしおナビの場合、乗っている市民の方々同士がお互い助け合うんだそうですよ。部長、知っていますか。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 具体的に存じてはおりません。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） そういう意味で、一つのコミュニティーができていますよ。これは副次的効果なんです。単に乗り合いバスじゃないの。だけれども、乗っている方が同じ時間帯は大体同じ方々なの。そうすると、どこどこの誰々さんと、ちょっと足が不自由だと、こうなって手伝うそうですよ。そういう効果があるということは、非常に、だから一度部長乗ってください。乗って、一緒に乗って1日回ってください。ずっと、当然、1日中、ぜひ、そうやって。

それで、次に、国土交通省は、今度タクシーに定期券で利用できる制度改正を2019年度に実施を目指しているわけですが、これは多分車両運送法の改正かな。県内の自治体でも、乗り合いタクシーというものを運行して、実施して、バス乗りでの困難な地域とか時間帯での利用制度ができていますけれども、塩竈の場合はこういう地形でありますので、バスといっても幾ら小型化してもせいぜい25人ですから、それでもやっぱりなかなか入れない地域もあるわけですね。そういったところにこういったいわゆるデマンドですね。デマンド交通の導入については、どうお考えですか。導入する考えは将来あるのかなのか。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 車両運送法の改正等によりまして、そういった乗り合いタクシー、そういったことがあるような情報のほうは聞いておりますけれども、先ほど申しあげましたとおり、まずは今回の新ルート便のほうがどのような状況を生んでいるのかというものをまず効果促進、効果のほうを確認させていただいて、その上でいろいろなことを考えていくというふうな段取りを踏んで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） それで、あと、改善点として、1点NEWしおナビの場合、土日祝日休みなんですよ。ミヤコーはやっていますけれども。これ土日祝日こそやっぱりいろいろ用があつて出かけると思うんですけども、その辺はどうなんですか。拡大する気はないですか。気はないというか、拡大する意向はないんでしょうか。

○議長（香取嗣雄君） 小山市民総務部長。

○市民総務部長兼政策調整監（小山浩幸君） 土日の100円バスです。NEWしおナビのそちらのほうの要請につきましては、あらゆる場面であらゆる方々からご要望を頂戴しているところではございますけれども、前にご答弁申し上げているとおり、100円バスにつきましては、いわゆる採算を度外視したような形の料金設定になっているような部分ですとか、あるいは公費が入っている部分、あるいはそういったことを支えていただいております地域の公共交通会議を通してこういった運行について検討させていただいているというような経過がございます。したがって、全体的に未来永劫こういった地域の公共交通というものが確保されるためには、あらゆる担い手の方々にとってやっぱりベストな形で続けていかなければならないというような状況があった中で、今のところは土日の運行というのは差し控えているというような状況でございますので、そういった中でご理解いただきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（香取嗣雄君） 山本議員。

○8番（山本 進君） ぜひ休みのときも運行できるようにしていただきたい。

最後に、まさに今IT時代なわけですから、今後の高齢化時代に向けて、例えば高齢者のおひとりでお住まいの方とか何かにタブレットを貸与して、タブレットでもってさっき言ったデマンドの中で使う。そういったような一つの地域交通体系の機軸に私はこのバス事業というのがあるのかなというふうに考えています。その点、今後検討していただきたい。そうすることによって、先ほど言いました全国に例のない、唯一の日本で一番住みたいまち塩竈になります。

終わります。

○議長（香取嗣雄君） 以上で、山本 進議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は15時25分といたします。

午後3時08分 休憩

午後3時25分 再開

○副議長（伊藤博章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番浅野敏江議員。3番。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 平成29年度9月定例会におきまして、昨日の菅原議員に続き質問をさせていただきます公明党の浅野敏江です。市長を初め、ご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

平成28年度塩竈市統計書によりますと、平成22年より平成27年までの5年間で、本市の人口は5万6,490人から2,303人減少の5万4,187人、4.1%の減になっております。年間出生数もここ10年間、400名を下回る数字で推移しております。依然深刻な人口減少、少子高齢化が本市の直面する現実です。

東日本大震災より今月11日で6年6カ月の月日が流れました。災害復興住宅も全て完成し、市民の日常生活の基盤が徐々に安定に向かっている今日、本格的な地域経済の立て直しに取り組むべき時期ではないでしょうか。これまで言い続けられてきましたきめ細やかなサービスの提供という視点だけでは人口減少を食いとめることはできないのではないのでしょうか。未来への投資の意味として思い切った税の投入など、相当な覚悟の施策が必要と思われまます。この考えに対し、非常に大切な子育て支援、若い世代の塩竈市への移住策、交流人口をふやし地域経済に効果をもたらす観光行政について、大きく3点質問をいたします。

1点目は、子育て支援として、新生児聴覚障害検査について質問いたします。

本年3月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から新生児聴覚検査体制整備事業について通達があったと聞いております。これは全ての新生児を対象とした先天性聴覚障害スクリーニングの必要性を目的とした自治体の検査体制の整備を促したものです。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援を行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。日本産婦人科医幹事松田秀雄医師は、新生児期における先天性聴覚障害スクリーニングの必要性を次のように報告しています。①先天的な聴覚障害の約半数は遺伝などのリスク因子を持たない子に発生している。②新生児期に発見される早期療養が必要な中程度以上の両側聴覚障害の発生は1,000人に1人か2人、これは新生児全

員に必ず行われる先天性代謝異常症の発見、例えばフェニルケトン尿症は8万人に1人、クレチン症は5,000人に1人に比べるとはるかに発見率が高い。③新生児聴覚スクリーニングの検査を生後1週間以内に行い、生後3カ月までの早期診断、生後6カ月までの早期療養を始めれば、言語レベルが健常児に近づき、普通教育も可能となる。国は、今年度、新規事業として新生児聴覚検査体制整備事業を各都道府県に対し、関係機関との協議会立ち上げ、研修会の開催、パンフレットの制作費などの普及活動費として4,800万円の予算を計上しました。市町村に対しては、地方交付税による検査費用の助成費としての措置、実施状況の把握を行うよう通達しています。

そこでお聞きいたします。本市及び近隣二市三町圏域における産婦人科等分娩医療機関での新生児聴覚検査の実施状況と本市の取り組みをお聞きいたしまして壇上からの質問とさせていただきます。

残りの質問につきましては、自席に着いてお聞きいたします。よろしくご回答のほどお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員から子育て支援についてのご質問をいただきました。

特に、新生児聴覚検査についてのご質問でありましたが、聴覚検査は生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえの状態を調べる検査で、生後2日ごろから退院までの約1週間の間に眠っている赤ちゃんにささやき声程度の音を聞かせ、その反応を脳波で検知するものであります。

二市三町圏域内の分娩医療機関での聴覚検査の実施状況についてのご質問をいただきました。二市三町管内の5つの医療機関のうち、4医療機関において、当該医療機関で出生したお子さんの全てに実施をいたしており、本市の新生児の約9割が検査を受けている状況にございます。未実施の1機関は検査機器を所有していないことによるものですが、希望する親御さんには別途耳鼻科を紹介するなどの対応をされているということでございます。

次に、この検査に関する本市の取り組みについてのお尋ねでございますが、当該検査の費用は約8,000円が必要であります。分娩費にはこの検査費用も含まれた上で請求がなされております。各医療保険からは分娩費助成として出産育児一時金、国民健康保険の場合は約42万円という状況であります。給付をされております。結果として個人負担が抑えられているという実態のようでありまして、現状ではこの制度を活用ということで対応をいたしているところであります。

なお、厚生労働省の統計によりますと、検査費用を助成している自治体であります。現在全国で約6%にとどまっている状況であります。本市におきましても、今後の課題ということで、今後の取り組みにつきましてまた調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今市長のほうから実態と、それから費用の面についてもお話しいただきました。確かに出産育児一時金というのは今四十数万円ですかね。ただ、年々、ご存じのように出産費用のほう、たちごっこじゃないんですけれども、50万円とかというふうになっておまして、各医院によって金額もさまざまあります。確かに聴覚検査の費用としては5,000円から8,000円というふうになっておりますが、今市長からもお話ありましたように、全国では本当にまだわずか6%ということにすぎません。結果的には岡山県とか長崎県では県内全ての自治体でこの公的補助が実施されているため、新生児の100%近くが検査済みだということであります。

アメリカにおいてですが、1998年ごろからこの早期発見の子供が言語能力が健常児に近いと。早く発見することによって早く対応する。そういったことで、約2歳前後で言語能力が上がるそうですが、そういった意味で小学校に入る前くらいにわかってしまったんでは、なかなか言語能力が追いつかないという結果がありまして、アメリカのほうではこれを法制化しまして、2004年からは全米の全子供に対してこの検査をしていると。約90%の子が受けているという結果です。

日本においても、平成12年から平成18年までの間、モデル事業としてこの公的補助が約5万人の規模の子供を対象に行われたそうですが、残念ながら平成19年からはこれが一般財源化されてしまったために、今市長がおっしゃったように、公的補助を受けているところがわずか6%にすぎない。こういった状況であります。残念ながら、宮城県でもいまだどこでも行っておりません。ただ、母子手帳には、新生児、この聴覚調査と先天性代謝異常検査、先ほど私が言いましたフェニルケトン尿症とかそういった検査は必ず行うように公的補助がされているため、100%、そこに記載されていますけれども、この聴覚検査をしたかどうかというところは、残念ながら約60%近くしかなくなっていないと。ちなみに、この宮城県においては、市長は先ほど塩竈市の子供100%にこの検査がされているというようなご答弁でしたが、残念

ながら検査の結果では宮城県は30%しか検査されていないという、低いほうであります。

山形県の村山市において、ことしから新生児の聴覚検査に対する助成が始まりました。これは、今おっしゃったように、検査に伴う保護者の負担軽減を図り、受診率を高め、先天性難聴の早期発見につなげることが狙いとなります。先日、この村山市で質問をされた公明党の秋葉議員に直接お電話でお聞きしましたところ、ことしの4月1日以降に生まれた赤ちゃんを対象に初回の検診と再検査を1回当たり3,500円を上限に補助しているそうです。8月現在では48人が利用して喜びの声が届いているということでした。

先日、トルコで行われました聴覚障害のオリンピック、いわゆるデフリンピックに本市からも水泳部門で出場し、見事な活躍をしていただいた星 泰雅君のお母様にもお話を伺ったところ、やはり泰雅君が聴覚障害とわかったのは小学校に入る直前だったと悔やんでおります。確かにこれはまだ任意の検査でありますので、みんながみんな受けるわけではなく、本当にうちの身内にはそういった人がいないからといって、そのオプションを断る方もいらっしゃる。ぜひ本市で生まれる子供たち全てが健やかに育つためにも、この新生児の聴覚検査に助成制度を実施するお考えがないか、市長にご見解をお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 乳幼児医療費、あるいは子ども医療費について本市がことしの10月から高校生まで拡大をさせていただいている。一つは、できますればこういう制度も活用いただきながら、先ほどご質問いただきました新生児聴覚検査というものについては、医療行為じゃないからというような判断になるのか、それはちょっと私も勉強させていただきますが、さまざまな制度を活用して、ぜひ安心してこの地域で子育てに取り組んでいただければと思います。

つい先日も、私、こころんに参りましたときに、1歳未満の子供さんがやはり聴覚障害があって、当初は保育所に入れないのではないのかということ非常に不安視されておったようですが、お母さんからこういった検査を経て対症療法をしっかりやった結果、保育所でも引き受けていただけることになりましたという喜びの声を寄せていただきまして、私ども、こういった対策が改めて大切だということ私自身も認識させていただいたところあります。この場でご返事はご容赦をいただきたいと思います。今後どうあるべきかということについて、まずは事務的な検討をさせていただければと思います。よろしくお願いた

します。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） 今宮城県のほうでも、さまざまな医療機関で耳の聞こえない子供さんに対する早期発見、そして早期治療ということが本当に叫ばれてきております。その後も何度も何度も検査をして、本当にわかるようになるまで大変な思いをして、また親子のコミュニケーションがもうスタートからうまくいかなくなってくるというのがやはりその後大変な悲劇を生んでいく中身だと思いますので、ぜひこのことはどのお母さんたちも遠慮なく本当に我が子の検査に取り組まれるようなそういった施策を一日も早くしていただきたいということをお願いいたします。

次に、定住促進としての三世代同居、近居世帯、子育て世帯についての支援についてお聞きいたします。

同じく塩竈市の統計書によりますと、平成28年度版を見ますと、塩竈市の人口と世帯の割合が、人口が年々減少状況にあるのに対して世帯が反比例にふえています。1世帯当たりの平均人員は2.64人と、また高齢者のひとり暮らし、高齢者の夫婦のみの世帯が多いのではないのでしょうか。反面、これまで進学や就職で離れていた子供たちが親の介護のためや子育ての支援を求めて本市に戻り、同居をしたり、近所に住まいを求めたりしている動きもあります。

そこでお聞きしたいのですが、今回復興住宅など入居する際、また今公営住宅として募集されていますが、こういった応募の中にこれまで離れていたご家族がこのような理由で同居を希望されているケースはあるか、まずその点からお聞きをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） これからの新しい地域コミュニティとして、例えば三世代同居でありますとかというご質問の中で、災害公営住宅の入居に当たっての家族の同居希望についてのご質問でありました。

災害公営住宅への入居につきまして、ご質問のような世帯数の把握というところまではいつておりませんが、ほとんどの世帯で被災されたときに同じ住宅に居住されていた世帯員の方々に入居いただいている状況であるという認識をいたしております。

なお、災害公営住宅で後から家族が同居した例といたしましては、入居した親の面倒を見るために息子さんが同居申請を出され同居したケースというものは間違いなくございました。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。

確かに年々、これまでお互い元気だったり、また活躍の場が他市にあったために別々に暮らしているご家庭が戻ってくると。また、そういった意味では、本市におきましても、そういったことで住民がふえていくということは大変好ましいことではないかなと思います。介護施設とか保育所の施設も限りありますので、やはり家族の中でお互いに助け合っていくという傾向は決して悪いものではないと思っております。

そこで、このようなことを目的とした自治体が、事業を起こしている自治体があるんです。実は、この三世代同居、限定ではありますが、三世代同居、またそういった理由で近所に移り住む家族に対して、その住居を求める、取得するための費用の一部を助成しようとしている自治体があります。茨城県の高萩市では、ことしの7月からこの三世代が同居したり近くで暮らすために住居を取得するための費用の一部を補助しようとする事業を始めました。先日、私、この高萩市さんにもお電話をして問い合わせをさせていただいたところ、やはりこの高萩市も北部のほうの地方、特に高齢者の率が高くなっていると。だんだんと介護とか子育てが大変だという状況になってきたために、これを地方創生の資金を使ってのお話がありましたけれども、お互いの家族のきずなを深めるきっかけにつながることを目的に創設されたと言っておりました。

金額的に言いますと、まず新しい家をつくるという段階におきまして、420万円の予算で1世帯当たり約30万円を助成しているそうです。その部分において、あと、親と子の孫と三世代が同居、もしくは近所で暮らすための住居を取得するための費用として30万円、また18歳未満の子供が3人以上いる、いわゆる多子世帯にも同様に30万円、さらに中古物件を取得した場合や三世代同居かつ多子世帯にさらに10万円を加算する。ただし、加算額は20万円を上限とするというような手厚い補助を行っております。市によると、年間先着順で10世帯から14世帯の補助を受けられるそうですが、8月1日まで5件の申請があったそうです。この事業を利用して進学や就職で市を離れた若者が故郷に帰りやすいようにサポートしていきたいとのことでした。

震災後、家族の暮らし方に新たな動きが出ている今日、塩竈市でも将来を見据えて思い切ったこういった転入策を講ずるべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 実は、今回、浅野議員からこのご質問をいただき、初めて三世代同居というんですかね、そういった言葉を私も勉強させていただきました。問題は、塩竈市の一般住宅の平均建坪でありますとか敷地面積というのは、実は結構小さいものであります。敷地面積でいきますと65坪から70坪ぐらいですかね。建坪でありますと40坪までいくかいかないかというようなものが塩竈市の住宅の一般的な姿ではないのかなと思っております。なお、この辺については、後ほど定住促進課長のほうから少し補足をさせていただきたいと思っておりますが、要は三世代が住めるような住宅というものは、初めからそういう形で建てるということになるのかなと思っております。既存の住宅を改築してということになりますと、やっぱりどうしても二世帯ぐらいが限界ではないのかなと。私もあと高萩市様のそういったものを早速勉強させていただきたいと思っておりますが、要は建物の敷地規模といったようなものも念頭に織り込みながら、さまざまな制度の構築をしていかなければならないと思っております。このUターン、Iターン、Jターンに限らず、定住促進ということについては、さまざまな議員の皆様方から本当に温かいご提案をいただいております。そういったものをどういう形で集約していくかということについては、既に今取り組みを始めているところでありますが、なお今申し上げました三世代同居ということについての取り組みの方向性につきましては、定住促進課長のほうからご答弁をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 済みません、定住促進課長がいないので私のほうから答弁します。

三世代同居、あるいは近居といったようなものもあるというふうなことですけれども、そういった子育て世代等への支援について、こうした取り組みにつきましては、家族による子育てや介護の助け合い、そういったものを促すものであり、少子高齢化が進み、人口減少が課題となっている本市にとって、定住促進の面からも非常に効果的な取り組みだというふうに考えております。

最近では、地方創生、あるいは移住の取り組みとしましても、こうした取り組みに三世代同居、子育て世代の移住応援事業、あるいは空き家の対策として空き家を活用した支援事業、そういったものにも取り組まれる自治体が多くなっております。その住宅の取得や、あるいは補修の補助制度といったものを地方創生の交付金などを活用するというふうなことになる

うかなというふうに思っております。

本市におきましても、こうした事例を参考とさせていただきながら、今市長申し上げたように、なかなか建坪というかそういった部分の関係で難しい部分がありますので、例えば既存の建物をうまく活用できない場合には、例えば近居に住むといったような制度なんかも非常に有効なことかなというふうに思いますので、そうしたものを勉強させていただきながら、支援に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 部長から前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

今言ったように三世同居といいましても、いわば18歳未満のお子さんがある三世なんですね。いわば子育てが大変だという若夫婦がもとの実家にとかが主人の実家に戻ってきて一緒に暮らすというようなことを主としておりますので、そんなに大きなうちが必要かなと思っておりますが。

あともう一点、この高萩市さんでは一応もつきめが細かいといたしますか、2キロ以内とか3キロ以内に近居でというようなテーマを設けているらしいんですが、そのことをこの間課長とお話したら、塩竈市は狭いので別に2キロとか3キロと決めなくても大丈夫ですみたいなお話があったので、それこそそういった意味では空き家対策にもつながりますし、また定住促進、それからそういった意味で人口増をふやしていく。特に若い方たちに帰ってきていただきたいと、そういった促すための施策かと思っておりますので、ぜひこのことは前向きに考えていただきたいと思います。

その辺、市長、いかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 昔からスープの冷めない距離というんですかね、こういったところに親子が住むという楽しさ、喜びというものは、間違いなくあると思っております。やはり将来の介護とかそういったことを考えますときに、同じ地域内に親子で暮らすということについての優位性といったようなものもまた間違いなく評価される時代が来ると思いますので、塩竈市におきましても、今ご提案いただきましたような近世帯住居というんですかね、そういったものについての検討も進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ぜひご検討よろしく願いいたします。

次に、観光行政についてお伺いしたいと思います。

まず、本市の観光事業におけるこの観光客の現状ということについてお伺いしたいと思っております。本市は東北の夏祭りに先駆けまして、塩竈みなど祭を初め、また間もなく秋にさまざまなお祭り、どっと祭とかが行われて、近年観光客の方もふえているかと思っておりますけれども、この入り込み数とか、それから宿泊数、その現状をお聞きしたいと思っております。

また、震災以前から、この6年半の間、どのような推移になっているのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 数字等が入りますので担当部のほうからお答えをさせていただきます。

本市の観光事業におけます観光客の現状ということで、震災前後での観光客数とまず推移についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災前は平成20年の仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの効果等もございまして、平成22年に年間232万人の観光客の入り込み数を記録するということがございました。震災前5年間の平均では215万人程度で推移をしていたところでございます。そして、東日本大震災の発生いたしました平成23年には133万人まで大きく落ち込んだところでございます。

震災後でございますが、震災後、平成25年には宮城県を挙げて取り組みました、また春のデスティネーションキャンペーン、こちらの効果もありまして、223万人まで回復いたしました。直近平成28年は217万人、震災5年の平均で見ますと、216万人とほぼ震災前の水準に回復しているところでございます。

次に、宿泊者数のほうでございますが、震災前後5年間の平均で申し上げますと、震災前5年間は平均が4万9,500人ということでございましたが、震災後5年間の平均は一応5万4,000人ということになりまして、9%ほど上回っているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。200万人ぐらいの、230万、215万人ぐらいの年間を通しての観光客、これは大きなところに比べれば仕方ないと思いますが、塩竈市としては、この観光客数による経済効果というのはどのぐらいを見ているのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 観光の消費額ということでちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、平成24年県発表の動態調査に基づきます算出ということになりますと、日帰りですと、県内の方々ですと、1人当たり4,500円ほど、そして県外の方は1万円ほどというようなことになっています。それから、宿泊になりますと、県内ですと2万6,000円ほど、1人、それから県外からいらっしゃった方ですと3万6,000円ほどというようなことになりますので、こういったところをちょっと掛け合わせをしていくというような状況になるかと思えます。ちょっと単価ということでの答えとさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 何か向こうのほうでいろいろ話していますけれども。

○副議長（伊藤博章君） 浅野議員、どうぞ。（「経済効果」の声あり）答弁漏れある。佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 済みません、お答えさせていただきます。

平成28年度の一応観光消費額ということでございますが、単位が億円ですので、111億9,000万円ということで試算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 平成28年、111億円。それは塩竈市のですか。違いますよね。塩竈市の効果ですか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 塩竈市のということで結構でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。とにかく観光の交流人口ということが、今私何を聞きたいかといいますと、国もこの観光事業に今物すごく力を入れているわけですね。特に、オリンピックの前としてインバウンドとか海外からのお客様を大変お呼びしているという状況の中で、果たして塩竈市にはどれだけの効果があるのかなど、そういった現状を知りたいと思いました。さまざまな観光事業がありますけれども、どうしてもリピーターの方とか、また新しく観光客が来るとか、それからどの辺から観光にいらしているのかと、そういったデータとかはとられていますでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） データの取り込み等につきましては、去年ちょっとアンケートとかを入れまして、まさにことしにかけてもちょっとアンケート調査をさせていただいております。そういった中で、現在、ことし塩竈市の観光ビジョンを作成するというので今進めておりますので、そういった中でちょっと明らかにさせていただきながら、またまとまりましたらちょっとご報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今観光ビジョンというお話がありましたが、国のほうでは「明日の日本を支える観光ビジョン」というものを推進している上で、戦略的なビザの緩和とか免税制度の拡充などで訪日外国人旅行者の数がここ数年2,000万人を超えていると。旅行消費額も3.5兆円を超えています。さらに、2020年にはこの旅行客数を2倍に、また消費額も3倍にふやそうというのを目的として、着実にこのインバウンドの政策が成果を上げているとお聞きをしますが、残念ながらその流れがなかなか東北には流れてきていないと。それで、昨年から東北観光復興元年と位置づけて本格的に東北の観光に着手したと。本市がこのことについて、今部長からもお話がありましたけれども、どのような取り組みを展開しているのか。アンケートのほかにも具体的にお聞かせください。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 観光復興元年の取り組みということでございます。今委員からおっしゃっていただきましたように、国のほうでは平成28年を東北の観光復興元年ということで定めまして、さまざまな取り組みをいただいております。確かに東北に対するインバウンドの流れというのはまだちょっと弱いというようなこともありまして、東北観光復興対策交付金というのが創設されたところでございます。本市では、これらの交付金事業にいち早く手を挙げさせていただきまして、平成28年度を本市のインバウンド元年ということに位置づけまして、インバウンド資源発掘プロモーション事業ということで取り組ませていただいております。昨年度は観光資源の発掘、あるいは受け入れ施設の現状把握、こういったところを目的としました調査事業を行ったところでございます。そして、その中では、やはり歴史や食、あるいは地理的にも仙台・松島に近いというようなそういったいわゆる強みというものを確認するとともに、その一方では、やはり外国人にとっても有用とされておりますWi-Fi環境がまだまだ弱いといったような弱み、そういったものも改めて認識をさ

せられたところでございます。

また、その一方でプロモーション事業ということで、先般の決算特別委員会のほうでもお答えをさせていただいたところでございますが、ターゲットに設定をさせていただいた台湾、タイ、そういったところで東北観光推進機構や仙台市と連携いたしました現地でのPR活動、それから現地旅行会社、出版社の訪問によりまして横の関係をちょっと構築できたのではないかなというふうに考えているところでございます。

現在までの取り組みは以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。さまざまな今台湾とかタイに的を絞ってということでこの間も決算特別委員会でもお話を伺いました。昨日、仙台空港において格安航空会社がいよいよきのうから台湾に就航したと。それで、ほかのものも合わせると毎日台湾との発着が可能になったということで、ニュースにも取り上げられておりましたけれども、これこそ塩竈市にとっても最大のチャンスじゃないかなと思っておりますが、それに対する取り組みはどのようにお考えになって、もう既に何か手を打っていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 今タイという話が出たところでございますが、今年度、先ほど申しました昨年度の成果を生かしながら、いわゆる外国人目線での受け入れ課題、SNSでの魅力の発信を含めましたモニターツアーとか、あるいはタイ映画のロケ地勧誘の働きかけとか、そういったところ、あるいはタイに対しまして塩竈からおすしの職人さんを派遣してPRするというようなことをちょっと進めさせていただいておるところでございます。

またそのほかは、これはちょっと台湾ということになりますが、出版社等から提案をいただきたいいわゆるファミトリップというような制度がございます。台湾の記者に取材をしていただきながら、こういったところを逆に向こうでPRをしていただくというようなこととなりますが、そういったところを取り組ませていただいているというような状況でございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今インバウンドの取り組みについてさまざまお聞きいたしました。そういった意味で、この東北の観光キャンペーンですけれども、特に観

光庁ではこの訪日観光旅行者を地方に誘客を図るために複数の広域観光の周遊ルートを描いていると。それを認定して地域が推進する取り組みをパッケージで支援して海外に強力に発信してと。東北は東北ならではのこの広域観光周遊ルートを形成していく。国が設定した日本の奥の院・東北探訪ルートと称して青森から福島まで縦に美しい東北の四季折々、また歴史、それから食の文化を探訪するルートがつくられていると言われておりますけれども、塩竈市もこのルートにどのようにかかわっていくのか。

それから、多賀城市さんでは、来年開催される東大寺展がきっかけに観光にも力を入れていこうということですが、歴史的にもかかわりの大きいこの塩竈市にとって、多賀城市、松島町を含む広域観光のあり方を考えて、ぜひ観光ルートのアピールをしていってはいかがかと思っておりますが、その辺について伺います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 広域観光ということで、国が設定いたしました日本の奥の院・東北探訪ルートなどの周遊ルート、そういったものにどうかかわっていくかということでございますが、この東北探訪ルート、こちらにつきましては、今ございましたように、インバウンド誘致を図るために国が認定をしたものということで、「明日の日本を支える観光ビジョン」で東北観光の拠点と位置づけられました仙台・松島地域、塩竈も当然含むということになります。こちらと東北の各観光地を結ばれているという状況でございます。

本市は、今申しましたように、仙台・松島地域に位置する地理的な利点というようなものがございまして、松島“湾”ダーランドや民営化した仙台空港、東北・北海道新幹線、それから岩手・山形にまたがります伊達な広域観光圏、そういったところとの連携強化によるPRが必要というふうに考えております。

例えばでございますが、東北を訪れるアジア圏の皆さんの趣向に合わせて、本市ではさまざまな種類を楽しめます塩竈神社の桜、あるいは紅葉、または新鮮な海産物や寿司など、そういったものが食べられると。自然と食の魅力、また欧米圏の皆様には、塩竈神社のほか旧えびや旅館など、歴史的な建造物やお祭り、酒蔵、あるいはミシュランガイドでご評価をいただきました飲食店等を売り出していきたいというふうに考えております。

それから、東大寺展ということでお話がございましたが、多賀城市、松島町との広域観光ということでは、日本遺産、政宗が生んだ伊達な文化などの連携など、歴史的な結びつきを生かしました駅長オススメの小さな旅、あるいは女子旅、こういったものを実施させていただ

いております。来年の東大寺展につきましてはもちろんでございますが、ちょうど松島町でも瑞巖寺の落慶法要等も行われるというご予定もございますので、こういったところ、連絡をとりながら広域での連携について取り組んでまいりたいということで、今検討させていただいております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 本当に盛りだくさんな内容かと思っております。ぜひこういったことを市民挙げていって、観光交流課とかそういった連絡網だけでなく市民全体がそういったお祭りに参加していくという、そういった機運をまずつくっていただきたいと思っております。

それで今本市のたくさんのお客様をお聞きしましたが、本当に塩竈市におきましても、この四季折々の景観、それから1,000年の歴史がございます。また、豊かな文化と多彩な食文化は本当に塩竈市にとって観光の宝であります。この夏宮城県が開催地となって行われた全国高等学校総合文化祭、みやぎ総文2017で小倉百人一首かるたの部門がこの本市で3日間にわたって行われました。塩竈と読み込まれた歌が古今和歌集を初め、もう600首以上、それ以上ですかね、あると聞いて私も大変驚きましたけれども、昔都人の憧れだったこの塩竈、今も京都市下京区に塩竈町というのがあるそうですが、いかに塩竈とのかかわりが深かったことか物語っていると思います。先日、私は独学でこの塩竈市について歴史を調べ上げ塩竈物語を自費出版された方にお会いして、光源氏のモデルと言われた源融とか、それから松尾芭蕉に関連した名所などもたくさん教えていただきました。これらの宝が本当に塩竈市、あちこちにちりばめられていることにびっくりもしましたし、また誇りも思いました。ぜひこの宝を磨き上げてどう観光に結びつけていくのか、本市の取り組みについてお聞きしたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 本市の数ある魅力をどのように生かしていくかということでございますが、今議員からもご発言をいただきました源融、あるいは松尾芭蕉など、歴史文化を含めまして本市にはさまざまな観光資源があるというのがございます。各分野の方々との連携になります資源の磨き上げ、まさに今おっしゃっていただいた磨き上げでございますが、その磨き上げとそれぞれの旅行客のニーズに合わせて魅力的な観光商品の造成ということを取り組まなければならないと思っております。

また、それらの資源を有機的に結合させまして、ターゲットごとに五感といいますかこういったところを刺激するような効果的な情報の発信、これが重要と感じております。きのう一般質問でもございましたが、やはり広報していくということが一つのポイントになってまいるかと思えます。

1つ目として、やはりSNSやホームページ等を使いました情報発信、これが不可欠というふうには考えております。最近旅行形態というのが個人旅行にシフトをしてきているという中では、やはり魅力を体感した方がみずからの口コミで広めていくと、これが非常に大きい影響力があるというふうに感じておるところでございます。いつでもどこでも自分の知りたい情報を取得したいというふうな多くの観光客の欲求を満たしながら情報を拡散していただくような、ちょっとそういったところに取り組んでまいりたいというように考えております。

1つ例として挙げますと、現在取り組んでおります動画のCM、こちらにつきまして、今後季節ごとにターゲットを絞った内容で発信をしてまいりたいと思えます。それとともに、観光物産協会が携帯端末での使いやすさ向上と多言語表記に今取り組んでおりますホームページ、それから松島“湾”ダーランドのフェイスブックや宮城県観光連盟のホームページ、そして青山学院大学さんで作成していただきましたウェブマップ、こういったところを活用した情報発信を進めてまいりたいと思えます。

2つ目としましては、旅行企画の冊子とかポスター、こういったものもやはり有効なPR手段であるというふうに考えておりますので、今後も活用していきたいと考えております。具体的には、ことし新しく作成をいたしました塩竈のポスターがでございます。組み合わせているタイプで通年型、1年を通して使えるタイプということでつくらせていただきましたので、こういったところをイベント等で掲示していくことや、あるいはJRさんとの連携でJR発行の各冊子、これは発行部数が約28万部ということを言われておりますので、そういったところに記事を記載していただくとか、そういったことでさまざまな旅行紙面を最大限に有効に活用してまいりたいというふうな考えているところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。ミシュランの私も本をちょっと見させていただいたら、塩竈市のお店が3店舗か4店舗ぐらい掲載されていて、本当にもうミシュランの方も塩竈市に来て食べていらっしゃるんだなというふうに思いました。ああいったことをどん

どんPRしていただけるといいかなと思っております。本当に最近では動画というのがかなりの発信力がありますけれども、本当に何か一方通行的な部分がありますので、ぜひそういったコミュニケーション、今回宮城県のほうでも何か観光のSNSに対してアップしたときに何か商品が出るようなことをこの間ちょっと新聞等で見た記憶がございます。何かそういった部分で刺激になるようなことをしていただければ、たくさんの宝が、せっかくの宝がこのままではますます埋もれてしまうのではないかなと思っておりますので、お願いいたします。

では、最後に、教育観光の推進についてお伺いしたいと思います。

震災から6年半たって、被災地はまだ震災の爪跡が大きくて観光が激減しておりました。ただ、交通網がだんだん整備されることによって、その震災の風化を防ぐためにも積極的に被災した小学校とか、また津波で何もなくなった地域で語り部の方たちが県外からの方々やまた修学旅行の方をお呼びして、そこで観光に結びつけているということは、よくテレビ等で見させていただいております。本市も被災からたくましく今復興しようとしている姿を示しながら、先ほどから言っていますように、この1,000年の歴史の文化、これも同時に学べるという学習旅行をぜひ推進していただければいかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 浅野議員から震災遺構や塩竈の歴史文化をめぐるような高校生向けのということでもよろしいんですか。高校生向けのパッケージはどうでしょうかというご提案でありました。伊達な広域観光圏では、高校や中学向けの教育旅行の誘致を今現在も積極的に取り組んでおります。本市では、実績といたしまして、京都府、あるいは愛知県の高校生の方々が塩竈市を訪れていただいているところであります。本市には震災遺構という形では残してはおりませんが、マリゲートの隣に今防災センターを建設途中であります。この中には東日本大震災のまずは悲惨な状況を体験いただけるような仕掛け的なものも講じてまいりたいと思っておりますし、何よりも、例えば仲卸市場に行って塩竈のまさに秋の味覚であります三陸塩竈ひがしものをご堪能いただくでありますとか、あるいは鹽竈神社等を中心としたモニターツアー的なことも取り組んでいただけるのかなと思っております。また、先ほど来、浅野委員からPRをいただいております歴史的な観光ということからいたしますと、まさに源融公まで時代がさかのぼるわけでありまして、江戸時代には芭蕉が奥の細道をたどっていただいたと。さらには、幕末から明治維新にかけて、フランスの戦術顧問の方が訪

れた際にスケッチした絵などもまだ残っていると。そういったものを高校生の方々がどう受けとめていただけるかと。そして、その旅の行き着くところが私は浦戸でないのかなと思っております。浦戸は、震災遺構という形ではありませんが、いまだ震災の姿が残されている。でも、そこから立ち上がった島民の皆様方の心意気こそが高校生の方々にぜひ体験をしていただければと思っております。コンテンツをふやすだけではなくて、本当に訪れていただいた高校生、中学生の方々の気持ちの機微に触れていただけるようなそういったツアーを形成し、全国から多くの方々にご来訪いただけるよう、なお努力をいたしてまいります。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） ありがとうございます。今まさに市長が浦戸を訪れていただきたいというお話がありました。私、宿泊人数、先ほどお聞きしましたが、もうどうしても塩竈市には宿泊の施設が足りないというか少なく、結局日帰りの方が多くなるのが現状と思っています。それで、ちょっと提案なんです、先ほど震災で本当に住居が流されてしまって、まだいまだ手つかずの部分が寒風沢にございます。すぐ桂島等の海水浴場もございますけれども、そういったところをぜひ今後キャンプ地として整備していただいて、台湾、それからタイの方たちはなかなかそういったアウトドアの志向はないとお聞きしましたが、欧米の方々、そういった方々にもぜひ足を運んで、また今言った学生の方たちが夏休みとかにそういったキャンプ場で自然を体験していただくというふうな変わった形の宿泊ですね、ホテルとはまた違う意味でのアウトドアタイプの宿泊なども塩竈市ならではの観光の誘致の一つではないかなと思っておりますので、ぜひその辺、ご検討いただきたいし、また最後にお聞きしたいのは、今後塩竈市の観光客、どのぐらいを目的に、このインバウンド政策など合わせてどれぐらいの数値を目的にされていくのか、その辺をお聞きして質問を終えたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 観光客の入り込み数の目標であります、今観光ビジョンを作成中であり、その中で、塩竈市の観光客入り込み数の具体的な数値を掲げさせていただきたいと思っておりますので、もうちょっとお時間をいただければ、さまざまな裏打ちされた数字をご報告ができると思っておりますので、若干お待ちをいただければと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 3番浅野議員。

○3番（浅野敏江君） 寒風沢のキャンプ場についてはいかがでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 島民の方々、本当に表面的には元気になっていただいておりますが、心情をお察しいたしますと、やっぱり東日本というものが島民の方々の心に与えた影響というのは相当に大きなものがあると思っております。そういった方々のお気持ちもくみ取らせていただいた上で、島民の方々にどういった逆にツアーであればお迎えできるかというようなことをまた問いかけさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

16番伊勢由典議員。16番。

○16番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして9月定例会の一般質問を行う伊勢由典でございます。9月定例会、大変お疲れだと思いますが、最後のトリでございますので、どうか最後まで全力を尽くして質問を行います。また、市長の誠意あるご回答も重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

質問の第1番目は災害公営住宅の家賃値上げに絡んだ質問でございます。

塩竈市災害公営住宅、390戸が完成して、直近の報告では7月末現在316戸が入居し、そして今後入居予定戸数は16戸と報告されております。一方、入居6年目から家賃の値上げが始まります。被災者の方で2DKにお住まいのご夫婦の方から、年金で月々、2月で約14万円ぐらいなんではないでしょうか、現在の特1の家賃で5,800円だというふうに言われましたが、やはり家賃、6年目から引き上がって11年目からの2万円を超えることに対して大変不安な言葉が語られました。

そこで、質問の1点目は、決算でも確認しましたが、災害公営住宅、入居後の家賃の引き上げがどのような形で引き上げられていくのか、まずその事実確認をさせていただきたいと思っております。

次に、質問の2点目は、入居者316人の中で、家賃軽減を受けている、現在、世帯どのぐらいいらっしゃるのか。決算では既に明らかになっておりますが、おおよそどのぐらいなのかお聞きをいたします。

質問の3点目は、低所得者への家賃軽減を据え置きし、継続する考えがあるのかお聞きをいたします。

あとは、あとの関係、越の浦漁港の公共トイレの設置、震災復興集中期間後の塩竈市の公共事業、あるいは塩竈アフタースクール事業と子供の貧困、のびのび塩竈っ子プラン、隠れ待機児童問題、そして浦戸の瓦れき廃棄物の撤去業務委託については、自席にて質問を行います。どうかよろしく願いをいたします。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢由典議員から東日本大震災の家賃の引き上げというご質問であります。これは減免制度でよろしいんですよね。引き上げじゃないんですよね。聞いておられる方々がびっくりするかと思いますので、ぜひ、おわかりで聞いておられるんだと思いますが、できますれば正確な言葉を使っていただければ大変ありがたいと思います。

東日本大震災特別家賃低減事業に伴う10年間の家賃減免についてのご質問であります。これは東日本大震災後に国において新たに制度化されたものでございます。災害公営住宅への入居者のうち、特に収入の低い世帯の方々、政令月収が8万円以下の方々に対しましては、通常の公営住宅と同様の家賃負担額から家賃の引き下げを行い、当初の5年間は引き下げ後の家賃となり、以降6年目から10年目まで段階的に通常の家賃へと引き上げ、11年目以降は公営住宅の家賃となる制度であります。ただし、公営住宅になりましたも、収入等によりまして家賃の減免というのは当然継続されるものと思っております。

次に、入居世帯のうち、減免を受けている世帯の状況についてのご質問でありました。平成28年度末現在で、議員からのご質問の世帯数と若干違うかと思いますが、私どものほうで把握している数字でありますので、ご理解いただきたいと思っております。災害公営住宅には214世帯が入居いたしており、うち171世帯の方々が増免を受ける世帯となっております。減免額が1,882万円、減免世帯の割合は79.9%となっております。

次に、この制度を継続する意思はというご質問であったかと思いますが、この制度につきましては、10年間ということであります。11年目以降につきましては、本来の市営住宅家賃をご負担をいただくこととなりますので、ご理解をお願いを申し上げるところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 大変失礼いたしました。おわび申し上げます、前段。

そこで、この関係で、先ほど10年までは減免をする、11年目からは通常の本家賃というんで

しょうか、そういうものになっていくという趣旨のご回答がございました。

そこで改めてお聞きをしたいと思いますが、この災害公営住宅を390戸建設して、いろいろ決算の中でも明らかになったと思いますが、建設費用、総額でちょっと確認をさせていただきたいと思います。どのぐらいの経費がかかったのか。

○副議長（伊藤博章君） 鈴木復興推進課長。

○震災復興推進課長（鈴木良夫君） 災害公営住宅に係りますところの総事業費ということでお答え申し上げたいと思います。災害公営住宅につきましては、全体で約150億円ほどの事業費のほうを採択いただいております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） それで、そのうちたしか決算の中でも起債等々、あるいは災害復興交付金、市費も入っていると思うんですが、おおよそどのぐらいのこういった財源上の組み立てになっているのか、確認させてください。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 財源スキームとしてのお答えになるかと思います。災害公営住宅については、事業費の87.5%が復興交付金が充当されまして、残りの12.5%が地方債の発行。この地方債については、元利償還金を家賃収入でもって充てるというのが基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） おおよそどのぐらいの金額なのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 平成28年度決算では平成28年度借り入れは10億2,930万円という地方債を発行させていただきました。先ほど復興推進課長から答弁申し上げました150億円ベースですと、全体として18億円ほどの地方債が発行されるであろうという形になります。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうしますと、残りざっと132億円が復興交付金なり、市の市費ということで捉えてよろしいんですか。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 災害公営住宅整備事業、全てが補助事業ではございませんで、単独事業等もございます。ですので、正確な数字はなかなか難しいところですが、おおむね復興交付金とあと先ほど申しました地方債と、あとは単独、一般財源、こういったスキームになるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、18億円の起債を借り入れして建物を建てたという枠組みになっているようです。そこで、その起債の償還の期間、あるいは利子にかかる大体経費、どのぐらいなのか、おおむね確認をさせていただきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 災害公営住宅の地方債は公営住宅施設整備事業債という地方債なんですけれども、木造で償還期間が20年、鉄筋が25年、据え置きが3年ないし5年という形になっています。地方債ですと、今はおよそ0.2%程度が地方債の利率になりますので、計算しますとおよそ六、七千万円ぐらいが利子としては加算されるのかなという形になるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） はい、わかりました。

そこで、先ほど市長の答えの中にも11年目以降から市営住宅の本家賃になりますとこういう話でしたが、先ほど被災者にとっては本家賃に戻ることも自身にもやはり非常に負担を感じるというふうに私どもも聞いております。そこで、こうした災害公営住宅の家賃の低廉化事業は、決算でも明らかになりましたけれども、あるいは東日本大震災の特別家賃低減制度というんですか、こういうもので総額で現時点で9億4,000万円ほど予算といいますか積み立てられているようですが、今後こういった予算についてのいわば積み立てがどのぐらいまで想定されるのか、わかりますか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 家賃低廉化事業ですとか、あるいはあと特別家賃低減事業、こういったものは毎年の家賃のほうの収入額の算定がありまして、それに不足する部分について国のほうに申請して補助金の交付を受けるというような仕組みになりますので、今後どれくらいの金額になるかというのはこれからの積み上げというふうなことになります。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） およそわかりました、全体。

そこで、そういったことで、私どももやはり住んでいる方々の不安をどうはかるかということで、7月29日に政府交渉に参りました。行ったのは曾我議員とそれから小高議員、天下県議ということでしたが、そこで、例えば一つの具体例で災害公営住宅へ入居した75%が政令月収8万円未満だということも含めて、ぜひ家賃のそういった減免を継続してほしい的な話をやってきました。その際、公営住宅の家賃については、入居者の個々の条件等を勘案して地方公共団体が独自の減免を行うことができる制度となっているので、地方公共団体での検討をというふうに国土交通省の担当の方からお話がありました。そうしますと、今後、どのくらい家賃が2つの事業で来るかというのは、それぞれそういった家賃収入算定を受けての補助の申請と、年度末の関係になっていくと思うんですけれども、そういった今後期間としてはどちらも20年、あるいは10年という長期間にわたるさまざまな補助を国から交付されるということですので、そうすると、その辺を生かして家賃の減免に処するべきではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） この制度、どちらもそうなんですけれども、被災自治体では短期間に多くの災害公営住宅を整備することになり、整備後の維持管理費、そういった負担も非常に大きくなるというふうな心配がされました。特に、施設の維持補修工事、そういったものも今後必要となってきますので、将来的な財政負担について何とか支援をする措置がないかというふうなことでこの制度が取り組まれた経過がございます。通常ですと激甚災害で4分の3というような補助なんですけれども、例えば今回のほうの家賃低廉化事業などについては8分の7というような率で支援をいただいております。ただ、公営住宅の維持管理については、先ほど財政課長が申し上げましたように、基本的には家賃の収入とそれからこの市場家賃と実際の家賃との差額を埋めるためのこの低廉化事業の補助金、これでもって埋めることになるわけなんですけれども、これについては災害公営住宅も同じ仕組みとなります。た

だ、当初、聖域によりまして例えば地方債の額も少ないということがございます。それから、今後、維持補修費、そういったものもかかってきます。ことし3月策定の公共施設等の総合管理計画、この中でもお示ししておりますけれども、法定耐用年数の2分の1の期間経過後においては、建てかえ費用の6割程度、そういったものが維持管理費用ということでかかってしまうということもございます。これを国のほうではある程度負担軽減のためにこの制度を使って、要するに補助するというのがもともとの考えとしてありますので、我々としては適正な維持管理を行うためにこの資金を有効に活用していきたいというふうに思っております。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 全体の枠組みはわかりましたし、やはりさまざま法定の関係もあるようですが、いずれにしても差額を埋めるということも含めて、こういった2つの交付金があるんだというのは承知をしたところです。しかし、そうはいつでも、やはり災害に遭われた方々の暮らしを考えていく場合に、ぜひともこういった、国のほうでも自由に自治体の判断で任せますみたいなご回答でしたので、今後ぜひ検討していただいて、家賃のこういった低廉事業を入居者のための、入居者の皆さんの利するような事業としてぜひやっていただければというふうに思います。

じゃ、議長、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

次に、質問で通告しておりましたが、宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所、ここを県から借りて、越の浦漁港というんですかね、そういう名前でも今店舗が開設されております。そこで、実はそういった方々も含めてその場所に公共のトイレの設置という声も上がってきて、実はそういった声を紹介をして、6月7日、塩竈市の副市長のほうにも漁港機能増進事業というものがありますよということで塩竈市に紹介をいたしました。簡単に言うと、トイレ設置が可能な事業だよという意味合いの関係でそういったものが新設されているようです。そこで、そのことも含めて、この塩竈市と関係者、宮城県等の対応について、現時点でどうなっているのか、お聞きをしたいと思っております。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） 越の浦漁港地区へのトイレ設置についてお答えをさせていただきます。

ただいま議員からありましたように、このトイレ設置につきましては、漁港利用者でありま

す宮城県漁業協同組合塩釜第一支所からご要望いただいたものということでございます。現在の状況でございますが、漁港管理者であります宮城県におきまして、越の浦漁港を利用している漁業者の利便性向上、こちらを図ることを目的といたしまして、水産庁の漁港機能増進事業を活用した整備に向けまして国の平成30年度事業に対して概算要望したところであるというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そうしますと、これは新年度に向けての予算を現時点での概算として出しているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） そのとおりでございます。平成30年度事業としての概算要望を上げたという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。ぜひ関係者の方々の切なる願いといえますか要望ですので、ぜひ塩竈市としても鋭意取り組んでいただきたいというふうに思います。これは、国のほうの期間としては平成29年度から平成33年度というふうに、事業枠が平成29年度、それから平成30年度、平成31年度……、向こう5年間と、これからの事業ですけれども、いわば5年間の期間の実施期間の中でということ考え方が示されているようです。そうしますと、何となくうまくいけばいいなと思うんですが、この辺の関係で概算要求で出されているというのは承知したところですので、今後、国への働きかけ、県への要請というのは、どんな形で進められていくのでしょうか。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） あくまでもこの漁港というのは県の管理漁港ということになりますので、漁港管理者であります県が今そういう形で国といろいろ交渉していただいているということでございますので、まずその推移を見守らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。何とかうまくいけばよろしいのかなというふうに捉えるところですよ。

次に、質問の3番目として、塩竈市の震災復興、東日本大震災の集中復興期間後の公共事業についてどうなるのかなということについて質問をしておきたいと思います。

集中復興期間全体としては、たしか聞いたのでは集中復興期間採択事業として586億円ということで、聞いております。したがって、平成32年度で集中復興期間が終了するわけで、徐々に経済の柱である建設業の復興需要は終了しつつあるのかなと思いますが、今後の震災集中復興期間終了後の公共事業のあり方、塩竈市の公共事業のあり方について、どのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 答弁、佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問が震災復興期間以降の公共事業というご質問ですかね。今議員のほうからお話しいただきました五百数十万円というのは、恐らくは復興交付金事業ではないのかなと思っております。その他災害復旧事業、あるいは魚市場の建てかえ工事に活用しました事業費等を合わせますと、この期間の事業費が約1,200億円であります。それらについては、もう既に7割を超える、8割近い部分が契約済みでありますので、平成29年度中に一定の方向性がもう明らかにできる環境になるものと思っております。したがって、公共事業につきましても、予算規模は一般会計予算が震災前の200億円という数字に戻っていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） そこで、塩竈市の改めて建設業のこの概要をちょっと見させていただいたんですが、かなりの建設、そうですね、全体の事業をしていらっしゃる方々、これは水産業も含めて、そのうちざっと塩竈市の統計を見ると、9%ぐらいの枠になっているんですね。ですので、そういった点からも、やはり地域経済の一つの柱だなというのを改めてつくづく考えさせられたところです。

そこで、確かにそのとおり、200億円ベースでの事業の進め方にならざるを得ないと、一般会計でというふうには、それはわかりませんが、例えば宮城県ではこういった新・みやぎ建設業の復興プランというものを立てて、震災復興後のある程度考え方を示す。やはり地域の経済の中で建設産業の将来を考えるということで、公共事業の見通しというものも示して、そ

してその地域の担い手をつくる上でのそれなりの計画を具体的に示しています。

さっき浅野議員のご質問の中で、観光プランというものが策定中だということをご回答されたわけですが、例えばそういう塩竈の建設業の今後のいわば進め方、いろんな考え方はあるかもしれませんが、そういったプランニングと申しますか、こういう方向で建設業をさらにこの地元の経済の柱として進めていくという考えがまずおありなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） それでは、私のほうからは新・みやぎ建設産業振興プランにつきまして、概要についてご説明させていただきたいと思います。

これは宮城県において策定されているものなんですけれども、震災前にも策定がなされております。今回震災後に改定されたというふうな中身になります。宮城県において、震災復興後の建設投資額の大幅な縮小、就業者の高齢化と担い手不足の進行及び本格的な維持管理時代の到来並びに今後の大規模災害に備え、産学官連携による新たな建設産業振興策を講じるため、平成28年3月に策定がなされております。

このプランは、産学官連携による建設、維持管理事業の高品質化と担い手の確保、育成の推進を基本方針としまして、技術力・経営力を伸ばす、地域を支える、担い手を育てる、災害から守るの4つの基本目標を掲げ、平成28年から平成31年までの4年間の計画となっております。

本市におきましても、地域経済の維持向上の面から、今後このプランの内容について研究してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 先ほど9%と言いましたけれども、改めてちょっと数字を見ますと、建設業、平成27年度の塩竈市統計書で見ると、平成24年、241事業者、働いている方が1,383人、平成26年度が264人、1,632人と、若干は減っているものの、9.7%の構成になっております。そうしますと、やはり大事な塩竈の地域経済の支えなのかなと思うんです。先ほど建設部長のほうからお話がありましたが、こういった県のプランを一つベースにしながら、塩竈市としても今後震災復興需要は終息するというのは当然予想されますので、その辺のお考えがあるのかどうかということで、再度確認をさせていただきます。県のこういったものを一つのベースにしながら、塩竈市としてのいわばプランニングを考えているのかどうか、確認させてく

ださい。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤達也君） 前段申し上げましたように、このプランを我々のほうも研究させていただきます。まずあとは事業者の方々ともいろいろと協議をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 大事なことですね。事業者抜きに協議というのはないでしょうから、塩竈市のそういった事業の今後のあり方について、しっかりと検討していただければよろしいのかなというふうに思います。それで、決算でも大分指摘はしましたが、改めて地元企業です。地元企業の建設業のやはりあり方。特に総合評価方式の見直しをしますというふうには言っていましたので、そこも含めて今後そういった地元の建設業にきちんとそういった適正な評価が行われるように、よろしくお願ひしたいと申します。

これはこれで終わらせていただきたいと申します。

次に、塩竈アフタースクール事業について確認をさせていただきたいと申します。

塩竈アフタースクール事業の進捗状況というのは所管の常任委員会のほうに報告がされました。これを読んで、改めて現状について再認識をしたわけです。例えば、その調査期間が今年の2月14日から21日までで、調査対象は小学校の児童2,419人の保護者の方々への調査で、回答率が2,241、92.6%というふうに非常に高い数値での回答だったと申します。私どものアンケート調査の中では最も高いのかなと申します。ここで、子どもの貧困法というものが制定されてはいるんですが、前段の議会でも塩竈アフタースクール事業のかかわりでアンケート調査を行うということで、健康福祉部長のほうからも回答があったと申します。

そこで、このアンケートから見えてくる塩竈市の子供たちの、あるいは保護者の全体像といひますか、そこで見えてきた課題、見えてきた像といひますか、そういうものについて端的にお答えしていただければと申します。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 6月定例会で伊勢議員から貧困の問題、子供の家庭の貧困の問題、ご質問いただきまして、アフタースクールで2月に調査をいたしました。そのアンケート結果については8月の所管の民生常任委員協議会のほうでご報告を申しますということで、報告をさせていただきます。その結果を端的にと申されましたけれども、結果としては200

万円未満の年収の家庭の児童については、学習時間が同じように短いというふうなのが見えてきましたし、それから世帯所得500万円以上の世帯の4割以上が塾、習い事をしている一方、世帯所得200万円未満の世帯においては、その約半数がどこも利用していないというような回答となっております。その理由としては、利用していませんということの25%の方が収入が少ないからというふうなお答えをいただいております。さまざまなアフタースクールという放課後の子供の居場所について世帯収入と関連しながらアンケートをとらせていただきましたので、その結果に基づいたアフタースクールの事業展開、教育的な居場所と福祉的な居場所、その2種類について平成29年度から拡充してまいりたいということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 200万円以下の方々ですね、大体私も読んでみて、改めて非常に痛感するところです。貧困がそういったことで教育、福祉に及ぼす影響というのは大きいなと思いました。例えば、現在利用提出している放課後の居場所ということで、回答の中で一番高かったのは、例えば200万円以下の方でいうとどこも利用していないという方々が結構いらっしやって、それからその前段、学習面、あるいは食事面でも、例えば学習面でも、200万円以下の方々が、あるいは200万円から300万円未満の方々が15%台で30分ないし1時間の学習時間。あるいは、1日21食のうち1人で食事回数しているという方が非常に多いんですね、これ見ると。十七、八%ぐらいなんですかね、回答数の。そうすると、やはり子供さんたちの居場所をどうつくっていくのかということが課題ですが、おおよそ平成29年度、この回答を受けて、今後実施しようとしていく方向について確認させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今後充実させてほしい居場所ということについて回答多かったのは、低学年の保護者やひとり親世帯、世帯所得300万円未満の世帯においては、夜間や夕食などの提供をしてくれる居場所を希望する回答が多く、世帯所得が上がるほど体験や文化活動を提供する居場所を求めているということがアンケートから見えてきたところでございます。

今後は、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、教育的分野と福祉的分野の双方から居場所づくりを進めてまいります。具体的には、教育的分野といたしましては、小

学校の低学年を対象に教育委員会の協力をいただきながら、協力というか教育委員会の事業としてわくわく遊び隊というものの事業を昨年から始めていただいていますけれども、これの拡充に取り組んでいただくということになってございます。

また、福祉分野においては、地域の皆様と子供がほっとする居場所をつくり上げていく塩竈ほっとスペース事業ということで、地域の小学生を対象に放課後、休日、長期休業中の子供の居場所づくりの提供を地域の方々のご協力をいただきながら、また発掘をしながら創出をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） この間月見小学校に行ってわくわく遊び隊というのを初めて見させてもらったんです。先ほど部長がおっしゃったように、スポーツ団体の関係者の方が来て、あと地域のPTAの方、2人ぐらいいらっしゃったかな。仲よしのほうからも子供さんが来て、それから学校に残っている子供さんがいて、大体80人くらい子供さんが集まっているんなスポーツの指導なり、対応、あるいはスポーツのボランティアの方ですかね、そういった方々のいろんな指導なりを受けていったということです。そうしますと、こういった、例えば一つの側面で、こういったものについて今後、どうも聞くところによると全学校にこれを広げていくという方向ですが、その方向で今後進められていくのかどうか、経費の面もかかると思いますが、そこもちょっと含めて示していただきたいと思えます。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） この事業に関しては、教育委員会と常に連携を図りながら、情報共有しながら進めておりました、教育委員会のほうでは各学校が持っている地域のさまざまな協力者の方の発掘が順調に進んでおりました、それぞれの学校で年度内に開設をするというふうな大きい目標で今年度取り組んでいただいております、順調に進んでいるというふうな報告を頂戴しているところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。そういう子供さんたちの居場所づくりについては、ぜひ力を傾けていただければと思います。問題は、この交付金は地方創生のたしか交付金を使っていると思いますが、3年間の期間ですよ。そうすると、3年以降のやつの財源措置と

というのは当然考えなきゃないと思うんですが、その辺のあり方について確認させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 子供たちをめぐるさまざまな施策をご報告をさせていただきます子ども・子育て会議というのがございまして、そちらのほうでも有識者の方々から同じようなご意見を頂戴しておるところでございます。我々、事業の組み立てをするときに、今も実費分を徴収させていただいております、それをもとに地域のボランティアの方々の費用弁償なんかができるような事業の組み立てで今も組み立てております。その事業を動かす部分に対しては、補助金は入れておりませんで、スタートアップに係る例えば研修であるとか、物をそろえるであるとか、そういったところに補助金を入れているというふうなところがございます。一定程度参加者が集まれば、地方創生の補助制度がなくなっても順調に展開していけるのではないかとということで、この2年間でその事業の足元を固めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） はい、わかりました。多くの方々が参加して枠が広がっていけば、そういったものもできるのかなというふうには思いますので、ぜひこれは今後の課題、教育委員会とそれから健康福祉部と連携していただいて、子供さんたち、保護者の方々がさまざまな面で対応していただければと思います。

次に、公立保育所の関係、あるいは私立保育所における待機児童の関係で質問をさせていただきます。公立・私立保育所の定数は、平成29年2月1日で715人。693人ということで、入所がありました。6月定例会でもどなたか質問されて、4月1日現在で待機はたしか3人だったかな。そして待機児童に含まれない、いわば厚生労働省の基準外と言われている方々の関係で、その隠れ待機児童が76人というふうに答えていたというふうに記憶をしております。

そこで、質問は、そういった点も含めて、この隠れ待機児童について、どのような状況なのか。現時点の直近での情報をお知らせいただきたいと思います。

また、内訳等についても、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 伊勢議員ご存じの上で今ご質問いただいているんだと思うんで

すけれども、隠れ待機児童という定義は、ないんですよ。いわゆる国では、待機児童に含まれない人数ということで、我々6月でもご報告をさせていただいております。

待機児童に含まれない、これをどういうふうな、何種類かあるんですけども、待機児童に含まれない人数として、8月1日現在でございますが、求職活動を休止中、求職活動をしていないという方が8月1日現在で37名いらっしゃいます。それから、認可外保育施設を利用している方が7名、それから特定の保育所を希望されている方が31名、育児休業中の方が16名、合計、保育所に申し込んだんだけども待機児童に含まれないということでカウントされている方が91名いらっしゃると、8月1日の今申し上げた数の合計で91名になっているということでございます。

待機児童に含まれない人数として報告させていただきましたけれども、これは塩竈市の勝手な定義ではございませんで、保育所に入所できる要件というのが、保育を必要とするという方が保育所に入所できるということが、申請できると、入所できるんですけども、要件を満たしているにもかかわらず保育所に入れないという方がやっぱり私は待機児童なんだろうというふうに思います。今申し上げた例えば特定の保育所を希望するというのが国の定義では31名待機児童に含まれないよというふうになっておりますけれども、これはやっぱり特定の保育所を希望する理由がやっぱりあるんだと思います。例えば兄弟がその保育所にいるとか、車がないからこの保育所じゃないとだめだとか、そういうのも今国の定義では待機児童に含まれないというふうなことになっておりますが、もうちょっと今年度の入所申し込みの段階では丁寧に理由を少し分析できるような形で入所申し込みを受け付けまして、本当に塩竈市としての要件を満たしているんだけども入れないというふうなところの真の待機児童の数というのをちゃんと把握していきたいというふうに、そこに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 現状はわかりました。そこで、私ども、改めて自治体の責任としてこういった状況が生まれない取り組みを進めていく必要があるのかなというふうに思うところです。そこで、例えばここでのびのび塩竈っ子プランというのが平成27年から平成31年までの、今平成29年になりますので、あと2年間ぐらいの期間。見直しもそろそろかかってくる時期だというふうに思います。そこで、結論づけて申せば、要するに新浜町保育所の廃止、ある

いは香津町保育所の民営化という、こういう方針、プランになっているわけですし、改めてこういった関係についても、やはりきちんと見直すべき時期に来ているのではないのかなとつくづく思うんです。それで、例えば、決算の資料なんかもよく読んでみますと、私立保育園の需要が必要だと。受け入れが必要だと。あるいは、公立保育所にかかっていると保育需要は高いと。低年齢児の児童の需要が高いと。必要な保育士の確保がなかなかないと。こういう難しさは伴うものの、しかし、やはりこういったものを解消していく上で、自治体のやっぱり役割を私は欠くことができないのではないのかなというふうにつくづく痛感するんですが、改めてお聞きをしたいと思いますが、こういったプランの中に掲げられているものは平成32年度までなのかな、平成32年度までの関係で示されてはいますが、見直しを大胆に図っていく時期に来ているのではないかと。でないと、例えば前段の議論にもありましており、例えば定住のために塩竈市に移住してくるということは一つの案ですよ。考え方でしょうが、しかし、一方でこういった問題も含んで、せっかく若い人が来ても安心して子供さんを預け入れることができないというのも、もう一つの側面です。そうすると、そこも含めて今後考えていかなきゃないと思うんですが、塩竈市の所見なり考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 平成31年までののびのび塩竈っ子プランでございますけれども、伊勢議員おっしゃるように、現在見直しを進めております。どの辺がこう当初ののびのび塩竈っ子プランとずれてきているのかというと、平成29年、ことしの子供の人口の推計でいきますと、のびのび塩竈っ子プランでは2,316人、11歳未満の子供でいるだろうと。5歳未満の子、ゼロ歳から5歳までだと2,004人だろうというふうに推計をしておりました。ところがいほうに変わっておりまして、現在5歳未満の子供は2,079人いらっしゃいます。ですから、子供の数としては75人ほど推計よりいい方向に出ているということになります。これらの方が全て保育を望むということではないかと思っておりますけれども、大体保育は25%ぐらいの方が望まれるというふうな傾向にございまして、そうすると15人から十二、三人、保育のニーズとしては当時計画をつくったよりは高まっているのかなというふうに思っております。それでも平成29年度、国の基準からいくと待機児童3人ということになっておりますが、その待機児童とは言いながらも、市外の認可外保育所に入られたり、事業所内の保育所に入られている方ですので、年度当初としては3人ということになっておりますが、何とかかんとか各

私立保育所、公立保育所の努力で、定員で受け入れてきているということでございます。見直しの中では、新たな制度、小規模保育所であるとか、それから事業所内保育所、そういったものをPRに努めながら、来年度から1カ所ふえそうでございますので、そういった取り組みを支援していくとともに、大事なのは未就学児の保育というか、保育の場所としては、認可保育所、認可外保育所、それから幼稚園がやっぱり大きいところがございます。この3つが連携をして子供の居場所をちゃんとつくっていくということが定住促進と女性の就業に結びつくのかなというふうに考えておるところでございます。幼稚園、ご案内のように3歳以上でございますので、認定こども保育園などへのシフトに向けて市内の幼稚園などと子育て支援課のほうと対話を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 大体现状はわかりました。そうしますと、やはり見直しは現状今の保育ニーズに即して、あるいは人口のさまざまな勘案して、しっかりと計画を立てていただくということが肝要かなというふうに思います。

そこで、残念ながら公立保育所については小泉改革ということで、当時三位一体改革で国の補助金が削減されたという経過がありますから、これは恐らく復活は望んでいるんだろうと思うんです、各自治体とも。それは疑う余地がありません。そこで、こういった保育のさまざまな関係で増設を求めていく声もありますが、今年の3月24日ですかね、参議院の総務委員会で当時の高市早苗総務大臣が今後の財源措置として、それにかわるものとして、正確に言うと事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について事業費補正により70%、あるいは単位費用により30%、合わせて100%を地方交付税で措置するというようなこういったことや、あるいはそれとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉施設整備事業債、起債ですけれども、そういうもののやっぱり財源について明示をしたわけでありまして。もちろん地方交付税ですから起債、それに係る一定の予算の措置というふうに捉えてよろしいかと思いますが、この辺の予算措置も含めた対応なんかを考えていただけるのか、確認させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 今伊勢議員からご紹介いただきました制度、その事業費の何割

というのをお話しいただきましたけれども、何の事業なのかちょっと聞き取れなかったんですけれども、保育施設等の建設事業費に係る地方交付税措置をしているというふうなことなのかなというふうに思っているところがございますが、そういった感じでもよろしいんですか。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 公立保育所の整備費というふうに語っているようです。

○副議長（伊藤博章君） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和君） 整備費については、地方交付税措置をしているといっても、単位、きちんとした地方交付税で措置されているといっても、それがずばり幾ら来ているかというのが議員もおわかりのようになかなか見えない部分でございます。単位措置で幾ら来ているとうことではございませんで、やはりもう今きちんと明確に制度化されている中では、民間が建てる保育施設についてはもう何%だよというのがありますので、なかなかちょっとそこを地方自治体がどうしてもそれを活用してやっていくというふうなことは、検討はさせていただきますし、きのう首相が解散を言った中で、消費税の使い道で子育て支援に振り分けるなんていう話もぼんと出ておりますので、どんなふうなメニュー化がされるのかわかりませんので、そういったのを見届けながら事業展開は考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 申しわけないね。ちょっといろいろ起債の関係で事前に紹介しておけばよかったのかなと思います。そういうのもあるというのは一つ捉えていただいて、今後研究課題にさせていただいて、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、瓦れき処理の問題で、文書質問を行った次第です。そこで、改めて浦戸の瓦れき処理の業務運搬委託というものについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。文書質問では、これは事実確認ですので、これが平成29年4月19日にこういった文書質問を私自身、4月19日に議長に出しました。そこで、文書の中では、瓦れき処理の関係で、通知の違いがあるんだと、撤去委託について。訂正前、訂正後の関係で数字が示されました。よく読んでみますと、結論だけ言えば、瓦れき処理の撤去委託業務については9,786万円の契約額変わりませんと。訂正前の数量がそういったものも含めると1万4,680立方メートルというふうになっておったものが訂正後は1万4,723立方メートルというふうになっておるようですが、

これはそのままの回答で捉えていいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸君） お答えいたします。文書質問にご回答申し上げたとおりの数値ということで結構でございます。

よろしく申し上げます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） わかりました。それで、私も、時間もさほどありませんから、改めて当時の特別委員会の資料をもう一回精査をしたところでは、東日本大震災の当時の特別委員会の資料その14ないしは訂正された15と。点検確認をしました。時間もさほどありませんので、そうしますと、これもう一回確認で、2トンダンプの木質系、2トンダンプのがら系、ということで当時のときに、2013年の7月から10月までこういったものをやったようです。それで、この数字で間違いなしというふうに回答がございましたが、これは一つ一つ実は拾っていきますと、この中に例えば7月の出来高表という一枚物の表があるんです。2トンダンプ、木質、それからがら系かな、そういうものについて全部積算をすると、数量そのもの、1万4,680平米、訂正前の数字といささか数字が違うんですね。このこちらのほうの数字を全部拾っちゃいますと、1万4,593立方メートルになるんですよ。一体これはどういうことなのかなと。これ文書質問ですので、公文書ということになりますわね。公文書に疑う余地がないと思うんです。じゃ、どっちが正しいのか。瓦れきの問題は志賀議員が前段お話ししましたので、公文書として数字の間違いというのは本来はあってはならないのではないかと。その辺の確認をちょっとさせていただきたいと思います。

○副議長（伊藤博章君） 木村環境課長。

○産業環境部次長兼環境課長（木村雅之君） ただいま伊勢議員のほうから調査特別委員会資料、恐らくその14の資料をもとにお話しされたと思います。10月分の出来高精算書の中で、2トンダンプ運搬、木質系で言いますと、こちらのほうは1万335立方メートル、それから2トンダンプ運搬、がら系で言いますと4,345立方メートル。この2つの数値を合わせた数値が訂正前の1万4,680立方メートルになるということで、先日伊勢議員がこちらに来られて説明した際にもご説明した内容になっております。

以上でございます。

○副議長（伊藤博章君） 16番伊勢議員。

○16番（伊勢由典君） 説明は聞きました。7月の半ばごろだったかな。それで、このいわば2トンダンプ双方の実際の根拠になるところはどこですかということを聞いたら、例えば当時の資料でここですと。だけれども、これ数字ずっと積み重ねていくと、途中で修正はしたものがあありますが、実際のところは私が前段述べた1万4,680と言われているものの数字ではなくて、1万4,593立方メートルなんです。何が食い違っているのかよくわからない。どこで一体数字をつくったのかよくわからない。だって、先ほどほら志賀議員が実際には7月半ばまでしか機材とか人が来ていないよということを念押ししてどなたが確認したんですかということを行っているわけですし、そうすると、なぜ私がこういうことを言うかということ、公文書ですからね。やっぱりそれに明らかに食い違うことを言うのはおかしいんじゃないかということ。そこだけ指摘しておきます。

○副議長（伊藤博章君） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤博章君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月26日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 菊 地 進

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二

平成29年 9 月 28 日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成29年9月28日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第50号ないし第61号
(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第5号、第7号及び第8号
(各常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 認定第1号ないし第3号
(平成28年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第5 議員提出議案第6号
- 第6 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

追加日程第1 議員提出議案第7号

出席議員(18名)

1番	小野幸男君	2番	菅原善幸君
3番	浅野敏江君	4番	西村勝男君
5番	阿部眞喜君	6番	阿部かほる君
7番	香取嗣雄君	8番	山本進君
9番	伊藤博章君	10番	志賀勝利君
11番	今野恭一君	12番	菊地進君
13番	鎌田礼二君	14番	志子田吉晃君
15番	土見大介君	16番	伊勢由典君
17番	小高洋君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者	伊藤 喜和 君	市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸 君
健康福祉部長	阿部 徳和 君	産業環境部長	佐藤 俊幸 君
建設部長	佐藤 達也 君	震災復興推進局長	熊谷 滋雄 君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井 敏明 君	水道部長	高橋 敏也 君
市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正人 君
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之 君	建設部次長 兼都市計画課長	本多 裕之 君
水道部次長 兼業務課長	大友 伸一 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
会計管理者 兼会計課長	菊池 有司 君	市民総務部 政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 康則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

午後1時 開議

○議長（香取嗣雄君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番志子田吉晃議員、15番土見大介議員を指名をいたします。



日程第2 議案第50号ないし第61号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第50号ないし第61号を議題といたします。

去る9月11日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」については、港町地区に津波防災センターを設置し、津波等の災害時における災害対策活動及び塩竈市営汽船の運休時における乗員の支援等の拠点とするとともに東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上を図るため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 当該事業の実施に当たっては、関係機関との緊密な連携のもと、事前に非常時を想定した訓練を十分に行うとともに、適正な人員配置を図られたい。

また、津波防災センターまでの避難経路や職員不在時における解錠手順等については、広報による情報発信や誘導サインの設置等による十分な周知に努められたい。さらに非常時の利用については、東日本大震災の伝承施設として伝承に必要な知識やノウハウを有した職員の配置

に配慮され、展示物については防災意識を高める資料の更新を念頭に置き、小中学校や観光客が活発に活用されるよう工夫されたい。

次に、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において津波防災センター運営事業やドクターヘリランデブーポイント環境整備事業、小中学校教育振興援助事業等が計上され、また、債務負担行為において、津波防災センター機械警備業務委託及び体育施設管理運営業務委託が追加され、さらに地方債において、スポーツ施設整備事業及び臨時財政対策債が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業については、ドクターヘリの臨時離着陸（ランデブーポイント）として新たに浦戸寒風沢漁船保管用地が登録されることにより、表示板の設置を行おうとするものであるが、整備後については新たなランデブーポイントの位置をハザードマップに掲載するなど、地域住民を初め、市民の方々に十分認識されるよう周知に努められたい。

1. 就学援助費制度は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施と教育の機会均等を図るため、就学に必要な学用品費等を支給するものであり、そのうち、準要保護児童生徒援助費及び災害児童生徒就学援助費に係る新入学児童生徒学用品費について増額を行おうとするものであるが、今後の事業実施に当たっては、入学前における新入学児童生徒の保護者の経済的負担の状況や他市の状況等について調査、研究を行い、入学前に支援されるよう一層努められたい。

1. 塩竈市スポーツ施設整備事業については、施設の利便性を向上させるとともに、軟式野球大会やソフトボール大会の開催による交流人口の拡大等を図るため、清水沢公園スポーツ施設の整備を行うものであるが、施設の整備に当たって、排水施設等の環境整備とあわせて観客席に手すり等の設置を検討するなど、市民や利用者に寄り添った施設として地域活性化につながるよう努められたい。

次に、議案第60号及び議案第61号は「工事請負契約の一部変更について」の案件であり、いずれも、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第60号については、25-復・交 中央第2貯留管築造工事について提案されたも

のであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号については、27一復・交 港町地区津波防災拠点施設整備事業（建築工事）について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。4番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、被災者支援総合事業の実績の確定に伴う交付金の返還金や小規模保育設置促進事業が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 小規模保育設置促進事業については、認可外保育施設から小規模保育事業を行う施設への移行を促進するために、県の補助金である安心こども基金を活用し、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するものであるが、小規模保育事業を認可する基準の整備については、市の責任において質的な保育環境を確保するとともに、特に安全面については万全を期されたい。

また、入所に際しては、当該事業の対象児童がゼロ歳から2歳までであることについて、保護者からの十分な理解が得られるよう説明を徹底されるとともに、児童の3歳以降の保育施設については、保護者の希望を聴取され、適切に対応をされたい。

1. 清水沢保育所の車どめ工事については、清水沢保育所の保護者送迎専用の停車スペースを確保するため、乗降場を整備するものであるが、清水沢保育所前の県営住宅の敷地を借用することが入居者等に混乱が生じないように整備を進められたい。

次に、議案第55号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、歳

出において、一般被保険者及び退職被保険者等に係る国庫補助金等の平成28年度分の精算に伴う返還金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、歳出において、介護給付費等交付金及び地域支援事業支援交付金の平成28年度分の精算に伴う返還金が計上され、また、債務負担行為において、次期に向けた地域包括支援センター業務委託が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 地域包括支援センターの委託については、浦戸を除く市内の地域包括支援センターが平成29年度末で委託期間が満了することに伴い、次期の委託契約を行おうとするものであるが、地域における高齢者のさまざまな状況を把握した上で、現在の委託事業者に係る事業評価、運営評価を適切に行われ、新たな委託業者の選定に際し、活用されたい。

次に、議案第58号「平成29年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、歳出において、後期高齢者医療広域連合への平成28年度分の納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、資本的支出において、病棟の空調設備改修のための施設改修費を計上し、また、企業債の限度額を増額補正するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 西村勝男

○議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番志賀勝利議員。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月19日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、普通市営住宅及び共同施設の管理を宮城県住宅供給公社に行わせることができるようにするとともに、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の改正を行

おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 市営住宅及び共同施設の管理について、管理代行制度を導入し、宮城県供給公社に代行させることとなった場合、具体的な経費削減効果を議会に報告するとともに、市営住宅等の修繕に当たっては引き続き地元業者の活用に努められたい。

次に、議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」については、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の作成に必要な手続を定めるため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所の整備等に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈市魚市場に係る手数料及び使用料については、今回完成する施設等の維持管理に要する費用を計上しているが、魚市場にかかわる事業者の経営環境が大変厳しい中、急激な負担増にならないよう配慮されたい。

また、魚市場利用車両の手数料が大幅に引き上げられたが、三陸沿岸部の魚市場では無償、あるいは低額の設定であり、他の産地市場との競争に対する支援の観点からも関係業界に対するきめ細やかな対応をされたい。

次に、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、橋りょう整備事業、塩竈市水産加工業従事員宿舍整備事業、清掃工場管理事業及び浦戸地区小中学生乗船料助成事業が計上され、また、債務負担行為において自動車借上料が変更され、さらに地方債において一般廃棄物処理事業及び橋りょう整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、新規施設の使用料、手数料の設定と維持管理費経費の計上を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号ないし第61号について採決いたします。

議案第50号ないし第61号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第50号ないし第61号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第5号、第7号及び第8号（各常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願第5号、第7号及び第8号を議題といたします。

平成29年6月定例会において、民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております請願第5号並びに、去る9月11日の会議において所管の常任委員会に付託しておりました請願第7号及び第8号の請願審査の経過とその結果について、それぞれの常任委員長の報告を求めます。4番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

平成29年6月定例会において、本委員会に付託された閉会中の継続審査となっております請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」については、9月15日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

請願第5号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 西村勝男

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」については、9月14日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

請願第7号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしく審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（香取嗣雄君） 10番志賀勝利議員。

○産業建設常任委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました請願第8号「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願」については、9月19日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

請願第8号については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 志賀勝利

○議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。13番鎌田礼二議員。

○13番（鎌田礼二君） 請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」について質問をさせていただきます。

6月定例会でこれは提出されまして、関係議員からは9月には採択されるよというイメージで私は聞いていたわけですが、先ほどの委員長報告では、慎重な審査を求める意見が大勢を占めたということですが、状況について、再度細かなところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（香取嗣雄君） 4番西村勝男議員。

○4番（西村勝男君） 請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」の審査内容についてお答えいたします。

初めに、本件は6月例会に請願として提出されましたが、平成28年度の決算内容が詳細にわからないということで、継続審査となった案件であります。

本請願に対して賛成の委員からは、平成28年度の決算で、国保の運営状況や基金残高は安定しており、そして他自治体との比較を見ても願意は妥当であると。国民健康保険税の引き下げ決議をすることにより、住民サービス、福祉のサービスの向上につなげ、議会として当局の事務作業を後押しすることもできるというご意見が出されました。

また一方、本請願を継続審査とすべきという意見の委員からは、現在のところ国保運営は安定しているが、市民の高齢化に伴う医療費の増加や、これまでの税率の低減効果により、収支が悪化する可能性が高いこと。平成30年4月から国保運営が県に一本化されることにより、今後保険料の算定額が決まっていないことなど、不安材料が残るため、県の指針を待って引き下げるのがよいのではないかという意見が出されました。

担当課長からは、平成30年度国保都道府県単位化を踏まえ、自治体の立場として運営資金、納付金などがどの程度になるのか、現段階では、年度内に確定し、標準保険税率運営に必要な納付金の額など、数字が公表されるのではと考えています。

以上、委員の発言をもとに、請願第5号の取り扱いについて、国民健康保険税の持続可能な安定運用について協議を重ねた結果、委員全員の意見としましては、国民健康保険税の引き上げについては賛成です。しかしながら国民健康保険税の大幅引き下げの決議については意見が分かれ、採決の結果、請願第5号は閉会中の継続審査と決定した次第でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（香取嗣雄君） 13番鎌田議員。

○13番（鎌田礼二君） 今回の回答の中で住民サービスという言葉が出ましたが、私としてはいわゆるこの国保税の値下げが、国保については最大の住民サービスではないかと考えます。

過日、開催されました決算特別委員会で、市長から、12月には条例を改正し、ということで回答があったと思いますが、当然やはり上げるということはないので、下げるということになるわけですが、そんな中といたしますか、二元代表制の一翼を担う議会の委員会でやっぱり市民の声を伝えて、市民に沿った方向で私は審議すべきだと考えます。それを述べさせていただいて、私の質疑を終わります。

○議長（香取嗣雄君） どうもありがとうございました。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」についてであります。

それでは、採決いたします。

請願第5号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、請願第5号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画による予算拡充の決議を求める請願」について採決いたします。

請願第7号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第7号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第8号「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願」について採決いたします。

請願第8号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第8号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 認定第1号ないし第3号（平成28年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（香取嗣雄君） 日程第4、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

平成28年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。11番今野恭一議員。

○決算特別委員会委員長（今野恭一君）（登壇） ただいま議題に供されました平成28年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託された案件は、認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成28年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第3号「平成28年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件の審査のために、9月13日、20日、21日及び22日の4日間、委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私今野恭一、副委員長には小高洋委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもってそれぞれ認定すべきものと決しました。また、認定第3号については全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 今後の財政運営に当たっては、復興予算などにより建設した施設をこれからの通常の予算規模で運用することとなるため、統廃合を含めた施設の維持、管理、更新計画について慎重に検討をされたい。

また、本市においては今後一層の人口減少が予測されることから、人口動態の把握と人口減少が自主財源に与える影響などについて十分把握し、本市の経済発展のための企業誘致や雇用対策などを成長戦略の大きな柱として、人口減少に歯どめをかける政策の実施とともに一層健全な財政運営に努められたい。

1. 市内循環バス補助事業及びNEWしおナビ100円バス運行事業については、今後は現在の復興関連の財源を当該事業に充当できなくなることから、既存の補助メニューなどの活用とあわせて国に対する要望活動を継続されるなど、新たな財源の確保を図り、事業の継続に努められたい。

また、市内でのイベント開催時などにおける増便については、民間の交通事業者との調整、連携を図った上で慎重に検討され、持続可能な公共交通体系を維持するとともに、市民生活の一層の利便性向上に努力されたい。

1. 職員研修については、既存の宮城県市町村職員研修所などによる研修に加え、本市独自の研修にも重点を置き、新たな発想で、他の自治体においてモデルとなるような前例のない施策を実施できる職員の育成を図られ、さらに職員が積極的に地域団体活動などへ参加する環境整備の可能性について検討を行われるなど、市民の視点に立ったサービスの向上と行財政改革の推進に努められたい。

1. 保育所、保育園に係る各事業については、国の待機児童の基準には含まれない、いわゆる隠れ待機児童については、隠れ待機児童となった後の状況などの調査を十分に行うとともに、その解消に努められることで、親の子育てと仕事の両立支援と児童福祉の充実を図られたい。

1. 予防接種事業については、煩雑化する接種スケジュールについて適宜職員がアドバイスなどを行うとともに、医療機関などの関係機関との連携を十分に行うことで接種率の向上に努められたい。

また、積極的勧奨を行っていない定期予防接種の取り扱いや新たな定期予防接種の実施については、国の方針や法整備の状況などを見きわめながら適正な対応に努められ、住民のさらなる疾病予防、健康管理の推進を図られたい。

1. 母子保健事業については、現在実施されている各種検診や健康教育、健康相談などに加え、他市町村にはないような本市独自の新たな事業の展開に努められることで、子供を安心して産み育て、健康な生活習慣が身につけられるようになるなど、母子保健の向上を図られたい。

また、定住人口のさらなる増加に向け、特定不妊治療費助成の事業対象の拡大や、父親と子供が触れ合う機会をふやす事業の充実について検討されたい。

1. 割増商品券事業については、平成28年度において、販売した商品券に一部使用されないまま使用期限を過ぎてしまったものがあることから、販売した割増商品券が全て使用されるよう商工会議所と連携したPRなどを積極的に行い、市内商店の売り上げの向上による地域経済のさらなる活性化を図られたい。

1. シッターオープン・プラス事業については、現在も震災などの影響により、商店街の空き店舗が多く見受けられることから、事業対象の拡大などの可能性についても検討されるなど、事業のさらなる充実が努められ、中心市街地の回遊性の向上とにぎわいの創出につなげら

りたい。

1. 塩竈水産品 I C T 化事業については、水産加工品 P R サイトに掲載する商品の追加や更新の方法などについて丁寧に説明を行われたい。

また、既に登録している事業者の成功事例などを積極的に P R するなど、登録事業者数の増加と当該 P R サイトのさらなる有効活用に努められ、商談機会の創出など、さらなる販路拡大につながられるよう十分支援されたい。

1. インバウンド資源発掘プロモーション事業については、外国人観光客が本市を訪れやすい環境を提供するために、より一層公衆無線 L A N スポットの整備に努められるとともに、外国人観光客のニーズを十分に分析した上で、外国人観光客の増加と本市への滞在時間の延長につながるようプロモーション活動に努められたい。特に浦戸諸島の魅力を感じられる宿泊を伴った体験型の旅行プランの提供などについて検討されたい。

1. 要保護・準要保護児童救助事業については、国の補助要綱が改正されたことにより、就学援助に係る入学前の前倒しによる支給が制度上、可能になったことから、認定審査に係る事務手続や対象となる児童生徒が転校した場合の返納手続の方法など、諸課題の解消について十分検討され、入学前の支援が実施できるよう努められたい。

1. 小中学校の教職員超過勤務については、さまざまな施策の中でその解消に向けて努められているが、出退勤管理においてタイムカードの導入を含めた適切な管理方法について検討され、超過勤務の一層の解消に向け、取り組まれたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1. 交通事業特別会計については、市営汽船のダイヤ編成と浦戸の人口流出の因果関係を研究されるとともに、市民の潜在的な要望の把握については、離島航路事業で社会実験として実施したウィークエンド特別便の検証を行うなど、生活航路である市営汽船を利用する島民に対する利便性のさらなる向上に努められたい。

また、交流人口の増加策の実施に当たっては、能動的に情報発信できる S N S の特性を活用されたい。

1. 国民健康保険事業特別会計については、市民の暮らしを守る独自施策として、年金生活者や中間所得者層における負担軽減の措置を講ずるよう国民健康保険事業財政調整基金の運営に当たって今後の方向性を検討されたい。また、特定健康審査・特定保健指導事業では、データヘルス計画をもとに集団検診の待ち時間の短縮に向けた検診環境の整備などを一層進められ、

健康寿命を延ばし、市民の健康な生活の構築に努められたい。

1. 魚市場事業特別会計については、新塩竈市魚市場の全面供用後の安定的な運営に資するため、過去に塩釜港に水揚げしていた魚種を含めた漁船誘致や、青物の水揚げ拡大に向けた背後地における施設整備がもたらす経済波及効果の把握、卸売機関の一元化の実現など、水揚げ目標である120億円の確保に向けたさまざまな取り組みに努められたい。

また、観光拠点としての対応として、公共交通機関を利用する観光客が訪れるJR仙石線東塩釜駅におけるサインなどの整備を検討されたい。

1. 介護保険事業特別会計について、地域支援事業では、要支援、要介護状態になる恐れのある方を早期に把握し、通所や訪問による介護予防プログラムを提供することにより、身体及び生活機能の低下を防いでいるが、事業成果の情報共有が必要であり、客観的な事業評価を行い、住民主体の取り組みに資するよう努められたい。

また、健康な高齢者の多い塩竈の特性を鑑み、サークルや各種団体の活動の機会において直接PR活動を行い、経験談を含む事業効果の周知を行われ、さらなる事業の推進に努められたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1. 市立病院事業会計について、急性期医療から在宅医療まで幅広い医療を提供している状況を鑑み、医療の根幹をなす医師の招聘に全力を挙げて取り組まれたい。

また、地域医療連携の確保が今後の病院経営の基盤となっているので、塩釜地区7病院会議の充実を図りながら、仙台市内の急性期病院との連携確保をさらに図られたい。

1. 水道事業会計については、梅の宮浄水場運転管理委託業務において、管理上の問題が生じないように、さらなる適切な指導に努められたい。

また、老朽施設の更新など、施設の維持管理は非常に厳しい環境となる中、人口減少による市民の負担増がないように、本市の抱える施設の管理コストについては厳密に試算されたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議会選出の監査委員を除く議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万遺漏のないように措置を講じられるよう要望いたします。

以上、皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご報告といたします。

平成28年度決算特別委員会委員長 今野恭一

○議長（香取嗣雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。認定第1号について、討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、認定第1号に対する反対討論を行います。

認定第1号の、一般会計と特別会計のうち、国保事業及び介護保険事業、後期高齢者医療事業についてであります。

まず初めに、一般会計の平成28年度の決算において、市民要望をもとに当市議団も求めてまいりました被災者の命と住宅再建に欠かせない被災者の医療費、介護保険利用の減免継続、災害公営住宅の早期完成、生活の利便性を考慮したNEWしおナビ100円バスの新規ルート拡大、子育て支援や教育の充実では、子ども医療費助成の対象拡大、月見ヶ丘小学校の長寿命化工事、学校図書予算の3倍化、心のケアとの兼務とはいえ図書業務員の配置、産業では電動フォークリフトの導入などの取り組みが行われてまいりました。今後とも被災者や市民に寄り添い、住民の福祉、なりわいの向上につながる市政運営を求めるものであります。

当市議団が決算認定に反対する理由について述べます。

第1点は、利便性を強調して実施されたマイナンバーカードを用いてのコンビニエンスストアの証明書自動交付サービス事業についてであります。窓口や市庁舎前の自動交付機を含めた総交付件数は、1万1,870件のうち、2カ月間の集計とはいえ、コンビニ交付の利用率はたった121件、1%という結果になりました。サービスを強調してマイナンバーカードを普及促進と言ってまいりましたが、情報漏えいの不安は払拭されるどころかますます強まり、マイナンバーカードは市民の間に普及しているとは言えません。

主な施策の成果に関する現状と課題の中では、多くの市民の方々が印鑑登録証明など、さまざまなカードで利用される庁舎設置の自動交付機のあり方を、ニーズや費用対効果などを踏まえ、検討するとあります。マイナンバー漏えい、悪用の危険性から目をそらし、マイナンバー

カード発行利用拡大のために庁舎前の自動交付機をなくす方向だとすれば、これは本末転倒だと言わなければなりません。コンビニ交付の利用件数一つ見ても、市民のニーズも費用対効果もないことは明らかであります。

国ではマイナンバー活用を拡大させるために確定申告や年金申告でもマイナンバーの記入強化を行っておりますが、一方では、必ずしも記入しなくても手続はできると述べています。マイナンバー制度の破綻は明らかであります。

もう一つ述べたいことは、市区町村が事業者へ郵送する住民税の特別徴収額の決定・変更通知に従業員の個人番号を記載する指導が行われてまいりましたが、仙台市は漏えいの危険性等から指摘を受けて、マイナンバー通知書に記載せずに別送付する方針を決めました。

市は仙台と同様な取り組みを行わないばかりか、特別徴収税額通知の郵送方法も個人情報保護評価に基づき、安全管理措置を講ずるよう求められていることから、一市三町では簡易書留を活用しているのに、塩竈市は普通郵便の対応です。最低でもこれは改善すべき問題であります。

第2は、港町地区津波復興拠点整備事業に関連した海岸通地区津波避難デッキ整備工事デッキ事業費は、14億4,200万円でございます。市は観光の利便性にもなると言っておりますが、今回の決算特別委員会でも、デッキを利用している人の数が少ないという指摘がございました。市民からは無駄な事業という意見やデッキによって塩竈の松島観光のシンボルであるマリゲート施設が見えなくなってしまうとか、今後多額な維持管理経費も心配するという声も出されています。そもそも防災上の十分な検討がないまま、復興交付金先にありきで進めてきたことが最大の問題ではないかと考えるものであります。

第3は、被災した桂島、石浜、野々島、寒風沢地区の防潮堤や漁港施設、機能強化災害復旧を図り、被災者の住宅再建と生活環境の再建を図る漁業集落防災機能強化事業でございます。浦戸の復旧のおくれについて、入札の不調や復旧の事業の長期化による影響を挙げております。しかし復旧をおくらせた最大の原因は、島民のなりわいと生活を無視した防潮堤の計画にあります。島民の思いを聞かずに進めようとした結果、合意に至るまで時間がかかり、結果的に復旧事業の長期化を招いていると言わざるを得ません。改めて国、県の言いなりではなく、住民に寄り添い、安心・安全を両立させる市政運営を求めるべきであります。

第4に、市政運営の基本となっている行財政改革推進計画についてです。地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることが大前提でございます。塩竈市は、行財政改革は行政コスト削

減や市職員定数削減で進めてこられました。市職員定数削減によって、一般職員と派遣職員は全体の58%、臨時職員は41%になり、職員の時間外労働は減少しているというものの、全ての職場で過重な時間外労働が行われています。メンタル疾患を患い、30日以上長期に休む職員21名にもなっています。特に公立保育所や学校給食調理員では、全体の半数が臨時職員や時間給の非常勤職員という状況で、全く改善されておりません。

市長は、雇用拡大で地元企業への要請に取り組んでいただいていますけれども、みずから職員定数削減を行いながら、企業に雇用を求めても説得力があるのかと思います。

また、委託事業では、指定管理者を指定して管理委託をした事業は、体育館、温水プール、マリゲート塩釜、集会所、児童館、放課後クラブなどの6つの事業、民間へ事業委託したのが清掃工場、埋め立て処分場、リサイクルセンター、水道部の窓口業務、梅の宮浄水場管理など、5つの事業が委託されてまいりました。その中で、委託事業者の業務報告など行政側の確認が見落とされている問題も生まれています。民間に委託したとしても、委託した業務のチェックなど、職員の手が追いついていない状況、職員の人数が減らされて手が回らなくなっているのではないかと思うのであります。また、委託業者による人件費削減も行われています。

行き過ぎた行政改革、行き過ぎた職員定数削減は、生活のある、また市民である職員を含めた全体の所得減、消費の減につながり、ひいては地域経済の低下という悪循環になってまいります。また、行政サービスの低下につながってまいります。改めて、定数削減、民間委託化を改めて、保育士、介護士、調理員など、安心して働ける雇用環境をつくり、市が率先して取り組みを進める、安心して住み続けられる市政への転換を強く求めるものであります。

第5は、仙台市宮城野区に建設された石炭火力発電所、仙台パワーステーションがことし10月から本格操業になりますが、仙台を初め、周辺自治体住民や漁業者から、大気汚染、健康被害を心配し、反対運動や訴訟も行われております。そもそもパワーステーションは石炭を年間32万トン使用し、発電量を国の基準値をわずかに下回ること環境評価の対象になっていないことから、宮城県と塩竈を含む周辺自治体の公害防止協定の中で、PM2.5や水銀、CO₂が規制項目になっておりません。さらに複数の発電所が建設を予定しており、複合汚染といったところも心配の声が上がっているところであります。

今回の決算特別委員会において、資料請求によって協定書に署名したことが明らかになりましたが、市民の間からは、市民の健康や環境にかかわる問題なのに一切市民と議会に報告しないまま公害防止に関する協定書に同意していたことが問われています。今後市民の中でもいろ

いろと問われてくる問題になるのではないかと考えています。

次に、特別会計決算について述べます。

1つは、国民健康保険事業についてでございます。決算特別委員会でも明らかになったように、塩竈市国民健康保険事業の財政調整基金残高は、平成28年度で14億円からさらに2億円以上の基金が上積みされ、16億円の基金となっています。基金残高は県内の自治体で2番目に多く持っている自治体です。医療給付費が高いと言っていますが、高い給付費のもとでも基金が積み上がっているわけであります。当然この基金は被保険者が納めている税金であり、市長は万が一のために確保しておく財源について5億円と述べてまいりましたが、仮に5億円としても11億円の基金となり、保険税引き下げは可能であります。市は、国保の単位化による県へ納める納付金の標準額などが不確定であることを理由にしていますが、県単一化によって国保税の納付金が増大し、国保運営に支障を来たすということになれば、そもそも保険料が上がる国保県単位化自体が問題ではないでしょうか。

県の保健福祉部長は、国民健康保険料の算定となる納付金は、医療費水準と所得水準を勘案して算定する。よって、引き続き市町村は、納付金に応じて独自に保険料率を設定できる。また、独自の保険料減免を実施することが可能であると答えています。県単位化に移行するに当たって、国から激変緩和の方向性が強調されて、市町村の従前の税率を尊重する方向になってきております。仮に県単位化によって保険料が引き上がるとされるのであれば、基金をもって保険料の税率を引き下げ、市民生活を守ることを含めて、基金を活用した引き下げを決断すべきだと考えています。

塩釜の国保を良くする会などの市民団体は、再三国保税の引き下げを求めてまいりましたが、16億円もの基金があるのになぜ引き下げができないのか納得ができないという意見が出されています。市民の要求に応えるべきです。

次に、介護保険事業についてです。

介護保険制度は、介護給付費は原則9割給付、利用料は1割負担、一定の所得のある場合は、利用料は2割負担となっております。しかし医療介護総合確保推進法によりますと、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付費用から外して、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することになることから、塩竈市はその取り組みを1年前倒し、先取りを行ってまいりました。この取り組みの結果、居宅介護サービス206名減少、施設サービス受給者で9名減少となりました。介護認定に基づくサービスからシルバー人材センター、住民ボランティア

アの交流会に切りかわり、介護予防・日常生活支援総合事業に参加した実人数は752名になっています。地域で支援する取り組みや多様なサービスそのものを否定するものではありませんが、本来専門家の手による介護サービスから、介護給付費用を極力抑制するための手段として、地域での支援、ボランティア主体への介護サービスへ置きかえが進んでしまうことを懸念するものであります。政府はさらに利用料の2割負担、訪問看護の生活援助を原則自己負担にする地域支援事業に移すという方向を示すなど、さらなる改悪を進めようとしています。保険あって介護なしとなる介護保険事業に反対するものであります。

最後になりますが、後期高齢者医療事業についてです。

党市議団は、基本的に後期高齢者医療制度に問題があると考えています。この間、後期高齢者医療では、広域連合に対して後期高齢者の被災者医療減免の再開を求める要望が出されてまいりました。この要望に対して広域連合長は、国から全額を見てもらわなければ困難だという答弁を繰り返してまいりました。しかし後期高齢者医療事業の基金残高は、平成27年度決算でも81億2,500万円、平成28年度の決算ではさらに12億円もふえて93億7,580万円となりました。被災者の医療費減免に要する金額は、1年間で2億6,000万円でございます。93億7,000万円の基金の一部を活用することは十分できることであります。被災者の命を守ることを第一に、引き続き医療費の減免実施と保険料の特例措置の継続を求めるべきだと考えます。広域連合は、市町村とは無関係の別組織ではありません。各自治体が構成となっている組織であり、塩竈市としてもしっかりと意見を上げるべきであります。特に今回新たに広域連合長となった佐藤昭市長には、強くこうした市民の要求を汲み上げて実行されるよう求めて、以上で認定第1号に対する反対討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

3番浅野敏江議員。

○3番（浅野敏江君）（登壇） 認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び特別会計決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算額は、一般会計の歳入が400億589万4,553円、歳出が379億5,106万3,455円。また、特別会計全体の歳入として263億1,310万695円、歳出が237億662万8,039円になりました。これらを合計いたしますと、歳入が663億1,899万5,248円、歳出が616億5,769万1,494円となり、この数字からも震災復興事業がいかに進捗したかが伺われ

る決算となりました。

佐藤市政は平成28年度を復興創生の年と位置づけ、長期総合計画震災復興計画をまちづくりの両輪として、市民生活に密着した事業や震災復興事業等さまざまな事業を行ってまいりました。長期総合計画の実現に向けた事業としては、子ども医療費助成事業を中学3年生まで拡大し、子育て世帯の負担軽減を図り、妊娠、出産を希望する方々への支援策として市独自の特定不妊治療助成事業を実施、さらにNEWしおナビ100円バス運行事業においては、7月から新ルート便の試験運行を開始するなど、市民の暮らしの利便性の向上を図りました。また、月見ヶ丘小学校においては長寿命化事業が行われ、校舎の改修が完了し、子供たちの学習環境が改善、震災復興事業では清水沢、錦町東、北浜地区の各災害公営住宅が竣工し、全ての災害公営住宅の整備が完了したことにより、被災された皆様の住宅再建が図られました。また、港町地区においては津波避難デッキが完成し、市民や観光客の皆さんが安全に避難できる体制ができたと同時に愛称もマリンデッキと命名されるなど、塩竈市の新しい名所になりつつあります。そして塩竈市の水産業のシンボル施設となる新魚市場の中央棟と南棟1期が、平成28年度に供用開始、いよいよ来月25日、グランドオープンを迎えることになりました。これにより新魚市場整備事業が完了となり、本市の復興が大きく進んでいることを内外にアピールできます。このように平成28年度決算は、長期総合計画と震災復興計画の両事業を着実に押し進める結果が見えてきた年度だったと言えるものです。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業は、本市が保険者として行っている健康保険事業であり、平成28年度の被保険者数は1万2,724名、本市人口の23.15%、およそ4人に1人の市民の命と健康を支えている重要な事業です。決算内容によりますと、データヘルス計画に基づき、特定検診、人間ドック、脳ドック、各種がん検診の無料化に加え、新たに糖尿病性腎症化予防事業を開始するなど、被保険者の疾病予防に努められております。一方、国民健康保険税の収納率90.32%という大変高い収納対策の成果と国からの財政支援を背景に、平均6%を超える大幅な国民健康保険税の減税を実施するなど、被保険者に対し、しっかりと利益を還元しており、評価するものです。

次に、介護保険事業特別会計につきまして申し上げます。

本市の高齢化率は、平成29年8月現在32.18%に達しており、今後さらに高まることが見込まれており、介護保険の重要性は一層高まっていくものと考えられます。このような中、平成28年度は地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を1年前倒し

をして生活支援体制整備事業や住宅医療介護連携推進事業、そして認知症総合推進事業の実施など、住みなれた地域で安心して暮らし続けていけるよう、さまざまな取り組みがなされました。今後は認知症高齢者の増加も予想されることから、より地域に密着した介護サービスの充実が求められることから、介護事業の持続可能な制度として適正な介護給付の執行に努められたい。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から国によって開始され、現在事業の運営主体者である保険者は宮城県後期高齢者医療広域連合であります。保険料などは各市町村代表の議員で構成される宮城県後期高齢者医療広域連合議会で決定されるものであり、県内の市町村の役割としては、被保険者証の引き渡しや還付受け付け、保険料の収納などの業務があります。市当局も宮城県後期高齢者医療広域連合とともに現行制度における役割をしっかりと果たし、安定運営に日々努力されております。

以上、認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び特別会計決算の認定」につきましては、適正かつ着実な事業が認められますことから賛成することを表明し、議員各位の良識ある判断のもと、ご賛同賜ることをお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

10番志賀勝利議員。

○10番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

認定第1号「平成28年度一般会計及び特別会計決算の認定について」反対討論をいたします。

平成28年度の決算の中に、随意契約の委託事業として、その事業数133件、総額11億5,800万円が計上されています。委託事業であることから、議会としてはその経費内容については一切説明を受けておりません。チェックのしようがないのが現実であります。

平成23年から平成26年、4年間の重点分野雇用創出事業委託での決算報告書の経費配分のいい加減さを確認している中で、市担当者は133件の委託事業に対して、何を根拠に経費を算出し、予算額を決め、随意契約を締結しているのか。大いなる疑問が湧いてまいりました。

市当局は以前より、委託事業の場合は委託先の経費別の金額をチェックの必要がないと言っております。みずから算出した予算額が適正な金額であることをどのようにチェックしているのだろうかと考えたとき、当然のことではありますが、適切な処理がなされていると判断す

るのは無理なことであります。このままの状態では決算に賛成できないと思うに至りました。全てが反対というわけではありません。しかし、議会として重要な役割、行政のチェック機関としての機能を果たすため、今後の随意契約と監査のあり方を考え、あえて反対討論をし、そして問題提起をしたいと思えます。

例えば、平成28年度決算で、塩釜清掃センターに対する随意契約7,614万円の委託契約についてであります。従来は、清掃工場の運転管理業務と、資源循環促進委託事業を別々に委託していました。ただし今回は、資源循環促進事業を廃棄物搬送業務と名前を変え、運転管理業務と同一の契約にまとめ、委託したものであります。この随意契約は、法令違反ではと危惧するところでもあります。

同組合は、ほかに3事業1,800万円の随意契約の委託事業を請け負っております。さらには、同組合が出資している関連企業も2事業で2億1,100万円の随意契約の委託業務を請け負っております。合計金額は実に3億円を超える随意契約、委託契約となっております。

塩釜清掃センターは、重点分野雇用創出事業の廃棄物循環パトロール委託、資源循環促進事業、この2事業の委託先であり、昨年6月に私が住民監査請求も不当利得返還請求訴訟で訴えた事業者でもあります。

平成28年2月定例会で、一般質問の中で、私と佐藤市長との間で、塩釜清掃センターに関して次のような質疑が交わされました。私は佐藤市長に、「塩釜清掃センターとかかわり合いがあるんですね、全くかかわり合いがないのですか」と質問いたしました。すると、佐藤市長は、「かかわり合いというと、どういうことかご説明いただければと思います」と言われましたので、私は、「清掃センターというのは、市長のお父さんがつくった会社と幾つかの会社が一緒になってできた会社と認識しているのですが」と問いかけました。すると佐藤市長は、「ここで何十年か前のお話をするのはなかなか難しいんですが、その会社に私の父がやっていた会社が入ったのかと言われれば違うと思います。全く別の組織で立ち上げられたのが清掃センターと理解しています」と答えております。

ところが、3カ月後の6月定例会一般質問では、私が、塩釜清掃センターの成り立ちから協業組合が何たるかを説明し、「協業組合員の資格は相続により受け継がれるわけで、以前は市長のお母さんが相続人になり、組合員になっていたという話を聞いていますが、間違いはないですか」と問いかけましたら、佐藤市長は、「確かに私の母が一時、相続という関係で身を置いたことがあることは事実です。それは認めます。ただ、私が市長という立場になりましたので、

たしか4年前か何かには、そういった役職もやめさせていただいております」との答弁がありました。

わずか3カ月前に知らない、違うと言っているながら、4年前まで役職にあったことを認めたのです。議場でなぜこのようそをつくののでしょうか。やましいことがなければ、堂々と最初から真実を述べるべきではないかと私は思います。さらに、市長になったのは平成15年4月であります。その時点で、関係を断ち切るべきであるとは私は思います。私が市長であれば、そうしています。

佐藤市長は、随意契約に関して、「私の恣意的なものが今まで入ったことがないことを自信を持って申し上げる」とも答弁しています。では、どうやってその事実を証明していただけるのでしょうか。そのとき、当時小山産業環境部長は、焼却場の運転管理と残廃の運転処理業務は、従来から清掃センターがやっていたので頼んだ、そしてこの運転管理と残廃の処理については、技術管理者が必要なことを理由として、この清掃センターに頼んだということを説明しております。しかし、この2つの業務を請け負う事業者は、そしてそのときに2つのこの業務を請け負う事業者が市内には清掃センター以外にないということで、こういった委託契約を結んだということになっていますが、果たしてそれが事実なのかどうか、精査が必要ではないかと思っております。

地方自治法では、地方自治法施行令第167条の2、随意契約に、次のように定められております。第1項の中に第1号から第9号までありますが、特に委託業務関係にかかわる項目では、第5号、緊急の必要により競争入札に付することができない場合。第6号、競争入札に付することが不利と認められる場合。第7号、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。第8号、競争入札に付し、入札者がいないとき。または再度の入札に付し、落札者がいないとき。第9号、落札者が契約を締結しないとき、としております。

そして、「特例政令」第10条関係で、第2項には、随意契約によることができる場合については、慎重に判断し、適正な運用を期すべきであると。これは平成7年11月1日、国より通知がなされております。これは当時、防衛庁内で起きた贈収賄事件をきっかけに通知されたものであります。

塩竈市の平成28年度の133件の随意契約した委託契約は、本法令に照らし合わせると、法令違反と思われる契約が幾つか存在しております。お隣の多賀城市では、現菊地市長以前から、10万円を超える案件については原則として随意契約は認められていないそうです。そして、そ

の随意契約が緊急性がある場合、地域内に1社しかない場合、特殊性がある場合以外は認めないということだそうです。契約前に監査が契約内容を厳しくチェックしているということを知っております。ぜひ塩竈市の2名の監査委員、多賀城市の監査委員と意見交換会を行っていただければと思います。

平成28年第2回定例会における産業建設常任委員会所管事務調査報告では、今回の重点分野創出事業委託は随意契約であり、概算予算に基づき事業が委託されている。随意契約は、手続が簡略化できる反面、契約自体が情実に左右されて、公平な取引の実を害するおそれがあることが一般的に指摘されている。本制度が全市的な地域課題への対応策とするならば、広く市内事業所に周知し、積極的に参加、支援、協力していただく姿勢であってしかるべきであると。可能な限り、一般競争入札あるいは指名競争入札にすべきと、厚生労働省の示す指導要綱にも明記されていると報告をしております。

改めて申し上げますが、協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律として、昭和33年に制定されました。設立要件は、4社以上の事業者の参加が絶対条件であります。そして、組合員の資格は相続によるものとされております。そして、出資金に対する配当も認められております。そういう団体であります。

塩釜清掃センターの参加企業は、いたみ衛生、塩釜衛生、仙都衛生、佐藤市長のお父さんが設立した太陽建材のし尿取り組み部門の太陽衛生の4社が一定の出資金のもとにつくられた組合で、昨年創立30周年を迎えております。

当然ながら、各組合員には出資金に対する配当金の存在があり、組合員の資格は相続によって継承されることになっております。佐藤市長は、母親は4年前に役職をやめたと弁明しておりますが、相続により組合員としての資格と配当金を受け取る権利は親族の誰かが受け継いでおり、この点で佐藤市長と塩釜清掃センターとは利害関係が存続しているものと思います。

先週9月21日の決算特別委員会での答弁で、佐藤市長は、「現在は組合員ではない」というような答弁をされておりました。ならば、その事実を証明できる証拠を提示していただければと思います。4年前まで母親が役職をやっていたにもかかわらず、昨年2月の定例会では、違うというお話をされ、私にはこういったうそを平気につくような方の言葉を、額面どおりに受け取るのは無理であります。親族の組合脱退を証明する正式な文書なりを提示していただきたいと思います。組合員の加入、脱退は、組合の総会での決議が必要であり、総会の議事録なり、監督官庁である宮城県への提出書類等を示すことが身の潔白を証明する手段として考えられま

すが、ぜひお示しいただきたいと思ひます。

何よりも委託契約の透明性を高めるため、情実の入り込む余地がなくなるように、多賀城市と同様に、塩竈市の監査が施行令に基づいた判断を下し、見積もり合わせ、指名競争入札、一般競争入札の導入が、塩竈市として進む道ではないかと考えております。

以上の理由をもとに、認定第1号に反対いたします。

行政のチェック機関の一員として、議員各位の良識のある判断を期待いたします。

以上で終わります。

○議長（香取嗣雄君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

6番阿部かほる議員。

○6番（阿部かほる君）（登壇） オール塩竈の会の阿部かほるでございます。

認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成する会派を代表いたしまして、賛成討論を申し上げます。

まず、平成28年度の一般会計についてであります。歳入は400億589万4,553円で、前年度比16.2%の減、歳出は379億5,106万3,455円で、前年度比12.8%の減という決算でありました。

平成28年度決算は、復興創生の年として塩竈市の復旧復興事業が大きく進展したことが見える決算であったと評価しております。特に大型復興計画に基づく事業といたしまして、災害公営住宅整備事業につきましては、清水沢地区の東西工区、錦町東地区、北浜地区、そして伊保石地区の第2期分においてそれぞれ完成を迎え、被災されました市民の皆様の住環境整備が大きく進展いたしました。また、新魚市場整備事業におきましても完成までの最終段階に入り、本年10月には全面供用開始となることは周知のとおりであります。そのほか、塩竈市津波防災センター整備事業や震災復興市街地再開発事業に対する支援の継続など、各種復旧復興事業の進捗が図られ、投資的経費の決算額は過去最大規模となり、まさに塩竈市の復興創生のための事業が大きく進展し、いよいよ終盤を迎えたことが見える決算であると大いに評価するものであります。

さらに第5次塩竈市長期総合計画実現のための各種施策につきましても、まちづくりの目標の実現に向けた事業の進捗が決算にあらわれております。まず、目標の一つ、だれもが安心して暮らせるまちとしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成事業の対象年齢を中学3年まで拡大されましたほか、妊娠、出産を希望される方々への新たな支援策として特定不妊治療費助成事業を実施されました。また、海・港と歴史を活かすまちと

いたしましては、本市の基幹産業であります水産加工業が活力を取り戻せるよう、国の交付金を活用した塩竈水産品ICT化事業を実施され、塩竈水産品協議会の発足や本市の水産加工業のデータベース化等によるPRサイトの開設などを支援し、流通の効率化、販路拡大を目指して水産加工業の振興、再生を図る取り組みに着手されました。夢と誇りを創るまちといたしましては、義務教育9年間の学びの連続性を重視した本市独自の小中一貫教育推進事業を立ち上げ、学力向上プランの策定や中学校区単位の交流活動を行い、本格的な実施に向けた準備を進められました。塩竈市震災復興計画と第5次塩竈市長期総合計画という大きな二本柱となる計画の実現に向けてさまざまな施策に取り組み、形としてあらわれてきたことから見ましても、まさに市長が平成28年度の施政方針において表明された復興創生の年が決算にあらわれたものであり、大いに評価すべきものであります。

決算の収支状況を見ますと、実質収支が前年度から減となりましたことから、単年度収支、実質単年度収支はともにマイナスとなりました。しかし、これは主に決算規模の縮小や繰越予算の減などに伴う不用額の決算が縮小となったためであります。決算規模が震災前の水準まで戻りつつある過程のものとのことでもあります。財政調整基金は、前年度と同水準を維持していることから本市の財政収支が悪化したわけではないと認めることができます。また、地方自治体の財政健全化を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれにおきましても前年度に引き続き健全団体の水準を維持され、現状として財政状況に問題がないことが認められます。しかしながら、経常収支比率は98.8%で、前年度から0.8ポイントの上昇となり、財政の硬直化が進んだと判断せざるを得ません。県内他市の平均はさらに悪化している状況ではありますが、自主財源の確保や経常収支のさらなる節減に向けて、なお一層の努力をされますことを期待するものであります。

また、当該決算につきましては、地方自治法第199条に定める監査委員による定期監査が実施され、決算審査意見書において審査に付された各会計決算書、付属書類及び基金の運用状況はいずれも関係法令に準拠して作成されており、表示された係数は諸帳簿と符合し、正確であり、この内容及び予算執行状況についても適正であると認められたとされていることから認定すべきものであると認められます。

このように復旧復興事業の進捗や長期総合計画実現のための各種施策を実現されたと同時に、決算や財政健全化指数がおおむね良好であること、さらには適正に執行されたことから見ましても、平成28年度の一般会計決算は、市長を初めとして市当局が大変な努力を重ねられ、その

結果として多くの成果を上げた決算であると大いに評価するものであります。そして今後も職員一丸となって後期復興期間、いわゆる復興創生期間での努力を重ねられ、ふるさと塩竈の一日も早い復旧復興が実現できますことを期待するものであります。

以上、認定第1号「平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、認定第3号については委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。



日程第5 議員提出議案第6号

○議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

17番小高 洋議員。

○17番（小高 洋君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、議案の趣旨説明にかえさせ

ていただきます。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する、各国と連携した断固たる対応と同時に、平和的解決を日本政府に求める意見書

北朝鮮は、8月29日午前5時58分ごろ、平壤近郊の順安から弾道ミサイル一発を北東方向に発射した。同ミサイルは北海道上空を通過し、襟裳岬東方約1,180キロの太平洋上に落下した。周辺水域では漁船も操業しており、落下に伴う被害も想定された。

北朝鮮は昨年以降、2回の核実験を行い、複数回にわたり弾道ミサイルを発射しており、国際社会全体の安全に対する深刻かつ重大な脅威である。特に今回の我が国上空を通過するミサイル発射は、我が国にとってこれまでにない暴挙である。これは、8月5日の国連安全保障理事会全一致となった2371決議（北朝鮮への経済制裁と平和・外交政治的解決）を初めとする累次の国際連合安全保障決議や、日朝平壤宣言に違反するとともに、6カ国協議共同声明の趣旨にも違反するものであり、断じて容認できない。

一方で、今北朝鮮とのかかわりで一番の懸念は、米朝間の軍事衝突であり、米朝間で軍事的緊張が高まるもとの、双方の当事者の意図にかかわらず軍事衝突が一たび起きれば、我が国にも甚大な被害が及ぶことも予想される。

こうした情勢のもと、国際社会は結束した外交を展開し、厳格な対応と同時に平和的な解決に努めるべきであり、我が国も平和的解決に向けて大いなる努力を払わなくてはならないと考える。

記

1. 政府は、米国、韓国、中国及びロシアを初めとする関係諸国や国際社会との協力・連携をさらに強化し、経済制裁等の厳格な実施を行うとともに、それと一体に、対話による平和的解決を関係諸国に強く呼びかけること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員

会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第6号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第6号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する、各国と連携した断固たる対応と同時に、平和的解決を日本政府に求める意見書」については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第6号については否決されました。



日程第6 議員派遣の件

○議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま1番小野幸男議員外16名から、議員提出議案第7号「塩竈市魚市場背後地における『青物』処理施設整備に係る県有地の払下げを求める意見書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議員提出議案第7号

○議長（香取嗣雄君） 追加日程第1、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号「塩竈市魚市場背後地における『青物』処理施設整備に係る県有地の払下げを求める意見書」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

5番阿部眞喜議員。

○5番（阿部眞喜君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設整備に係る県有地の払下げを求める
意見書

新塩竈市魚市場は、東日本大震災からの復旧・復興のシンボルとして、間もなく完成予定であり、まさに塩竈の水産業の新しい扉が開こうとしております。

塩竈市魚市場では、昭和57年には、数量で約12万6,000トン、金額で約500億円を超える水揚げがありましたが、近年の漁獲可能量制度（TAC）や国際的協約のもとに漁獲量が制限され、平成28年度では、数量で約2万2,000トン、金額で約105億円の状況となっております。水産業界では、水揚げ量の増加を図るために「サバ」の水揚げに挑戦し、平成28年度は数量で約

4,600トン、金額で約3億円の水揚げ実績を残しました。課題であった「マグロに特化した魚市場」からの脱却の第一歩として、大きな成果を上げたところです。

しかしながら、現状では入港船1艘分の処理能力（1日当たり200トン）しかなく、水揚げ量をふやすには、新たな「青物」処理施設の新設が必要です。仮に、総数量400トンの凍結施設があれば、入港船2艘で年間1万トンの水揚げが可能となり、さらに、水産加工業においても、塩竈ブランドの原料として加工・販売や海外への販路拡大も可能となります。

このことから、塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設の整備は、本市の基幹産業である水産振興及び新塩竈市魚市場の効果促進に必要不可欠なものとして、塩竈市魚市場の卸売機関を初め、水産業界の総意で推進しようとするものです。

よって、宮城県におかれましては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 宮城県が所有する塩釜港岸壁に隣接する塩竈市新浜町三丁目122番9及び同51番74の土地を本市水産業界に払い下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（香取嗣雄君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（香取嗣雄君） 異議なしと認め、議員提出議案第7号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号「塩竈市魚市場背後地における「青物」処理施設整備に係る県有地の払

下げを求める意見書」については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会の全日程を終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

午後3時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月28日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 土 見 大 介